



定期第3858号 平成28年3月24日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
200	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
201	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
202	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産基盤整備局 農業基盤課

【企業管理規程】

番号	表題	担当課名
1	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	

【監査委員公表】

番号	表題	担当課名
6	包括外部監査の結果公表	

徳島県告示第二百号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県六合同庁舎で使用する電気

調達期間における六合同庁舎の予定使用電力量の合計 一、八一五、八七九キロワッ

トアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

電気を使用する施設名	契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島合同庁舎	徳島県東部県税局企画総務担当 徳島市新蔵町一丁目六七 (電話〇八八 六二六 八八二二)
吉野川合同庁舎	徳島県東部県税局収税担当 吉野川市川島町宮島七三六 一 (電話〇八八三 二六 三九一一)
南部総合県民局阿南庁舎	徳島県南部総合県民局経営企画部総務企画担当 阿南市富岡町あ王谷四六 (電話〇八八四 二四 四一一〇)
同 美波庁舎	徳島県南部総合県民局経営企画部県民生活・総務担当 海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一 (電話〇八八四 七四 七三二二)
西部総合県民局美馬庁舎	徳島県西部総合県民局企画振興部県民生活・総務担当 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 (電話〇八八三 五三 二〇一一)
同 三好庁舎	徳島県西部総合県民局企画振興部県民生活・総務担当 三好市池田町マチ二四一五番地 (電話〇八八三 七六 〇三六三)

三 落札者を決定した日

平成二十八年二月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社 F Power

東京都港区六本木一丁目八番七号

五 落札金額

三千二百六十三万四千六百十五円

六 契約の相手方を決定した手続

七 一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日

平成二十八年一月八日

徳島県告示第二百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鳴門塩業株式会社

住 所 鳴門市撫養町黒崎字松島五三番地

代表者 代表取締役社長 宮崎勝彦

2 工場又は事業場

名 称 鳴門塩業株式会社製塩工場

所在地 鳴門市撫養町黒崎字松島五三番地

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号口に規定する遠心分離機

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 平成二十八年三月二十四日から

平成二十八年四月十四日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び鳴門市市民環境部環境政策課

徳島県告示第百二十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
有限会社美馬グリ ーンサービス	美馬市美馬町字宮南 一一一番地二	美馬市美馬町字中筋 八九番二	一、一二〇・〇〇

二 認可年月日

平成二十八年三月二十四日

徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

徳島県企業局長 酒 池 由 幸

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）の収益の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考	
事業収益	営業収益	電力料	他社販売電力料	他へ販売する水力発電の電力料金をいう。	
		太陽光発電電力料	太陽光発電電力料	他へ販売する太陽光発電の電力料金をいう。	
		営業雑収益	使用料	上記の科目に該当しない収益で、電気事業に伴って通常発生するものをいう。	
		雑口	雑口	公舎使用料等をいう。 営業収益中他の項目に属さないもの及びたな卸益等を計上する。	
		財務収益	受取利息及び配当金	預金利息	
				基金利息	
				貸付金利息	
			有価証券利息		
			配当金		
			雑利息		
	事業外収益		長期前受金戻入	再評価積立金	
			受贈財産評価額		
			寄附金		
			負担金		
			工事負担金		
			他会計補助金		
			(何)補助金		
			その他資本剰余金		
			雑収益		
			固定資産売却収益		
			有価証券売却収		

			益	
			事業外固定資産	
			売却収益	
			不用品売却収益	
			物品売却収益	
			その他雑収益	
		消費税及び地方		
		消費税還付金		
			消費税及び地方	
			消費税還付金	
	特別利益			
		固定資産売却益		
			固定資産売却益	
		過年度損益修正		
		益		
			過年度損益修正	
			益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）の費用の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
事業費用	営業費用	水力発電費	<p>給料 手当等</p> <p>賞与引当金繰入 額</p> <p>給料手当振替額 (貸方)</p> <p>報酬</p> <p>法定福利費</p> <p>法定福利費引当 金繰入額</p> <p>厚生福利費</p> <p>賃金</p> <p>潤滑油脂費</p> <p>被服費</p> <p>印刷製本費</p> <p>燃料費</p> <p>光熱水費</p> <p>備用品費</p> <p>建物修繕費</p>	<p>職員の本俸をいう。</p> <p>管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，住居手当，通勤手当，特殊勤務手当，特地勤務手当，超過勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末勤勉手当，管理職特別勤務手当、児童手当等に整理する。</p> <p>期末勤勉手当の次期の支給見込額のうち，当期の負担に属する額を繰入れる。</p> <p>臨時又は非常勤の顧問，参与，嘱託員等に対する報酬をいう。</p> <p>法令の規定によつて事業主が負担するものをいう。職員共済組合費，職員災害補償負担金，健康診断費等に整理する。</p> <p>法定福利費の次期の支給見込額のうち，当期の負担に属する額を繰入れる。</p> <p>職員の福利厚生に要するものをいう。文化体育費，保健費，厚生施設費等に整理する。</p> <p>職員以外の者の本俸，手当，法令の規定によつて事業主が負担する保険料等をいう。</p> <p>機械の潤滑油脂に関する費用をいう。ただし，変圧器油及び開閉器油は「修繕費」に，自動車に使用する油類及び燈火用油類は「燃料費」に整理する。</p> <p>職員に貸与する被服代をいう。</p> <p>文書，図面，帳簿等の印刷費及び伝票，帳簿等の製本費をいう。</p> <p>自動車用燃料費並びに暖房及び炊事用薪炭費をいう。</p> <p>電灯料，ガス使用料等をいう。</p> <p>事務用消耗品及び耐用年数1年未満又は相当価格以下の器具及び備品をいう。じゆう器工具費，事務用品費，図書費及びその他に整理する。</p> <p>「水力発電設備」の「建物」に関するものをいう。（賃借資産に関するものを含む。）以下修繕費については，材料費，請負代及び諸費に整理する。</p>

構築物修繕費	「水力発電設備」の「水路」及び「貯水池（又は調整池）」に関するものをいう。
機械装置修繕費	「水力発電設備」の「機械装置」に関するものをいう。
雑修繕費	「水力発電設備」の「土地」及び「備品」に関するものをいう。
修繕引当金繰入額	
特別修繕引当金繰入額	
水利使用料	
補償費	定期的又は臨時的補償料及び賠償費をいう。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、該当する建設費又は修繕費に整理する。
賃借料	水力発電のために他の者の資産を使用した場合の借地借家料，線路使用料，電柱敷地料，雑賃借料等に整理する。
損害保険料	
交付金	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。
通信運搬費	はがき，郵便切手，電信，電話，インターネット等の通信費及び運送料等をいう。
旅費	
寄附金	
分担金	
会議費	
食糧費	
委託料	
貸倒引当金繰入額	破産更生債権等の回収不能額を算出し，繰入れる。
(何)引当金繰入額	
雑費	広告費，諸会費，手数料，報償費及びその他に整理する。
雑損	電気事業の運営に伴って通常発生する損失で他の節に該当しないものをいう。例えば，たな卸評価損等をいう。
減価償却費	
固定資産除却費	固定資産除却費及び固定資産除却損に整理する。
固定資産除却引当金	
共有設備費分担	

		金	
	一般管理費		「業務設備」に係る費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的事務に係る費用をいう。 「一般管理費」の節については、「水力発電費」の節に準ずる。
		給料	「水力発電費」の節に準ずる。以下同じ。
		手当等	
		賞与引当金繰入額	
		給料手当振替額 (貸方)	
		退職給付費	
		退職給付引当金繰入額	引き当てておくべき退職給付費を簡便法で算定した場合の不足額を繰入れる。
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		厚生福利費	
		賃金	
		被服費	
		印刷製本費	
		燃料費	
		光熱水費	
		備用品費	
		建物修繕費	「業務設備」の「建物」に関するものをいう。
		構築物修繕費	「業務設備」の「構築物」に関するものをいう。
		機械装置修繕費	「業務設備」の「機械装置」に関するものをいう。
		その他雑修繕費	「業務設備」の「土地」及び「備品」に関するものをいう。
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		補償費	
		賃借料	「業務設備」に係る借地借家料，線路使用料，電柱敷地料，雑賃借料等に整理する。
		損害保険料	
		交付金	
		負担金	

		研究養成費	
		通信運搬費	
		旅費	
		寄附金	
		分担金	
		会議費	
		食糧費	
		交際費	
		委託料	
		貸倒引当金繰入額	
		(何)引当金繰入額	
		雑費	
		雑損	
		減価償却費	
		固定資産除却費	
		固定資産除却引当金	
		建設分担関連振替額	
	太陽光発電費		「太陽光発電設備」に係る費用をいう。 「太陽光発電費」の節については、「一般管理費」の節に準ずる。
		給料	「一般管理費」の節に準ずる。以下同じ。
		手当等	
		賞与引当金繰入額	
		給料手当振替額(貸方)	
		退職給付費	
		退職給付引当金繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		厚生福利費	
		賃金	
		被服費	

		印刷製本費	
		燃料費	
		光熱水費	
		備用品費	
		建物修繕費	「太陽光発電設備」の「建物」に関するものをいう。
		機械装置修繕費	「太陽光発電設備」の「機械装置」に関するものをいう。
		雑修繕費	「太陽光発電設備」の「土地」及び「備品」に関するものをいう。
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		補償費	
		賃借料	「太陽光発電設備」に係る借地借家料，線路使用料，電柱敷地料，雑賃借料等に整理する。
		損害保険料	
		交付金	
		負担金	
		研究養成費	
		通信運搬費	
		旅費	
		委託料	
		貸倒引当金繰入額	
		(何)引当金繰入額	
		雑費	
		雑損	
		減価償却費	
		固定資産除却費	固定資産除却費及び固定資産除却損に整理する。
		固定資産除却引当金	
	財務費用	資産減耗費	
		たな卸資産減耗費	
		支払利息及び企業債取扱諸費	
		企業債利息	

			長期借入金利息
			一時借入金利息
			雑利息
			企業債取扱諸費
			建設中利子振替
			額(貸方)
	事業外費用		
		雑損失	
			建設準備勘定償
			却費
			固定資産売却原
			価
			事業外固定資産
			管理費
			有価証券売却損
			物品売却原価
			財産偶発損
			その他雑損失
		消費税及び地方	
		消費税	
			消費税及び地方
			消費税
	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		減損損失	
			減損損失
		災害による損失	
			災害による損失
		過年度損益修正	
		損	
			過年度損益修正
			損
		その他特別損失	
			その他特別損失

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）資産の固定資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
(電気事業固定資産) 水力発電設備	(何)所	土地		括弧の款は財務諸表作成時の科目とし、日常整理はそれ以下とする。 所別に整理する。ただし、貯水池、専用鉄道、水源かん養林、水力総括事務所等で1発電所に所属しないものは、単独に項別に整理する。 土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接に関係あるものを除く。)、登録税、周旋料、消耗品等の諸経費をいう。
		水源かん養林		水源かん養林の取得に関して要した買収代及び土地の取得に要する諸経費に準ずるものをいう。植林費を含む。
		建物		建物の取得に関して要した工事費(基礎工事費及び附属施設工事費を含む。)、材料代、買収代(買収建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸経費を含む。)、人夫賃、消耗品費、登録税、周旋料等をいう。
			鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
			金属造	鉄骨造り、石造り、ブロック造り及び土蔵造りを含む。
			木造	木造モルタル造りを含む。
		水路		基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費及びその他の諸経費を含む。
			えん堤	貯水池又は調整池に属するものを除く。
			取水口	洪水取水口及びでき堤を含む。
			導水路	
			沈砂池	
			水槽	
			水圧管路	
			放水路	
			雑工事	水路の建設に伴う道路付替費用、寄附金等本項の他の目に該当しないものをいう。揚水設備及び歩道を含む。
		貯水池(又は調整池)		
			えん堤	「水路」に整理されるものを除く。
			雑工事	「水路」の同節に準ずる。
		機械装置		運搬費、据付費、消耗品及びその他の諸経費を含む。
			水車	所内用水車及び励磁機用水車を含む。
			発電機	所内用発電機を含む。

業務設備	(何)	主要変圧器	地方配電用変圧器を含む。
		配電盤開閉装置	母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。
		自動制御装置	自動制御装置と一体となつている測定装置及び監視装置を含み配電盤に取り付けられているものを除く。
		屋外鉄構	電線及び碍子は、配電盤開閉装置で整理する。
		基礎	
		通信電灯電力装置	
		修繕試験装置	
		その他機械装置	電気事業会計規則の「機械装置、諸機械装置」及び「諸装置、雑装置」をいう。その他機械、その他装置に整理する。
		備品	耐用年数が1年以上であつて取得価格又は製作価格が10万円以上のものをいう。
		工具	
		器具及び備品	
		車両及び船舶	
		無形固定資産	種類別に節に整理する。
		リース資産	(何) リース資産の内容については上記有形固定資産及び無形固定資産の節の例による。
建設仮勘定	工事件名別に整理する。ただし金額が少額であるときは、同種の工事を一括して整理することができる。別に定める「建設仮勘定整理科目表」による。附帯事業固定資産又は、事業用固定資産に係るものがあるときは項別に整理する。		
建設準備勘定	(何)		
除却仮勘定	(何) 「建設仮勘定」に準じて整理する。		
減価償却累計額	(貸方)		
共有者持分額	(貸方)		
共有者持分額	(貸方)		
土地	本局等に整理する。 「水力発電設備」の同目に準ずる。		

太陽光発電設備	(何)所	建物	同上
		構築物	
		独立電話線路	交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話器までとする。電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		添架電話線	その支持物又は管路が他の科目に整理された電話線をいう。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それがない場合は電話器までとする。電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		空中線施設	無線通信用の構築物をいう。電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		その他構築物	
		機械装置	
		通信機械装置	電気事業会計規則の同目に準じて整理する。
		その他機械装置	電気事業会計規則の諸装置に属するものを同目に準じて整理する。
		備品	「水力発電設備」の同目に準ずる。
		無形固定資産	同上
		リース資産	リース資産の内容については上記有形固定資産及び無形固定資産の節の例による。
		(何)	
		建設仮勘定	工事件名別に整理する。ただし金額が少額であるときは、同種の工事を一括して整理することができる。別に定める「建設仮勘定整理科目表」による。附帯事業固定資産又は、事業用固定資産に係るものがあるときは項別に整理する。
建設準備勘定	(何)		
除却仮勘定	(何)		
減価償却累計額 (貸方)			
機械装置			
発電機	(何)		
備品			
器具及び備品	(何)		
		所別に整理する。「水力発電設備」の同目に準ずる。	

		建設仮勘定	(何)	
		建設準備勘定	(何)	
		除却仮勘定	(何)	
		減価償却累計額 (貸方)		
		共有者持分額 (貸方)		
(事業外固定資産)				電気事業又は附帯事業の用に供されないことが確定した設備であつて、「除却仮勘定」又は「貯蔵品勘定」へ振り替えられないものを含む。
事業外固定資産	(何)			本局等に整理する。
		廃止設備	(何)	該当する稼働設備の科目に準じて整理する。
		土地		「水力発電設備」の同目に準ずる。
		建物		同上
		立木	(何)	
(投資その他の資産)		無形固定資産		
投資有価証券	(何)	減価償却累計額 (貸方)		長期投資の目的をもつて所有する有価証券をいう。 本局等に整理する。項について以下同じ。
		地方債		
		国債		
		政府保証債		
		株式		
		社債		
出資金	(何)	その他有価証券		
		(何)出資金		

長期貸付金	(何)	他会計貸付金 一般貸付金	長期貸付金のうち、貸借対照表日後1年を超えて履行期限の到来するものをいう。
貸倒引当金	(何)	貸倒引当金	
基金	(何)	減債基金 雑特定基金	口別に整理する。
長期前払消費税 及び地方消費税	(何)	長期前払消費税 及び地方消費税	積立金，引当金，預り金等に対応して保有する資産及びこれに準ずるものをいう。目的別に整理する。
その他投資	(何)	預託金 雑口	
減価償却費累計 額	(何)	(何)	

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）資産の流動資産の表を次のように改める。

款	項	目	節	備考
現金預金	現金			支払の確実な小切手等，官庁支払通知書等で割引なくして現金に引き換え得るものを含む。
	預金	定期預金 通知預金 普通預金 当座預金		貸借対照表日後1年以内に満期の到来するものをいう。
未収金	(何)	営業未収金	電力料 太陽光発電電力料 営業雑収益	本局等に整理する。項について以下同じ。 「営業収益」の各科目に係る未収金をいう。
		営業外未収金	財務収益 事業外収益	「財務収益，風力電力料及び事業外収益」の各科目に係る未収金をいう。
		その他未収金	諸売却代 雑口	
有価証券	(何)	株式 社債 (何)		一時所有の目的をもつて，保有する市場性のある有価証券をいう。
貯蔵品	(何)	一般貯蔵品 特殊品		物品別又は種類別及び品質別に区分し，かつ，単価を付して整理する。 類別に節に整理する。
短期貸付金	(何)	他会計貸付金		貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。

前払費用	(何)	一般貸付金		
		未経過保険料		
		その他前払費用		
前払金	(何)			物品代等で前払したものをいう。
		請負代		
		買入物品代		
		その他前払金		
未収収益	(何)			
		(何)		
貸倒引当金				
		未収金貸倒引当金		
		短期貸付金貸倒引当金		
		未収収益貸倒引当金		
その他流動資産	(何)			流動資産のうち上記の各科目に該当しないものをいう。
		仮払金		
			仮払消費税及び	
			地方消費税	
			雑口	
保管有価証券				担保として預かつた有価証券をいう。預り先別に整理する。
一年内償還 長期貸付金	(何)			長期貸付金のうち、貸借対照表日後1年を以内に履行期限の到来するものをいう。
		他会計貸付金		
		一般貸付金		

別表第一その一勘定科目表（電気事業会計）負債の流動負債の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
一時借入金	(何)	他会計借入金 一般借入金		貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。 本局等に整理する。項について以下同じ。
企業債	(何)	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債	政府資金、公庫資金、金融機関等からの借入金をいう。 貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
他会計借入金	(何)	(何)会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
リース債務	(何)	リース債務		貸借対照表日後1年以内に履行期限の到来するものをいう。
未払金	(何)	営業未払金 その他未払金		
未払費用	(何)			
前受金	(何)			他からの前受金及び次期以降に属する収益をいう。

<p>前受収益</p>	<p>(何)</p>	<p>営業前受金 営業外前受金 その他前受金</p>	<p>前受利息 前受雑収益 諸売却代 雑口</p>	<p>器具，物品等の売却代で未精算のものをいう。</p>
<p>引当金</p>	<p>賞与引当金 退職給付引当金 法定福利費引当金 金 修繕引当金 特別修繕引当金 固定資産除却引当金 (何)引当金</p>	<p>前受収益</p>		
<p>その他流動負債</p>	<p>(何)</p>	<p>預り金</p>	<p>所得税 市町村民税 共済組合掛金 健康保険料 厚生年金保険料 雇用保険料 仮受消費税及び 地方消費税</p>	<p>他から預かつた現金等に係る債務をいう。</p>
<p>預り有価証券</p>		<p>雑口</p>		<p>担保として預かつた有価証券をいう。預り先別に整理する。</p>

別表第五その一 予算科目表（電気事業会計）収益的収入の表を次のように改める。

款	項	目	節	備考		
事業収益	営業収益	電力料	他社販売電力料			
		太陽光発電電力料	太陽光発電電力料			
		営業雑収益	使用料 雑口			
		財務収益	受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金 雑利息		
			事業外収益	他会計補助金	他会計補助金	
				補助金	(何)補助金	
	長期前受金戻入			再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 負担金 工事負担金 他会計補助金 (何)補助金 その他資本剰余金		
	雑収益			固定資産売却収益		

			有価証券売却収 益	
			事業外固定資産 管理収益	
			不用品売却収益	
			物品売却収益	
			その他雑収益	
		消費税及び地方 消費税還付金		
			消費税及び地方 消費税還付金	
	特別利益	固定資産売却益	固定資産売却益	
		過年度損益修正 益	過年度損益修正 益	
		その他特別利益	その他特別利益	

別表第五その一 予算科目表（電気事業会計）収益的支出の表を次のように改める。

款	項	目	節	備 考
事業費用	營業費用	水力発電費	給料 手当等 賞与引当金繰入 額 報酬 法定福利費 法定福利費引当 金繰入額 厚生福利費 賃金 潤滑油脂費 被服費 印刷製本費 燃料費 光熱水費 備用品費 修繕費 修繕引当金繰入 額 特別修繕引当金 繰入額 水利使用料 補償費 賃借料 損害保険料 交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 分担金 会議費 食糧費 委託料 貸倒引当金繰入	

			額	
			(何)引当金繰	
			入額	
			雑費	
			雑損	
			減価償却費	
			固定資産除却費	固定資産除却費及び固定資産除却損に区分する。
			固定資産除却引	
			当金繰入額	
			共有設備費分担	
			金	
	一般管理費			
			給料	
			手当等	
			賞与引当金繰入	
			額	
			退職給付費	
			退職給付引当金	
			繰入額	
			報酬	
			法定福利費	
			法定福利費引当	
			金繰入額	
			厚生福利費	
			賃金	
			被服費	
			印刷製本費	
			燃料費	
			光熱水費	
			備用品費	
			修繕費	
			修繕引当金繰入	
			額	
			特別修繕引当金	
			繰入額	
			補償費	
			賃借料	
			損害保険料	
			交付金	
			負担金	

		研究養成費	
		通信運搬費	
		旅費	
		寄附金	
		分担金	
		会議費	
		食糧費	
		交際費	
		委託料	
		貸倒引当金繰入額	
		(何)引当金繰入額	
		雑費	
		雑損	
		減価償却費	
		固定資産除却費	固定資産除却費及び固定資産除却損に区分する。
		固定資産除却引当金繰入額	
		建設分担関連振替額	
	太陽光発電費	給料	
		手当等	
		賞与引当金繰入額	
		退職給付費	
		退職給付引当金繰入額	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		厚生福利費	
		賃金	
		被服費	
		印刷製本費	
		燃料費	
		光熱水費	
		備用品費	

			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			補償費	
			賃借料	
			損害保険料	
			交付金	
			負担金	
			研究養成費	
			通信運搬費	
			旅費	
			委託料	
			貸倒引当金繰入額	
			(何)引当金繰入額	
			雑費	
			雑損	
			減価償却費	
			固定資産除却費	固定資産除却費及び固定資産除却損に区分する。
			固定資産除却引当金繰入金	
		資産減耗費	たな卸資産減耗費	
	財務費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息	
			長期借入金利息	
			一時借入金利息	
			雑利息	
			企業債取扱諸費	
	事業外費用	雑損失	建設準備勘定償却費	
			固定資産売却損	

			事業外固定資産
			管理費
			物品売却原価
			有価証券売却損
			財産偶発損
			その他雑損失
		消費税及び地方	
		消費税	
			消費税及び地方
			消費税
	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		減損損失	
			減損損失
		災害による損失	
			災害による損失
		過年度損益修正	
		損	
			過年度損益修正
			損
		その他特別損失	
			その他特別損失
	予備費		
		予備費	
			予備費

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 高 畑 富 士 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人徳島県スポーツ振興財団」を

「一般財団法人徳島県スポーツ
一般社団法人せとうち観光推

振興財団

に、「一般社団法人徳島県森林協会」を

「一般社団法人徳島県森林協会
一般社団法人徳島県農業会議」

に改

進機構

め、「徳島県農業会議」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

徳島県監査委員公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人山本啓司から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十四日

徳島県監査委員

同	同	同	同	同
川	村	田	米	廣
稲	村	孝	昭	道
原	田	仁	昭	道
井	川	龍	樹	
岡		佑		

平成27年度

包括外部監査結果報告書

「過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証」

徳島県包括外部監査人

山 本 啓 司

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
第2章	外部監査の対象の概要	3
第3章	監査の結果及び意見	6
I	平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定，事務執行及び管理運営について」	6
第1	全施設共通	6
1	選定委員の選定等	6
2	募集期間等	7
3	情報提供	8
第2	徳島県立文学書道館（とくしま文化振興課）	11
1	特別展示等の経費など	11
2	修繕費	13
3	委託契約	14
第3	徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設，徳島県蔵本公園スポーツ施設，徳島県立中央武道館（県民スポーツ課）	15
1	委託契約	15
2	施設全体の安全性等	17
第4	徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ），徳島県立渦の道（にぎわいづくり課）	20
1	審査基準等	20
2	修繕費	22
3	委託契約	24
4	事業報告書	25
第5	徳島県立出島野鳥公園（にぎわいづくり課）	26
1	指定管理の基本的内容	26
2	審査基準	27

3	修繕費.....	29
4	委託契約.....	31
第6	徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）（にぎわいづくり課）	32
1	審査基準.....	32
2	委託契約.....	34
3	事業報告書.....	35
4	修繕費の内容について.....	36
5	修繕費の削減.....	39
第7	徳島県立あすたむらんど（にぎわいづくり課）	40
1	報奨金制.....	40
2	審査基準.....	41
3	委託契約.....	43
4	事業報告書.....	44
5	修繕費の削減.....	45
第8	徳島県立神山森林公園（林業戦略課）	47
1	修繕費.....	47
2	委託契約.....	48
第9	徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園（都市計画課）	49
1	審査方法.....	49
2	審査基準.....	50
第10	徳島県鳴門ウチノ海総合公園（都市計画課）	52
1	審査方法.....	52
2	審査基準.....	53
3	修繕費.....	55
第11	徳島県月見が丘海浜公園（都市計画課）	56
1	審査方法.....	56
2	審査基準.....	57
第12	徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場，徳島県幸町駐車場（都市計画課）	59
1	審査方法.....	59

2	利用時間.....	60
3	審査基準.....	61
4	修繕費.....	63
5	委託契約.....	64
II	平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」.....	66
第1	教育委員会の組織及び事務分掌.....	66
第2	各種契約.....	68
1	一般競争入札参加者が少ない例とその問題点.....	68
2	指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点.....	71
第3	授業料.....	72
第4	奨学金.....	75
第5	各県立学校の実情.....	78
1	エアコンの設置.....	78
2	自動販売機の設置，収入の扱い（自動販売機会計）.....	80
3	学校再編.....	82
III	平成22年度「県税の賦課徴収事務について」.....	85
第1	個人県民税.....	85
1	県内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について.....	85
2	延滞金の処理.....	86
第2	法人県民税・法人事業税.....	88
1	申告書用紙送付について.....	88
第3	個人事業税.....	90
1	事業所得と雑所得等それ以外の収入の区別.....	90
2	医業等の調査.....	91
第4	不動産取得税.....	93
1	申告手続の実情について.....	93

第5	県たばこ税.....	95
1	納税義務者に対する調査.....	95
第6	ゴルフ場利用税.....	97
1	納税義務者に対する調査.....	97
2	特別徴収義務者に対する交付金	98
第7	自動車取得税・自動車税.....	100
1	課税保留の手続.....	100
2	身体障がい者等への減免手続（条例等との齟齬）	102
3	身体障がい者等への減免手続（手帳の原本確認）	103
4	身体障がい者等への減免手続（使用状況の確認）	105
5	身体障がい者等への減免手続（減免制度の弾力的運営）	106
6	A協会との契約関係.....	107
第8	軽油引取税.....	110
1	軽油引取税の免税等に係る手続	110
第9	徴税手続.....	112
1	滞納処分等の手続.....	112
IV	平成23年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」	115
第1	ホームページ作成システム.....	115
第2	物品管理システム.....	117
第3	県税トータルシステム.....	118
第4	電子申告審査システム.....	122
第5	自動車二税課税システム.....	124
第6	大気汚染監視テレメータ・システム	125
第7	電子入札システム.....	128
第8	土砂災害警戒システム.....	131
1	システムの有効性等の検討について	131
2	再委託契約について.....	133
第9	徳島県教育情報ネットワーク	134
第10	情報システム全体について	136

V	平成24年度「観光及びこれに関連する事業について」	142
第1	徳島県物産観光交流プラザ運営事業	142
1	事業、イベントのチェック報告体制について	142
2	ユーザーからの意見聴取、反映について	143
3	委託先の選定について	145
第2	新鮮とくしまブランド戦略対策事業	147
第3	徳島阿波おどり空港国際線就航促進事業	149
第4	阿波おどり活性化支援事業	151
1	ユーザーからの意見聴取、反映について	151
2	課題の把握、改善について	154
第5	春の阿波おどり支援事業	156
第6	スポーツ王国立国事業	157
1	委託先の選定について	157
2	インセンティブについて	159
第7	徳島県立産業観光交流センター	161
第8	徳島県立あすたむらんど	163
1	観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）	163
2	観光戦略における位置付けについて（県の役割）	165
3	委託先の選定について	166
第9	徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館	168
1	観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）	168
2	観光戦略における位置付けについて（県の役割）	170
3	委託先の選定について	171
第10	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	174
第11	統括的な機能の強化について	176
第4章	まとめ	179
【別紙】	措置状況一覧表及び今回の包括外部監査における評価	182

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

① 監査テーマ

過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

② 監査対象

平成20年度から平成24年度までの5年間の包括外部監査結果報告書に記載された指摘及び意見に対する措置の状況

③ 監査の対象とした期間

包括外部監査が実施された当該年度（平成20年度から平成24年度）から平成26年度。ただし、必要な範囲で過年度及び平成27年度も監査の対象とした。

3 監査を実施した期間

平成27年6月30日から平成28年3月23日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 山本 啓司

② 包括外部監査人補助者

弁護士 森本 健夫

公認会計士 井関 勝令

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

包括外部監査は、平成11年度から実施され、これまでに多くの指摘や意見が示されてきた。これらの指摘・意見は、いずれも外部の専門家が熱意と時間をかけて示したものであって尊重されるべきであり、また一定のコストを要している点に鑑みても以後に十分生かされるべきである。

この点、徳島県は、包括外部監査の結果に対して随時措置を講じ、その内容を徳島県報及びホームページで公表している。

しかし、徳島県では、平成19年度に過去の包括外部監査の結果に対する措置状況の検証がなされて以来、基本的には措置状況に対する客観的な検証がなされていない。したがって、それ以降の包括外部監査の結果に対する措置が当時の包括外部監査人の意図を十分にくみ取ったものかどうか、以後それをしっかり活用してきたのか否かが、必ずしも明らかでない。

そこで、改めて包括外部監査人の立場で客観的な措置状況の検証をすることが非常に有益であると考え、平成20年度から平成24年度までの5年間に実施された包括外部監査での指摘・意見に対して適切な措置が講じられているか検証するため、外部監査を実施することとした。

7 監査の着眼点

- ① 包括外部監査の結果に対して徳島県が講じると公表した措置の妥当性
- ② 上記措置の内容と指摘・意見の趣旨との整合性
- ③ 上記措置が以後実際に講じられたか否かの確認
- ④ 実際に講じた措置による効果
- ⑤ 措置を講じていない場合の理由及びその妥当性

8 主な監査手続

それぞれの担当者へのヒアリングを行い、また、関係する文書、資料を取り寄せ、これらを精査、分析した。

これらの結果を整理、検討し、報告書を作成した。

第2章 外部監査の対象の概要

1 徳島県における過去の包括外部監査一覧表

平成11年度の外部監査制度の導入から平成26年度までの徳島県における包括外部監査の監査テーマは、以下のとおりである。

年度	監査テーマ
平成11年度	未収金について
平成12年度	(1) 県立病院事業
	(2) 出資団体の運営
平成13年度	(1) 補助金について
	(2) 港湾等整備事業特別会計について
平成14年度	徳島県の地方債発行とその管理
平成15年度	公有財産（不動産）について
平成16年度	(1) 委託契約
	(2) 外郭団体の財務事務及び事業の管理
平成17年度	(1) 文化の森総合公園文化施設の管理運営
	(2) 滞留債権と偶発債務及びオフバランス債権の管理と今後の改善策
平成18年度	(1) 議会費の執行について
	(2) 保健福祉部に係る補助金の執行について
平成19年度	(1) 過去の包括外部監査の措置状況の検証
	(2) 財団法人とくしま産業振興機構の事業内容・財務事務の検証
平成20年度	指定管理者制度導入施設における管理者の選定，事務執行及び管理運営について
平成21年度	徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について
平成22年度	県税の賦課徴収事務について
平成23年度	情報通信関連事業及び情報通信システムについて
平成24年度	観光及びこれに関連する事業について

平成25年度	徳島県企業局に関する事務の執行全般について
平成26年度	徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

これらの包括外部監査の結果報告書には、数多くの指摘及び意見が記載されており、これに対して徳島県は地方自治法に基づき措置を講じてきている。

2 本年度の包括外部監査の対象

平成11年度から平成26年度までの包括外部監査結果のうち、本年度は平成20年度から平成24年度までの5年間の包括外部監査結果に対する措置状況を監査対象とした。

監査対象を平成20年度から平成24年度までの5年間としたのは以下の理由に基づくものである。

まず、平成11年度から平成13年度までについては、平成19年度において「過去の包括外部監査の措置状況の検証」として監査対象とされていることから除外した。次に、平成14年度から平成19年度までについては、この度対象とした年度と併せてそのすべてを監査対象とすると指摘及び意見の数が膨大となってしまうため、ある程度絞る必要があること、及び、それらの包括外部監査の実施から10年程度期間が経過しており現在とは状況が異なっていたり、包括外部監査の対象となった事業等がすでに廃止となったりしているケースも多いことから、監査対象から除外した。また、平成25年度については、平成26年9月19日に措置状況が公表されているが、措置状況として検討中のものが少なからず見受けられること、及び、措置済みのものについても措置後の期間が短く措置状況の検証を行うには時期尚早と思われたことから監査対象から除外した。さらに、平成26年度については、本年度の監査開始時点で未だ措置状況が公表されていないことから監査対象から除外した。

なお、平成20年度から平成24年度までの5年間についても、以下の部分については、監査対象から除外した。

平成20年度

「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

のうち、「徳島県藍場町地下駐車場，徳島県松茂駐車場」の部分

→平成25年度に実施した「徳島県企業局に関する事務の執行全般について」において措置状況の検証を行っているため

平成21年度

「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

のうち、「文化の森総合公園文化施設」の部分

→監査の内容自体が，平成17年度実施した「文化の森総合公園文化施設の管理運営」に対する措置状況の検証であるため

第3章 監査の結果及び意見

平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定，事務執行及び管理運営について」

第1 全施設共通

1 選定委員の選定等

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

指定管理者選定委員会の委員の構成は、8名の委員のうち4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。特に、県との関係が密である場合は、その選定結果の公平性、客観性には一層疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

選定委員会について、全体に占める内部委員の割合や外部委員選任の手続等の点に疑問があるところ、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

選定委員の構成については、現在、外部有識者を半数以上選任することとしているが、さらに公平性、客観性を高める措置として、外部有識者が委員数の過半数を占めるよう改善する。例えば、選定委員が7名の場合は、外部委員が4名以上となる。

また、外部有識者は、4つの分野（「各施設分野」「効率的な経営」「良好な就業環境」「財務状況の分析」）毎に、各施設の特異性も勘案の上、県行政に対しても見識のある方を選任しているが、これらの方の選任については、選任委員名を、申請団体名、選定団体名、選定理由、申請団体毎の総合採点数等とともに県のホームペー

ジで公表しており、公平性、客観性が確保されるよう努めている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

指定管理者選定委員会の委員の構成は、7名の委員のうち4名が外部委員となり、外部委員が過半数を占めるようになった。この点、平成20年度の指摘及び意見に沿った対応がなされたといえる。しかしながら、一般の団体のみが応募する場合は問題ないが、県と人事や財務等で密接な関係のある外郭団体が応募する場合には公平性、客観性の観点からさらに慎重な考慮が必要である。

〔意見〕

指定管理者選定委員会の委員の過半数を外部委員となるよう改めた点は評価できるが、県と人事や財務等で密接な関係のある外郭団体が応募する場合には、公平性、客観性の観点からすべて外部委員で構成する方向で検討すべきである。

2 募集期間等

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

募集要項公表から申請書類等の提出期限まで、1ヶ月から1ヶ月半程度となっているが、このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

現状では、募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間を、原則として「1ヶ月程度」としているが、より一層、申請者の利便性の向上を図るため、募集期間を「2ヶ月程度」確保するよう努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

今回措置の検証の対象とした11施設において、平成21年度以降合計23回の募集が行われている。このうち20回については、募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間が約2ヶ月となっていたが、下記については2ヶ月を切っていた。

- ・徳島県立産業観光交流センター 平成27年度募集

募集要項公表日 H27.7.31 申請書類提出期限 H27.9.18

- ・徳島県立あすたむらんど 平成27年度募集

募集要項公表日 H27.7.31 申請書類提出期限 H27.9.18

- ・徳島県月見が丘海浜公園 平成27年度募集

募集要項公表日 H27.7.31 申請書類提出期限 H27.9.24

これら3施設はいずれも前回の募集時には募集要項の公表から申請書類等の提出まで約2ヶ月の期間を確保していたが、今回は短縮されている。いずれの施設も申請書類提出者数がわずか1者となった施設であることに鑑みれば、むしろ従前よりも参加しやすい環境を作る必要があったのであって、その意味からも2ヶ月程度の期間を確保すべきである。

〔意見〕

ほとんどの募集で募集要項の公表から申請書類等の提出までに約2ヶ月の期間が確保されており、必要な対応がなされているといえる。しかしながら、一部の募集で2ヶ月の期間が確保されていない事例があるところ今後はさらに2ヶ月程度の確保を徹底することが望まれる。

3 情報提供

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により提供されることになる。しかし、現地説明会に関するスケジュールがタイトであるものや1回しか現地説明会が行われないものがあり、

その情報提供の程度は極めて乏しい。そうすると、従前から本施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容
(意見)

指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

現地説明会については、申請者にできる限り参加を呼びかけ実施しているが、更に、申請者の拡大や利便性向上のため、必要に応じて日程を複数回設けるなど、申請者が公平に情報を得ることができるよう努めて参りたい。

また、資料提供については、施設の支出状況、利用状況等の資料を提示しており、さらに募集内容等についての質問・要望には対応することとしている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

現地説明会についてのスケジュールや開催回数は概ね改善されているが、下記のとおりなお改善の余地があるものがあつた。

・徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設・徳島県蔵本公園スポーツ施設・徳島県立中央武道館 平成27年度募集

募集要項公表日 H27.7.22 現地説明会参加申込締切日 H27.7.30

(募集要項公表日から現地説明会参加申込締切日までの期間が短い)

また、資料提供については、施設の支出状況等を提示しているとのことである。しかしその情報提供の程度は施設によりまちまちであり、詳細な情報を提供している施設がある反面、不十分な施設も多い。

例えば、あすたむらんの平成27年度募集時の参考資料における管理運営費は次のようなものである。

(単位：千円)

区分		H 2 4	H 2 5	H 2 6
固定費	人件費	140,150	152,565	159,212
	光熱水費	53,505	53,385	59,856
	事務所運営費	92,826	82,328	82,150
運営費		165,998	168,503	169,884
維持管理費	清掃費	31,841	31,449	32,348
	施設警備費	11,411	12,077	12,422
	設備運転等管理費	16,188	18,971	19,513
	建築物・工作物・備品等維持管理費	9,417	8,861	9,114
	植栽管理費	23,507	24,197	24,888
	メーカー等発注業務費	16,093	16,448	16,918
	その他業務費	6,000	6,667	9,053
	修繕費	29,250	27,337	27,357
管理費		54,675	54,300	56,068
管理運営費計		650,861	657,088	678,783

管理運営費の内訳の中には、人件費や光熱水費、清掃費等内容のわかるものもあるが、事務所運営費や運営費、その他業務費、管理費等内容のわからないものもあり、その金額は各年度約3億円と管理運営費総額の約半分を占めている。このような情報を提供されてもそれほど参考にならず、実質的な意味で情報提供しているとはいいがたい。

さらに、新規に応募しようという者にとっては、募集期間以外でも前回募集時の資料を確認できることが事前の準備に資すると考えられるが、徳島県のホームページでは平成27年7月から9月にかけて行った募集の時の資料が平成27年10月8日時点ではすでに削除されているなど、ほとんどの施設で募集終了後速やかに削

除されている。

〔意見〕

現地説明会のスケジュールについては、ほとんどの募集で改善されており、必要な対応がなされているといえるが、なお改善を要する募集があった。また、情報提供についても不十分な点が一部見られた。これらについては、今後さらに改善することが望まれる。

第2 徳島県立文学書道館（とくしま文化振興課）

1 特別展示等の経費など

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設については、特別展示等を年間に一定回数開催することなどが求められているが、特別展示等に要する経費を県が直接負担する規定はなく、結局指定管理者が受領した指定管理料の中から支出することになる。

しかし、このような規定のあり方では、理論上、指定管理者は特別展示等を充実させればさせるほどその利益が減少してしまうため、特別展示等を充実させて利用者増を図るというインセンティブは働きにくい。むしろ特別展示等に要する経費を安価に抑えて自己の利益を確保しようという意識を生じさせてしまうおそれがある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

利用者数に応じた報奨金給付制度の導入や、特別展示等に要する経費につき、事前事後にその内容を確認することを前提として、県が最終的に負担する制度の導入など、その展示内容の充実や利用の促進を確保するための方策を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

文学書道館においては、一般的な知名度、集客力が低い題材でも、地域における文化的評価が高く、また、子どもや地域の人たちへの教育・啓発にも資すると思われる分野を展示で取り上げやすいよう、利用料金制を敷いていない。報奨金制度の導入は、利用者実績のみを求めた内容（著名作家や漫画展など）に企画を偏ら

せ、本来の施設の設置目的である「文学及び書道に関する研究、鑑賞、創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失う可能性が高く、同館への導入には慎重を期すべきと考える。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

文学書道館の直近10年間の利用人数は下記のとおり右肩下がりとなっている。

年度	利用者数（人）
H17	67,367
H18	62,654
H19	67,461
H20	61,524
H21	47,240
H22	43,222
H23	45,114
H24	44,402
H25	41,567
H26	41,225

報奨金制度等の導入に伴う弊害として、利用者実績のみを求めた内容（著名作家や漫画展など）に企画を偏らせ、本来の施設の設置目的である「文学及び書道に関する研究、鑑賞、創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失う可能性が高いという点も理解できなくはない。

しかしながら、その一方で多くの人に利用してもらうことも重要であり、上記のように利用人数が右肩下がりとなっている現状を改善するための具体的な方策を検討することが必要である。外部監査人としては、その検討に際して、報奨金制度等の導入も有力な選択肢ではないかと考える。

また、「平成20年度の指摘及び意見の背景」にも記載されているとおり、特別展示等を充実させればさせるほど指定管理者の利益が減少してしまうという契約につ

いては再検討が必要であると思われる。

〔意見〕

文学書道館の展示内容の充実や利用の促進を確保するため、報奨金制度の導入を含めて具体的な方策を検討すべきである。

2 修繕費

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第25条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

施設の日常的運用の中で生じる破損等の修繕は、基本協定書第25条の基準に基づき、基本的に管理運営業務として指定管理者の負担として行うべきものと考えている。

また、日常的運用の中で生じた破損等であるかどうか不明な修繕については、同協定書に基づき双方協議の上、負担のあり方を決定することとなっている。

なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

規定の見直しは行われておらず、大規模修繕であるか否かが明確でないままである。

また、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示しているとのことであるが、年度ごとの修繕費の総額だけであり、個々の修繕内容は明示されていない。

[意見]

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また、指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。

3 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第15条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立文学書道館管理運営業務計画書承認申請書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

また、委託先について、委託金額上位10契約中10契約全てが、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位10契約のうち8契約が一者随意契約にて締結しているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率性を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積りによって締結するよう、指導すべきである。

③ 講じた措置（平成 21 年 8 月 20 日公表分）

県としては、原則として、相見積もり又は入札を導入するよう指導している。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

第三者への委託についての県の承認の手続きについては、何ら改善されておらず、委託金額等具体的な委託契約の内容の記載のない「徳島県立文学書道館管理運営業務計画書承認申請書」が指定管理者から提出され、それに対して「徳島県立文学書道館管理運営業務計画書承認通知書」が交付されるだけである。そして、平成 26 年度の例でいえば、承認申請書と同一の日付で承認書が作成されており、県の側がこの内容について個別に検討を加えた経過はうかがわれない。

また、この点については、講じた措置でも何ら記載されていない。

委託先については、平成 26 年度の委託金額上位 10 契約について 7 契約が一者随意契約で締結されている上、3 者相見積もりを行っている植栽管理業務については長年同一の業者と契約しているが見積もり業者を増やす等の対応はとられておらず、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

〔意見〕

外部監査人の指摘意見については、措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成 20 年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

第 3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設，徳島県蔵本公園スポーツ施設，徳島県立中央武道館（県民スポーツ課）

1 委託契約

① 平成 20 年度の指摘及び意見の背景

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託契約については事前に県の

書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）、指定管理者から県に提出された「徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾した経過はうかがわれない。

また、委託先について、徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設では委託金額上位10契約中9契約が、徳島県蔵本公園スポーツ施設では委託金額上位10契約全てが、徳島県立中央武道館では委託契約全てが、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

契約内容の具体的な内容を確認すると共に、可能な限り入札を導入するよう指導している。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

第三者への委託についての県の承認の手続きについては、何ら改善されておらず、委託金額等具体的な委託契約の内容の記載のない「徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館管理運営業務計画承認申請書」が指定管理者から提出され、それに対して「徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館管理運営業務計画承認書」が交付されるだけである。そして、平成26年度の例でいえば、承認申請書と同一の日付で承認書が作成されており、県の側がこの内容について個別に検討を加えた経過はうかがわれない。

〔意見〕

外部監査人の指摘意見については、措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

2 施設全体の安全性等

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設は、それぞれ供用開始時期が昭和27年、昭和44年、昭和63年であり、いずれの施設も築後相当の年数が経過している。

本件各施設の修繕費として、県が1,700万円までを負担することとなっているが、施設の老朽化に伴う修繕必要箇所からすると1,700万円では全く不足する状態である。

したがって、指定管理者が平成18年度は694万円、平成19年度は2,636万円もの修繕費を自己負担しており、所管課も十分認識しているようである。

しかし、すでに述べたとおり、県自身はモニタリングを実施していないし、修繕の必要性について具体的に確認した形跡もなく、本件各施設についての利便性はもちろん、安全性についても十分な配慮がなされているのか、疑問なしとしない。

このような状態は、広く住民の利用に供されるべき公の施設の、あるべき姿とはいいがたい。

なお、本件各施設についての申請が、スポーツ振興財団だけにとどまったのは、老朽化に伴う修繕費の負担を負わせられかねないと危惧したことが影響した可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

施設の安全性、利便性を十分に点検し、必要な修繕等を速やかに実施すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

従来より、指定管理者において毎月、施設及び設備の点検を実施しており、安全性、利便性が阻害される事象が生じた場合は、直ちに県に対して報告すると共に、必要な修繕を実施している。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成23年度から平成27年度までの指定管理の契約では、1,700万円までの負担を4,300万円までに変更している。なお、実際の修繕費は以下のとおりである。

平成23年度	51,050,185円
平成24年度	53,743,163円
平成25年度	46,272,354円
平成26年度	91,521,330円

その中で、修繕費の負担のあり方については問題が見受けられた。

平成23年度から平成27年度までの期間の基本協定書では、以下のように定められている。

（本件施設の修繕）

第26条 乙は、管理運営期間中の本件施設の大規模修繕を除く修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。

ただし、乙は、修繕に要する費用（以下「修繕費用」といい、第18条第3項の規定により乙が負担すべき費用を除く。）について、年間4,300万円までの範囲で負担するものとし、甲は、当該年度に実際に要した修繕費用を指定管理料に含め、乙に対して支払うものとする。

ただ、上記規定は不明確であり、修繕費が年間4,300万円を超えた場合その差額を県と指定管理者のどちらが負担するのか定かではない。

この点、指定管理の導入された平成18年度以降平成25年度まで毎年基準額を超えているが差額の支払が行われていないこと、また県の他の施設でも基準額を超える場合その差額は指定管理者が負担するものとされていることからして、基準額を超える差額は指定管理者が負担すべきものとして運用されていると理解できる。

しかしながら、平成26年度では以下の修繕費について指定管理料の増額により対応されている。この対応は、過去の運用や他の施設の例と整合せず、妥当な処理であるかは疑問である。

鳴門総合運動公園中央監視装置更新工事	8,640,000円
オロナミンC球場バックネット改修工事	10,646,424円
野球場照明スタンドタラップ補強及び照明器具脱落防止装置	2,112,480円

また、平成26年度の修繕費総額は91,521,330円であり、4,300万円を大幅に超えているが、上記3つの修繕だけを県の負担で行い、それ以外は指定管理者の負担で行っている。このように、上記修繕だけ県の負担で行いそれ以外は指定管理者の負担で行っている点についても合理的な理由がなく、妥当とはいえない。

さらに、指定管理料の増額を行うにしても実際に要した費用にて行うべきところ、実際の修繕費は鳴門総合運動公園中央監視装置更新工事は8,100,000円、オロナミンC球場バックネット改修工事は10,584,000円であり、指定管理料の増額が実際の修繕費を超えているにもかかわらず返金が行われていない。

加えて、それ以外の指定管理料の増額についても以下のような不適切な点が見受けられた。

平成26年度

建築基準法検査委託 3,600,000円

- ・・・指定管理業務の遂行上指定管理者が実施すべき業務であり、指定管理料に当然含まれていると考えられる。

平成27年度

浄化槽維持管理委託 5,400,000円

- ・・・うち3,600,000円は指定管理契約後の新たな設備に係るものであるが、残りの1,800,000円については従来からある浄化槽に係るものであるため指定管理料に当然含まれていると考えられる。

なお、県民スポーツ課によれば、外部監査人から本件監査実施中に上記問題点を示された後に対応をし、その結果平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して指定管理料を1,800,000円減額したとのことである。

鳴門総合運動公園陸上競技場検定用備品 5,518,800円

- ・・・県の新規備品の購入であるため、指定管理料の増額ではなく、指定管理料とは別に予算計上して購入すべきものと考えられる。

[指摘]

修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること、また実際の負担のあり方に基準がなく合理性に欠ける運用がなされてしまっていること、さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。

第4 徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ）、徳島県立渦の道（にぎわいづくり課）

1 審査基準等

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

- ・ 県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 30点 → 35点
- ・ 効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 25点

この点、本件各施設のような有料施設において、「効率的な管理運営（経済性の追

求)」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。

次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

なお、実際の平成23年度以降の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点

を25点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応といえる。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

2 修繕費

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第26条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。

なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべき」との意見に対する、「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

また、以下の修繕工事については、指定管理者ではなく県が修繕を実施している。

- ・平成24年度 渦の道給水ポンプ改修工事 契約金額 1,249,500円
- ・平成25年度 渦の道床面蓋改修工事 契約金額 8,332,800円
- ・平成26年度 渦の道塗装工事 契約金額 50,655,240円

まず、「渦の道給水ポンプ改修工事」については、「本件施設の耐用年数を著しく延長することとなる修繕」であり、したがって基本協定書で定める「大規模修繕」に該当するため県にて実施したとのことである。しかしながら、「渦の道給水ポンプ改修工事」が「本件施設の耐用年数を著しく延長することとなる修繕」に該当するかどうかは疑問である。

また、「渦の道床面蓋改修工事」及び「渦の道塗装工事」については、大鳴門橋の躯体部分に係る工事であり、関係諸団体との協議も必要であることから県の予算として執行したとのことである。しかしながら基本協定書で定める「大規模修繕」に該当し県の負担で実施すべきものに該当するかどうかは定かではない。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどの

ような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

3 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

また、委託先について、委託金額上位10契約中6契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位10契約のうち8契約が一者随意契約にて締結しているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

第三者への委託についての県の承認の手続きについて、「講じた措置」の記載では何らかの改善が行われたかのような記載となっているが、実際には何ら改善されておらず、委託金額等具体的な委託契約の内容の記載のない「徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道管理運営業務体制報告書」が指定管理者から提出され、それに対して「徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道管理運営業務体制完了確認通知書」が交付されるだけである。そして、平成26年度の例でいえば、承認申請書と同一の日付で承認書が作成されており、県の側がこの内容について個別に検討を加えた経過はうかがわれない。

委託先の選考については、「講じた措置」では「できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。」としているが、平成26年度の委託金額上位10契約について確認したところすべて一者随意契約で締結されていた。

〔意見〕

第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

4 事業報告書

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

指定管理者から提出された事業報告について、内容が極めて概括的で具体的な事業状況が把握できないようなものや、事業報告の内容が事実と反するものがあった。

事業報告の内容が事実と反する場合、実際には本件各施設の管理運営については相当程度の利益が出ているにもかかわらず、その事実を県が把握できないこととなり、加えて、今後指定管理へ新規に申請を検討しようとする者に対して事実と反する情報を与え、その参入を妨げる結果にもなりかねない。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

事業報告書等，収支に関する報告は，具体的，かつ正確な数字を提示させるよう指導することは当然として，その数字が正確なものであるか否かについて，当該指定管理者の決算書を精査するなどして県自らその真実性を確認すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

今後，指定管理者からは正確な数字の提出を求めるとともに，その内容を精査し，適正な執行に努めて参りたい。なお，現在は，指定管理者の決算が確定した段階で，収支状況報告を改めて徴収し，正確な収支内容の把握に努めているところである。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」では，「指定管理者からは正確な数字の提出を求めるとともに，その内容を精査し，・・・正確な収支内容の把握に努めているところである。」と記載されている。

この点，平成25年度の管理運営費の状況を確認すると，総額は133,125千円であるが，その内訳の中には事務所運営費 31,289千円，運営費 510千円等内容がよくわからないものが含まれていた。そこで，これらの内容を担当課に確認したが，具体的な内容についての説明は得られなかった。

これでは，「講じた措置」の記載の対応がとられていないといわざるを得ない。

〔指摘〕

「講じた措置」の記載では，外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのよう
に記載されているが，実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対
応は県民に誤解を生じさせうるものであり，改めるべきである。

第5 徳島県立出島野鳥公園（にぎわいづくり課）

1 指定管理の基本的内容

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設は，有料施設も含めて「利用料金制」も「報奨金制」も採用していない。

この点，利用料金制あるいは報奨金制の趣旨は，収入実績や対象施設の利用実績に応じて指定管理者の利益が増加することにより，指定管理者にインセンティブを

与え、より効率的な管理運営や施設利用の充実を図ることにある。

そして、本施設については、後記のとおり、その利用状況が不十分であることに鑑みれば、特にその利用の充実を図る必要性が高い。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

利用状況が不十分である本施設については、利用料金制あるいは報奨金制その他指定管理者にインセンティブを与える制度を導入するなど、施設利用の充実を図るための具体的な方策を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

施設利用の充実を図るための方策について検討して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

講じた措置の記載は、「検討して参りたい。」で終わっており、その後の検討の結果どのように対応したかが開示されていない。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

[意見]

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

2 審査基準

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

- ・ 県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 30点 → 35点
- ・ 効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 25点

この点、本施設のように一部有料施設がある場合、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。

次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

なお、実際の平成23年度以降の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点を25点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応といえる。

[意見]

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

3 修繕費

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第26条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。

なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべき」との意見に対する、「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

また、平成26年度に出島野鳥公園テニスコートの人工芝修繕を行っているが、当該修繕は指定管理者ではなく県が実施している。

テニスコートの人工芝修繕については、通常は機能を維持するための修繕であると考えられ基本協定書で定める「大規模修繕」には該当しないと思われるところ、県の負担で実施している処理は疑問である。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままで

ある。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

4 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託契約については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立出島野鳥公園管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾した経過はうかがわれない。

また、委託契約は、その全てが管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

第三者への委託についての県の承認の手続きについて、「講じた措置」の記載では何らかの改善を行うかのような記載となっているが、実際には何ら改善されておらず、委託金額等具体的な委託契約の内容の記載のない「徳島県立出島野鳥公園管理運営業務体制報告書」が指定管理者から提出され、それに対して「徳島県立出島野鳥公園管理運営業務体制完了確認通知書」が交付されるだけである。そして、県の

側がこの内容について個別に検討を加えた経過はうかがわれない。

委託先の選考については、「講じた措置」では「できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。」としているが、平成26年度の委託契約は3契約あるがすべて一者随意契約で締結されていた。

〔意見〕

第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

第6 徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）（にぎわいづくり課）

1 審査基準

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

- ・ 県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 30点 → 35点
- ・ 効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 25点

この点、本施設のような有料施設において、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しない

ように思われる。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。

次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

なお、実際の平成23年度以降の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点を25点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応といえる。

[意見]

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどの

ような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

2 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立産業観光交流センター管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

また、委託先について、委託金額上位10契約中9契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位10契約のいずれもが一者随意契約にて締結しているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

第三者への委託についての県の承認の手続きについて、「講じた措置」の記載では何らかの改善を行うかのような記載となっているが、実際には何ら改善されておら

ず、委託金額等具体的な委託契約の内容の記載のない「徳島県立産業観光交流センター管理運営業務体制変更報告書」が指定管理者から提出され、それに対して「徳島県立産業観光交流センター管理運営業務体制変更確認通知書」が交付されるだけである。そして、県の側がこの内容について個別に検討を加えた経過はうかがわれない。

委託先の選考については、「講じた措置」では「できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。」としているが、平成26年度の委託金額上位10契約について確認したところすべて一者随意契約で締結されていた。

〔意見〕

第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

3 事業報告書

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設の平成18年度の事業報告書では、指定管理者が提出したものを県が独自の判断で事実と反する内容に変更されていた。

また、事業報告書は、翌年度の4月に提出されることになっているが、その時点では決算処理の関係から最終的な収支が確定していない。そのため、事業報告書添付の収支計算書は、提出時点での暫定的なものであり、最終の収支とは異なるものである。ところが、最終収支に基づく収支計算書は県に提出されていなかった。

さらには、事業報告書に添付されている収支計算書には、平成18年度、平成19年度とも、みなし寄付金支出1,000万円、特定預金積立金支出500万円が計上されている。しかしながら、これらの支出は当該年度の管理運営経費とは全く関係ないものであり、これらの支出を管理運営経費として計上した収支計算書では、真実の収支の状況を誤認させるおそれがある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

指定管理者から提出された内容を合理的理由なく修正することは絶対に許されない。また、事業報告書等、収支に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理の結果、収支が最終的に確定した時点で、改めてその収支の内容を提出させるべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

今後、指定管理者からは正確な数字を提出いただくとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」では、「指定管理者からは正確な数字の提出いただくとともに、その内容を精査し、・・・正確な収支内容の把握に努めているところである。」と記載されている。

この点、平成26年度の収支計算書の支出を確認すると、総額は271,974千円であるが、その内訳の中には事務所運営費 14,044千円、運営費 29,301千円、その他の業務費 21,312千円等内容がよくわからないものが含まれていた。そこで、これらの内容を担当課に確認したが、具体的な内容についての説明は得られなかった。

これでは、「講じた措置」の記載の対応がとられていないといわざるを得ない。

[指摘]

「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。

4 修繕費の内容について

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

基本協定書では、本施設の修繕費について、実際に要した修繕費用のうち、年間2,500万円までは県が指定管理料の範囲で負担することになっている（基本協定書第27条）。すなわち、当該年度に実際に要した修繕費が2,500万円を下回った場合には、2,500万円と当該年度に実際に要した費用との差額に5%上乗せした額を、指定管理料から減額することとされている（基本協定書第9条5項）。

そして、本施設の事業報告書添付の「修繕・備品購入費の内訳」では、平成18年度に2,492万3,923円、同19年度に2,605万7,850円の修繕費が発生したと報告されている。

この点、その修繕費の具体的な内容には、この2,500万円を意識したと推測されるものが散見され、その中には会計処理として問題があると思われるものがいくつかあった。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

修繕費の内容について、指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

修繕内容の事前協議等を密に行い、内容を精査して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成26年度の修繕費は総額27,393,800円であるが、その中で16,848,000円と最も多額な自動火災報知器更新工事について担当課に内容を確認したところ、当該修繕を実施したことについては把握していたが、修繕の期間や完了時期等については把握していなかったと説明した。また、当該修繕は平成26年度と平成27年度の2ヵ年にまたがる工事であるが、平成26年度に計上された金額がなぜ16,848,000円になったかについても指定管理者任せで把握していないと説明した。

この点、再確認してもらったところ、契約金額33,696,000円に対して

年度末の進捗率が50%であったため半額の16,848,000円を計上したとのことであるが、契約金額や進捗状況についても指定管理者任せで県では一切確認していないと説明した。

ところが、その後担当課は外部監査人に対して、口頭ではあるが修繕期間や完了時期等についても連絡会議において把握していた、工事の進捗状況についても連絡会議において確認していたと説明した。しかし、これら連絡会議の内容を記録した書面には、少なくとも修繕期間や完了時期、工事の進捗状況について全く記載されておらず、その他上記事項を確認したことをうかがわせる書面は一切添付されていない。このような客観的な状況や説明の経過に照らせば、外部監査人としてはやはり修繕の期間や完了時期、工事の進捗状況等についての確認はなされていなかったものと認定せざるを得ない。

平成20年度の意見では「報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべき」とあるのに対して、講じた措置の記載は「修繕内容の事前協議等を密に行い、内容を精査して参りたい。」としている。しかしながら、上記のように、実際には一部修繕については事後に精査されているもののそれ以外については何ら確認しておらず指定管理者任せの状態となっているといわざるを得ない。

また、今後予定されている修繕のうち非常用電池更新工事、照明制御更新工事、エレベータ改修工事については、県での実施を予定している。

この点、基本協定書では、「機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、大規模修繕から除き、管理運営業務に含める」とされているところ、これらの工事は基本的には経年劣化により実施が必要になってきたものであり、大規模修繕に該当するかどうか、換言すれば指定管理者が実施すべきか県が実施すべきかが必ずしも明確とはいえない。

[指摘]

「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのよう
に記載されているが、実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を
生じさせうるものであり、改めるべきである。

また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

5 修繕費の削減

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設について、修繕費は2,500万円までの範囲については実質的に県が負担する規定となっているところ、不必要な修繕を未然に防止する観点から、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については事前協議することが必要である。

また、修繕は一者随意契約によって行われていることが多いようであるが、やはり修繕費が実質的に県の負担となることからすれば、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については、相見積もり、入札等により修繕費の削減を図るべきである。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

修繕の内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

修繕について必要に応じて事前協議を行っているとのことであるが、事前協議を行う場合の基準等は設けられていない。また、事前協議に関する書面は残されていない。そのため、修繕の要否について十分検討されたのかは不明である。

さらに、平成26年度に行われた修繕費契約上位5契約では1契約は指名競争入札により行われているものの、残りの契約は一者随意契約で行われているが、その中には必ずしも一者随意契約による必要がないと思われるものも含まれていた。

[意見]

事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場合を規定するほうが望ましい。

また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があるところ、本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。

第7 徳島県立あすたむらんど（にぎわいづくり課）

1 報奨金制

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設には、一部有料施設があるが、これについては「報奨金制」を採用している。

「報奨金制」の導入趣旨は、管理実績に応じて指定管理者に対して報奨金を与えることにより、指定管理者にインセンティブを与え、より効率的な管理運営を図ることにある。

しかしながら、本施設において報奨金を支払う基準となるべき金額が、年度を追うごとに下げられているが、これでは効率的な管理運営を図るという「報奨金制」の趣旨にそぐわず、施設の安易な管理運営にもつながりかねない。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

「報奨金制」の導入に当たっては、それが当該施設の効率的な管理運営に資するかという視点をもって、具体的に検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の

結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

なお、実際の平成23年度以降の契約においては、基準となるべき金額を契約期間中を通じて各年度定額とし、平成23年度の契約に比べて平成28年度の契約ではその金額をより高く設定しており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応がなされているといえる。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

2 審査基準

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

- ・ 県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 30点 → 35点
- ・ 効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 25点

この点、本施設のように一部有料施設がある場合、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余

地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。次回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討して参りたい。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討して参りたい。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

なお、実際の平成23年度以降の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点を25点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応といえる。

[意見]

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点

では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

3 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託契約については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第19条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立あすたむらんど管理運営業務計画書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾した経過はうかがわれない。

また、委託先について、委託金額上位10契約中8契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっていること、上位10契約のいずれもが一者随意契約にて締結していることから、真実効率性を追求したものといえるのか疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

第三者への委託についての県の承認の手続きについて、「講じた措置」の記載では何らかの改善を行うかのような記載となっているが、実際には何ら改善されておらず、委託金額等具体的な委託契約の内容の記載のない「徳島県立あすたむらんど管理運営業務体制変更報告書」が指定管理者から提出され、それに対して「徳島県立あすたむらんど管理運営業務体制変更確認通知書」が交付されるだけである。そして、平成26年度の例でいえば、変更報告書と同一の日付で変更確認通知書が作成されており県の側がこの内容について個別に検討を加えた経過はうかがわれない。

委託先の選考については、「講じた措置」では「できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。」としているが、平成26年度の委託金額上位10契約について確認したところ9契約が一者随意契約で締結されていた。

〔意見〕

第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

4 事業報告書

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設について指定管理者から提出された事業報告書の収支状況の内容について確認したところ、事業報告書は管理費の一部を水増しして収支を一致させるように調整した内容となっているとのことである。

このような取り扱いは、事業報告書の内容が事実と反するものであるという点で極めて重大な問題がある。さらにいえば、実際には本施設の管理運営については相当程度の利益が出ているにもかかわらず、その事実を県が把握できないこととなり、今後の指定管理料の適切な設定に支障を来す。加えて、今後指定管理へ新規に申請を検討しようとする者に対して事実と反する情報を与え、その参入を妨げる結果にもなりかねない。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

事業報告書等、収支に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして、県自らその真実性を確認すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

今後、指定管理者からは正確な数字を提出いただくとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」では、「指定管理者からは正確な数字の提出いただくとともに、その内容を精査し、・・・正確な収支内容の把握に努めているところである。」と記載されている。

この点、平成26年度の事業報告書に添付された「使用料収入及び自主事業収入の実績並びに管理運営経費等の収支の状況」の支出を確認すると、総額は678,783千円であるが、その内訳の中には事務所運営費 82,150千円、運営費 169,884千円、その他業務費 9,053千円、管理費 56,068千円等内容がよくわからないものが含まれていた。そこで、これらの内容を担当課に確認したが、具体的な内容についての説明は得られなかった。

これでは、「講じた措置」の記載の対応がとられていないといわざるを得ない。

[指摘]

「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのよう
に記載されているが、実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対
応は県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。

5 修繕費の削減

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設について、修繕費は2,500万円までの範囲については県が負担する規定となっているところ、不必要な修繕を未然に防止する観点から、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については事前協議することが必要である。

また、ほとんどすべての修繕が、一者随意契約によって行われているが、やはり修繕費が県の負担となることからすれば、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については、相見積もり、入札等により修繕費の削減を図るべきである。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

修繕の内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

修繕について必要に応じて事前協議を行っているとのことであるが、事前協議を行う場合の基準等は設けられていない。また、事前協議に関する書面は残されていない。そのため、修繕の要否について十分検討されたのかは不明である。

さらに、平成26年度に行われた修繕費契約上位5契約では1契約は指名競争入札により行われているものの、残りの契約は一者随意契約で行われているが、その中には必ずしも一者随意契約による必要がないと思われるものも含まれていた。

[意見]

事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場合を規定するほうが望ましい。

また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定

書で定められている施設があるところ，本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。

第8 徳島県立神山森林公園（林業戦略課）

1 修繕費

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

施設に要する修繕費について，基本的には，大規模修繕は県の負担，それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第24条）。

しかしこのような抽象的な規定では，具体的に修繕の必要が生じた場合に，それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため，事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし，指定管理者募集段階においても，申請の意向を持つ団体が，そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について，もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

次回指定管理者の公募時にあたっては，当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど，応募しようとする者への情報提供に努める。

また，修繕費の県負担及び指定管理者負担の在り方については，他施設の事例を検証するなど，規定の検討を行いたい。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

講じた措置の記載は，「検討を行いたい。」で終わっており，その後の検討の結果どのように対応したかが開示されていない。

この点は，実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので，行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討を行いたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

2 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第15条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立神山森林公園管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

また、委託先について、委託金額上位10契約中8契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位3契約を一者随意契約にて、それも3契約とも同一委託先との間で締結しているところ、真実効率性を追求したものだといえるのかという点で、疑問が残る。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

平成21年度の指定管理業務から、委託事業の実施については、業務体制報告書に具体的内容を明記させ、競争入札や見積書を取り寄せるなど適正な執行に努めるよう指導を行っている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」では、「委託事業の実施については、業務体制報告書に具体的内容を明記させ」となっているが、実際には従来から記載されていた委託業務内容と同一であり何ら変更されていない。

また、委託契約について、「競争入札や見積書を取り寄せるなど適正な執行に努めるよう指導を行っている。」となっているが、実際の委託契約を確認したところ必ずしも一者随意契約による必要がない契約についても、長年委託しており信頼があるという理由ですべて一者随意契約で行われている。

〔意見〕

第三者への委託についての県の承認手続きについては、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。

第9 徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園（都市計画課）

1 審査方法

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成20年度の外部監査人の意見では、審査過程の客観性の確保のために面接等を公開して実施すべきとしているが、「講じた措置」では面接等の公開について何ら言及されていない。

[意見]

外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。

2 審査基準

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

・効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 20点

・安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 30点 → 40点

この点、公園の維持管理においても、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を100点満点中わずか20点にとどめてしまうことには違和感がある。

他方で、「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」が重要であることに異論はないが、これを重視しすぎると、結果として従前からの管理者が新規参入者と比較して有利となってしまうという弊害がある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準の配点については、公平性、公正性に配慮して、審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。

平成23年度の募集に当たっては、従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じている等の誤解を招かないような審査基準案を選定委員会に提示できるよう検討する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討する。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討する。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

また、実際の平成23年度以降の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点を20点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応に見える。

しかしながら、「経済性の追求」の配点の内訳を見ると、「管理運営費の縮減」の項目の配点は15点のまま不変であり、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目の配点が5点から15点に増えている。この点、定額の指定管理料を支払う契約である本施設の場合、「収支の内容が適正かつ妥当性があるか」は経済性の追求には何ら関係のない項目である。経済性の追求の配点を増やすのであれば「管理運営費の縮減」の項目で増やすべきである。

〔意見〕

「講じた措置」の記載として、「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また、「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。

第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園（都市計画課）

1 審査方法

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

書類審査の結果,特に必要があると認められるときは,審査対象者の出席を求め,ヒアリングによる面接審査を行うこととしており,今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成20年度の外部監査人の意見では,審査過程の客観性の確保のために面接等を公開して実施すべきとしているが,「講じた措置」では面接等の公開について何ら言及されていない。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については,すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし,少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお,面接の公開が困難であるにしても,他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。

2 審査基準

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設の審査基準は,所管課の提案により,県全体の基準と比較して,下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

- ・ 効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 20点
- ・ 安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 30点 → 40点

この点,公園の維持管理においても,「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり,これに対する配点を100点満点中わずか20点にとどめてしまうことには違和感がある。

他方で,「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」が重要であることに異論はないが,これを重視しすぎると,結果として従前からの管理者が新規参入者

と比較して有利となってしまうという弊害がある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準の配点については、公平性、公正性に配慮して、審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。

平成23年度の募集に当たっては、従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じている等の誤解を招かないような審査基準案を選定委員会に提示できるよう検討する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「講じた措置」の記載として、「検討する。」で終わっているのは不十分である。第一段階の公表としては「検討する。」でもよいが、その後検討の結果どのように対応したかを記載すべきである。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

また、実際の平成23年度以降の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点を20点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応に見える。しかしながら、「経済性の追求」の配点の内訳を見ると、「管理運営費の縮減」の項目の配点は15点のまま不変であり、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目の配点が5点から15点に増えている。この点、定額の指定管理料を支払う契約である本施設の場合、「収支の内容が適正かつ妥当性があるか」は経済性の追求には何ら関係のない項目である。経済性の追求の配点を増やすのであれば「管理運営費の縮減」の項目で増やすべきである。

〔意見〕

「講じた措置」の記載として、「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また、「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。

3 修繕費

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第25条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については、今後の実績等も踏まえて、明確な規定を検討してまいりたい。

なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

講じた措置の記載は、「検討してまいりたい。」で終わっており、その後の検討の結果どのように対応したかが開示されていない。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

第11 徳島県月見が丘海浜公園（都市計画課）

1 審査方法

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、

ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成20年度の外部監査人の意見では、審査過程の客観性の確保のために面接等を公開して実施すべきとしているが、「講じた措置」では面接等の公開について何ら言及されていない。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。

2 審査基準

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

- ・ 県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 30点 → 35点
- ・ 効率的な管理運営（経済性の追求） 30点 → 25点

この点、本施設のように一部有料施設がある場合、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準の配点については、「住民サービスの向上」という施設の性格を重視して審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。平成21年度の募集に当たっては、「経済性」等について再検討を行い、審査基準案を選定委員会に提示する。

審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されることから、委員の意向を反映した審査基準になると考えている。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成21年度の募集においては、「経済性の追求」の項目の配点を25点から30点としており、外部監査人の指摘・意見に沿った対応を行っているといえる。しかしながら、平成24年度以降の募集においては、「経済性の追求」の配点は同じ30点であるが、その内訳を見ると、「管理運営費の縮減」の項目の配点は15点から10点に減らす一方で、「収支計画～収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目の配点を15点から20点に増えている。この点、定額の指定管理料を支払う契約である本施設の場合、「収支の内容が適正かつ妥当性があるか」は経済性の追求には何ら関係のない項目である。

〔意見〕

平成21年度の募集においては、外部監査人の指摘・意見に沿った対応がなされているが、平成24年度以降の募集において経済性の追求の配点の内訳を変更したのは疑問が残る。

第12 徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場，徳島県幸町駐車場（都市計画課）

1 審査方法

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設について，具体的な審査は，書類審査のみであり，面接等は実施されていない。

しかし，書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し，イメージできるか，疑問であるし，申請者の側としても，直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また，面接等を公開して実施すれば，審査過程が客観的なものとなり，その公正性が担保されるというメリットもある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

面接等を公開して実施するなど，申請者の意向を具体的に把握し，また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

書類審査の結果，特に必要があると認められるときは，審査対象者の出席を求め，ヒアリングによる面接審査を行うこととしており，今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

平成20年度の外部監査人の意見では，審査過程の客観性の確保のために面接等を公開して実施すべきとしているが，「講じた措置」では面接等の公開について何ら言及されていない。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については，すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし，少

なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。

2 利用時間

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設の利用時間は、下記のとおりである。

〔富田浜第一駐車場〕 8時～20時

〔富田浜第二駐車場〕 0時～24時

〔幸町駐車場〕 8時～20時

これは、指定管理者の募集前に募集要項によって一律に決定されてしまっている。つまり、申請者において、申請段階で、利用時間についてさらに利用者の利便を図る内容を提示することができないシステムになっている。このように、申請段階で利用時間に関する条件面での競争ができないシステムは、利用者の利便を図るべき駐車場の管理運営という観点からは疑問である。

なお、上記利用時間は、従前の管理委託時の利用時間をそのまま維持したものであり、このような条件設定のあり方は、従前管理者に対する配慮につながりかねない。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

利用時間について、申請段階における自由な競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

平成23年度の募集に当たっては、利用時間の延長など、利便性の向上に繋がる内容については、自由に御提案いただける募集要項の内容になるよう検討する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

講じた措置の記載は、「検討する。」で終わっており、その後の検討の結果どのように対応したかが開示されていない。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

また、実際の募集時の募集要項・要求水準書を確認すると、富田浜第一駐車場と幸町駐車場について、保管業務を行う時間は午前8時から午後9時までとしか記載されていなかった。この点結果的には応募者から利用時間の延長の可否について質問があり、24時間営業の提案がなされているが、提案により利用時間の延長が可能なことについて募集要項・要求水準書でも記載すべきであった。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討する。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

また、結果的には利用時間を延長した提案を受けた形になっているが、本来は募集要項等で利用時間の延長など、利便性の向上に繋がる内容の提案が可能であることを明記すべきであった。

3 審査基準

- ① 平成20年度の指摘及び意見の背景（④ 措置状況についての検証及び問題の所在に関連する部分のみ記載）

本件各施設の審査基準のうち、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に対する配点は、100点満点中30点とされている。

この点、有料施設、無料施設を含めた県全体の基準では、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に対する配点が100点満点中30点であり、それぞれの施設に応じてその配点を上下10点の範囲で増減できることになっている。

そして、本件各施設のように営利を目的とする施設であり、少なくとも現在では公益的な意義が著しく低下している施設において、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が特に重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準そのままの100点満点中わずか30点にとどめてしまうことには強い疑問がある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（指摘）

審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を重視すべきである。そして、審査基準のうち、特に「管理運営費の縮減」に関する項目について、申請書類提出後にその採点方法を修正した点は、その内容の合理性や手順の公平性、公正性の観点から不適切である。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

審査基準の配点については、「利用者サービスの向上」という観点から審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。平成23年度の募集に当たっては、「経済性」等について再検討を行い、審査基準案を選定委員会に提示する。

また、「管理運営費の縮減」に関する採点方法については、平成20年度の更新において、既に内容や手順を見直している。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

「効率的な管理運営（経済性の追求）」に対する配点は、100点満点中30点のままであり、30点の内訳は「管理運営費の縮減」が20点、「収支計画及び増収対策～収支の内容が適正でかつ妥当性があるか、増収対策が適正かつ実現可能であるか」が10点である。なお、本件各施設は利用料金制を導入しており、「収支計画及び増収対策～収支の内容が適正でかつ妥当性があるか、増収対策が適正かつ実現可能であるか」は県にとっての経済性の追求には直接関係のない項目である。

〔意見〕

本件各施設のように営利を目的とする施設では、「効率的な管理運営（経済性の追

求)」が特に重要であることは明らかであるところ、県にとっての経済性に関連する「管理運営費の縮減」の配点を増やすように再検討するよう望まれる。

4 修繕費

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第26条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

（意見）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については、今後の実績等も踏まえて、明確な規定を検討してまいりたい。

なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

講じた措置の記載は、「検討してまいりたい。」で終わっており、その後の検討の結果どのように対応したかが開示されていない。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

また、修繕実績の明示について、平成23年度募集時には明示されていたが、平

成26年度募集時には修繕費について実績が記載されていなかった。この点担当課に確認したところ修繕実績がなかったため記載しなかったとのことであるが、修繕実績がなくてもその旨明示すべきであり、何ら記載がないのは明示していないに等しい。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。

また、「講じた措置」では、修繕実績を明示するとしているが、平成26年度の募集時には明示されておらず、「講じた措置」どおりの対応を行っているとはいえない。

5 委託契約

① 平成20年度の指摘及び意見の背景

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）、指定管理者から県に提出された「徳島県駐車場（富田浜第一，富田浜第二，幸町）管理運営業務体制報告書」には、外部委託なしとなっており、委託契約についての事前の承諾手続きは行われていない。

しかしながら、実際には保守契約等について、外部委託を行っており、基本協定書の規定に反している。

この点、所管課に確認したところ徳島県管理運営業務要求水準書で、特定会社と保守契約等を締結するように定められているため、それに従ったものであるとのことであった。

② 平成20年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県が特定の会社と委託契約を締結するように要求している点について、その妥当性には疑問がある。また、たとえ徳島県管理運営業務要求水準書で要求されているとはいえ、基本協定書で事前の承諾が必要と定められている以上、その手続を履行すべきである。

③ 講じた措置（平成21年8月20日公表分）

平成23年度の募集に当たっては、委託契約の相手方を特定しないよう是正する。また、事前承認手続については、平成21年度から実施するよう是正する。

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

指定管理者から提出される「管理運営業務体制報告書」では、「外部委託」の項目に委託業者名や委託業務内容は記載されているものの、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない。

また、平成26年度の例で言えば、平成26年3月31日付けで「管理運営業務体制報告書」が提出され、同日付で「管理運営業務体制完了確認通知書」により承認されているが、詳細な資料がないままわずか1日で委託内容について個別に検討を加えて承認をしたのか疑問である。

さらには「管理運営業務体制完了確認通知書」は平成26年3月31日付けでの作成となっているが、「管理運営業務体制完了確認通知書」に押された公印の使用日は平成26年5月7日となっており、果たして本当に事前に承認していたかも疑わしい。

[意見]

委託契約の相手方を特定しないよう是正した点は評価できるが、委託契約の事前承認手続きについてはなお改善が必要である。

平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

第1 教育委員会の組織及び事務分掌

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

教育委員会は大きく分類して15の課等に分かれており、それ以外に各学校や教育委員会以外の部局が所管する事務があるため、事務分掌が細分化されている。

例えば、大型機械等の備品については、購入金額、学校の種類、目的、購入・入札事務・管理の各段階などによって複雑に事務分掌が分かれている。

また、各施設の工事・管理・処分等については、工事金額、予算及び計画と入札事務の各段階、具体的な施設の種類などによって複雑に事務分掌が分かれている。

授業料に関する事務は、3つの課と各学校にまたがって分掌されている。

生徒の事故や教職員に関するトラブルも複数の課や室に分掌されている。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(意見)

事務処理の効率化、責任の所在の明確化、手続の適正化などの観点から、課や室の統合を含め、事務処理の一元化を図る方向で、事務分掌を見直すべきである。

③ 講じた措置（平成22年8月26日公表分）

平成22年度組織改正において、「授業料に関する事務」を学校政策課に一元化した。

④ 措置状況についての検証

1) 教育総務課の説明

教育委員会事務局では、様々な教育課題に対応するため、これまでもその都度必要な組織改正を行い、業務の最適化を進めてきた。

備品等の購入・管理及び施設の管理については、関係規則に基づき適正に行っている。その中で、AEDの購入は教育総務課が、コンピュータの一部についての購入は施設整備課が、それぞれ一括して手続を行うようになった。

平成22年度には予算・財産管理の調整機能強化のため、施設整備課に施設・

助成担当を改組新設し、施設整備課で執行する工事契約の範囲を広げる等、事務処理の効率化を図ってきた。

平成26年度には、人権教育課内にいじめ問題等対策室を新設し、いじめ問題に限らず生徒の問題については全般的に窓口になるようになった（問題の内容に応じて体育学校安全課やその他の専門性の高い課が対応することになっているが、いじめ問題等対策室もその情報を共有することになった。）。

また、教育委員会各課と知事部局との速やかな連携を図るために新たに政策調査幹が1名置かれている。

2) 問題の所在

結果として、教育委員会の組織については、現在に至るまで全く統廃合されていない。事務分掌についても、大きな変更があったのは授業料に関する事務くらいである（それについても各学校現場での事務は依然として残っている。）。

講じた措置の記載は乏しく、教育総務課による説明は上記意見とはかみ合わない内容に終始しているところ、どれほど上記意見に対する具体的な検討がなされたのか、検討の際に上記意見の背景事情（これは当時の報告書本文に詳細に記載されている。）を十分理解していたのかなど、疑問が残るところである。

この問題は極めて大きな問題であり、教育委員会だけで解決できるようなものではない。当時の外部監査人もそれを承知の上で、全庁的な議論のきっかけになればという意識で上記意見を述べたものと考えられる。これに対して、教育委員会はその内部で対応できる部分にしか目を向けていないように思われる。

これでは、当時の外部監査人の意見はほとんど意味のないものになっているという外はない。

[意見]

外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。

その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。

第2 各種契約

1 一般競争入札参加者が少ない例とその問題点

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

一般競争入札により、契約締結がなされているものの、入札参加者が1者ないし2者といった極めて少ない例が複数存在した。それらの契約の中には、契約金額が1,000万円以上、2,000万円以上になっているものもあった。

入札については、県のホームページで公告されていたが、県のホームページには様々な入札情報が公告されており、その中からの検索ができない状況にあった。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(意見)

形式的には入札が実施されているものの、入札参加者が極めて少ない例があり、その場合には、実質的な価格競争がなされたとはいがたい。入札を実施する場合には、その参加者数をできるだけ多く確保することを念頭に、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。

少なくとも県のホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか、検討すべきであろう。

③ 講じた措置（平成22年8月26日公表分）

徳島県ホームページにより入札の実施について公告したところであるが、全庁的な問題であるため、問題を提起していきたい。

県ホームページの「入札・調達・売却・契約」属性のページにおいて、より分かりやすく入札情報を閲覧することができるよう、各情報の掲載方法やタイトルの表示方法について改善した。

④ 措置状況についての検証

1) 施設整備課の説明

後記秘書課の説明のとおり、平成21年10月にホームページをリニューアルしたことにより、入札情報にたどりつきやすくした。

3者以上が参加しての一般競争入札実施件数は、平成22年度が7件であった

のに対して、平成26年度には19件まで増加しており、一般競争入札の原則に沿った事務執行が行われている。

なお、平成24年度以降の入札参加数が2者以下あるいは3者以上の件数の推移は以下のとおりである。

	入札参加者数	H24	H25	H26
委託契約	2者以下	4	12	10
	3者以上	11	12	9
備品購入契約	2者以下	4	14	30
	3者以上	8	13	18
計	2者以下	8	26	40
	3者以上	19	25	27

2) 教職員課の説明

入札の公告方法については、平成22年8月ころに当時の担当者から秘書課担当者に対して口頭で確認を行ったところ、平成21年10月のリニューアルの際にトップページからワンクリックで部局別の入札情報にアクセスできるよう改善を行ったとの回答を得ていた。

その後は特に問題提起をしてこなかったところ、この度、外部監査人からのヒアリングを受けて再度秘書課担当者と話をしたが、秘書課担当者からはすでに構築している公共工事の入札検索システムの利用状況も検証しながら、平成28年度以降に行う県ホームページのリニューアルに合わせて、より利用しやすい検索機能の強化を検討したいとの回答がなされた。

3) 秘書課の説明

ア) 平成21年10月に県ホームページをリニューアルし、トップページの目立つところに「入札情報」のタブを置いた。

部局別、日付別に情報を表示するようにした。

各組織のページにも入札情報を表示するようにした。

R S S 配信機能を付加し、利用者が新着情報を自動で取得できるようにした。

イ) 県ホームページにおける各情報の掲載方法やタイトルの表示方法について基準を設けて周知した。

ウ) お気に入りの記事を利用者自身の SNS に取り込める「SNS 関連リンク機能」を付加し、情報拡散しやすくした。

スマートフォン専用レイアウトを導入した。

エ) ホームページ全体の検索システム、公共事業の入札情報の検索システムはあるが、委託契約や備品購入契約などのその他の契約についての入札情報の検索システムは導入していない。

平成 28 年度からホームページのリニューアル作業に着手する予定であるが、その中で入札情報も含めた検索機能を強化していきたい。

4) 問題の所在

一定の改善が図られたことは事実であるが、実際のホームページを見る限り、必ずしも入札情報が見やすいようには感じられない。

やはり、入札情報について検索システムがあった方が、見る側に対して親切であることは間違いないと思われる。

また、当時の外部監査人からは入札情報についての検索システムの検討を示唆されていたにもかかわらず、これについてあえて導入をしなかった積極的な理由が見あたらない。

当時の外部監査人の問題意識や意見の具体的な内容を踏まえた措置がなされたとは評価しがたい。

[意見]

ホームページ改善の具体的な内容が十分なものとは考えがたい。

また、外部監査人から意見が出された事項については、その内容を踏まえた具体

的な検討と措置がなされるべきである。

2 指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

指名競争入札により契約締結がなされているものの中で、その契約金額と比較して指名者数が少ないと思われる例が複数存在した。例えば、総合教育センターの庁舎総合管理業務については、契約金額が3,591万円と高額であるにもかかわらず、指名者数が6者に留まっていた。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

指名競争入札を実施する場合には、そもそも指名者数が少ないと実質的な価格競争がなされない結果となってしまう。入札が価格競争によって経済合理性を追求する手段であるとの意識を明確に持ち、指名競争入札による場合には、できるだけ多くの指名者数を確保すべきである。

③ 講じた措置（平成22年8月26日公表分）

庁舎管理業務及び清掃管理業務について、指名競争入札における指名者数を、前年度の6者から8者に増やした。

契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。

④ 措置状況についての検証

1) 総合教育センターの説明

庁舎総合管理業務については、その後庁舎管理業務と清掃管理業務に分けて指名競争入札を実施してきた。

平成22年度以降の契約の実績は、下記のとおりである。

年度	庁舎管理業務			清掃管理業務		
	指名業者数	落札業者	契約額(円)	指名業者数	落札業者	契約額(円)
H22	8	A	16,833,600	8	A	15,548,400
H23	10	A	13,129,200	10	A	13,671,000
H24	10	B	12,921,300	10	A	14,464,800
H25	10	A	12,915,000	10	A	14,364,000
H26	8	A	12,516,768	14	A	13,737,600
H27	13	A	12,960,000	15	A	14,256,000

2) 問題の所在

指名業者数は、平成22年度は8者、平成23年度以降は基本的に10者以上となっており、庁舎管理業務については契約額が減額の傾向となっている。

ただ、落札業者は、平成24年度の庁舎管理業務を除き、すべてAとなっている。なお、Aは平成21年度以前も継続して落札していた業者である。また、清掃管理業務については契約額が必ずしも減額の傾向を示していない。

指名業者数を増やしたことで一定の効果は現れていると思われるものの、依然として落札業者が固定化している傾向が見られ、それが上記効果を限定的なものにしているおそれがある。

〔意見〕

総合教育センターの庁舎管理業務、清掃管理業務については、落札業者が偏る傾向が顕著となっているところ、その要因を調査し、何らかの要因がある場合にはその是正を検討すべきである。

第3 授業料

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

県立高等学校の授業料は、授業料に関する事務は3つの課と各学校長にまたがって分掌されている。

その中で、教職員課は、授業料の納付義務者について生徒本人とその保護者であ

るとの見解を示しているが、その義務を生徒やその保護者に対して明示しているとはいえない。

また、授業料の減免手続、不納欠損処理が、規則等に基づいた適切な処理がなされていない面がある。

授業料の徴収手続・未収金の回収は基本的には学校現場に任されているが、教員が学校にて生徒に対して金銭の請求をするにはやりにくい面もあると思われ、現に苦勞をしている学校も少なくないようである。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

法的な効果や既存の規定の趣旨を十分検討せず、これらを見做した安易な運用がなされている傾向がある。

例えば、授業料の納付義務者について、法的な意味での義務の負担が不明確となっていることや、授業料の減免手続で既存の規定を没却するような手続が行われていること、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。

授業料は、歳入に関する事項であり、金銭債権の存否に関わる事項でもあるから、法的な意味や法的根拠などをきちんと検討した上で取り扱う必要がある。上記取り扱いについては、それぞれ今一度根拠を伴う取り扱いであるか、確認する必要がある。

(意見)

事務分掌が必ずしも適切とはいえず、それ故に問題が生じているのではないかとと思われる点が見受けられる。

例えば、授業料の徴収手続・未収金の回収に対する対応、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。

このような問題も意識して、適切な事務分掌を検討すべきである。

③ 講じた措置

(指摘に対し) (平成23年8月24日公表分)

平成22年度から原則として公立高等学校の授業料は不徴収とされ、法規の改正

による授業料の納付義務者の明確化に関する実益性は弱くなっている。授業料に関する保護者の法的な義務については、類似事例をもとに保証債務であるとの整理を行った。

また、授業料の減免手続に関しては、各年度の2回目以降の決定に当たっても減免審査委員会を開催することとしたとともに、未収金となっている授業料の不納欠損処分の手続きについては、該当する生徒の各月の未収授業料の処理を、時効が完成した年度毎に行うこととしたことなど、授業料に関する手続きにおける不備がないよう適切に処理した。

(意見に対し) (平成22年8月26日公表分)

平成22年度組織改正において、「授業料に関する事務」を学校政策課に一元化した。

④ 措置状況についての検証

1) 学校政策課の説明

ア) 学校政策課内では、保護者の法的な義務について保証債務であるとの整理を行ったが、平成22年度から授業料が不徴収となったことから、それについては各学校へは周知していない。

その後、平成26年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、原則としてすべての者に授業料納付義務があることになった。そして、高等学校等就学支援金制度の対象外、あるいは申請をしなかった者については、平成21年度以前と同様に授業料の納付義務が生じることになる。こうして納付義務を負担することになる生徒は、全体の2割弱程度ではないかと思われる。

こうして授業料の納付義務を負担することになる生徒本人やその保護者に対して、保護者の法的な義務が保証債務であることについて、特に明示する書面等は出していない。

イ) 授業料の徴収手続・未収金の回収は基本的には学校現場でなされている状況は、従前と同じである。

2) 問題の所在

ア) 授業料の不徴収という制度が創設され、その後高等学校等就学支援金制度になるなど、制度が二転三転している事情は理解できるが、それだけに授業料の納付義務について明確にする必要があるといえる。

内部で保証債務であるとの整理を行ったとしても、それを義務者である保護者に明示すらしていないのであれば法的な位置づけが明確化したとは到底いえない。

イ) 学校現場での授業料の徴収手続・未収金の回収に困難な面があるとの問題については、何ら改善が図られていない。

[意見]

授業料について、保護者が保証債務を負担するとの位置づけを維持するのであれば、最低限それを明示する必要がある。

学校現場における授業料の徴収手続・未収金の回収についても、改善の余地がないかを検討すべきである。

第4 奨学金

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

徳島県奨学金は、未収額は多額に上っており、毎年増加し、かつその増加額は年を追うごとに増える傾向にある。平成20年度には36,397,820円に達していた。

奨学金についての記録は、データ上のものと紙媒体のものがあるが、いずれも検索ができる状況にはなかった。

条例上、期日から遅れた場合に延滞利息の発生が規定されているが、実際には延滞利息の計算すらなされている様子がない。

奨学金の貸与では保証人が必要とされ、実際に保証人がいるものの、返還が滞っていても一定の場合には保証人への請求手続が行われていない。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

少なくともその返還状況を漏れなく把握できるよう、検索可能な管理をすべきであり、それによって適切な時効中断、延滞利息の処理を行うことは必要である。また、保証人に対する保証債務の履行請求をきちんと行うことも必要である。

これらの処理等をきちんと行った上で、なお回収困難である場合には、適切な手続を経て不納欠損処分とすべきである。

③ 講じた措置（平成23年8月24日公表分）

奨学金の返還に関しては、「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき処理しているが、平成22年度において、効率的かつ適正な債権管理を行うため、徳島県奨学金システムを改修し、債権管理機能を強化した。

また、時効、延滞利息及び不納欠損処分に関する考え方や対応等についてあらためて整理し、こうした内容を平成23年2月に改訂した「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に盛り込むなど、返還に関する手続きを整備して、時効中断、延滞利息等の処理をより適切に行うこととした。

なお、こうしたマニュアルの改訂により、保証債務の履行請求についてもより適切に行うこととしたとともに、回収困難である場合で、所定の要件を満たす場合には不納欠損処分を行うこととした。

④ 措置状況についての検証

1) 学校政策課の説明

ア) 平成22年のシステム改修により、奨学金についての記録はすべてデータ化してパソコンで管理するようになった。

ただ、返還金の未収額はその後も増加し続けている。具体的には以下のとおりである。

年 度	返 還 金 未 収 額
平成21年度	42,424,660円
平成22年度	54,815,075円
平成23年度	70,476,360円

平成24年度	84,578,580円
平成25年度	97,018,975円

イ) 延滞利息については、条例上「正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったとき」に徴収することになっているが、平成25年3月31日に立案した学校政策課内の伺いにより、正当な理由がない者とは法的措置を行う者であると解釈することとし、それまでと同様に延滞利息の計算をしない運用を継続している。

ウ) 滞納者本人及び連帯保証人が所在不明、死亡、自己破産その他明らかに支払いができない状況にならなければ、滞納者本人や連帯保証人が返還できると考え、保証人への連絡はしていない。

2) 問題の所在

ア) 記録はパソコン管理をし、マニュアルにしたがった督促をしているというものの、未収額は右肩上がりであり、その総額は膨大となっている。

イ) 学校政策課内の伺いにより解釈を変えたとしているが、その変更内容は解釈の限界を超えていることはいうまでもなく、現状は条例の文言とは明らかに異なる解釈をしているというしかない。

ウ) マニュアル上、「督促は、原則として滞納者本人に対して行う」とされ、連帯保証人への請求は「督促した後相当の期間（1年間程度）を経過してもなお履行されないとき又は再三の催告にも応じないとき」に行うとされている。他方で、督促通知は、「滞納者が返還金の全部又は一部を返還期日までに納入しないとき」には、本人及び連帯保証人に対して送付することになっている。そして、保証人への督促は本人や連帯保証人が返還できない場合に行うとされている。

しかし、滞納者本人及び連帯保証人が所在不明、死亡、自己破産その他明らかに支払いができない状況にならなければ、保証人への連絡はしないという現在の運用には疑問がある。

〔指摘〕

奨学金の延滞利息については、条例にしたがった処理をするべきである。条例の文言につき、課内文書で明らかに異なる解釈をすることは許されない。

保証人への督促も適切な運用がなされているか、再検討すべきである。

第5 各県立学校の実情

1 エアコンの設置

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

各県立学校のエアコンで、県費で設置されたものはほとんど存在しない。

各県立学校では、PTAによるリース契約によりエアコンを設置していたり、同窓会の負担で設置していたり、そもそもエアコンが設置されていなかったりするなど、その状況はまちまちである。また、PTAによるエアコン会計の管理が必ずしも適切とはいえない状況もあった。

平成17年に茨城県が実施した調査によれば、エアコンは多くがPTA等の負担によって設置されていたものの、都道府県による負担で設置しているところも複数認められた。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(意見)

エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。

③ 講じた措置（平成22年8月26日公表分）

県立高校の普通科教室棟へのエアコン設置については、限られた財源の中で、整備の優先順位や後年度の維持管理費用等を考慮すると、公費による整備は現状では困難な状況にある。こうしたことから、平成16年度に「県立学校の管理運営への民間活力の導入指針」を定め、エアコンの設置及び運営について民間活力の導入を図り、その経費を保護者等の負担で行っている。

④ 措置状況についての検証

1) 施設整備課の説明

学校現場からは、校舎の耐震工事や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、それにも対応し切れていない状況であり、エアコン設置までは直ちに対応できないのが現状である。

現時点では、すべてのエアコンを県費により設置することは困難である。

2) 問題の所在

公舎の耐震工事、老朽化への対応が重要であることはいうまでもない。

しかし、特に夏季にはエアコンのない状態で学習をすることが困難であること、P T A等の負担による設置とすると学校ごとにエアコンの設置状況やそれに関する負担の程度がまちまちとなること、少なくとも平成21年度当時はP T Aによるエアコン会計の管理状況に問題が見られたことなど、現状には少なからず問題がある。

これを、予算上の限界があるとして何らめどを立てないままにしてある姿勢にはいささか疑問がある。

この問題は、比較的大きな予算を要する問題であり、教育委員会だけで解決することは困難である。当時の外部監査人もそれを承知の上で、全庁的に議論をするなどしてこの問題を解決するべく検討してもらえたらという意識で上記意見を述べたものと考えられる。これに対して、教育委員会の意識は、従前の枠組み内で対応できる部分にとらわれてしまっているように思われる。

これでは、当時の外部監査人の意見はあまり活かされていないといわざるを得ない。

[意見]

外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。

その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。

2 自動販売機の設置，収入の扱い（自動販売機会計）

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

ほとんど県立学校で飲料水の自動販売機が設置されているところ，その実情は以下のとおりであった。

- ・ P T A会長名で学校施設の使用許可を受ける。
- ・ P T A会長名で業者との間で自動販売機設置の契約を締結する。
- ・ 自動販売機売上による収入は， P T A会長名義等の預金口座に入金される。
- ・ 通帳，印鑑は学校（事務長など）が管理する。
- ・ 具体的な使途は学校にて決めている。
- ・ 自動販売機収入の使途につき， P T Aにきちんと報告している例はほとんど見あたらない。

また，具体的な使途には P T Aにて負担すべきと思われない内容が多いが，他方で学校施設等にとって必要な支出であり，私的流用はない。かかる支出については予算配当をしてもらいにくく，支出の手続にも時間がかかるので，上記収入に頼っている実情がある。しかし，これらの使途が本当に必要であれば県費にて支出すべきである。

自動販売機の設置自体は生徒等の利便にかなない，災害対策にもなりうる。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

（指摘）

自動販売機による収入は，学校現場において，経費捻出のための財源として，また，迅速な経費支出を行えるという意味でも非常に重要な存在となっている。しかし，学校運営に本当に必要な経費は県費によってまかなうべきであるし，また，県費による支出の手続が煩雑で時間がかかるために自動販機会計の収入で経費を捻出するというのは本末転倒の感がある。

現在の自動販機会計の扱いは，純然たる県費でないため明確な取り扱いが存在せず，各学校によりまちまちに運用されている。自動販機会計についての帳簿がない学校や通帳と印鑑の保管者が同一であるなど支出時の手続に十分な内部統制がとられていない学校もある。使途も学校運営の経費に使っているもの，他会計等への貸付を行っているもの， P T A関係の経費に使っているもの等さまざまであり，

教室のエアコン設置の追加費用を自動販売機会計から支払った例もあった。また、本来申告納付すべき法人税等の納税を行っていないPTAもある。

自動販売機は県有の土地建物上に設置されるものである以上その収入は県に帰属すべきである。したがって、県が業者と直接契約し収入は県に帰属するように改め、学校運営に必要な経費については県費から支出するようにすべきである。

③ 講じた措置（平成23年8月24日公表分）

教育財産についても自動販売機設置に際して貸付が行えるよう「徳島県教育財産管理規則」の改正を行い、平成23年4月1日から施行した。

県立学校内の自動販売機設置については、一般競争入札により業者を選定し、貸付を行う方向で検討中である。

④ 措置状況についての検証

1) 施設整備課の説明

従前から設置されている自動販売機の位置づけについては、PTAの理解と協力が必要となるために現時点では変更されていない。

自動販売機の新規の設置について、一般競争入札による契約の準備をしたが、採算性が問題となって実現に至らなかった。

2) 問題の所在

一定の対応はなされたものの、結論からいえば、基本的な状況は変わっていない。実質的な措置がないと評価するしかない。

なお、当時の外部監査人も、上記の「平成21年度の指摘及び意見の背景」や指摘の全文を読めば分かるとおり、自動販売機の有用性やその利益金が実際に使われている内容は必要なものであることには理解を示しており、他方で様々なゆがみが生じてしまっていることに問題がある旨指摘しているのである。

したがって、まずは学校運営に必要な経費の支出について従前と異なる対応が必要であるし、自動販売機設置の形態については新規設置分だけではなく従前から設置されているものを含めて改める必要がある。

〔指摘〕

従前自動販売機の収入によって学校運営に必要な経費がまかなわれていた実情を十分把握し，かかる経費については簡易迅速に県費から支出できるような体制を整えるべきである。

自動販売機の設置については，従前から設置されているものを含めて県が業者と直接契約し，収入は県に帰属するように改めるべきである。

3 学校再編

① 平成21年度の指摘及び意見の背景

徳島県の県立学校では，すでに学校再編がなされ，以後も再編が予定されている学校があった。

学校再編には大変な事務手続と費用を要する。担当教職員は多忙を極め，契約締結にあたっては経済合理性追求のための十分な手順が取られたとは言えない様子があった。

少なくとも，徳島科学技術高等学校の例では，統合に関する事務処理について，統合後に具体的な課題や問題点の洗い出し作業をする等の検証がなされていない。

② 平成21年度の指摘及び意見の内容

(意見1)

教職員は多忙であるといわれていることから，通常業務の分掌や繁忙に配慮したスケジュールなど，対象校の教職員に配慮しながら学校再編を進める必要がある。

(意見2)

学校統合等，再編に要する事務処理や費用は莫大である。今後も各学校の再編が予定されているところ，すでになされた再編についてはぜひとも実のある検証を実施し，そのノウハウも今後の再編手続に生かしていくべきである。

③ 講じた措置

(意見1に対し) (平成22年8月26日公表分)

従来から，職員の通常業務の分掌や繁忙に配慮したスケジュールに努めてきたところであるが，再編業務にかかわる教職員の一層の負担軽減の検討資料として活用

するため、徳島科学技術高校の再編に携わった教職員に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめた。

(意見2に対し)(平成22年8月26日公表分)

再編統合する際には、対象校の教職員及び当課の職員で組織する開校準備委員会を設置して、具体的な作業スケジュールや課題などを定期的に協議検討した上で個々の作業を進めており、過去の再編におけるノウハウも構築できていると認識しているが、より効率的な再編手続きに向けた検討資料として活用するため、徳島科学技術高校の再編業務に携わった教職員に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめた。

④ 措置状況についての検証

1) 教育戦略課の説明

アンケート結果の取りまとめはしている。

なお、アンケート結果の取りまとめは、学校再編時における検討部会ごとにアンケート回答内容を整理したものであり、それを踏まえた検討内容などは記載されていない。

アンケートは書類のやりとりによって提出を受けたものであり、学校現場でヒアリングなどを実施したわけではない。学校再編について作業工程などは作っているが、それは県庁内の教育委員会にある情報から作ったものであり、学校現場からの情報を直接得て作ったものではない。

2) 問題の所在

当時の外部監査人は、実際に徳島科学技術高等学校に出向き、学校再編に関わった現場の教職員の声を聞いて、上記意見を述べている。

課題の把握やそれについての対応を検討する上で、直接の当事者から生の声を聞くことは極めて重要であり、その労を惜しんでいては実質的な意味での課題の把握や課題に対する地に足のついた対応は困難であると思われる。

講じた措置として記載されている文章を見ても、直接のヒアリングやアンケート結果を踏まえた具体的な検討の形跡が見られないことなどからも、上記意見に対して真剣な対応がなされているようには感じられない。

〔意見〕

県庁内の教育委員会と学校現場との間で、直接的な情報交換，意思疎通をもっと充実させ，双方が，学校再編など学校現場に関わる重要な課題を実質的に解決していく意識を共有すべきである。

平成22年度「県税の賦課徴収事務について」

第1 個人県民税

1 県内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者の把握について

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

個人県民税は，県内に住所を有する個人のほか，県内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人でその所在する市町村内に住所を有しない者に対しても課せられる。

この点，個人住民税の納税義務者の把握は，市町村による賦課行為の前提ではあるが，県としても課税もれがないよう，市町村との連携強化を図るべきである。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は，市町村に対してヒアリングを実施するなど，納税義務者の把握に対してもっと積極的に具体的な役割を果たすべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

「家屋敷等課税」を含めた個人住民税の納税義務者の概要等について，各市町村のホームページ等に掲載するなど，広く住民に周知を図るよう市町村税務担当課長会議等を通じて助言する。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

平成22年度の外部監査で対象となった最終年度である平成21年度以降の「家屋敷等課税」の状況は，次のとおりである。

平成21年度	美波町	28人，	28,000円
平成22年度	徳島市	1人，	1,000円
	美波町	27人，	27,000円
	北島町	2人，	2,000円
平成23年度	徳島市	1人，	1,000円

	阿波市	1人,	1,000円
	美波町	27人,	27,000円
	北島町	2人,	2,000円
平成24年度	徳島市	1人,	1,000円
	北島町	6人,	6,000円
平成25年度	徳島市	1人,	1,000円
	北島町	3人,	3,000円
平成26年度	徳島市	1人,	1,500円
	北島町	4人,	6,000円

2) 問題の所在

課税の状況の推移からすると、徳島市と北島町だけに「家屋敷等のみを有する者」が若干名存在し、それ以外には存在しないということになるが、そのような状況は不自然である。市町村に対しては、毎年度の課税状況調ヒアリング等の機会を通じて、周知広報や適正課税について継続的に助言しているとのことであるが、現状では適正な課税が行われているとはいいがたい。

〔意見〕

市町村による賦課行為の前提となることから対応が難しい面もあるが、市町村と十分に連携して、納税義務者の把握に対して更に積極的で具体的な取組みが必要である。

2 延滞金の処理

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

個人県民税についても、延滞金が発生する。個人県民税についての延滞金は、県の有する債権であり、その徴収が必要であるとともに、これを厳密に徴収することによって全体的な納税意識を上げる効果を生むものと考えられる。

ところが、その延滞金の処理は厳密なものとはなっていない。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

延滞金の徴収については、市町村へのヒアリング等を通じて助言する。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

延滞金の徴収の徹底に関しては、市町村に対してヒアリング等を通じて助言している。延滞金の状況については「県民税の払込状況報告書」により回収額の報告は受けているが、未納となっている延滞金の状況は個人住民税が市町村にて賦課徴収するものであるため把握していない。

2) 問題の所在

平成22年度の報告書では、意見に至る背景として、「個人県民税については、市町村長から知事への報告がなされるが、この報告の際に提出される書面には未納延滞金が記載されない。したがって、この報告からのみでは本来は発生しているはずの未納延滞金の状況は把握できない。そして、県はその他の方法によって未納延滞金を確認するなどの手段は講じていない。」と記載されている。その上で「延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。」としている。

外部監査人の意図からすると、未納延滞金の管理は不可欠であり、個人住民税は市町村が賦課徴収しているため未納となっている延滞金の把握は行わないという対応は外部監査人の意図とは相容れないものである。

[意見]

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっ

かり読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。外部監査人の意図に沿うように措置するのであれば、未納延滞金の管理を行うべきである。

第2 法人県民税・法人事業税

1 申告書用紙送付について

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

法人二税は申告納付制度が採られているところ、申告書用紙は確定申告及び予定申告の時期に先立って県から事前に郵送されている。

この申告書用紙には、県から発送される時点で、法人番号、住所、会社名の他、予定申告用紙の場合前事業年度の税額や予定申告税額等が、すでに印刷されている。

そして、その法人又は関与税理士から一度税理士宛への送付依頼があった場合は、以後県は法人や税理士に事前に確認することなく、上記の申告書用紙を法人ではなく、直接送付依頼した税理士に送っている。

しかし、申告をする法人が、当初送付依頼した税理士に対し、当期も申告手続を依頼するとは限らない。平成21年度に担当税理士以外に申告書用紙が送付されたケースが268件あった。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

県は、法人二税の申告書用紙の送付にあたって、送付先に十分注意をすべきであり、仮に税理士に直接送付する場合には当期の申告手続を当該税理士に依頼しているか否かを確実に確認しなければならない。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

これまで、行政サービスとして、依頼のあった税理士等に対して申告書用紙の送付を行ってきたところである。

しかし、関与している税理士が変更になった際に「変更届」の提出がなく、既に関与していない税理士に送達してしまう例があったことから、平成24年度において、原則、各法人宛に送付することを基本に、コスト面についての検討を行うこと

とした。

このことについては、送付方法変更前に税理士等に対し、周知を行う。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

平成25年4月、税理士あてに「お知らせ」を送付し、関与状況、申告書の送付の要否及び送付先等についての調査を行い、また、法人あてについては、同年度の法人への申告書送付時に「お知らせ」を同封し、申告書の送付の要否と送付先を調査した。

しかし、上記以降はこのような調査を実施していない。

なお、県ホームページに送付先等の（変更）届出書を掲載し、関与先の変更等があった場合には、提出を求めている。

2) 問題の所在

平成25年度において、税理士及び法人あてに「お知らせ」を送付して確認することにより、その時点での送付先については確認できているといえる。

しかしながら、その後関与税理士が変更になった場合には、上記のような確認ではなく、県ホームページの「法人県民税・事業税等申告書送付先等の（変更）届出書」を提出してもらうことにより対応することが予定されている。

この点、そもそも「法人県民税・事業税等申告書送付先等の（変更）届出書」の提出自体任意のものであるし、従来税理士あてに申告書用紙を送付してもらっていた法人は「法人県民税・事業税等申告書送付先等の（変更）届出書」の存在を知らないのが通常と思われる。現在の対応では関与税理士が変更になったにもかかわらず、従来に関与税理士へ申告書用紙が送付される可能性は従来と同じ程度に高いといえる。

〔指摘〕

平成22年度の指摘及び意見に対して、平成25年4月に税理士及び法人あてに「お知らせ」を送付すること等により対応したことは一応評価できる。しかしながら、現在の対応では担当税理士以外に申告書用紙が送付されるリスクは少なくない。

国税である法人税等の申告書用紙はすべて関与税理士ではなく法人あてに送付されているところ、法人県民税・法人事業税の申告書用紙も関与税理士ではなく法人あてに送付するようにすべきである。

第3 個人事業税

1 事業所得と雑所得等それ以外の収入の区別

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

個人事業税は、一定の事業がその対象であり、対象事業による収入に対して課税される。したがって、個人事業税の確定にあたっては、対象事業による収入と雑所得等それ以外の収入の確認が必要である。

これに対する県の対応としては、雑所得に該当するか、あるいは事業所得に該当するかは税務署が確認しているため、県では所得区分の判定についての統一的な処理方針を定めていない。個人事業税の課税にあたって担当者が雑所得について疑義を感じた場合には、追加で詳細を確認することにより判定しているとのことであった。

しかし、県における対応は十分とはいえず、課税漏れが生じる余地がある。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は、一定金額以上の雑所得について内容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税の漏れが生じないようにすべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

雑所得については、所得税の確定申告書第2表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄の、所得の種類、種目・所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等の内容を確認している。

当該欄において、所得区分等が不明瞭な雑所得がある場合は、課税漏れが生じないように、照会等を行っている。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

雑所得についての対応は、「③ 講じた措置」に記載のとおり、所得税の確定申告書第2表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄の、所得の種類、種目・所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等の内容を確認し、当該欄において所得区分等が不明瞭な雑所得がある場合は、課税漏れが生じないように、照会等を行っている。

2) 問題の所在

「③ 講じた措置」は、一見すると「② 平成22年度の指摘及び意見の内容」に対応して何らかの措置を新たに講じたような記載である。

しかしその実質的な内容は、担当者が雑所得について疑義を感じた場合には、追加で詳細を確認することにより判定しているというものであり、「① 平成22年度の指摘及び意見の背景」で問題としたものとまったく同一である。また、「② 平成22年度の指摘及び意見の内容」で示された一定の指針の作成についても作成されていない。

[指摘]

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。何ら措置を講じていないにもかかわらず、あたかも措置を講じたかのように記載するのは、県民に対して誤解を生じさせうる行為であり、改めるべきである。従来どおりの処理で問題がなく措置を講じる必要がないと判断したのであれば、外部監査人の意見とは異なる旨を理由を付して明記すべきである。

2 医業等の調査

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

個人事業税について、医業または歯科医業を行う者の社会診療報酬事業については、非課税とされている。

したがって、医業等の個人事業税の確定にあたっては、社会保険診療事業部分と自由診療事業分の確認が必要である。

この点、県は一定の場合には社会保険診療収入等について、課税対象者に照会をしているようである。

しかし、その内容は極めて概括的であり、しかも、具体的な資料の添付は要求していない。

また、県は医院等に出向いて直接帳簿等を確認するなどの調査は行っておらず、社会保険事務所等に存在するデータを何らかの方法で確認するなどの方法もとっていない。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は、医業等の非課税部分について、具体的な資料の添付を求めたり、社会保険事務所等関係機関に存在するデータとの整合性を確認したり、定期的に医院等へ出向いて調査したりするなど、客観的に調査確認等する方法を策定実施し、課税漏れ防止に取り組むべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

これまで、「医療法人等に係る所得金額の計算書」及び記載の手引きを用いて、申告者の制度に対する理解を深めるとともに、確定申告書に附表の添付がないなど、診療収入等の内訳が確認できない者に対しては照会を行い、「社会保険診療収入等の明細について(回答)」の返送を受け、申告内容の確認を行ってきたところである。

さらに、平成23年度の県税事務執行者会議ワーキンググループにおいて「医療法人等及び医業個人等に対する調査要領」等を策定、平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

具体的には、平成24年度は、社会保険診療の可能性のある個人事業者に照会様式及び記載の手引きを送付し周知を行った。事業税の非課税所得となる社会保険診療報酬にかかる取り扱いは、医療法人と医業個人が同じものであることから、

平成25年度から事業規模などの観点から医療法人等に対する実地調査を先行して行った。これまで医業個人に対する実地調査は行っていないが、医療法人等に対する調査により、ノウハウが蓄積されたことから、平成28年度から医業個人に対する実地調査を行う。

2) 問題の所在

「医療法人等及び医業個人等に対する調査要領」の策定や照会様式の改正等、平成22年度の指摘及び意見に対して対応している点も見受けられた。しかしながら、「平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。」と記載しながら、いまだ実地調査は実施されていない。

〔意見〕

「講じた措置」として、「平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。」と記載した以上早急に実施すべきである。いまなお実施していないというのは、「講じた措置」と実際の対応が異なるといわざるを得ない。

第4 不動産取得税

1 申告手続の実情について

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

不動産取得税は、不動産取得の日から60日以内に申告しなければならないとされている（県税条例第20条の27第1項）。

しかし、この申告義務については十分な周知がなされておらず、県から通知をして事後的に申告を促しているのが実情で、その結果、期限内の申告がなされる例はほとんどないとのことである。

他方、不動産取得税については、一定の住宅や住宅用土地を取得した場合に軽減される措置がある。これらの軽減措置を受けるためには、上記の期限内に申告することが前提とされている。

ところが、実際には、期限内の申告手続がなされていなくても、軽減措置を認めているようである。

このように申告義務を有名無実なものとし、不申告に対するペナルティーを課さ

ない取扱いは、不申告を助長し、課税漏れが生じるおそれがある。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は、申告義務については、不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、金融機関、司法書士などに対しても協力を依頼するなど積極的に周知を行うべきである。

その上で、軽減措置の的確な取扱いを行い、さらには不申告に対する過料の適用を検討するなどし、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

不動産取得税の申告義務については、不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり、期限内に申告がなされないことが多いことから、「地方税のしおり」を始め、各種パンフレットに記載し、周知を図っているところである。

さらに、平成23年度から、(社)徳島県宅地建物取引業協会を通じて、不動産業者に対する周知を依頼するなど、期限内申告の周知に努めた。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりであり、さらに申告書提出に関する電話照会などに対して申告義務制度を説明している。

なお、徳島県税条例第20条の28では、不動産取得税に係る不申告等に関する過料として、「不動産を取得した者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。」と定められている。しかしながら、実際に過料を科した例はなく、そもそも過料を科すか否かの判断にあたって必要となるはずの「正当な理由」の有無の確認も行っていない。

また、徳島県税条例第20条の29の2では、住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に係る申告として、「法第七十三条の二十四第一項又は

第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該土地の取得の日から六十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認める場合には、当該期間は、知事が相当と認める期間とする。」と定められている。しかしながら、土地の取得の日から60日以内に申告書を提出しなかった場合においても軽減措置を認めているが、軽減措置を認めるにあたって「知事がやむを得ない理由があると認める」手続きを経していない。

2) 問題の所在

不動産取得税に係る不申告等に関する過料を科すか否かの判断にあたって必要となるはずの、条例で定められている「正当な理由」の有無の確認が行われておらず、実際に過料を科した例もない。

また、住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に係る申告が60日以内に行われない場合に、条例で定められている「知事がやむを得ない理由があると認める」手続きを経ずに軽減措置を認めている。

[意見]

不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり、期限内に申告がなされないことが多いことから、ある程度弾力的な運用にならざるを得ない点は理解できなくもないが、現在の運用は条例で定める手続きを経ないものであり、早急に是正すべきである。

第5 県たばこ税

1 納税義務者に対する調査

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

県たばこ税は、たばこ製造者等が小売販売業者や消費者へ売り渡し等した場合に発生するが、納税すべき先は小売業者の営業所等が所在する都道府県である。

したがって、製造されたたばこが実際にどの県で販売されたのかは各都道府県の歳入にとって非常に重要である。

この点、県が県たばこ税について行っている調査の内容は、申告本数合計（つまり各都道府県での申告本数の合計数）と製造者が本店所在地の都道府県に報告している合計本数の整合性を見るというものである。

これでは、本来は徳島県にて販売されているはずの本数が、他県にて販売されているかのような申告がなされていても、一切確認できない。

県たばこ税の納税義務者数は決して多くはないところ、例えば一定の周期で納税義務者数に対する個別の照会を行う、場合によってはその際に一定の資料の提示を求めるなどの形で調査を実施することは決して困難ではない。そして、このような調査の実施により、納税義務者側が正確な納税すべきとの意識を持つようになることも期待できる。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

（意見）

県は、従前の合計本数の比較だけの調査にとどまるのではなく、個別具体的な調査を検討し、実施すべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

県たばこ税の適正な申告納付を目的とし、本県に本店を置く卸売販売業者等に対し、県たばこ税の申告納付までの事務手続きについて確認を行うこととした。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

本県に本店を置く個人の卸売販売業者1名に対し、平成23年度から調査協力を依頼しているが、実地調査を行えていない。今後は、書面調査等協力を得やすい方法を検討し、早期の調査実現を図る。

2) 問題の所在

平成23年度から相応の年数が経過しているが、いまなお実地調査を実施できていない。

[意見]

外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。いまなお実地調査を実施していないのは問題であり、早急に実施すべきである。

第6 ゴルフ場利用税

1 納税義務者に対する調査

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

ゴルフ場利用税について、県は、定期的にゴルフ場へ赴いて調査を行っているようである。

しかしその具体的な調査の内容は、2週間くらい前に事前連絡をした上で、毎回決まった資料を閲覧するというものである。そして、閲覧する資料は受付表や非課税利用申出書などにとどまっており、ゴルフ場の売り上げや税務申告に係る書類等は確認していないようである。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は、ゴルフ場の調査にあたっては、売り上げや税務申告に係る書類を見るなどして、厳正な調査をすべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

ゴルフ場利用税は「売上げ」等に対して課されるものではなく、「課税対象となる利用人員」に対して課される税であり、一人当たりの支払料金は受けるサービスにより異なるため、「売上げ」等からの総利用人員等の把握は困難であるが、平成24年度以降において、ゴルフ場利用税の適正な申告納入を目的とした、新たな調査手法の研究を行うこととした。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

平成24年度に県税事務執行者会議ワーキンググループにおいて「ゴルフ場利

用税調査要領」を策定した。

決算書の利用料金収入と申告税額の整合性を確認する事項を追加し、利用者からの料金収入から申告納入に至る事務作業の内容を聞き取っている。

2) 問題の所在

実際の対応としては、平成22年度の指摘及び意見に沿った内容であり、税務課による措置自体に特段問題はないと思われる。

しかしながら、公表された「講じた措置」としては、「平成24年度以降において、ゴルフ場利用税の適正な申告納入を目的とした、新たな調査手法の研究を行うこととした。」と記載されているだけであり、その後のフォローは記載されていない。そのため、県民としては新たな調査手法を研究したのか否か、また、研究した結果どのように対応したのかが一切わからない。

この点は、実際にとった措置の公表のあり方の問題であるので、行政改革室及び監査事務局がもっと所管課に対して積極的に対応することが望まれる。

[意見]

「講じた措置」として公表するにあたっては、最終的にどのような対応を行ったのかまでフォローすべきである。「新たな調査手法の研究を行うこととした。」とだけ記載し、その後の対応を記載しないのは情報提供として不十分である。

2 特別徴収義務者に対する交付金

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

県は、規則を制定し、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して交付金を支払っている。

この交付金制度は、ゴルフ場の経営者団体からの強い要望に基づき導入された制度であり、その目的は、ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するという点にあるようである。

しかし、ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり、特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず、極めて当然の義務を果たしているにすぎない。にもかかわらず、県から

特別徴収義務者に交付金を支払う必要があるのか、疑問がある。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は、ゴルフ場利用税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金は、殆どの都道府県で交付等されており、本県の交付率・交付額は全国の極めて下位に位置している。

本県においては、当該交付金を昭和53年度から交付しているが、以後、軽減税率の創設、非課税措置の創設等、特別徴収義務者の事務負担は増えており、他方、交付率については、昭和53年度から「2/1,000」に据え置いているところである。

なお、当該交付金の目的は「ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期する」ことにあり、昭和53年度から現在まで、適正な申告納入が行われているところである。

さらに、より適正な「申告納入」に資するため、平成23年度において、現行規則における「納期限までに納入した額」を、「申告期限までに申告し、かつ、納入した額」に改め、期限後申告となった額を算定基礎から除くこととした。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

外部監査人の「交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するのか否かについて、再検討すべき」との意見に対して、県としては再検討の結果変更の必要はないと判断したものである。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るところ，そのような意見を前提に理由を付して変更の必要はないとした県の対応はそれはそれで評価できる。

しかしながら，ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり，特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず，極めて当然の義務を果たしているにすぎないこと，47都道府県中12都道府県では交付していないことから，今一度再検討すべきと思われる。

第7 自動車取得税・自動車税

1 課税保留の手続

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

自動車税は，本来道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によって課税される所，県は，車体検査の有効期限を6ヶ月以上経過した自動車に対する課税を保留にするという取扱いをしている。

この取扱いについて，県は，以下の総務部長通達に基づくものであると説明する。

『所在が不明の自動車

自動車の所在が不明のもので車体検査の有効期限を六月以上経過した自動車のうち，近隣者，当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っても自動車の所在が不明と認められるものは，課税を保留する。』

しかし，実際の課税保留の取扱いは，上記総務部長通達に明らかに反している。

具体的には，上記総務部長通達で要件とされている「近隣者，当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査」がなされている形跡はなく，「自動車の所在が不明」であることの確認がなされていない。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

県は，自動車税の課税保留の手続の際には，上記総務部長通達が存在する以上その要件を厳格に守るべきである。

③ 講じた措置（平成23年8月24日公表分）

自動車税の課税保留の手続きについては、通達で要件とされている滞納者自宅の周辺などにおける当該自動車の綿密な所在調査を行っているところである。

平成23年度以後も適切に行うとともに、当該調査内容を滞納処分票に記載し、課税保留の手続きの一層の適正化に努めている。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

自動車税の課税保留の手続きについては、通達で要件とされている滞納者自宅の周辺などにおける当該自動車の綿密な所在調査を行っている。

2) 問題の所在

課税保留としたものの滞納処分票を確認したところ、「平成26年11月12日 当該車両 住所地になし」、「平成26年11月12日 住所地に当該車両見当たらず」と記載されているだけであり、「近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査」がなされている形跡はない。

〔指摘〕

講じた措置では、「当該調査内容を滞納処分票に記載し、課税保留の手続きの一層の適正化に努めている。」としているにもかかわらず、実際には住所地での当該車両の有無しか記載されておらず、調査内容は記載されていない。

また、実際には課税保留の近隣者、当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っているとのことであるが、調査した形跡は残っていない以上はそもそも綿密な調査自体を行っているとは認めがたい。

「講じた措置」として記載した以上はそのとおりに実施すべきであり、「講じた措置」と実際の内容が異なる対応を行うのは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。

2 身体障がい者等への減免手続（条例等との齟齬）

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

自動車取得税、自動車税は、身体障害者の運転する自動車等に対しては、申請により課税が減免される（実際には全部減免のみであり一部減免はない）。

減免申請にあたって、「専ら」身体障害者のための用途に供されていることが要件となっているものがあるが、県は、「専ら」の要件を満たしているかの判断を、月4回程度あるか否かにより、行っているとのことであった。

しかし、月4回程度の使用で「専ら」の要件を満たしているとの運用は、明らかに条例及びそれに基づく施行規則の文言と齟齬がある。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

（意見）

県は、月4回程度の使用をもって条例及びそれに基づく施行規則の「専ら」の要件を満たしているとするが、この判断は合理的といえない。条例及びそれに基づく施行規則と運用の齟齬の解消に努めるべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

身体障害者等の減免制度は、身体障害者等が使用する自動車が当該身体障害者等の日常生活にとって不可欠の生活手段となっており、当該自動車について自動車取得税・自動車税を減免することにより、身体障害者等が身体障害又は精神障害を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるよう（身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう）、税制上の配慮を加えているものである。

継続して「月4回程度」確実に身体障害者等の方の利用があれば、減免の趣旨に沿っているものと判断する（証明書を発行できる機関が限られているという問題もある）。

なお、全国状況を見ると、46都道府県が「月4回程度」以下の回数要件としており、うち、約20都府県では、用途制限又は回数要件を設けておらず、本県の取扱いは全国的に見て、厳しいものとなっている。

「齟齬」の問題については、現行の証明書による要件確認の取扱いを改めるなど、抜本的な見直しも必要であるが、議論されている自動車関係税制の改正を踏まえ、

その際に「専ら」の要件も含め、身障減免制度全体の検討を行う。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

「講じた措置」では、身体障がい者等の減免制度について、「月4回程度」の使用で減免することの是非について記載されているが、平成22年度の指摘及び意見ではそもそもその点については問題視していない。

すなわち、当時の外部監査人も、「月4回程度」の使用で減免するべきではないという趣旨の意見は一切述べていない。当時の外部監査人は、条例及びそれに基づく施行規則の文言である「専ら」と実際の運用である「月4回程度」との間に齟齬が生じていることを問題視しているのである。

しかるに、条例及びそれに基づく施行規則の文言と運用の齟齬については何ら対応していない。

[指摘]

「講じた措置」には、外部監査人が問題としていない点について長々と記載しているが、外部監査人の意見を正確に理解しないものといわざるを得ず、不適切である。

また、外部監査人が問題とした点については、措置していない。月4回程度の使用に対して減免を認める必要があると考えるのであれば、条例を早急に改正するように手続きを行うべきであり、条例を改正しないまま条例と異なる運用を継続している現状は問題といわざるを得ない。

3 身体障がい者等への減免手続（手帳の原本確認）

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

減免申請の手続では、障害者手帳の原本の提示を求め、受付を担当した職員が、減免申請書の「手帳番号」「障害等級」等の記載内容を原本で確認しているとのこと

である。

しかし、減免申請書には受付担当職員の押印をする欄が1ヶ所あるものの、それとは別に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄ではなく、受付に際して確実に原本確認されているか否か、必ずしも明らかではない。これでは、原本の確認漏れも否定できない。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(意見)

県は、減免申請書に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄を設けるなどして、確実に原本確認がなされるような手順に改めるべきである。

③ 講じた措置（平成23年8月24日公表分）

身体障害者等の減免申請については、従来より、減免申請書の記載内容を、受付を担当した職員が障害者手帳等の原本にて確認し、受付者欄に押印しており、原本確認ができないものについては、減免申請を受け付けない取扱いとしているところである。

平成23年度からは、減免申請書に「原本確認済欄」を設け、受付した職員が押印することとした。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

平成23年度と平成26年度の減免申請書を確認したところ、平成23年度においてはほぼすべてに原本確認済の記載が行われているが、平成26年度では一部原本確認済の記載が行われていたものの大部分は行われていなかった。

[意見]

外部監査人の指摘・意見に対して速やかに対応し、平成23年度においてはほぼ

確実に履行されていた点は評価できる。

しかしながら平成26年度ではほとんど原本確認済の記載が行われておらず、結果として講じた措置に反する対応となっている。原本確認済の記載を履行するよう周知徹底が必要である。

4 身体障がい者等への減免手続（使用状況の確認）

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

障害者本人運転の場合には、一度減免申請した以降の年度については、現況確認の往復はがきを送付し、返送されるはがきの内容によって確認しているとのことである。そして、はがきが返送されない場合には、個別に電話をして現況を確認しているとのことであった。

しかし、はがきの内容だけで正確な使用状況が確認できるとは考えがたい（返送されるはがきに記載してもらうのは自動車の登録番号、住所氏名等、免許証の有効期限だけである）。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

（意見）

毎年の来庁は障害者本人に負担が大きいことは理解できるが、ある程度の年数おきに来庁を依頼して直接使用状況等を確認するなど、もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

本人運転については年に一度、4月に往復はがきで現況確認を行っており、家族運転については、毎年度4月1日から納期限前7日まで申請を受け付けている。

全国照会の結果、本人運転については、殆どの都道府県で、1～3年に一度の割合で往復はがき等にて現況確認を行っている。

本県の取扱いについては、家族運転の申請時期等を変更せず、本人運転についてのみ、何年かに一度来庁をお願いしての確認となれば事務量が膨大なものとなるため、取扱いを見直す際には、申請時期の通年度化や家族運転の申請を2年に一度に変更するなどの見直しも必要である。

自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に確認方法も含め、身障減免制度全体の検討を行う。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

「③ 講じた措置」の記載では、他都道府県も同様の状況であることを理由に今後検討を行う旨だけ記載されており、外部監査人の指摘・意見に対する回答になっていない。

[指摘]

外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。措置不要と判断したのならば、理由を付してその旨を明記すべきである。一方、問題点を認識し、改善すべきと考えるならば、自動車関係税制の改正を待つのではなく、早急に対応すべきである。

5 身体障がい者等への減免手続（減免制度の弾力的運営）

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

減免の金額について、条例上は減免となっているものの実際には申請に対して要件を具備する以上、大型乗用車であっても全部減免されることになっている。

身体障害者等への減免制度は、身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう税制上で配慮を加えたものであるところ、大型乗用車に対してまで全部減免するという現行の取扱いは一般的な県民感情にそぐわないものであると思われる。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、減免制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

約半数の都道府県が、減免額等に上限を設けているが、障害の程度により、大きめの車両を必要とする身体障害者の方もいる。

自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に一部減免も含め、身障減免制度全体の検討を行う。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

「③ 講じた措置」の記載では、今後検討を行う旨だけ記載されており、外部監査人の指摘・意見に対する回答になっていない。なお、障害の程度により大きめの車両を必要とする身体障がい者の方がいる点については、上限を設けた上で、大きめの車両を必要とする場合には個別に申請をしてもらうようにすれば対応可能と思われる。

[指摘]

外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。措置不要と判断したのならば、理由を付してその旨を明記すべきである。一方、問題点を認識し、改善すべきと考えるならば、自動車関係税制の改正を待つのではなく、早急に対応すべきである。

6 A協会との契約関係

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

自動車取得税及び初回の自動車税の納付は、自動車税証紙の購入という形で納税される。県は、この自動車税証紙の「証紙売りさばき人」及び自動車税証紙の代用納付方法である自動車税証紙代金収納印の押印を行う「証紙代金収納計器取扱者」として、A協会一者を指定し、さらに、このA協会と、「自動車取得税及び自動車税

に係る申告書等の精査検算業務並びに自動車税の納税証明書（継続検査用）の交付業務」についての委託契約（以下「本委託契約」という）を、一者随意契約にて締結している。

これによりA協会は、証紙売りさばき人及び証紙代金収納計器取扱者として、県から証紙売りさばき手数料（現在は証紙売りさばき手数料は取扱いがないため発生していない）及び証紙代金収納計器取扱手数料を受け取り、かつ本委託契約に基づく委託料を受け取っている。

本委託契約は、昭和58年からずっと一者随意契約にて締結されているが、このような契約について、競争原理が働かず、したがって経済合理性の追求がなされない一者随意契約にて締結することは、疑問がある。

また、本委託契約の業務を行ううえで証紙代金収納計器の取扱いは不可分に発生する作業であり、いわば一連の作業といえる。この一連の作業に対して実際は上記のとおりA協会が、証紙代金収納計器取扱者としての手数料と本委託契約に基づく委託料を受け取っており、その金額は合計27,736,225円にも上る。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

（指摘）

県は、同一業者に対し委託料に加えて証紙代金収納計器取扱者としての手数料を支払うにしてもその額はかなりの低額とすべきである。さらには、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法やその他入札による契約締結が可能な事務処理を具体的に検討し、早期に入札による契約締結への移行をすべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

自動車取得税等に係る委託業務は、事務量が多い煩雑な自動車登録手続きの一環であるとともに、国や民間の各種手続きと一連かつ密接に関わる業務であり、業務委託に際し、自動車取得税等に関する専門知識及び当該業務に適した施設・設備が求められることから、A協会以外にはなく、競争入札にはなじまない。

また、自動車取得税等の証紙徴収は、委託する「申告書等の精査検算業務」と密接不可分であり、A協会を「証紙売りさばき人」及び「証紙代金収納計器取扱者」に指定することは、自動車登録手続きの迅速化及び県民の利便性の向上を図るうえ

で不可欠である。

その結果、A協会に対し証紙代金収納計器取扱手数料を支払っているが、この手数料は自動車取得税等の税額に応じた証紙取扱額に県税条例施行規則で定める率を乗じて算出しており、この率については一般の県証紙売りさばき手数料の率の3分の1以下に設定されていること、また、他の都道府県と比較しても標準的な率であることから、手数料の算定は適切になされている。

なお、自動車取得税等の徴収方法は、地方税法及びこれに基づく県税条例で「証紙や証紙代金収納計器によること」と定められ、さらに、総務省からは「みだりに現金徴収しない」旨の通知もなされており、本県の取扱いは法令や通知に沿ったものであり、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法を採用することはできない。

自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に証紙代金収納計器取扱手数料率の改定やその他入札による契約締結が可能な事務処理などについて検討を行う。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

A協会とは依然一者随意契約により契約を締結している。その理由としては、自動車取得税等に関する専門知識及び当該業務に適した施設・設備が求められるとされているが、要求される自動車取得税等に関する専門知識が他の者がなしえないほど高度であるとは到底思われない。

また、密接不可分な業務であるにもかかわらず本委託契約に基づく手数料と証紙代金収納計器取扱者としての手数料を払っている点についても、見直しは行われていない。この点、一般の県証紙売りさばき手数料の率の3分の1以下に設定されていること等を理由に挙げているが、単独で売りさばく一般の県証紙売りさばき手数料とは比較が困難であるし、そもそも本委託契約の業務を行ううえで証紙代金収納計器の取扱いは不可分に発生する作業であり、いわば一連の作業といえ、この一連の作業に対する手数料率としては相当高額であると思われる。

[意見]

外部監査人の指摘については、何らの措置も講じていない。この点競争入札等の早期導入が必要であるし、手数料についても見直しが必要であると考える。

しかしながら、外部監査人の指摘に対して異なる意見を持つことはあり得るところ、そのような意見を前提に理由を付して措置しないことを公表している点は評価できる。

第8 軽油引取税

1 軽油引取税の免税等に係る手続

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

軽油引取税は、船舶の動力源や農業、林業用の機械の動力源に軽油を使用する場合など、法令に定められた特定の用途に使用される軽油については、一定の手続を受けることにより、軽油引取税の課税が免除される。

このような免税を受けられる軽油の使用者には、県から免税証が交付される。そして、免税軽油使用者が実際に免税対象となる目的のみに使用しているか否かについては、報告書を提出してもらうことで確認する取扱いとなっている。

この点、徳島県税事務処理要綱では、この報告書の提出手続を簡素化している。例えば、農業用の機械の動力源に使用する軽油に関する免税については、レシートの提出だけでよいとされている。

しかし、軽油引取税の免税については、事後的な使用の実態の確認こそが課税漏れを防ぐもっとも有効な手段であるのであるから、安易に報告書の提出手続を簡素化するのは問題である。

また、報告書の内容について、具体的な裏付け資料の提示を求める、あるいは個別に聞き取り等調査をするなど、確認の手続をとっている様子はない。

さらに、実際に免税証の発行状況を確認したところ、免税証を森林組合名義や漁業組合（あるいは組合代表者）名義で発行されているケースが散見された。これらのケースでは、軽油をまとめて購入して各組合員の使用量を取りまとめて報告するという形式を採っている。しかし、このような形式であれば、なおさら正確な報告がなされているのかどうか、疑問が残る。

また、軽油を保管するタンクを管理している組合ならまだしも、このようなタン

クを管理していない組合についても、組合代表者名義でまとめて購入しているケースがあり、このような形式で免税を認めてよいのか、疑問がある。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しており、このような実情では課税漏れが発生するおそれがあることから、県は今一度その手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである。

③ 講じた措置（平成24年4月18日公表分）

軽油引取税免税証交付申請の際に、所要数量算定明細書（使用する機械の名称、燃料消費率、型式及び馬力数、稼働時間等から所要見込数量を算定する）を提出させ、審査を行い、初回申請時、添付の証明書類等で確認出来ない場合等については、現場にて確認を行っている。

また、免税軽油の引取り等に係る報告書提出の際には、裏付け資料として、個別の機械別に稼働時間、使用燃料数量などを記載する受払簿の作成・添付をさせ、疑義があれば個別に聞き取り調査等を行い、「用途外使用」等に対して課税を行ってきたところである。

平成24年度税制改正において、当該課税免除制度が、一部を除き、3年間の期間延長される見込みとなったことから、報告書の形式や調査方法等を再確認し、免税軽油の「用途外使用」等の発見に努める。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

2) 問題の所在

免税軽油の引取り等に係る報告書を確認したところ、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」については記載があるものの、「免税軽油の使用に関する事実及び数量」等地方税法上報告が義務付けられている項目について記載されてい

ないものが散見された。

これは一定数量未満の免税軽油使用者について報告義務の簡素化を認める徳島県税事務処理要領によるものである。

しかしながら、法律で罰則を設けて報告義務を課している事項を徳島県税事務処理要領で簡素化したことは問題といわざるを得ない。

使用について厳格な報告義務を課してこそ用途外使用の防止につながるどころ、用途について報告が省略可能な現状では事後的な用途外使用の発見は著しく困難であり、軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しているといえよう。

[指摘]

講じた措置では、平成22年度の指摘に対応して報告義務を徹底し、軽油引取税の免税等の手続の適正化を図ったかのように記載されているが、実質的な改善がなされたとは評価しがたい。一定の手続きを経た上で初めて免税が認められる制度であることを理解し、直ちに改めるべきである。

第9 徴税手続

1 滞納処分等の手続

① 平成22年度の指摘及び意見の背景

県の徴税手続では、滞納処分の停止や欠損処分に際して、必ずしも厳密で慎重な処理がなされているとはいいがたい。

滞納処分の停止は、その要件が明確に定められ、かつ滞納処分停止の継続によって徴収金の納付等の義務が消滅するという重大な効果を生じさせることに鑑みれば、滞納処分の停止をする場合には、上記の要件に該当しているか否かについてきちんと調査確認をする必要がある。ところが、実際の手続でなされている調査は不十分という他はない。

また、滞納処分を停止する際には、その旨を滞納者に通知をしなければならない(地方税法第15条の7第2項)。ところが、実際の手続では、このような通知はなされていない。

さらに、県では即時欠損をする場合の明確な基準が作られておらず、清算手続中の法人について即時欠損を行っている例などがあった。

② 平成22年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

県は、滞納処分の停止等については地方税法の趣旨を十分に理解して法に基づいた厳格な手続をすべきであり、即時欠損についても慎重な判断をするための統一的な基準を設けるべきである。

③ 講じた措置（平成23年8月24日公表分）

滞納処分の停止等については、徹底した財産調査等を行うとともに、即時欠損については適正に行ってきたところである。

平成23年度からは、即時欠損に係る明確な基準を定め、より適正な処理に努めている。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

「③ 講じた措置」に記載のとおりである。

なお、滞納処分を停止する際には、その旨を滞納者に通知をしなければならないが、執行停止処分の通知を行うことが、かえって滞納者の自主納税の意識をなくすことにならないか懸念するとともに、このことを他の滞納者に伝えることが考えられること、また、執行停止処分の通知は執行停止処分の効力発生要件ではないことを理由に、執行停止処分の通知は行っていない。

2) 問題の所在

地方税法では、滞納処分を停止する際には、その旨を滞納者に通知をしなければならないが、執行停止処分の通知は行っていない。

[指摘]

即時欠損について統一的な基準を設けた点については評価できる。

これに対して、滞納処分の停止については必要な対応がとられていない。

地方税法では、滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知をしなければな

らないと定められており，その点について外部監査人の指摘を受けているにもかかわらず，いまなお従前の取扱いを継続している。

早急に，滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知するよう，改めるべきである。

平成23年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」

第1 ホームページ作成システム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約については、一者随意契約が繰り返されている。

また、具体的な契約金額の内容を見ると、作業工数単価は県職員と比較して高額となっている。

他方、本システムの運用・保守業務の中には、毎年継続される作業もある。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

新システムは、フルオープンソースシステムとして開発され、入札に先立つ平成22年3月23日にプログラムソースについて公開されているものの、結果からすれば、広く入札に参加可能な状況を形成したとは評価できない。オープンソースで開発した目的(競争の実現によるコスト削減)を達成すべく、入札に先立って公開されたプログラムの内容が十分であったか、他社の参加を妨げたものは何であったのか、といった点について十分な検証を行い、今後の入札に生かしていくことが求められる。

③ 講じた措置(平成24年8月17日公表分)

平成24年度においても「オープンソース Joruri 公式サイト」や各種の説明会をはじめとする様々な機会を通じ「Joruri CMS」を広く周知しているところであり、その結果、県内外での利用実績も平成24年2月1日から平成24年4月27日までの間に57団体から70団体へと増加しているところである。

今後もさらなる認知度の向上に努めるとともに、次回の入札時には入札公告期間を長めに設定するなどの工夫を図りたいと考えている。

④ 措置状況についての検証

1) 秘書課の説明

平成22年度と比較して、平成25年度の入札では以下のとおりの変更を行った。

	H 2 2	H 2 5
公告期間	8 9 日間	9 4 日間
入札説明会	実施せず	一度開催
技術的要件	JoruriCMS を使用した課題を提出させる	(一財) Ruby アソシエーションの認定資格を持つ技術者を雇用している

この結果、平成 2 5 年度には 2 者が入札に参加し、平成 2 2 年度よりも減額した金額により落札がなされた。

上記のように入札条件を変更するに先立って、課内で「入札に先立って公開されたプログラムの内容が十分であったか、他者の参加を妨げたものは何であったか」についても検証をしている。ただし、その分析等については何らの書面も残されておらず、その検証がいつ、どのような形で、何回なされたのかなどは不明である。

2) 問題の所在

前回の入札と比較して若干の変更が加えられ、また結果として複数による入札がなされて契約金額が減額された点は評価できる。

ただ、平成 2 3 年度の外部監査人は「入札に先立って公開されたプログラムの内容が十分であったか、他者の参加を妨げたものは何であったか、といった点について十分な検証を行い、今後の入札に生かすことが求められる。」との意見を述べているが、「講じた措置」の内容から直ちにはその検証がなされたのか否か、なされたとしてその具体的な内容がどうであったのか、読み取ることができない。

この点、対象課はこの部分についても検証をした旨説明するものの、少なくともその検証の事実を裏付ける書面等は全く残っておらず、外部監査人としても対象課からの説明内容をどこまで事実に合致したものと認定すべきか悩ましいところである。

少なくとも、外部監査の意見や指摘に対して検討をしたというにはその検討内

容が何らかの形で記録されていなければならないし、記録されない形ではあったが真摯な検討をしたと言われてもおよそ説得力がない。また、事後にその検討内容が正確に引き継がれているのかについても疑念が残る。

〔意見〕

外部監査による指摘・意見に対しては、真摯な検討をすることはもちろんのこと、その検討内容については、事後にその事実・内容の確認や正確な引き継ぎができるように、書面などの形でとどめておくべきである。

第2 物品管理システム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約は、36.5人/日を要する見込みで積算がなされ、その積算に基づいて契約金額を決めて、一者随意契約による契約締結がなされている。しかし、現に業者から提出された作業報告書によって作業が行われたことが確認できるのは2時間30分にとどまる。この点、担当課は、電話・メールでの問い合わせや委託先業者内部での作業が相当時間に上るとしている。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

作業時間の積算根拠については、疑問がないとはいえ、また報告書面から確認できる限りでいえば、上記積算内容と実態とは、大きく乖離している。こうした事態を招いたのには、安易に一者随意契約の方式を採用していることに一要因があると考えられるが、その点を措くとしても、必要な作業時間を精査し、委託金額の積算内容を根本的に見直すことが求められるといえる。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

作業報告書等から必要な作業時間の精査に努めて、平成25年度以降の業務委託内容の検討に活用する。

④ 措置状況についての検証

1) 管財課の説明

現在も、作業報告書の内容は県庁内での作業のみが対象になっている。

実際には、委託業者社内での電話・メール対応や、システム障害時の原因分析等の作業が大部分を占める。

今後は、県庁内で行った作業の報告書だけでなく、上記のような委託業者社内での作業についても提出を受け、必要な作業時間を精査する。

2) 問題の所在

外部監査人が「指摘事項」としていた作業時間の精査がなされていない。

当時の外部監査人が、電話・メールでの問い合わせ、委託業者内部での作業が相当時間に上るという担当課からの説明を受けた上で、作業時間の精査を求めていたにもかかわらず、この部分についての確認作業がなされていない。

しかも、平成24年8月17日に出された「講じた措置」では、必要な作業時間の精査に努めること、平成25年度以降の業務委託内容の検討に活用することが明記されているが、これは平成24年度中に作業時間の精査を進めることを前提にしたものである。にもかかわらず、平成27年度に入った時点で電話・メールでの問い合わせや委託業者内部での作業等についての精査が未了であるという事態は、上記「講じた措置」の記載内容と明らかに齟齬を来している。

なお、本件監査実施中である平成27年10月1日に委託業者との間で変更契約を締結して作業報告書の様式の見直しを明確化したとのことであり、時期が大幅に遅れたものの、現時点では一応の対応がなされた状態となっている。

[指摘]

外部監査人により指摘がなされた点については、速やかに対応しなければならない。

「講じた措置」記載の内容が実際にとられた対応と異なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。

第3 県税トータルシステム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約については、一者随意契約が繰り返されている。

その理由につき、税務課は、本システムは大規模かつ複雑で、緊急対応が必要であること、毎年の税制改正に対して迅速な対応が求められることなどから、開発業者以外にシステム全体の安定稼働を保障できる事業者は限りなくゼロに近いなどと説明する。

他方で、本システムは他の自治体のシステムと共通する部分があり、汎用性があるとも考えられる。また、委託先がその業務を再委託していることからすれば、当該委託先だけが運用・保守業務を遂行できると断定することに矛盾がある。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

1) 意見

運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。

2) 指摘

運用・保守契約について、業務の一部を再委託している点につき、再委託内容を詳細かつ個別に文書として把握し、特定の業者と随意契約を継続する理由が正当なものであるか、契約を分割することにより契約金額を減額できないか検討する必要がある。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

1) 税務電算処理においては、毎年度、税制度改正に伴うシステム改修があるとともに、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応など、システムの安定稼働が、適正な税務事務や県民サービスの基本となることから、システム仕様を熟知する開発業者以外に運用・保守業務を委託することは困難である。

契約金額についても、平成24年度以降も引き続き、運用・保守業務の点検を行い、削減に努める。

また、次期システム開発時には、ベンダーロックインの解消に向けたオープン

なシステムの採用などについて研究する。

2) 平成24年度からは、再委託内容を詳細かつ個別に文書として提出させることとした。

県税トータルシステムは、全ての県税を扱う大規模な税務電算処理システムであり、安定稼働のためには、委託先のシステム対応能力が最優先され、再委託先にも、それに準ずる税知識等が要求される。

この再委託を含めた運用・保守体制は、システムの詳細仕様を熟知し、マネジメント能力を有する委託先を「運用管理責任者」とすることにより、安定稼働が図られていることから、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応などに支障を来す分割契約を採用することは困難である。

なお、当該再委託は国の再委託基準を踏襲しており、期待された契約金額の削減効果も実現している。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

ア) 再委託している点についてであるが、開発業者を「運用管理責任者」とし、開発業者が再委託先を指揮、監督していることで、安定稼働が得られている。そのような実情からいっても、開発業者以外に委託することは困難である。

ただし、契約書上「運用管理責任者」の文言はない。再委託に際して開発業者と再委託先の関係を明記する具体的な書面を作成しているわけでもない。開発業者の職員がローテーションで県庁に常駐する体制によりチェックをしている事実はある。

イ) 契約金額の削減については、開発業者との協議により、委託する作業の内容を減少させることで実現している。

ウ) ベンダーロックインについては、次期システムの開発時にオープンなシステムの採用を検討することを考えているが、可用性や安定性、開発費等の課題があるため、情報収集に努めている。

これに対し、外部監査人から上記情報収集の具体的な内容について確認したところ、

- ・ 平成25年1月と同26年7月に情報システム課を交えて内部で協議をした。
- ・ 現在契約している開発業者に最近の状況を尋ねている。
- ・ 平成26年6月に各都道府県への照会を実施した。
- ・ 平成27年10月には香川県に出向いて開発に関しての考えを尋ねるなどした。

との説明であった。

エ) 再委託内容を記載した文書は提出されている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、本システムに汎用性があると考えられることと業務を再委託していることを挙げて、開発業者以外の業者への委託ができないのかを検証することを求めた。

ところが、この点に対する「講じた措置」記載の内容は、当時の外部監査人にすでに説明をしていた内容を繰り返しているだけであり、上記外部監査人の問題意識に対応していない。

外部監査人は外部監査人の視点で各問題を具体的に検討し、その検討に基づいて意見等を述べていると思われる。ところが、対象課がこの外部監査人の問題意識を正確に理解しなければ、その措置は外部監査人の意見等とかみ合わないものになってしまうおそれがある。

イ) 講じた措置にカギ括弧付きで「運用管理責任者」との記載があり、一見すると契約書などにこの文言が明記され、またそれについて重要な意味づけがなされているかのような印象を受けるが、実際には契約書などは「運用管理責任者」なる文言はない。

ウ) 「次期システム開発時にオープンなシステムの採用を研究する」としているも

の、次期システム開発の予定は決まっておらず、現時点までの対応は「研究」とは評価できない。

この点、税務課は上記のような「情報収集」に努めていると説明するが、

- ・ 平成25年1月と同26年7月の協議はあくまで内部の協議でしかなく、また継続的なものでもない。
- ・ 現在契約している開発業者との話もどの程度の内容、頻度か不明であり、またこれをもって少なくとも「研究」といえる対応ではない。
- ・ 各都道府県への照会内容は、税務システムの状況に関するものではあるものの、「ベンダーロックイン解消に向けたオープンなシステムの採用」について具体的な情報を収集するものにはなっていない。

など、いずれも上記「講じた措置」記載の内容がすでに実施されていたものとは評価しがたい。

なお、他の「講じた措置」でも同様の記載があるが、このように予定未定の将来の時期における対応について、いかに現時点での問題意識を維持していくのかは問題である。特に、一定の期間での異動が予定されている、県の組織の実情に鑑みれば、その課題を確実に引き継ぐ方策を講じる必要がある。

〔意見〕

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。

「講じた措置」には、誤解を与えるような記載は控えるべきである。

「講じた措置」に、予定未定の将来の時期における対応を記載する場合には、その課題を確実に引き継いでいくための具体的な方策を講じる必要がある。

第4 電子申告審査システム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約については、一者随意契約が繰り返されている。

その理由につき、税務課は、本システムについては、調達仕様書上は、様々な機器の限定、指定があるため、基盤構築を行った落札業者でなければ、その後の運用

は能力的に不可能と説明する。

しかし、この状況は他の自治体でも同様であると考えられるので、他の自治体との共同発注等を検討すべきであった。

なお、平成22年度よりASPサービスを利用することで運用・保守コストが削減されていることは、当時の報告書にも記載されている。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

今後、国主導型のシステム導入が進められることがあるならば、今回のケースを参考に他の自治体と連携する等の手法により、契約金額の減額に取り組むべきである。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

地方税の電子申告システムは、国主導型で進められ、他の自治体と連携することにより、システム改修費等の削減が図られたシステムである。

このシステムでは、全ての自治体の申告窓口を全国一箇所とする「受付システム」等は共同システムであるが、申告処理件数など、各自治体の実情に応じた「審査システム」は費用対効果の面から、提示された仕様に則した個別の構築となったものである。

電子申告の導入当時は、本県専用の「審査システム」を構築せざるを得なかったものの、平成22年度から、複数のベンダーが都道府県に対するASP型審査システムの提供を開始したことから、本県においてもASPサービスを導入し、契約金額の減額に努めているところである。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

ア) 本システム（審査システム）について、他の自治体と共同でサーバを持ち、システムを構築することを意味するのであれば、困難である。

イ) 現在、本システムについては、ベンダーが持っているサーバを他の自治体と

共同で利用するASPサービスを利用することで業務の効率化や経費の削減を図っている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人の意見は、ASPサービスの利用を開始していることを認識した上でのものである。

イ) これに対し、「講じた措置」に記載されている内容は、ASPサービスを導入してコスト削減に努めているということにとどまっている。これでは当時の外部監査人がすでに認識していた内容を繰り返しているだけであり、何ら発展がなく、当時の外部監査人の意見とかみ合った内容になっていない。

〔意見〕

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。

第5 自動車二税課税システム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約については、一者随意契約が繰り返されている。

また、具体的な契約金額の内容を見ると、作業工数単価は県職員と比較して高額となっている。

他方、本システムの運用・保守業務の中には、毎年継続される作業もある。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

現状の委託業務内容を十分に把握し、担当課において処理可能な業務がある場合は、担当課において作業することにより委託金額の削減を図るべきである。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

平成24年度以降、処理可能な業務について調査を行うこととした。

④ 措置状況についての検証

1) 税務課の説明

平成24年度以降、処理可能な業務について調査したものの、そのような業務が見あたらなかった。

そのため、以後の契約金額は特に減少していない。

2) 問題の所在

本当に処理可能な業務が全くなかったのかについても疑問があるが、それはさておくとして、当時の外部監査人の意見は処理可能な業務の有無について調査すべきというものではなく、かかる業務があれば一定の対応をすべきとしているのであるから、措置のあり方として「調査を行うこととした。」でとどめたのでは不十分である。

仮に、調査の結果、そのような業務が見あたらなかったのであれば、調査の経緯や見あたらなかったという結果についても具体的に措置の内容として記載すべきである。

[意見]

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」には、具体的な措置に至った調査内容や結果を含めて、その問題意識に対応した記載をすべきである。

第6 大気汚染監視テレメータ・システム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約については、一者随意契約が繰り返されている。

本システムは、昭和49年に開発・導入され、平成8年に全面更新、平成18年3月に一部更新したものであり、保健製薬環境センターは、他のシステムとの共同化等は困難である、複数の自治体での共同開発、共同利用の事例もないと説明した。

ただ、本システムは、基本的には他の自治体等と共通のシステムであり、大部分

は汎用性を有すると考えられる。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

本システムは、法令に基づき導入され、基本的には、他の自治体等のものと共通しており、大部分は汎用性を有すると考えられることに鑑みて、担当課の主張にかかる国への要望を行うとともに、今後のシステムの更新に向けて、他自治体との共同開発、共同利用等について、その課題を整理した上で、積極的に検討していくべきである。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

これまでに、都道府県・政令指定都市大気環境・水環境主管課長会議（平成24年5月21日 環境省主催）において国による基本システムの作成及び配布について要望するとともに、「環境大気自動測定機のテレメーター取り合いの共通仕様に係る検討業務」（環境省委託業務）を行っている公益社団法人 日本環境技術協会からのシステムに関するアンケート調査においても要望を行った。

今後も、機会を捉えて国への要望を行う。

なお、他自治体との共同開発、共同利用等については、課題を整理する。

④ 措置状況についての検証

1) 保健製薬環境センターの説明

ア) 上記措置以降、「環境大気自動測定機のテレメーター取り合いの共通仕様に係る検討業務」について、これまでの検討結果を受け、平成26年2月に公益社団法人日本環境技術協会から自治体向け「環境大気自動測定機のテレメーター取り合いの共通仕様」説明会が開催された。本県からも同説明会に参加し、情報収集を行った。

イ) 講じた措置を発表して以降に、平成25年9月30日開催の「大気環境行政にかかる自治体会議」の際に本県から国への要望を行ったが、それに対して国からはかみ合わない内容の回答がなされた。

ウ) 平成26年にシステムを更新した。その際には、大気汚染が社会問題となったPM2.5対策として緊急に更新する必要があったため、本県単独での更新となった。

この時には入札を行い、従前とは異なる業者との間で契約をした。

この入札に先立って、他の自治体との共同開発等に向けた検討としては、香川県と愛媛県から同様のシステムの仕様書を取り寄せて内部で検討をし、平成24年10月12日に香川県を訪問してシステムの内容等についての説明を受けたことが挙げられる。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人の意見に「担当課の主張にかかる国への要望を行うとともに・・・」との記載があり、それを受けて「講じた措置」に「今後も、機会を捉えて国への要望を行う。」としているが、実際にしたのは上記の要望だけであり、そのやりとりは実質的な意義を有するものとなり得ていない。

このような状況では、客観的に見て「講じた措置」記載の対応がなされたとは評価できない。

イ) 当時の外部監査人は、システム更新の際に他の自治体との共同開発等の実現を目指して積極的に検討すべきとの意見を述べていた。

これに対し、保健製薬環境センターは、「他自治体との共同開発、共同利用等については、課題を整理する。」として、上記意見を踏まえた対応をする趣旨の記載をしていた。

この点、保健製薬環境センターは、上記のとおり香川県から仕様書を取り寄せて説明を聞くとともに、愛媛県からは仕様書を取り寄せて内部で検討したにとどまっている。なお、保健製薬環境センターは、それ以外の自治体との共同開発等についても内部で検討したとするが、それについては特に記録は残されていないとのことである。いずれにしても、上記二県以外の自治体との共同開発等については具体的な検討をしたものとは評価しがたい。当時の外部監査人の意見を踏まえた検討をすれば、この平成26年のシステム更新は絶好

の機会だったはずである。

これは、外部監査人の意見に対して必要な対応がなされておらず、また「講じた措置」記載の内容の対応がなされているとは評価しがたい。

〔指摘〕

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の内容をしっかりと把握して措置を検討すべきであり、職員の異動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ、上記意見やそれに対応する「講じた措置」の内容を踏まえた業務の実施を心掛けるべきである。

第7 電子入札システム

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約については、システムの開発業者との間で一者随意契約が繰り返されている。

本システムについては、平成21年にSaaS利用型へ移行し、運用・保守業務について5年間の長期継続契約を締結したが、その際には従前と同じ開発業者との間での一者随意契約となっている。平成22年度以降は、年額7,000万円を上回る支出が予測される。

建設管理課は、上記開発業者が本システムの著作権等を有しているために同業者に運用・保守を委託せざるを得ないと主張するが、これでは価格競争の原理が働かない。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

現在の電子入札システムの運用・保守契約は、平成21年度のシステム更新にあたり、SaaS型契約へ移行するとともに、地方自治法に基づく平成21年度～26年度の5年間の長期継続契約を締結しており、開発コストの単年度集中の軽減や契約金額の削減を図っている。

平成26年度の次期契約締結時には、契約金額の更なる削減が図れるよう、ソフトウェア利用料の検証等を行う。

④ 措置状況についての検証

1) 建設管理課の説明

ア) 平成26年度の契約は、再調達の場合には多額の開発費と時間を要することから引き続きSaaS方式での運用が効率的と判断し、前SaaS方式を引き継ぐこととした。

イ) 契約は、一者随意契約により締結した。

他の業者によるSaaS方式の費用は確認していない。

それは、県が使用しているSaaS方式には独自のカスタマイズ（仕様変更・機能追加）があり、業者によって追加費用が異なるために比較が難しいからである。

ウ) 今後の市町村共同利用団体の増加を考慮して使用年間予定件数の見直しを行い、また、業務委託料の低減について交渉し、コスト縮減に努めた。なお、年間委託料は、7,795万2,000円（消費税別）であるが、共同利用する市町村が増えることによって市町村から入金する利用負担金が増えるので、その意味での実質的なコスト縮減も得られている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、契約金額が高いにもかかわらず、一者随意契約を継続している点に着目して、それがやむを得ないものかどうか検討すべきこと、契約金額の削減に向けた努力をすべきこと、将来のベンダーロックインの解消に向けた検討をすべきことなどの問題意識を持ち、上記意見を述べたものである。

イ) この点、上記「講じた措置」記載の内容は、当時の外部監査人が意見を出した平成24年3月より前の経過の説明が中心となっており、意見を出した後に対応する部分は平成26年度の契約に関する内容であるが、その内容は具体性に乏しく、分量も極めて少ない。

ウ) しかも、建設管理課は、平成26年度の契約時には他者の見積もりの確認等をする事なく一者随意契約により従前の契約を更新する形を選択した。

この理由につき、建設管理課は、過去の実績や他県の実例などから再調達の場合に多額の開発費と時間を要するとするものの、実際に他の業者に委託した場合の費用の確認はしていない。また、将来のベンダーロックイン解消のための具体的な方策も講じていない。

その結果、契約金額を含めて実質的な契約条件は従前のそれとあまり変更されていない。建設管理課は、コスト縮減に努めたと強調するものの、その具体的な内訳を見るとそれは初期費用（ソフトウェアの更新・移行、データの移行等）の削減によるものであり（これは従前の契約を更新した以上は当然減額対象となるべきである。）、それ以外の項目に減額されたと評価できるものはない。なお、共同利用をすることになった市町村からの入金については、本システムの運用・保守の契約金額の経済合理性追求とは次元の異なる問題である。

エ) 以上のような建設管理課の対応は、当時の外部監査人の問題意識の本質的な部分、すなわち、経済合理性を追求するためにいかにして価格競争を実現するか、その実現に障害となる要因をいかにして取り除くかについて意識したものととは思われない。

少なくとも、従前の問題点を改善するとすれば平成26年度の契約時が好機であったのであるから、その際にはそれに向けた具体的な調査、検討が必要であった。

〔意見〕

外部監査人により意見等が出された場合には、その問題意識の本質を理解してそ

れに対応した措置を講じるべきである。

特に契約更新時は、従前の契約の問題点を改善するまたとない機会であるから、その際にはより一層具体的な調査、検討をするべきである。

第8 土砂災害警戒システム

1 システムの有効性等の検討について

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの費用対効果については特段の検証がなされていない。

本システムの性質上、安易な費用対効果の測定は危険であるし、困難ではある。

しかし、技術の進歩に合わせて、測定箇所の設置数や場所の合理性、システムの共同化など、費用対効果、システムの有効性、さらなる合理化の余地等の検討は考えられる。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

およそ防災が関連する事業は一切の費用対効果の測定をすべきでないとはいえないのだから、可能な限り、費用対効果やシステムの有効性、更なる合理化の余地について検討が行われるべきである。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

台風時等に気象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報」は、住民の避難行動に活用されている。今後、発表地域内において発生した土砂災害の捕捉率等を分析し、システムの有効性の検討に努める。また、費用対効果については、このようなソフト対策事業に対する分析手法が確立されていないため、今後、国の動向を見ながら研究を進める。

④ 措置状況についての検証

1) 砂防防災課の説明

本システムは、土砂災害防止法上、提供が必要になる土砂災害警戒情報を出す上で不可欠な雨量情報等を得るために活用されている。

本システムにより得られた情報は、地方気象台に送られる。情報の分析は、地方気象台にて行われる。

平成25年1月、平成26年2月、平成27年1月には、県も地方気象台と共同して土砂災害の捕捉率等について分析した。

2) 問題の所在

当時の外部監査人は、「費用対効果」という文言を使用しているものの、本システムの必要性に対しては全く疑問を示していない。むしろ、安易な費用対効果の測定に対して危惧を示していた。

その上で、技術の進化に応じた、本システムのさらなる有効活用を提案していた。

この点、「講じた措置」を見る限り、その当時、砂防防災課が上記意見を正確に理解していたのかについてはやや疑問がある。

この度なされた砂防防災課の説明でも、本システム自体の有効性というよりは出された土砂災害警戒情報についての検証を強調しており、やはり上記意見の真意を理解しかねている部分があるように思われる。

そして、上記「講じた措置」では「今後、発表地域内において発生した土砂災害の捕捉率等を分析し、システムの有効性の検討に努める。」とし、砂防防災課は地方気象台と共同して分析をしていると説明し、それを裏付ける資料として平成25年1月24日付書面、同26年2月4日付書面、同27年1月7日付書面が示された。しかし、これらの書面は外形的には気象台の土砂災害気象官にて作成されたと思われえないものであった。そこで、外部監査人にて疑問を感じ、これら書面の作成等について県の具体的な関わりの程度をさらに確認したところ、これらの書面は地方気象台側で作成してそれを確認のために県に送付し、完成されているものであるが、作成前にも作成後にも県と地方気象台との間で協議などの場を持っているわけではない、上記書面について県がその内容に加筆訂正等を求めたこともない、とのことである。これをもって県が地方気象台と共同して分析していると説明すること自体、強い違和感を覚えた次第である。

〔意見〕

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の内容をしっかりと把握して措置を検討すべきであり、課内での情報共有に努めるとともに職員の異動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ、上記意見やそれに対応する「講じた措置」の内容を踏まえた業務の実施を心掛けるべきである。

2 再委託契約について

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムに関する委託業務の一部については、別の業者への再委託がなされている。本体たる委託契約については年度により落札業者は異なるが、再委託する業者は同一である。

再委託の対象となっている業務に特殊性があることは事実であるが、指名競争入札によって入札参加資格を絞り込んでおきながら、業務の一部についてその資格を有しない業者への再委託が常に予定されているとあって差し支えない事態は、分かりやすいとはいえない。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

（意見）

再委託については、再委託する業務の内容と全体に占める金額割合等から、やむを得ない面があるが、再委託金額の全体に占める割合等の今後の推移については注視する必要がある。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

再委託に関しては、業務の主たる部分の再委託は認めないこととするとともに、委任（下請負）承諾申請書及び再委託先との委託契約書により業務分担範囲を確認し、業務割合と業務における責任の所在を確認する。

④ 措置状況についての検証

1) 砂防防災課の説明

ア) 契約書には、業務全部の一括委託、及び発注者が設計図書において指定した

主たる部分の第三者への委任等を禁止する条項は明記している。

また、同じく契約書には、業務の一部の再委任等の際には、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないとの条項も明記されている。

そして、この条項に対応して、委任（下請負）承諾申請書の提出も現実に受けている。

イ) しかし、実際に契約書を確認したところ、設計図書には業務の「主たる部分」の指定はなかった。

2) 問題の所在

講じた措置の内容から、再委託について一定の制限を設けるという意識は十分に伝わってくるが、残念ながら契約書上の記載から「主たる部分」を特定できない以上、この点についての制限は不十分といわざるを得ない。

[意見]

措置を講じる際には、その措置内容が确实なものとなるよう、書面の細部まで確認をすべきである。

第9 徳島県教育情報ネットワーク

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

本システムの運用・保守契約は、平成21年度上期までは一者随意契約が繰り返されていたが、平成21年度以降については一般競争入札を実施して5年間の長期継続契約を締結し、その契約金額の大幅な減額に成功した。

ただし、上記一般競争入札に対して入札した業者は1者だけであった。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

(意見)

所内における機器のリースについて、一般競争入札を行うことにより、契約金額を大きく減額したことについては評価できるが、入札業者が1社に留まったことについては、さらに調査、分析が必要である。

③ 講じた措置（平成24年8月17日公表分）

入札業者が1社に留まった経緯等について、調査等を行った。

御意見の趣旨を踏まえ、機器更新等の際には、一般競争入札のメリットが最大限発揮できるよう、今後とも適正な事務執行に努めたい。

④ 措置状況についての検証

1) 学校政策課の説明

ア) 平成21年度の入札の際には、3者が応札仕様書を提出したが、うち1者は期限後の提出であり、もう1者は必要な入札説明書の交付を受けていなかったため、いずれも不受理とし、結果として1者のみの入札になった。

上記はいずれも業者側の事情によるものである。その他、仕様書、入札日程については特に問題はなかった。

ただ、平成16年度に実施した入札と比較して、落札から納期までの期間が14日間短かった事実はあった。

イ) 平成26年度の入札の際には、落札から納期までの期間を、平成21年度より20日以上長くした。

結果として、4者の入札があった（5者が応札、1者無効）。

ウ) 上記平成21年度入札時の問題の調査・分析については、特に書面等には残しておらず、これまで口頭での引き継ぎをしてきた形になっている。

2) 問題の所在

説明を聞く限りは、一応の調査・分析を行い、平成26年度にはその結果に基づいた対応がなされているように見える。

ただ、このような調査・分析の内容が書面の形で残されていないことについては違和感を覚える。これでは、当時実際に調査・分析がなされたのか否か自体が確認できないし、調査・分析がなされていたとしてもその内容が正確に引き継がれているのかについての確認もできない。

特に、外部監査による意見に対する措置としてなされた調査であり、「講じた措

置」に「調査等を行った。」と明記した事項については、確実にその事実、内容を残す必要がある。

〔意見〕

外部監査による指摘・意見に対する措置としてなされた対応については、事後にその事実・内容の確認や、正確な引き継ぎができるように、書面などの形でとどめておくべきである。

第10 情報システム全体について

① 平成23年度の指摘及び意見の背景

徳島県では、体制やガイドラインの整備、オープンソースソフトウェアの活用、調達における審査などの管理により、情報システムにかかるコストの削減を実現してきた。

それでも、ベンダーロックインによる弊害などの状況が見られる。

② 平成23年度の指摘及び意見の内容

1) 一者随意契約、ベンダーロックインについて（指摘）

一部のシステムにつき、オープンソース化を実現している点で一定の評価ができるが、それ以外のシステムについても、オープンソース化を実現したシステムの事例を参考にして、以下の観点に基づき、今後とも積極的にオープンソース化に取り組んでいくなど、一者随意契約、ベンダーロックインの状況を解消するための不断の努力を重ねるべきである。

ア 他業者に対する発注の可否についての精査

当該システムの開発業者以外に運用・保守を発注することができないかどうかについて、プログラムを含めた当該システムの具体的内容や著作権等の権利の帰属に関する契約条件の内容を個々具体的に精査すべきである。その際、システム開発時の契約上開示し得るプログラム情報等をできる限り広範に開示して競争入札等を実施し、その結果により判定することがより望ましい（市場による判断）。

イ 特定業者との更なる交渉，契約条件の見直し

上記アの精査を経た上で，なお競争契約を行うことができないとの結論に至った場合には，契約条件が当該業者にとって有利に偏りがちになるというベンダーロックインの危険性を十分に認識した上で，契約条件や仕様の細部まで精査して，緻密な交渉を行うべきである。

ウ 競争が実現できる状態の確保

競争が成立する状態を実現するために，次の方法を検討すべきである。

(ア) ベンダーロックインされないシステムの構築

ハードウェアについては汎用性のある部品等で構成し，ソフトウェアについてもオープンソース系のものを活用することで，特定の開発業者によって囲い込まれないシステムを構築して，ベンダーロックインを回避する方法によることができないかどうかを十分に検討すべきである。

(イ) 導入後の運用・保守を契約条件とする競争入札の実施

開発業者以外の業者に運用・保守を委託することができない例外的な場合に当たるといわざるを得ない場合には，次善の策として，将来の運用・保守業務も当初の開発・導入時の契約条件に組み込み，運用・保守の委託も競争に晒すことで，弊害を一定程度緩和すべきである。

エ 既にベンダーロックインされているシステムへの対処

契約条件について，更なる交渉の余地がないかどうかを検討すべきである。

同時に，仮にオープンソース系の新システムに移行した場合や運用・保守込みの新システムに移行した場合に発生する開発・導入コストを試算し，現行システムを継続した場合と比較して顕著に有利になる見込みが立てば，システムの切替えを検討すべきである。

2) 入札における実質的な競争の機会の確保について（意見）

競争入札を実施したにもかかわらず，参加者・応札者が1，2社に留まり，広く競争の機会が確保されたかどうかの判定が困難な事例については，広く多数の者が参加するのに支障となる事情がなかったかどうか，すなわち，①プログラム

の公開は十分に実施できていたか、②旧システムの内容等を引きずり、これに過度に拘束されるような開発・導入の委託内容で入札を実施していないか、③新規参入の意欲を有する者が安心して入札に参加できる情報の公開がなされていたか、④新規参入が行いやすい業務内容とするために委託する契約が適切に統合され、または、切り分けられて入札に付されたか、⑤それらを十分に検討して入札に適する準備が整った段階で入札を実行したか、といった諸々の点を検証し、今後の入札において、実質的な競争の機会を確保するように努めるべきである。

③ 講じた措置（平成 24 年 8 月 17 日公表分）

1) 一者随意契約，ベンダーロックインについて

「徳島県情報システム調達指針」の中で、情報システム調達に関する基本方針として、情報システムの調達に当たっては、原則として、特定事業者の独自技術に依存しないオープンな技術仕様（オープンソースソフトウェア等）を積極的に採用すること等を掲げ推進してきたことにより、様々なシステムでオープンソース化を実現するとともに、保守運用経費の大幅な削減を達成してきたところである。

今後もオープンソース系システムの導入に積極的に取り組むとともに、一者随意契約，ベンダーロックインの状況を解消するため、調達管理委員会での個別システムの調達審査等において、

- ア 他業者に対する発注の可否についての精査
- イ 特定業者との更なる交渉，契約条件の見直し
- ウ 競争が実現できる状態の確保
- エ 既にベンダーロックインされているシステムへの対処

などの観点から審査を行うほか、これまで経験して得られた知識やノウハウを蓄積・活用することにより、継続的なICTガバナンスの確保に努める。

2) 入札における実質的な競争の機会の確保について

競争入札の実施にあたっては、透明性、公平性及び競争性の観点から、システム所管課はもとより、一定額を超える調達については、調達管理委員会での審査も行い、適正に行ってきたところである。

このため、結果的に参加者・応札者が少数に留まったとしてもやむを得ないものと考えているが、今後はなお、調達管理委員会において個別システムにおける入札結果についても情報を集約・共有し調達審査や指導に活かしていくことにより、入札における実質的な競争機会の確保に努める。

④ 措置状況についての検証

1) 情報システム課の説明

ア) オープンソースソフトウェアによるシステムを導入すれば、以後の運用・保守契約については競争原理が働く契約方法を採用できる「可能性が広がる」と認識している。

しかし、オープンソースソフトウェアはソースコードが公開され、低コスト、カスタマイズが自由というメリットがある一方で、開発コミュニティには不具合の責任がなく、サポート面が不十分といったデメリットもある。また、熟練技術者の少ないオープンソースソフトウェアで開発した場合、結果として運用・保守契約の際に競争原理が働かない可能性もある。

こうしたことから、県では、個別開発、パッケージソフトウェアの利用に加え、アプリケーションサービスプロバイダそれぞれのメリット・デメリットを勘案しながらシステム調達の最適化を図っている。

イ) 「入札における実質的な競争の確保の機会について」（意見）中の①ないし⑤の点は、調達前に審査しており、結果的に参加者・応札者が少数に留まったとしてもやむを得ないものと考えているため、入札後に上記①ないし⑤についてもう一度検証はしていない。

入札結果については、落札額、落札者、参加者数等を調達管理委員会に報告している。

ウ) 率直に言って、オープンソースソフトウェアを導入するメリット、デメリットに対する考え方や参加者・応札者が少数に留まった際の理由、講じるべき手段の内容などについて、当時の外部監査人の意見と情報システム課の意見はかみ合っていない。上記「講じた措置」を記載した時点からそうだったと思う。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、オープンソースソフトウェアを導入することでベンダーロックインの状況を解消するという視点を基本に置いて、上記指摘を述べている。

イ) これに対し、情報システム課は、従前の経過の説明を記載しつつも、上記視点に対する意見は述べることなく、「一者随意契約、ベンダーロックインについて」(指摘)中のアないしエを列挙してかかる観点からの審査を行うとし、当時の外部監査人の意見に沿う方向の措置内容を記載している。

少なくとも、この記載内容を客観的に見るかぎりには、情報システム課が当時の外部監査人の上記視点に対して異なる意見を持っているようには感じられない。

しかし、実際には上記のとおり情報システム課は、上記視点について当時の外部監査人とは異なる意見を持っていたようである。

ウ) また、当時の外部監査人は、実際に入札がなされた後に、参加者・応札者が少なかった事例について検証するべきとの意見を述べている。

エ) これに対し、情報システム課は、やはり従前の経過の説明を記載しつつも、最後には「・・・入札結果についても情報を集約・共有し調達審査や指導に活かしていく・・・」としている。

この記載は、外部監査人の意見に対応するものであるから、一見、競争入札後に何らかの検証をする方向であるかのように読める。少なくとも、外部監査人の述べた意見に明確に反論しているものではない。

しかし、実際には情報システム課は外部監査人が述べたような検証はしていない。上記説明から理解するに、情報システム課は「講じた措置」を記載した時点でそのような検証をする意思がなかったものと考えられる。

オ) また、「講じた措置」の記載を客観的に読む限り、情報システム課も大筋で外

部監査人と同じ方向の意見である，少なくとも明確な異論はないと理解される内容となっている。

仮に，この記載が意図したものでないとしても，読む者に誤解を与えるおそれがあることは否定できない。

出された指摘や意見に対し，相容れない意見を有しているのであれば，「講じた措置」にはそれを明示して自らの意見をはっきり記載するのが誠実な態度であるとする。

〔意見〕

外部監査人により意見等が出された場合に，それと異なる意見がある場合には，「講じた措置」に相違点を明示した上で自らの意見をはっきり記載すべきである。

平成24年度「観光及びこれに関連する事業について」

第1 徳島県物産観光交流プラザ運営事業

1 事業、イベントのチェック報告体制について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業は、阿波おどり会館1階に徳島県物産観光交流プラザ（通称「あるでよ徳島」）を設置し、運営を行うものである。

本事業の報告体制については、委託先である徳島県物産協会から毎年度末に、委託業務完了報告書が提出されているが、内容として非常に簡素なものに留まっている。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

（意見）

本事業には、支出金額に見合った事業報告がなされているといえるか疑問があるため、今後は、事業内容について、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、より詳細な報告を事業完了報告書にも記載させるべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

これまでも事業推進にあたって適宜、詳細な報告がなされていたが、委託契約の事業完了報告書に添付できていないものもあったため、指摘を受け、各月の売上額や購入客数や販売状況についての分析結果を添付するなど、平成24年度の事業実績報告についての充実を図った。【平成25年8月末時点】

プラザに導入しているPOSシステムに基づき、月ごとの商品部門別の売上や過去の部門別売上推移などを比較・分析するとともに、出展業者へフィードバックすることにより、ユーザーのニーズを踏まえた商品開発や販売戦略を実施し、県産品の販売促進、販路拡大に繋げている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課の説明

包括外部監査結果により、事業完了報告書に、各月ごとの売上額、購入客数及

び販売状況についての1年間の分析結果等を添付し、特に販売額の大きい阿波おどり期間中については、別途抽出し、同様の分析結果を添付するようになったとのことである。

2) 問題の所在

ア) 確かに、委託業務完了報告書記載の項目が増加している点は一定の改善がなされたと言える。

イ) しかし、当時の包括外部監査人が求めていたのは、課題の発見や後日の検証可能性の観点も考慮した詳細な報告である。この点からは、まだ不十分な内容に留まっていると言わざるを得ない。包括外部監査人は、その包括外部監査結果報告書の中で、報告書に記載すべき内容を具体的に掲げており、それらの記載をするよう求めている。

[意見]

外部監査人の意見を受けて一定程度の改善が見られたが、未だ外部監査人の具体的な問題意識を踏まえた改善がなされているとはいいがたい。

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解した上で対応すべきである。

2 ユーザーからの意見聴取，反映について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業には多額の委託料，費用が支出されている。そして阿波おどり会館という観光施設内に位置するという立地条件などからすれば、多数の県外客が訪問し利用することが見込まれ、かつ、その購買動向やニーズについても情報を収集しやすい施設である。

ところが、購買動向に関する情報の収集や分析は行われているものの、県による情報の活用が十分になされているとはいえない。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

委託先を介し、あるいは、委託先から適切な情報提供を受けた上で、徳島県自らが、ユーザーの購買動向に関する情報やニーズを収集し、これを分析して広く活用する仕組みを導入すべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

委託先からの情報提供については、県が推進する「とくしま県産品振興戦略」の中の市場調査に関するデータとして活用し、今後の県産品振興施策を推進するにあたって具体的に活かしていくとともに、広く県民にも周知を図るため、平成25年5月には物産協会ホームページにて、平成24年度の売上動向等を掲載するなど、積極的に公開をしていくこととした。【平成25年8月末時点】

委託先からの情報提供については、県が推進する「とくしま県産品振興戦略」の中の市場調査に関するデータとして活用し、今後の県産品振興施策を推進するにあたって具体的に活かしていくとともに、広く県民にも周知を図るため、平成25年度から、ホームページや書面で前年度の売上動向等を公開している。こうした情報を活用し、閲覧した業者による商品開発や、物産展やイベントへの売れ筋商品の出展など、ユーザーのニーズを踏まえた販売戦略に繋がっている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課の説明

ア) 委託先からの情報提供については、県が推進する「とくしま県産品振興戦略」の市場調査、すなわち県物産観光交流プラザやアンテナショップでの新商品のお試し販売、県内・県外（主に三大都市圏）でのマーケットインの検証、認知度・購入意欲アンケート調査の実施、首都圏などでの商談会、展示会にてバイヤーや消費者からの情報提供によって、データを得て活用している。

イ) 上記で得た情報により、取扱地区ごとの県産品イメージや認知度、売れ筋商品などの分析を行い、出展事業者にフィードバックすることで、事業者が行う

商品開発や販路拡大等の販売戦略に活用してもらい、県内経済の活性化に繋がっている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、購買動向に関する情報収集や分析は行われているものの、徳島県による情報の活用が十分になされていないとし、投じた費用を最大限活用するという観点からは、徳島県下全域の物産販売にとって、より大きな効果を生み出すように情報の活用方法について検討されることが望ましいとし、続けて、ここでの情報活用とは、単に販売データ等そのものを広く公開することを意味しないと付言している。

イ) ところが、物産観光交流プラザや県外などでの情報収集や分析はされているとのことであるが、出展業者にフィードバックすることに留まっており、当時の外部監査人がいうような、徳島県による、徳島県下全域の物産販売にとって大きな効果が出るような情報の活用が、十分なされているとは言えない。

[意見]

外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。

3 委託先の選定について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業は、運営の公平性や透明性を重視するとの理由で、長期にわたり徳島県物産協会と随意契約することで運営委託されている。

しかしながら、展示商品の構成や販売手数料は委託先に一任されているのが実情で、その当否について、担当課が施設設置者及び運営委託者として、綿密な監督ができていたとはいえない実情にある。また委託先は展示商品選定基準を策定しているが、同規定には委託先の関連企業の商品を優先的に取り扱うと定められているなど、公平性の点において疑問がある。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

本事業については、運営の公平性を確保しつつ、展示商品の販促及びPR活動を積極的に展開するという観点から、委託先の選定ないし委託先との契約内容等を見直し、さらなる改善について検討を行うべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

徳島県物産協会は食品や工芸品など幅広い分野の県産品関係事業者が加盟し、現在も会員数は増加している。平成25年4月に公益社団法人に移行し、販売所として直接商品販売を行うほか、マーケティングや商品開発、県外バイヤーへの商談会など、県産品振興のための取り組みを地道に推進している県内唯一の公的団体である。今後は運営の公平性をより確保するため、会員以外の商品の展示販売についても幅広く募集を行い、さらに積極的に対応するとともに、契約内容については必要性、費用対効果などを十分に考慮し、公正性を確保する。【平成25年8月末時点】

平成25年度以降、運営の公平性をより確保するため、市町村や商工関係団体への出展者募集依頼や、年4回発行の「協会だより」での募集を行うなど、会員以外の商品についても、幅広く募集を行うとともに、「お試し展示販売コーナー」をはじめとしたプラザでの企画展で幅広い商品販売を展開し、販売方法に関するアドバイスやユーザーからの声のフィードバック、販売方法に関するアドバイス等を行っている。契約内容については必要性、費用対効果などを十分に考慮し、公正性を確保しつつ、今後はより大きな費用対効果が得られるよう内容を充実していく。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課の説明

委託先については、販売所として直接商品販売を行うほか、マーケティングや商品開発、県外バイヤーへの商談会など、県産品振興のための取り組みを推進している県内唯一の公的団体である公益社団法人徳島県物産協会を選定している。もっとも、今後、公平性等が確保できる同様の団体ができた場合には、委託先と

して比較検討するなど、引き続き委託先や契約内容の検討を続けるとのことである。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、運営の透明性や公平性を確保ないし担保するために施設管理者自身が施設運営に積極的に関与するよう求めている。

しかしながら、現在においても、『「あるでよ徳島」での展示商品の選定基準』によれば、展示商品の構成は委託先に一任されているようであり、外部監査が実施された当時と同様、施設設置者及び運営委託者として、綿密な監督ができているとはいいがたい実情である。

また、委託先関連企業の商品を優先して取り扱うと規定されている選定基準も変更されておらず、公平性確保の点で、問題が残ったままである。

イ) そして、当時の外部監査人が述べているように、委託先が民間企業であっても、契約内容を工夫し、十分な監督を実施することにより、運営の公平性や透明性を確保することも可能である。

ウ) このように、上記のような問題意識や視点からの委託先の選定ないし委託先との契約内容等の見直しはなされていない。

〔指摘〕

外部監査人により意見等が出された場合には、その問題意識に即した対応が速やかになされなければならない。本事業についていえば、現状が運営の透明性や公平性の点で問題があるとの指摘を踏まえ、民間企業を委託先にすることも含め、現在の委託先、委託内容の見直しを速やかに検討すべきである。

第2 新鮮とくしまブランド戦略対策事業

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

新鮮とくしまブランド戦略対策事業のうち、「飛び出す」ブランド産地育成事業においては、農業関係団体等が「産地改造計画」等に基づいて実施する情報戦略・

人材育成等の事業を支援するための補助金を交付している。そして担当課は、事業終了後、当該団体等から、所定の実績報告書の提出を受けているが、その報告内容は具体性が乏しい。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容
(意見)

「飛び出す」ブランド産地育成事業にかかる補助金の交付につき、より具体的な報告を求めて補助金が効果的に支出されているかを検証し、かつ、毎年、的確な審査を行い、場合により新規性のある事業に集中的に補助金を交付するなど、メリハリのついた運営が求められる。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

当該事業の実績については、具体的な取組みや成果の報告を求めるなど、これまで以上に、事業の効果検証を行い、メリハリのある事業実施に努める。また、補助金の交付にあたっては、ご意見を踏まえ、平成25年度の重点課題に取り組むため「野菜増産に向けた生産モデルの作成」をはじめ、新規性のある事業を盛り込んだ予算編成に努めた。【平成25年8月末時点】

補助金の効果的な執行のため、事業実績について各地区から中間報告を求め、その実績を他の地区に情報提供するなどにより、年度後半の事業効果を高めた。

また、平成26年度の予算執行にあたっては、平成25年度末の実績と残された課題を求め、効果的な予算執行に努めた。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) もうかるブランド推進課の説明

外部監査人からもうかるブランド推進課に対し、平成24年度の包括外部監査結果を受けて、上記事業の実績報告書につき、例えば、「産地改造計画」の記載内容をどの程度達成できたか等の事項を追加するなど、具体的な報告を求める内容になっているか否かを照会したが、明確な返答はなかった。

2) 問題の所在

ア) 当時の包括外部監査人は、報告書の内容が、主に事業費の内訳、補助金の使途等であって、事業の実施による具体的成果、将来の課題等の記載に乏しいとしている。

イ) ところが、講じた措置としては、事業実績について各地区から中間報告を求め、その実績について他の地域に情報提供するなどに留まっており、事業実施による具体的成果、将来の課題等を踏まえた報告は求めている。「産地改造計画」の記載内容をどの程度達成できたかということについても、報告を求めないままになっている。

[意見]

外部監査人の意見を受けて一定程度の改善がなされたが、なお改善の余地がある。外部監査人の問題意識を踏まえて、さらに充実した報告書となるように対応すべきである。

第3 徳島阿波おどり空港国際線就航促進事業

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業は、徳島阿波おどり空港の国際チャーター便の就航促進を図り、もって交流の活性化による産業、文化の振興等を図ることを目的としている。そして、中国湖南省との国際チャーター便に対する助成事業を実施したところ、補助金交付の対象となる旅行会社の方針により、国際チャーター便の運航が一時休止された（現在まで運航は再開されていない）。その結果、期待された徳島県内への外国人旅行客の誘客は大きくあてが外れる事態となってしまった。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

定期チャーター便等を利用した国際観光の推進に当たっては、特定地域、路線に偏重せず、むしろ、複数の地域に目を向けた多面的な事業を展開すべきであり、かかる観点から、必要に応じて戦略や基本方針の立て直し（変更）にも着手すべきで

ある。

③ 講じた措置（平成 25 年 9 月 20 日及び平成 27 年 4 月 28 日公表分）

平成 25 年度から東アジアのみならず東南アジアをも重点地域とする新たな「とくしまグローバル戦略」を展開しており、エアポートセールスをはじめ、各国・地域の旅行需要に応じた外国人観光誘客の取組みを進めている。

その成果のひとつとして、平成 25 年 7 月 17 日から 8 月 30 日まで計 12 往復の香港からの国際チャーター便の誘致に成功したところである。【平成 25 年 8 月末時点】

平成 25 年度から東アジアのみならず東南アジアをも重点地域とする新たな「とくしまグローバル戦略」を展開しており、エアポートセールスをはじめ、各国・地域の旅行需要に応じた外国人観光誘客の取組みを進めている。

その成果のひとつとして、平成 25 年 7 月 17 日から 8 月 30 日まで計 12 往復の香港からの国際チャーター便の誘致に成功したところである。

また、徳島阿波おどり空港は、平成 26 年 3 月から東京便が 1 日 12 往復と充実していることから、羽田空港から入国した外国人観光客の誘致について、国内線（羽田－徳島）のアクセスを活用した PR にも取り組んでいる。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 国際戦略課，交通戦略課の説明

ア) 平成 25 年度から，東アジア及び東南アジアを重点地域とする「とくしまグローバル戦略」を展開し，平成 24 年度及び平成 25 年度には香港や台湾からの国際チャーター便は就航しているが，東南アジアからの就航には至っていない。

イ) 平成 26 年度及び平成 27 年度は，国際チャーター便の就航が全くない状況である。その背景には，国内定期路線が充実することに伴い徳島阿波おどり空港の施設が逼迫し，国際チャーター便誘致に制約が生じているという事情がある。

ウ) 外国人誘致の取り組みとしては、フェイスブック、メディア、現地の言語によるパンフレットなどでの情報発信、現地での旅行展示商談会などを行っている。その成果として、平成27年度には、ベルギーからのボーイスカウト約500人の誘致が実現した。

エ) 平成26年度に徳島阿波おどり空港の機能強化等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえて、同空港の施設の逼迫を解消するとともに、国際便対応機能を強化するため、新しい施設を設置して平成29年度に供用開始すべく取り組んでいる。また、機能強化を前提に、国際チャーター便の誘致等、エアポートセールスに取り組んでいる。

2) 問題の所在

本事業においては、「とくしまグローバル戦略」によって東アジア及び東南アジアを重点地域として誘致活動を展開しているものの、平成26年度も平成27年度も国際チャーター便の就航が全くない状況が続いている。結果がすべてというわけではなく、問題解決に向けた取り組みも進められているものの、重点地域としている東アジア及び東南アジアからの誘致について何らの成果も上げられていない以上、現時点で事業として成功しているとはいえない。

〔意見〕

本事業については成功とはいいがたい状況にある事実を直視し、事業を継続する以上は、現在の問題解決に向けた取り組みを進めることはもちろん、成果を上げるために何が必要であるかを具体的に検討し、実行すべきである。

第4 阿波おどり活性化支援事業

1 ユーザーからの意見聴取、反映について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業が対象とするイベントは徳島県の観光振興にとって最大かつ最重要なイベントであり、ユーザーのニーズやクレームを収集し、改善につなげていく仕組みが

必要である。しかも本事業には約1,000万円近い補助金が支出されており、ユーザーの意見を聴取して、補助金のあり方について検討する必要がある。

上記の観点から、ユーザーの多様な情報提供を受ける県としては、ユーザーのクレームやニーズを収集し、これを分析して活用する仕組み・体制を構築すべきであるのに、そのような仕組み・体制がない。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

ユーザーから多様な情報提供を受ける徳島県として、独自にユーザーのクレームやニーズを収集し、これを分析して活用する仕組み・体制を構築すべきである。

具体的には、たとえば、主催者側に書面等を用いた明確な方法で改善要望を行い、主催者側からは各要望についていかなる措置を採ったかという措置結果について報告を受け、その後、当該クレームが減少したか否かについて事後のフォローを行う、といった方法をとることが要請される。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

県に寄せられたユーザーからのニーズ等については、これまで、散発的に主催者側へ伝えていたところであるが、平成25年度からは、主催者側に対し、書面等を用いて改善要望を行うとともに、いかなる措置を採ったか報告を受け、事後のフォローを行うこととする。【平成25年8月末時点】

県に寄せられたユーザーからのニーズ等については、これまで、散発的に主催者側へ伝えていたところであるが、平成25年度からは、主催者側に対し、情報提供とともに改善要望を行い、いかなる措置を採ったか報告を受け、課題の共有及び事後のフォローを行っており、観光客からの「おどり広場」でのアナウンスが聞きづらいとの要望に対して、音響設備を改善するなどの対応が講じられている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課の説明

ア) 徳島市の阿波おどりでは、毎年阿波おどり実行委員会を開催し、関係者で情報共有をし、運営改善等の協議を行っている。この実行委員会は、本番中に数回、終了後にも開催されるなど、毎年複数回開催され、その都度、運動方針や課題、改善要望等に関する協議、報告が行われている。

イ) 県では、本番中に受けたクレームや要望、気が付いた点については、毎日、書面により実行委員会に報告するとともに、本番中に開催される実行委員会でも協議してもらい、口頭で報告してもらっている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人が指摘していたのは、ユーザーから多様な情報提供を受ける徳島県として、独自にユーザーのクレームやニーズを収集し、これを分析して活用する仕組み・体制を構築すべきということである。

すなわち、県に届いたクレームや意見を主催者側や実行委員会に届け、協議し、その結果の報告を受けるだけで足りるとの意見ではなかった。担当部署がクレーム等を収集・集約して、その内容を県として独自に分析・検討すること、そのための仕組み・体制を構築することを求める意見であった。

イ) 当時の外部監査人の指摘を受けて、平成25年度からは、主催者側に対し書面等を用いて改善要望を行うようにした点は評価できるが、当時の外部監査人はそれに留まらず、県として独自にクレーム等を分析・検討するための仕組み・体制を構築することを求めていたものであり、上記措置では不十分である。

[意見]

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。

本事業についての措置は不十分であり、再検討するべきである。

2 課題の把握，改善について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業が対象とするイベントは徳島県の観光振興にとって最大かつ最重要なイベントであり，多額の補助金も支出されており，課題の把握，改善のために当然になされるべきことが十分に行われる体制が構築されていない点は問題である。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

観光誘客促進の観点から極めて重要な役割を担うイベントを維持し，さらに発展させていくため，細部も含めて課題を積極的に発見する仕組みを設け，さらなる改善について検討を行うべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

平成25年度から阿波おどり終了後に開催される阿波おどり実行委員会において，課題の情報共有を図り，改善等について検討を行うこととする。【平成25年8月末時点】

平成25年度から阿波おどり終了後に開催される阿波おどり実行委員会において，課題の情報共有を図り，改善等について検討を行っている。例えば，演舞場での踊りが終わる前に，演舞場外の提灯が一部消えてしまうことがあったため，全体の雰囲気作りとして，提灯の消灯をあわせるなどの改善を図っている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課の説明

ア) 平成25年度より前から，阿波おどり実行委員会において課題の情報共有が行われており，平成25年度から阿波おどり実行委員会で課題の情報共有が行われるようになったわけではない。

イ) 今年度からは，日々の課題等について，毎日，書面により実行委員会に報告

することにしており，より迅速な対応が可能になっている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は，県において本事業について課題の把握，改善のために当然になされるべきことが十分に行われる体制が構築されていない点を問題にしていた。

イ) これを受け，観光政策課としては，講じた措置として，「平成25年度から阿波おどり終了後に開催される阿波おどり実行委員会において，課題の情報共有を図り，改善等について検討を行うこととする。」とする。

ウ) しかし，上記のとおり当時の外部監査人は県において体制が構築されていないことを問題であるとし，課題を積極的に発見する仕組みを設けるべきとの意見を述べたものであり，阿波おどり実行委員会における情報共有で足りるとの意見ではなかった。

エ) また，この度外部監査人が平成25年度以前は阿波おどり実行委員会で課題の情報共有は図られていなかったのかを問い合わせたところ，観光政策課からは，平成24年度以前も課題の情報共有は図られていたとの回答がなされた。これに対し，講じた措置の記載は，あたかも当時の外部監査人の意見が反映して平成25年度から新たに講じたものであるかのような誤解を与える内容となっている。

[指摘]

外部監査人により意見等が出された場合には，対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して，それに対応した措置を講じるべきである。

「講じた措置」には，誤解を与えるような記載は控えるべきである。

第5 春の阿波おどり支援事業

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業は阿波おどりを核に「食」「伝統文化」を加えた大規模イベントである「はな・はる・フェスタ」を支援するため、県が多額の補助金を支出するものである。

もともと、実施主体の報告書も極めて不十分なものである上、観光政策課もこのイベントの実施を既定路線と捉えているせい、その支出（金額）の必要性の検討過程が詳細に明らかでなく、客観的検証がしづらい状況にある。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(指摘)

今後は、支出（各支出項目の金額）の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、検討過程の記録化について検討すべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

支出の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、平成25年度以降、検討過程の記録化を行う。【平成25年8月末時点】

支出の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、平成25年度以降、検討過程の記録化を行っている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課の説明

ア) 平成25年度以降は、実施主体からの実績報告書について、新たに「詳細な支出明細表」を添付するとともに、各イベントの評判等に対する評価、お客さま等からの苦情等の内容、次年度以降の開催に向けた課題等について報告を求めるよう改めた。

イ) 県において、上記資料に基づき補助金支出の適否をはじめ、次年度におけるイベント開催の意義や改善すべき点について検証をしている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、本事業のように多額の補助金が支出される場合には、客観的に合理的な理由が必要であり、その判断が可能となるような客観的な検証に耐え得る説明等が求められるとする。その上で、支出（各支出項目の金額）の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、検討過程の記録化を要請している。

これに対し、「講じた措置」には、検討過程の記録化を行っている旨が記載されている。

イ) ところが、上記観光政策課の説明を見る限り、実施主体からの報告書が以前より詳しくなったようであるが、支出（各支出項目の金額）の合理性について検討過程の記録化がされているか否かは明確でない。検討過程の記録化が実現できていなければ、監査意見に対応した措置を講じているとは言えないし、「講じた措置」の記載とも整合しない。

[意見]

外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解して、それに対応した措置を講じるべきである。

第6 スポーツ王国立国事業

1 委託先の選定について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業は学生・各種スポーツチーム等のスポーツ合宿を誘致しようとする事業である。毎年、徳島県観光協会に事業が委託されており、契約形態は随意契約である。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

現行の契約方式を再検討し、少なくとも、他の団体からのプロポーザルを受ける方式とし、業務内容の固定化を避ける努力をすべきである。

③ 講じた措置（平成 25 年 9 月 20 日及び平成 27 年 4 月 28 日公表分）

プロポーザル方式の導入等について検討するとともに、関係機関の意見を踏まえ、業務内容の固定化を避けるよう努める。【平成 25 年 8 月末時点】

プロポーザル方式の導入も含め、業務内容の固定化を避け、本事業を効果的に実施する手法について、施設関係者等関係機関の意見を踏まえて検討した結果、これまでの企業や大学のサークルに加え、新たに大学の体育会や社会人クラブの強豪チームも対象に加えたスポーツ合宿の誘致を行うことで、業務内容の固定化を避けた。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) にぎわいづくり課の説明

ア) スポーツ合宿の誘致対象は、一般的にスポーツ合宿を専門に扱うエージェン
トがほとんどであるため、新しい手法としてゆかりのある大学体育会等を対象
に加え業務内容の固定化を回避した。

イ) 当業務は、スポーツ施設と宿泊施設との連携はもとより、クライアントのニ
ーズにいかに関ストップで迅速に応えるかという基準が明確なことから、現
在のところはプロポーザル方式を見送っている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、本事業が平成 20 年度から徳島県観光協会と随意契約
が締結されており、新しい誘致のアイデアが出づらくなる弊害があり、また他
の旅行代理店等の民間企業に委託できる可能性があるため、随意契約について
再検討し、少なくとも他の団体からのプロポーザルを受ける方式にすべきであ
るとしている。

イ) ところが、にぎわいづくり課は、関係機関の意見を踏まえて検討した結果、
上記の理由によりプロポーザル方式を見送ったとのことである。

しかしながら、にぎわいづくり課が挙げているスポーツ施設と宿泊施設との連携については旅行代理店等の民間企業に委託できる可能性があることはもちろん、クライアントのニーズに迅速に対応することについても、同協会のみが対応可能ということとはできないはずである。上記にぎわいづくり課の説明が説得的であるとは思われない。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るが、その場合には説得的な根拠を示すべきである。

この点、本事業については説得的な根拠があるとは思われないところ、再度その意見や意見に基づく措置について検討するべきである。

2 インセンティブについて

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業の受託業者にモチベーションを与えるためにも、誘致成功件数に応じて委託金額が変動する部分を設けた契約内容にすることも一案であり、本事業はインセンティブ契約になじみやすいものである。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

誘致成功件数に応じて委託金額が変動する部分を設けた契約内容とすることを検討すべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

誘致件数に応じた委託内容など、モチベーションが上がるような方策の導入を図る。【平成25年8月末時点】

新たに、大学の体育会や社会人クラブの強豪チームのスポーツ合宿を誘致することにより、スポーツツーリズムに係る新たなビジネスモデルをうみ出すチャンス設けることで、モチベーションの向上に努めている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) にぎわいづくり課の説明

ア) 現在も、誘致成功件数に応じて委託金額が変動するような契約内容になっていない。その理由は、スポーツ施設を管理する自治体では、地元住民を優先して予約を受け付けており、その合間で県外からのスポーツ合宿を受け入れているため、施設の受入能力に限界があるからである。なお、誘致件数もここ数年では、ほぼ横ばいである。

イ) 上記のような現状からすれば、新規誘致もさることながら、現在来県している団体について、今後もリピーターになってもらうことが重要であり、手厚くフォローする必要がある。

ウ) 誘致件数を条件にすると、新規のみに力を入れる恐れがあることから、全体の実績で判断することになっている。

2) 問題の所在

ア) 当時の外部監査人は、受託業者にモチベーションを与えるためにもインセンティブ契約にして、誘致成功件数に応じた事業費を支出すべきとしているが、本事業がスポーツ合宿を誘致しようとする事業目的であることに鑑みれば、それは理にかなったものである。

イ) これに対し、にぎわいづくり課は、誘致件数を条件とすると、受託業者が新規のみに力を入れるおそれがあるということを理由に、インセンティブ契約を導入していないとする。

しかし、誘致件数がここ数年は横ばいという現状に照らせば、新規誘致に力を入れる必要がある。リピーターへのフォローも大事なことは間違いないが、それと並行して新規誘致も進めていかなければならない。

また、インセンティブ契約を導入すればリピーターへのフォローがおろそかになるとは限らないし、逆にインセンティブ契約を導入しなければリピーター

へのフォローが手厚くなるとも限らない。新規誘致に対するインセンティブと併せてリピーターの確保について何らかの条件を加えるなどの契約内容とすることも考えられる。

いずれにしても、上記にぎわいづくり課の説明は、論理的なものとはいえないし、新規誘致について記載している「講じた措置」の内容とも整合していない。

〔意見〕

外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るが、その場合には説得的な根拠を示すべきである。

この点、本事業については説得的な根拠があるとは思われないところ、再度その意見や意見に基づく措置について検討するべきである。

第7 徳島県立産業観光交流センター

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本事業は、従前より財団法人徳島県観光協会に管理委託していたが、平成18年度より指定管理者に管理運営を委託することになった。ただ、これまでずっと観光協会が指定管理者となっている。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

平成23年度からの指定管理者の募集において、応募が1社しかなかったことは、観光戦略の観点においては消極的に評価せざるをえず、指定管理者における募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

平成23年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が7団体、現地説明会の参加は5団体であった。

指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月

程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、さらなる情報提供に努める。【平成 25 年 8 月末時点】

平成 23 年度からの指定管理者の選定における応募は 1 団体のみであるが、募集要項の交付が 7 団体、現地説明会の参加は 5 団体であった。

次回指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の延長などを行うとともに、「県HPトップページ」を活用するなど、募集案内の周知に努める。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) にぎわいづくり課の説明

ア) 応募者が 1 者となっている理由については、施設の特異性から管理運営に対する難易度の高さの影響が考えられる。

イ) しかし指定管理者による業務範囲を変更することは不可能であるため、引き続き県ホームページでの広報や応募期間の十分な確保により募集案内の周知に努める。

2) 問題の所在

ア) しかし、当時の包括外部監査人が意見の中で明示し、また「講じた措置」の中でも明記している募集期間の延長については、以下のとおり平成 22 年度募集に比べ、むしろ平成 27 年度募集の方が短縮されている。

募集年度	平成 22 年度	平成 27 年度
募集要項公表日	H22. 7. 29 (木)	H27. 7. 31 (金)
現地説明会参加申込締切日	H22. 8. 6 (金)	H27. 8. 11 (火)
申込書類提出期限	H22. 9. 28 (火)	H27. 9. 18 (金)

イ) 当時の包括外部監査人は、平成22年度の結果を踏まえて、指定管理者の募集の情報提供等について、広く周知することにより応募する事業者数を増やすようにするためにその方法を再検討することのみならず、同じく応募する事業者数を増やすために募集期間の延長も求めている。ところが、平成27年度募集での募集期間の短縮は、これに逆行する措置になっており、当時の包括外部監査人の意見にそぐわないものになっている。

それに加えて、この措置は結果として「講じた措置」の記載にも反する内容となっており、この意味でも問題がある。

[指摘]

外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。

実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が異なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。

第8 徳島県立あすたむらんど

1 観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

徳島県観光振興基本計画や指定管理者からの事業報告書を見ても、本施設の観光戦略上の果たすべき役割は不明確なものとなっている。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

当施設の「徳島県観光振興基本計画」における位置づけは、「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されており、この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業

務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、また、指定管理者において自主的なイベント（自主事業）を行うよう指示している。

また、指定管理者が自主事業を行うにあたっては、事前に県へ事業案を提出させ、当事業が施設の設置目的や観光誘客方針と合致するかを審査した上で、県が事前承認を行っている。【平成 25 年 8 月末時点】

平成 27 年 3 月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第 2 期）」における位置づけは、『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。

この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運營業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、指定管理者において自主的なイベント（自主事業）を行うよう指示し、「徳島県観光振興基本計画」の最終目標に合致したイベントの実施により、交流人口の増加、観光客数の目標値の達成に繋がっている。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

1) 当時の包括外部監査人が報告書の中で本施設の観光戦略上の問題点として述べていたのは、次のとおりである。

(a) 徳島県観光振興基本計画において、本施設については、他の指定管理制度を採用している施設と同様、記載が少なく、県の観光戦略における役割が明確化されていない。

(b) 指定管理者からの事業報告書を見ても、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割という観点からの記載はない。

2) ところが、上記(a)について、現在の徳島県観光振興基本計画（第 2 期）を見ても、本施設に関する記載は以前の徳島県観光振興基本計画とまったく同様の内容であって何らの変更もない。

また、上記(b)についても、平成 27 年 3 月に提出された指定管理者からの事業報告書を見ても、依然として、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割という観点からの記載はない。

このように、「講じた措置」には包括外部監査人の意見を受けて具体的な措置を講じたかのように読める内容が記載されているにもかかわらず、実際には特段の措置を講じていないものであって、誤解を与えるような内容になっている。

〔意見〕

外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。

2 観光戦略における位置付けについて（県の役割）

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本施設は指定管理制度が採用されており、指定管理者のイベント等に対し県が承諾するという形を取っている。そのため県の総合的な観光戦略の中における自らの果たすべき役割という発想は薄くなりがちである。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

（意見）

本施設のように指定管理者制度を採っている施設においても、県の観光戦略上の位置づけを明確化した上で、運営上も、県の観光戦略において果たすべき役割という観点が必要である。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

「徳島県観光振興基本計画」において、イベントの充実や「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の推進を掲げており、引き続き、戦略的な観光誘客に取り組む。

【平成25年8月末時点】

平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」において、「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目中、「イベントの開催などによる集客」と明記し、本施設などの交流拠点を活用したイベントの充実を図ることで、交流人口の増加、観光客数の目標値の達成に繋げている。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

1) 対象課が、講じた措置として徳島県観光振興基本計画を挙げているが、これは当時の包括外部監査より以前から存在しているものであり、包括外部監査人の意見を受けて新たに取り組んだ措置ではない。また、徳島県観光振興基本計画（第2期）も、本施設の記載については、以前から存在する徳島県観光振興基本計画とほぼ同様のものとなっており、新たに講じた措置として挙げるのは、誤解を与えるものである。

2) 当時の包括外部監査人の意見を受けて、対象課がその意見を汲み取って適切に対応しているとは言えない。

このように、包括外部監査人の意見に対し「講じた措置」と言いながら、実際は措置が講じられていないと言わざるを得ず、誤解を与えるような内容になっている。

[意見]

外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。

3 委託先の選定について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本施設は、平成18年度より株式会社ネオビエントに管理運営を委託しており、再度平成23年度より、指定管理者の選定が行われたが、再び同社が指定管理者となった。平成23年度は他社からの応募がなかったとのことである。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

平成23年度からの指定管理者の募集において、応募が1社しかなかったことは、観光戦略の観点においては消極的に評価せざるをえず、指定管理者選定における募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。

③ 講じた措置（平成 25 年 9 月 20 日及び平成 27 年 4 月 28 日公表分）

平成 23 年度からの指定管理者の選定における応募は 1 団体のみであるが、募集要項の交付が 4 団体、現地説明会の参加は 2 団体であった。

指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1 ヶ月程度」から「2 ヶ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、さらなる情報提供に努める。【平成 25 年 8 月末時点】

平成 23 年度からの指定管理者の選定における応募は 1 団体のみであるが、募集要項の交付が 4 団体、現地説明会の参加は 2 団体であった。

次回指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の延長などを行うとともに、「県HPトップページ」を活用するなど、募集案内の周知に努める。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) にぎわいづくり課の説明

ア) 応募者が 1 者となっている理由については、施設の特異性、業務の多様性等、管理運営に対する難易度の高さ等の影響が考えられる。

イ) しかし指定管理者による業務範囲を変更することは不可能であるため、引き続き県ホームページでの広報や応募期間の十分な確保により募集案内の周知に努める。

2) 問題の所在

ア) しかし、当時の包括外部監査人が意見の中で明示し、また「講じた措置」の中でも明記している募集期間の延長については、以下のとおり平成 22 年度募集に比べ、むしろ平成 27 年度募集の方が短縮されている。

募集年度	平成22年度	平成27年度
募集要項公表日	H22.7.29(木)	H27.7.31(金)
現地説明会参加申込締切日	H22.8.6(金)	H27.8.11(火)
申込書類提出期限	H22.9.28(火)	H27.9.18(金)

イ) 当時の包括外部監査人は、平成22年度の結果を踏まえて、指定管理者の募集の情報提供等について、広く周知することにより応募する事業者数を増やすようにするためにその方法を再検討することのみならず、同じく応募する事業者数を増やすために募集期間の延長も求めている。ところが、平成27年度募集での募集期間の短縮は、これに逆行する措置になっており、当時の包括外部監査人の意見にそぐわないものになっている。

それに加えて、この措置は結果として「講じた措置」の記載にも反する内容となっており、この意味でも問題がある。

〔指摘〕

外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。

実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が異なることは、県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。

第9 徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館

1 観光戦略における位置付けについて（戦略の明確化）

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

徳島県観光振興基本計画や指定管理者からの事業報告書を見ても、本施設の観光戦略上の果たすべき役割は不明確なものとなっている。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

（意見）

今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。

③ 講じた措置（平成 25 年 9 月 20 日及び平成 27 年 4 月 28 日公表分）

当施設の「徳島県観光振興基本計画」における位置づけは、「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されており、この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、また、指定管理者において自主的なイベント（自主事業）を行うよう指示している。

また、指定管理者が自主事業を行うにあたっては、事前に県へ事業案を提出させ、当事業が施設の設置目的や観光誘客方針と合致するかを審査した上で、県が事前承認を行っている。【平成 25 年 8 月末時点】

平成 27 年 3 月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第 2 期）」における位置づけは、「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。

この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、指定管理者において自主的なイベント（自主事業）を行うよう指示し、「徳島県観光振興基本計画」の最終目標に合致したイベントの実施により、交流人口の増加、観光客数の目標値の達成に繋がっている。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

1) 当時の包括外部監査人が報告書の中で本施設の観光戦略上の問題点として述べていたのは、次のとおりである。

(a) 徳島県観光振興基本計画において、本施設については、他の指定管理制度を採用している施設と同様、記載が少なく、県の観光戦略における役割が明確化されていない。

(b) 指定管理者からの事業報告書を見ても、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割という観点からの記載はない。

2) ところが、上記(a)について、現在の徳島県観光振興基本計画（第 2 期）を見ても、本施設に関する記載は以前の徳島県観光振興基本計画とまったく同様の内容

であって何らの変更もない。

また、上記(b)についても、平成27年3月に提出された指定管理者からの事業報告書を見ても、依然として、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割という観点からの記載はない。

このように、「講じた措置」には包括外部監査人の意見を受けて具体的な措置を講じたかのように読める内容が記載されているにもかかわらず、実際には特段の措置を講じていないものであって、誤解を与えるような内容になっている。

[意見]

外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。

2 観光戦略における位置付けについて（県の役割）

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本施設は指定管理制度が採用されており、指定管理者のイベント等に対し県が承諾するという形を取っている。そのため県の総合的な観光戦略の中における自らの果たすべき役割という発想は薄くなりがちである。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

本施設のように指定管理者制度を採っている施設においても、県の観光戦略上の位置づけを明確化した上で、運営上も、県の観光戦略において果たすべき役割という観点が必要である。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

「徳島県観光振興基本計画」において、情報発信拠点として充実していくこととされており、現在、指定管理者において、鳴門地域の観光施設への誘客促進のため、周辺観光施設と連携して、共通チケットの販売等を実施している。【平成25年8月末時点】

平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」において、情報発信拠点として充実していくこととされており、現在、指定管理者において、県内各地の観光情報を積極的に提供するとともに、鳴門地域への誘客促進のため、周辺観光施設と連携して、共通チケットの販売等を実施している。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証及び問題の所在

1) にぎわいづくり課は、平成25年8月末時点で「講じた措置」として徳島県観光振興基本計画を挙げているが、これは当時の包括外部監査より以前から存在しているものであり、包括外部監査人の意見を受けて新たに取組んだ措置ではない。また、平成27年3月末時点の「講じた措置」に記載されている徳島県観光振興基本計画（第2期）にも、本施設については、以前から存在する徳島県観光振興基本計画を踏襲する記載がなされているに過ぎず、新たに講じた措置としてなされたものではなく、誤解を与えるものである。

2) にぎわいづくり課は、「講じた措置」として周辺観光施設と連携しての共通チケットの販売について挙げているが、これについても当時の包括外部監査の時点ですでに行われていたものであり、監査結果を受けての措置でない。

3) このように、「講じた措置」には包括外部監査人の意見を受けて具体的な措置を講じたかのように読める内容が記載されているにもかかわらず、実際には特段の措置を講じていないものであって、誤解を与えるような内容になっている。

〔意見〕

外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。

3 委託先の選定について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

両施設とも、供用開始時から財団法人徳島県観光協会に管理委託していたが、平

成18年度より指定管理制度を採用し、株式会社ネオビエント・財団法人徳島県観光協会共同企業体が指定管理者となっている。その後も平成21年度及び24年度に、再度、指定管理者の選任が行われたが、両年度ともに再度、同共同企業体が指定管理者となっている。平成24年度の募集に関しては、他からの応募はなかった。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

平成24年度からの指定管理者の募集において、応募が1社しかなかったことは、観光戦略の観点においては消極的に評価せざるをえず、指定管理者選定における募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

平成24年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が2団体、現地説明会の参加は2団体であった。

指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、さらなる情報提供に努める。【平成25年8月末時点】

平成24年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が2団体、現地説明会の参加は2団体であった。

次回指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行うとともに、平成26年度から新たに「県HPトップページでの案内サイトを開設」するなど、募集案内の周知に努めた結果、平成26年度は募集要項の交付が3団体に増加した。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) にぎわいづくり課の説明

ア) 応募者が1者となっている理由については、施設の特異性、業務の多様性等、管理運営に対する難易度の高さ等の影響が考えられる。

イ) しかし指定管理者による業務範囲を変更することは不可能であるため、引き続き県ホームページでの広報や応募期間の十分な確保により募集案内の周知に努める。

2) 問題の所在

ア) しかし、平成26年度の応募者は1者のままで、これまでどおり株式会社ネオビエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループが指定管理者として選任されたとのことである。

当時の包括外部監査人が意見の中で明示し、また「講じた措置」の中でも明記している募集期間の延長については、以下のとおり平成23年度募集と平成26年度募集では、同程度となっている。

募集年度	平成23年度	平成26年度
募集要項公表日	H23.7.29(金)	H26.7.30(水)
現地説明会参加申込締切日	H23.8.12(金)	H26.8.12(火)
申込書類提出期限	H23.9.28(水)	H26.9.30(火)
申込書類提出者数	1	1

イ) 当時の包括外部監査人は、平成23年度の結果を踏まえて、指定管理者の募集の情報提供等について、広く周知することにより応募する事業者数を増やすようにするためにその方法を再検討することのみならず、同じく応募する事業者数を増やすために募集期間の再検討も求めている。ところが、平成26年度募集での募集期間は、平成23年度と同程度の募集期間となっており、当時の包括外部監査人の意見にそぐわないものになっている。

それに加えて、この措置は「講じた措置」の記載とも整合しない内容となっており、この意味でも問題をはらんでいる。

[意見]

外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。

実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が整合しないことは許されない。

第10 徳島県鳴門ウチノ海総合公園

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本施設は、供用開始時から鳴門市に管理を委託していたが、平成18年度より指定管理者として鳴門市に管理運営を委託している。その後3年ごとに契約がされたが、いずれについても鳴門市が指定管理者となった。再度平成23年度より、指定管理者の選定が行われたが、再び同市が指定管理者となった。なお、平成24年度からの募集に関しては、他社からの応募がなかったとのことである。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

(意見)

平成24年度における指定管理者の選定において、他の応募が1社もなかったということは、今後、本施設を観光目的で積極的に活用すべきであるとの観点においては、消極的に評価せざるをえず、募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

平成24年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が5団体、現地説明会の参加は4団体であった。

指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道機関への資料提供、応募期間の「1カ月程度」から「2カ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、更なる情報提供に努める。【平成25年8月末時点】

平成26年度に実施した指定管理者の募集にあたっては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道機関への資料提供などを行った。

結果として3団体から募集関係書類の交付要請があったが、応募は1団体のみであった。

今後とも応募者数の増加を図るため、指定管理者制度を所管している部局とも連携しながら、更なる情報提供の手法について引き続き調査検討に努める。【平成 27 年 3 月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 都市計画課の説明

ア) 応募者が1者となっている理由については、指定管理制度を継続していく中で、県側が設定する指定管理料の上限額が、これまでの指定管理者による「運営の効率化」を反映した水準になってきているためではないか、と考えている。

イ) 新聞や県ホームページなどを利用して応募内容の周知に努める。

2) 問題の所在

本施設の指定管理者の選定については、平成24年度に引き続いて平成27年度についても、鳴門市以外の者からの応募はなかったとのことである。担当課の説明によれば、新聞や県ホームページなどを利用して応募内容の周知に努めるとのことであるが、当時の包括外部監査の際も本施設の募集は新聞や県ホームページを利用して募集しており、その募集方法に特段の変更はない。

このように、「講じた措置」には包括外部監査人の意見を受けて具体的な措置を講じるかのように読める内容が記載されているにもかかわらず、実際には新たな措置を講じていないものであって、誤解を与えるような内容になっている。

[意見]

外部監査人の意見が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読み込んで問題意識を正確に理解し、速やかに適切な対応をすべきである。

「講じた措置」に新たな措置を講じるかのような記載をしているにもかかわらず、実際にはかかる措置を講じていないという対応は、県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。

第11 統括的な機能の強化について

① 平成24年度の指摘及び意見の背景

本県の観光戦略は、徳島県観光振興基本計画（現在は（第2期）として新たに改定されている）に規定され、数値目標が設定されている。しかし、もともと目標値に至るまでの積上計算の過程が細分化できておらず、目標値が達成できなかった原因の追究や改善が難しいと言わざるを得ない。

② 平成24年度の指摘及び意見の内容

（意見）

一定の困難が伴うとしても、各イベント、各施設等において、できる限り具体的な数値目標を明確化し、その積み上げにより目標達成に至るまでの道筋を描くべきである。

仮に、その目標値に到達しなかった場合には、個別具体的に検証してその原因を明確にすることによって、どのイベント、どの施設等にいかなる問題があるかを把握し、積上計算を含め、再度、全体的な方策を練り直すという過程を繰り返すべきである。

③ 講じた措置（平成25年9月20日及び平成27年4月28日公表分）

各イベントや各観光施設においては、目標集客者数、目標年間来館者数などの数値目標を設定しており、この数値目標の達成に向けて実施計画、年次計画を策定のうえ、事業展開を図っているところである。

今後は、こうした数値目標の達成状況を踏まえ、各イベントや各観光施設ごとに、県内での観光周遊や宿泊に繋がっているか等について定期的に効果検証を行った上で、個別の目標値について必要な見直しを行い、戦略目標の達成を目指していく。

【平成25年8月末時点】

各イベントや各観光施設においては、目標集客者数、目標年間来館者数などの数値目標を設定しており、この数値目標の達成に向けて実施計画、年次計画を策定のうえ、事業展開を図っているところである。

「観光振興基本計画（第2期）」においても、同様に、数値目標の達成状況を踏まえ、毎年度、成果を検証の上、PDCAサイクルにより、必要な見直しを行い、戦略目標の達成を目指していく。【平成27年3月末時点】

④ 措置状況についての検証

1) 観光政策課，国際戦略課の説明

ア) 徳島県観光振興基本計画（第2期）の戦略目標（宿泊者数，外国人宿泊者数，コンベンション参加者数）の策定について，以下のとおり説明する。

(a) 宿泊者目標については，観光庁による宿泊旅行統計調査の実績推移から設定した。

(b) コンベンション参加者数については，平成26年度実績（10万6,000人），助成制度の充実，コンベンション開催可能性等についての情報収集，継続的な誘致活動等の取り組みなどの事情を総合的に勘案して策定している。

(c) 外国人宿泊者数については，平成32年の東京オリンピック，パラリンピックの効果を期待して，日本全体の訪日外国人旅行者は平成25年の2倍である2,000万人となることを目指している。それを参考にし，本県の平成26年の目標値が5万人であったため，毎年1万人増加させ平成32年に10万人を達成する計画とした。

【年次計画】

	宿泊者数	コンベンション参加者数	外国人宿泊者数
平成27年	260万人	115,000人	5万人
平成28年	270万人	120,000人	6万人
平成29年	285万人	125,000人	7万人
平成30年	300万人	130,000人	8万人

イ) 平成26年の外国人宿泊者数の実績は，35,940人であり，徳島県観光振興基本計画の戦略目標37,000人を達成できていない。この点につき，国際戦略課は，日中関係の悪化，徳島空港の発着枠の逼迫による国際チャーター便の受け入れができなかったことが主たる理由であると説明する。

2) 問題の所在

ア) 上記1) ア) の各担当課の説明を見る限り、目標値設定にあたり積上計算が行われていない。これでは、当時の包括外部監査人が述べているように、戦略目標を追求することは困難である。各イベント、各施設等において具体的な数値目標を明確化し、その積み上げによる目標達成に至るまでの道筋を描かないままでは、戦略目標として抽象的すぎ、合理的なものと言えない。このように当時の外部監査の意見を反映した措置が講じられていない状況にある。

イ) 上記1) イ) についても、目標を達成できなかった理由についての検討が抽象的で、目標値が達成できなかった具体的な原因の追究や改善が適切になされていない。

〔意見〕

現状においても戦略目標達成へのコントロールは十分ではない。外部監査人の問題意識を踏まえた措置を検討し、対応すべきである。

第4章 まとめ

1 外部監査における指摘・意見の位置付け

冒頭でも述べたとおり、外部監査における指摘・意見は十分に尊重されるべきであり、また事後にしっかり活用されるべきである。すなわち、指摘・意見が出された場合には、まずはその内容や趣旨を十分に理解し、検討しなければならない。

しかし、外部監査における指摘・意見は一つの見解であり、内容によっては必ずしもそれに拘泥される必要がない場合もありうる。もちろん、それは十分な検討の結果、外部監査における指摘・意見とは異なる結論を得た場合に限られるべきである。したがって、そのような場合には、外部監査の内容に対して根拠を持って異なる意見を示すことができるはずである。

そして、指摘・意見を踏まえて措置をする必要がある場合には、具体的に、かつ継続的に措置を実施するべきである。そうでなければ、外部監査は実質的な意義を持たないセレモニーに過ぎないものになってしまう。

外部監査人としては、外部監査における指摘・意見はこのような位置付けになるべきであると考えます。この度、過去の外部監査結果に対する措置状況を検証したのは、外部監査における指摘・意見が、実際にはどのような位置付けとなっているのかを確認する必要があると考えたからである。

この度外部監査を実施した結果、しっかり措置が実施されている部分が多かったものの、必ずしもそうはいえない部分も散見された。具体的には、下記のとおりである。

2 指摘・意見に対する理解

まず、外部監査による指摘・意見の趣旨を十分に理解していないように感じられる措置がいくつか見られた。

この点、指摘・意見の結論部分だけに注目したのでは、外部監査人の問題意識を十分に理解できないこともあり得るので、指摘・意見の内容を検討する際にはその前提となっている部分（ここに外部監査人の問題意識が含まれている）をしっかり理解する必要があります。

なお、どうしても理解しにくい場合には、指摘・意見の趣旨について当時の外部監査人に照会することも考えられてよいと思われる。

3 指摘・意見に対する検討と引き継ぎ

次に、指摘・意見に対する検討については、その検討過程が記録されておらず、あるいは事後への引き継ぎが十分になされていないと感じられる措置がいくつか見られた。

検討がなされたとしても、それが記録されていないならば実際に検討がなされたものかどうかを客観的に確認することができないし、事後に引き継ぐことも困難である。

また、一度「措置」をしてしまえば終わりという感覚があって、事後に十分な引き継ぎがなされていないおそれがあるようにも感じられる。

問題意識が引き継がれず、改善内容が継続しなければ、その場凌ぎの対応と変わらない。それでは実質的な意義が薄いことを認識し、しっかりとした引き継ぎがなされるべきである。

4 措置に対応する体制

少し気になったのは、措置に対応する体制が必ずしも十分でないのではないかとこの点である。

確かに、多くの措置については特定の課だけで対応できると思われ、またその方が責任の所在がはっきりしてよい面もある。

しかし、指摘・意見の対象には、予算を伴う事項や他の課と協議して対応する必要がある事項、全庁的に議論しなければならないような事項もある。ヒアリングをしていると、自分の課ではそこまでできないというニュアンスが感じられる場面もあり、措置の実施にあたって庁内で十分連携できているのか、疑問を感じる時があった。

外部監査人は、徳島県に対して指摘・意見を述べているのであり、特定の課に対してのみ対応を求めているわけではない。特定の課だけでの対応が困難、あるいは十分な措置になり得ないような場合には、全庁的に連携して対応することを意識すべきである。

5 運用重視の問題

数は少ないものの、現場での運用を重視し、その運用の根拠を確認できていないのではないかと感じる部分があった。

実際に、現場で具体的な県民の生活に密着した事務処理をする中で、担当者もよか

れと思って運用しているのであって決して悪意はないと考えているが、その運用が根拠を伴っていないければそれは行政の事務処理としては大きな問題を生じうる。

今一度、現在の運用が根拠を伴ったものであるかについて見直すこと、今後も常にその意識を持ち続けることが求められる。

6 措置の公表のあり方

指摘・意見の中には、すぐに具体的な対応ができない、将来の課題となるような性質のものもあり得る。そのような場合に、公表された措置が「今後検討していく」という程度の抽象的な内容にとどまっていることがある。

しかし、これでは事後その課題について実際に具体的な対応がなされたのか否か、対応されたとしてもその具体的な内容はどのようなものかについてが把握できない。現在では、措置の公表の仕方を変更し、事後に具体的な対応がなされた場合にはそれについても重ねて公表をしていくようにしているようであるが、やはり具体的な措置に至るまで課題は残っているという意識を継続的に持つためにも、公表する「措置」は抽象的な内容だけで終わらせることのないようにすべきである。

また、表面的には指摘・意見を受けて何らかの対応をしたように見える「措置」が公表されているのに、実際には指摘・意見を受ける以前と実質的な変更がないものもいくつかあった。このような「措置」の公表は、外部監査人としては大変残念であり、ぜひとも改めていただきたい。仮に、十分な検討を行った上で、外部監査における指摘・意見と異なる結論を得た場合には、その根拠と結論を明らかにした公表をすべきである。

7 最後に

この度の外部監査を実施して、外部監査人としてはどの課にも誠実に対応していただいたと感じている。その中で、今後も徳島県及び外部監査制度がよりよいものになることを願って、これまでに述べたような問題点を示しているのである。

外部監査人としては、今回の指摘・意見は、当時あるいは現在の個別の課や担当者に向けた後ろ向きなものではなく、現在及び将来の徳島県全体に向けたものであると理解し、ぜひとも前向きに活用していただきたいと願う次第である。

【別紙】措置状況一覧表及び今回の包括外部監査における評価

平成20年度監査テーマ：指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
選定委員の選定等	選定委員会について、全体に占める内部委員の割合や外部委員選任の手続等の点に疑問があるところ、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。	選定委員の構成については、現在、外部有識者を半数以上選任することとしているが、さらに公平性、客観性を高める措置として、外部有識者が委員数の過半数を占めるよう改善する。例えば、選定委員が7名の場合は、外部委員が4名以上となる。 また、外部有識者は、4つの分野（「各施設分野」「効率的な経営」「良好な就業環境」「財務状況の分析」）毎に、各施設の特長性も勘案の上、県行政に対しても見識のある方を選任しているが、これらの方の選任については、選任委員名を、申請団体名、選定団体名、選定理由、申請団体毎の総合採点数等とともに県のホームページで公表しており、公平性、客観性が確保されるよう努めている。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
募集期間等	指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。	現状では、募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間を、原則として「1ヶ月程度」としているが、より一層、申請者の利便性の向上を図るため、募集期間を「2ヶ月程度」確保するよう努める。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
情報提供	指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。	現地説明会については、申請者にできる限り参加を呼びかけ実施しているが、更に、申請者の拡大や利便性向上のため、必要に応じて日程を複数回設けるなど、申請者が公平に情報を得ることができるよう努めて参りたい。 また、資料提供については、施設の支出状況、利用状況等の資料を提示しており、さらに募集内容等についての質問・要望には対応することとしている。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
審査基準	審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。	審査基準の作成に当たっては、あらかじめ選定委員の意見を聞くこととしている。 なお、限られた時間の中で効率よく選定委員会を運営するため、施設の管理運営に熟知した所管課が審査基準案を提示しているが、審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。	特段の問題はない。
(文学書道館)			
特別展示等の経費など	利用者数に応じた報奨金給付制度の導入や、特別展示等に要する経費につき、事前事後にその内容を確認することを前提として、県が最終的に負担する制度の導入など、その展示内容の充実や利用の促進を確保するための方策を検討すべきである。	文学書道館においては、一般的な知名度、集客力が低い題材でも、地域における文化的評価が高く、また、子どもや地域の人たちへの教育・啓発にも資すると思われる分野を展示で取り上げやすいよう、利用料金制を敷いていない。報奨金制度の導入は、利用者実績のみを求めた内容（著名作家や漫画展など）に企画を偏らせ、本来の施設の設置目的である「文学及び書道に関する研究、鑑賞、	再検討が必要である。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
		創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失う可能性が高く、同館への導入には慎重を期すべきと考える。	
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	施設の日常的運用の中で生じる破損等の修繕は、基本協定書第25条の基準に基づき、基本的に管理運営業務として指定管理者の負担として行うべきものと考えている。 また、日常的運用の中で生じた破損等であるかどうか不明な修繕については、同協定書に基づき双方協議の上、負担のあり方を決定することとなっている。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。	必要な対応がなされていない。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	県としては、原則として、相見積もり又は入札を導入するよう指導している。	必要な対応がなされていない。
モニタリング	施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。	文学書道館においては、館内の様々な部屋を活用し、常設展示、特別展示のほか、企画展示や講座といった多様な催しを行っているほか、図書閲覧室や会議室の利用者も来館する。 無料の催しや図書閲覧室、会議室については、受付を介さず入室できることもあり、来館者一人ひとりの追跡調査等は極めて困難かつ非効率であると考えられる。 施設の利用状況報告としては、館全体として一括りにした利用者実績報告よりも、それぞれの催しや各機能が、どれだけの利用、観覧を頂いたかということのほうが、事業の効果検証や今後の事業立案にとって非常に重要であり、これらのデータについて、指定管理者からは正確な実績報告を受けているところである。	特段の問題はない。
(鳴門総合運動公園スポーツ施設, 蔵本公園スポーツ施設, 中央武道館)			
対象施設の組合せ	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。 併設されている駐車場や遊具等の施設と一括して指定管理者の管理とすることも考えるべきである。	当該3施設は本県のスポーツ施設の中核施設であることから、大きな大会が集中しており、3施設のスケジュール調整は不可欠である。 3施設を一括して管理することには合理性があるが、分割して管理する場合のコストの変動と、メリット、デメリットを十分に精査した上で、組み合わせを検討することとする。	特段の問題はない。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべき	契約内容の具体的な内容を確認すると共に、可能な限り入札を導入するよう指導している。	必要な対応がなされていない。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	である。		
事業報告書	事業報告書等、収支や管理の実態に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理等の結果その内容が変更された場合には、改めてその内容を提出させるべきである。	決算書類を厳正に審査し、適正な報告がされるよう指導した。	特段の問題はない。
モニタリング	施設の利用状況は、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。	月次報告のチェックや施設訪問により利用状況を確認し、利用者のニーズにあった適切な管理体制がとられているかどうか確認することとしている。	特段の問題はない。
施設全体の安全性等	施設の安全性、利便性を十分に点検し、必要な修繕等を速やかに実施すべきである。	従来より、指定管理者において毎月、施設及び設備の点検を実施しており、安全性、利便性が阻害される事象が生じた場合は、直ちに県に対して報告すると共に、必要な修繕を実施している。	改善を要する点が見受けられた。
(エディ、渦の道)			
審査基準等	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。 今回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。	措置の記載が不十分である。
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。平成20年度では面接を実施したが、面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。	特段の問題はない。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。	措置の記載が不十分であり、必要な対応もなされていない。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。	必要な対応がなされていない。
事業報告書	事業報告書等、収支に関する報告は、具体的、かつ正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして県自らその真実性を確認すべきである。	今後、指定管理者からは正確な数字の提出を求めるとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。	必要な対応がなされていない。
モニタリング	県への納付金額が利用料金収入額によって上下する規定となっている場合には、県自ら指定管理者の利用料金収入の状況について具体的な確認をすべきである。	指定管理者において利用料金収入については適正に処理されているが、県自らも現地での入館者数、収入等について、なお一層の確認に努めて参りたい。	特段の問題はない。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	る。		
(出島野鳥公園)			
指定管理の基本的内容	利用状況が不十分である本施設については、利用料金制あるいは報奨金制その他指定管理者にインセンティブを与える制度を導入するなど、施設利用の充実を図るための具体的な方策を検討すべきである。	施設利用の充実を図るための方策について検討して参りたい。	措置の記載が不十分である。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。 今回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。	措置の記載が不十分である。
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。平成20年度では面接を実施したが、面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。	特段の問題はない。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努めている。	措置の記載が不十分であり、必要な対応もなされていない。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。	必要な対応がなされていない。
モニタリング	指定管理者に対して施設の利用状況を正確に把握するよう指導することはもちろん、県自らモニタリングを徹底して行い、本施設の管理の実情を理解し、その問題点を改善するよう指導すべきである。	指定管理者に対して、なお一層の利用状況の把握に努めるよう指導しているが、そもそも不特定多数の利用を見込んでいる施設において利用状況を正確に把握するためには、相当の経費が必要であり、実質的には困難であると考えている。施設管理に関するモニタリングは定期的実施する。	特段の問題はない。
管理の実情	利用者の立場に立った管理、運営を行うよう、徹底して指導し、その利用の充実を図るべきである。	野鳥との共存を考慮しつつ利用者の立場に立った管理、運営について指定管理者と協議して改善に努める。	一応の措置はなされたといえる。
(アスティ)			
ペナルティ等の条項	ペナルティ等の条項は、新規参入者を過度に躊躇させるような内容になっていないか、十分に検討して導入を決定すべきである。	ペナルティ条項等は導入に際して当該施設の実績や、他施設の事例等を検証したものであり、新規参入者を過度に躊躇させるものではない。	特段の問題はない。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべ	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。	措置の記載が不十分である。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	きではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	今回の審査に際しては、審査基準の内容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。	
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。	特段の問題はない。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。	必要な対応がなされていない。
事業報告書	指定管理者から提出された内容を合理的理由なく修正することは絶対に許されない。また、事業報告書等、収支に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理の結果、収支が最終的に確定した時点で、改めてその収支の内容を提出させるべきである。	今後、指定管理者からは正確な数字を提出いただくとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。	必要な対応がなされていない。
修繕費の内容	修繕費の内容について、指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。	修繕内容の事前協議等を密に行い、内容を精査して参りたい。	必要な対応がなされていない。
修繕費の削減	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕の内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。	改善を要する点が見受けられた。
モニタリング	指定管理者による具体的な支出は、県自らその内容を事後的にきちんと確認する手続を取るべきである。	具体的な支出の確認は行っているが、さらに徹底して参りたい。	特段の問題はない。
(あすたむらんど)			
指定管理の期間	指定管理期間の定めは、指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、具体的な施設について、短期に定めた場合と長期に定めた場合のメリットとデメリットを具体的に比較検討して決定するべきである。	企画事業等が相当のウエイトを占めることから指定期間は5年と定めている。あすたむらんど徳島では、企画展示や交流イベントは集客の目玉となるため、企画事業のノウハウの蓄積や人材の育成に一定の期間が必要であり、5年は妥当であると考えられる。	特段の問題はない。
報奨金制	「報奨金制」の導入に当たっては、それが当該施設の効率的な管理運営に資するかという視点をもって、具体的に検討すべきである。	次回に向け当該施設の実績や、他施設の事例等を検証し、検討して参りたい。	措置の記載が不十分である。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委	審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されており、外部委員の意向を反映した審査基準になっていると考えている。 今回の審査に際しては、審査基準の内	措置の記載が不十分である。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。	容、配点について、施設の性質を踏まえ慎重に検討して参りたい。また、「効率的な管理運営」の審査についても検討して参りたい。	
審査方法	選定委員会において、事務局は、特定の申請者に利益または不利益に作用するような発言や議事進行をすべきではない。	補足すべき点について委員長からの求めに応じて発言したものであるが、今後とも適正な議事進行に努めて参りたい。	特段の問題はない。
	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。	面接を実施するかどうかは選考委員会の判断で決定している。面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。	特段の問題はない。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	委託契約の内容については、事前に書面により報告が出され、内容を確認の上承認している。委託先の選考に関しては、業務内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。	必要な対応がなされていない。
事業報告書	事業報告書等、収支に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして、県自らその真実性を確認すべきである。	今後、指定管理者からは正確な数字を提出いただくとともに、その内容を精査し、適正な執行に努めて参りたい。なお、現在は、指定管理者の決算が確定した段階で、収支状況報告を改めて徴収し、正確な収支内容の把握に努めているところである。	必要な対応がなされていない。
修繕費の内容	指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。	修繕内容の事前協議等を密に行い、内容を精査して参りたい。	特段の問題はない。
修繕費の削減	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕の内容により一律の取扱いは困難であるが、できる限り相見積もりを取るなど、より一層適正な執行に努める。	改善を要する点が見受けられた。
(神山森林公園)			
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないよう、十分留意して行うべきである。	審査基準の配点については、本施設の性格を踏まえた上で、変更したものであり、公平性、公正性を損なうものではないと考えている。	特段の問題はない。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	次回指定管理者の公募時にあたっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。 また、修繕費の県負担及び指定管理者負担の在り方については、他施設の事例を検証するなど、規定の検討を行いたい。	措置の記載が不十分である。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。	平成21年度の指定管理業務から、委託事業の実施については、業務体制報告書に具体的な内容を明記させ、競争入札や見積書を取り寄せるなど適正な執行に努めるよう指導を行っている。	必要な対応がなされていない。措置の記載が不適切である。

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
モニタリング	施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県によるモニタリングのあり方ももっと充実させるべきである。	平成21年度からの協定書においては、県によるモニタリングを明記し、「指定管理業務モニタリング調査表」を定め実施することとしている。	特段の問題はない。
(日峯大神子広域公園, 文化の森総合公園)			
選定委員の選定等	選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。 特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。	選定委員会の公平性・客観性をより確保するため、選定委員(定数8名以内)のうち、内部委員を3名以内、外部委員を4名以上と改め、常に外部委員が過半数を占めるよう委員会の構成を見直す。 また、応募の可能性のある団体と一定の関係にある部局の職員については、施設管理の最終的な責任を負う立場から、委員会を構成する必要があると考えており、内部委員の定数の範囲内で選任を行うこととするが、選任した委員名をホームページで公表するなど、引き続き公平性・客観性の確保に努める。	全施設共通と同じ。
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
対象施設の組み合わせ	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。	両公園を同一の管理者による管理とした理由は、 ① 単体管理より複数管理が、管理体制のスリム化等に大きな効果があり、コストの縮減に大きな効果があること。 ② 両公園は、植栽管理や遊具の管理が主体であり、業務にも類似性があり、複数管理に支障がないこと。 ③ 県の事務の効率化が図られること。 から十分検討した結果である。 なお、平成20年度の募集時には、新たに2公園を追加して経費削減を図ったところである。	特段の問題はない。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。	審査基準の配点については、公平性、公正性に配慮して、審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。 平成23年度の募集に当たっては、従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じている等の誤解を招かないような審査基準案を選定委員会に提示できるよう検討する。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認する手を徹底すべきである。	平成21年度から全ての委託契約について、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。	特段の問題はない。
事業報告書	事業報告書等、収支に関する報告は、指定管理者として正確な数字を提示する必要があるし、また、県としてもそのように指導すべきである。	類似の処理がなかったかを検証し、今後このようなことがないように引き続き指導する。	特段の問題はない。
修繕費の	修繕費は、指定管理業務と無関係の費	平成21年度から第三者委託にかかる	特段の問題は

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
内容	用を指定管理料として処理しないようにすべきである。	修繕については、全て県の承認事項とし、その用途等を確認するなど、適正に修繕費が執行できるよう努力する。	ない。
修繕費の削減	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕費の削減を図るため、平成21年度から第三者委託に係る全ての修繕については、相見積もりや、入札等によって行うよう指導した。 また、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。	特段の問題はない。
モニタリング	施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。	平成20年度に「徳島県日峯大神子広域公園・文化の森総合公園の管理運営業務に関するモニタリング実施要領」を制定し、年2回以上実施することとした。	特段の問題はない。
(鳴門ウチノ海総合公園)			
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。	審査基準の配点については、公平性、公正性に配慮して、審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。 平成23年度の募集に当たっては、従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じている等の誤解を招かないような審査基準案を選定委員会に提示できるよう検討する。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については、今後の実績等も踏まえて、明確な規定を検討してまいりたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。	措置の記載が不十分である。
委託契約	委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認する手を徹底すべきである。	平成21年度から全ての委託契約について、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。	特段の問題はない。
モニタリング	施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。	平成20年度に「徳島県鳴門ウチノ海総合公園の管理運営業務に関するモニタリング実施要領」を制定し、年2回以上実施することとした。	特段の問題はない。
(月見が丘海浜公園)			
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。	日峯大神子広域公園、文化の森総合公園と同じ。
審査基準	審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきで	審査基準の配点については、「住民サービスの向上」という施設の性格を重視して審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。平成21年度の募集に当たっては、「経済性」等に	一定の評価はできるが、なお問題が残る。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	ある。	ついて再検討を行い、審査基準案を選定委員会に提示する。 審査基準は、審査前に選定委員会に諮って決定されることから、委員の意向を反映した審査基準になると考えている。	
利用料金の取り扱い	利用料金の一部を県に納付する規定を採用する場合には、その算出方法を一義的かつ合理的な内容で規定すべきである。	平成20年度から、追加納付金の算出方法については、歳出経費の実績を積み上げる方法等に変更した。	特段の問題はない。
委託契約	委託契約は、その具体的な内容を事前に把握した上で承認する手続きを徹底すべきである。	平成21年度から全ての委託契約について、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。	特段の問題はない。
修繕、備品購入費の内容	修繕、備品購入費の処理について、指定管理者が適切な手続きをするよう指導するとともに、誤った手続きによる申請に対しては、安易な追認をするべきではない。	平成21年度から、事前に備品購入計画を提出させ、それに基づいて承認手続きをし、追認がないようにする。	特段の問題はない。
修繕、備品購入費の削減について	修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。	修繕費の削減を図るため、平成21年度から第三者委託に係る全ての修繕、備品購入については、相見積もりや、入札等によって行うよう指導した。 また、具体的な内容も記載の上、事前に申請させ、承認することとした。	特段の問題はない。
モニタリング	施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施し、その記録をきちんと書面化すべきである。	平成20年度に「徳島県月見ヶ丘海浜公園の管理運営業務に関するモニタリング実施要領」を制定し、年2回以上実施することとした。	特段の問題はない。
(富田浜第一駐車場、富田浜第二駐車場、幸町駐車場)			
審査方法	面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。	書類審査の結果、特に必要があると認められるときは、審査対象者の出席を求め、ヒアリングによる面接審査を行うこととしており、今後とも審査過程の客観性が確保されるよう配慮する。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
対象施設の組み合わせ	指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。	3つの駐車場を同一の管理者による管理とした理由は、 ① 単体管理より複数管理が、管理体制のスリム化等に大きな効果があり、コスト削減に大きな効果があること。 ② 3つの駐車場は近くにあり、複数管理に支障がないこと。 ③ 県の事務の効率化が図られること。 から十分検討した結果である。 なお、今後の募集に当たっても、様々な角度から検討を加え、決定していきたい。	特段の問題はない。
利用時間	利用時間について、申請段階における自由な競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。	平成23年度の募集に当たっては、利用時間の延長など、利便性の向上に繋がる内容については、自由に御提案いただける募集要項の内容になるよう検討する。	措置の記載が不十分である。またその後の募集時の対応が適切であったともいえない。
審査基準	審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を重視すべきである。そして、審査基準のうち、特に「管理運営費の削減」に関する項目について、申請書類提出後にその採点方法を修正し	審査基準の配点については、「利用者サービスの向上」という観点から審査基準案を作成し、選定委員会に提示し、選定委員会の審査を経て審査基準として決定されたものである。平成23年度の募集に当たっては、「経済性」等について再検	一定の評価はできるが、なお問題が残る。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	た点は、その内容の合理性や手順の公平性、公正性の観点から不適切である。	討を行い、審査基準案を選定委員会に提示する。 また、「管理運営費の縮減」に関する採点方法については、平成20年度の更新において、既に内容や手順を見直している。	
議会承認 の 手 続	県議会での承認手続きにあたり、具体的な採点方法や他の申請者の提案内容等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。	地方自治法では、議決すべき事項は、公の施設の名称、団体の名称、指定の期間等となっていることから、議会には、選定委員名、申請のあった団体名、選定された団体名、選定理由、申請団体ごと・審査項目ごとの得点、選定団体の提案内容を資料として提出しており、議会において審議されている。 なお、今後とも議会から追加資料の要求があれば、必要な資料を提出できるよう対応していきたい。	特段の問題はない。
修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については、今後の実績等も踏まえて、明確な規定を検討してまいりたい。 なお、指定管理者の募集に当たっては、当該施設等に係る過去の修繕実績を明示するなど、応募しようとする者への情報提供に努める。	必要な対応がなされていない。
委託契約	県が特定の会社と委託契約を締結するように要求している点について、その妥当性には疑問がある。また、たとえ徳島県管理運営業務要求水準書で要求されているとはいえ、基本協定書で事前の承諾が必要と定められている以上、その手続を履行すべきである。	平成23年度の募集に当たっては、委託契約の相手方を特定しないよう是正する。 また、事前承認手続については、平成21年度から実施するよう是正する。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
管理の実情	現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。	駐車場の利用促進に向けた具体的な取り組みをするよう、指定管理者を指導する。	特段の問題はない。

平成21年度監査テーマ：徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
組織及び事務分掌に関する意見	事務処理の効率化、責任の所在の明確化、手続の適正化などの観点から、課や室の統合を含め、事務処理の一元化を図る方向で、事務分掌を見直すべきである。	平成22年度組織改正において、「授業料に関する事務」を学校政策課に一元化した。	措置として十分であったといえるか、疑問がある。
一者随意契約の例とその問題点	「・・・設計その2業務」は当初設計契約の内容に含ませて全体として一般競争入札により価格競争が行われるようにするのが望ましい。仮にそれが困難であるとしても、単純な一者随意契約ではなく、例えば設計契約締結の際に「・・・設計その2業務」の金額について具体的な基準を提示して確認するなどして、「・・・設計その2業務」が経済合理性を損なわない額で契約できるような方策を講じるべきである。	競争性確保のため、平成23年度以降に契約する設計委託業務により設計された工事から、設計意図伝達業務の予定価格を算定する際に、設計業務入札時の請負率を設計額に乗ずることで、設計時の競争性を随意契約に反映させていくこととします。 なお、平成22年度以前に設計委託を発注済みのものについては、従前の通りの扱いとさせていただきます。	特段の問題はない。
	自家用電気工作物保守管理業務は入札等価格競争を経た手続によって契約締結すべきであり、少なくとも一者随意契約としてきた取り扱いについて、本当にそれが適切妥当であるかについて、きちんとした見直しを行う必要がある。	県立学校の自家用電気工作物保守管理業務について、平成23年度、最も競争性が働くと考えられる徳島市内の2校において、試験的に一般競争入札を実施し、全県的な契約方法のあり方を含めた問題点の検討に着手した。	特段の問題はない。
	そもそも当初開発業務の委託時にこれら問題点を十分に検討していたのかに疑問がある。このような事後に必ず保守管理が必要となる業務については、それに要する費用や契約のあり方を十分に検討した上で、委託契約を締結する必要がある。具体的には、開発業者以外の業者が保守管理できないというようなシステムを安易に採用したことには大きな問題があったというべきである。今後開発する情報システムについては、オープンソース化する等により開発業者以外の業者も保守管理業務に参入できるようにすべきである。 また、すでに開発してしまっているシステムについても、別の業者にて保守管理することが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、今後は、保守管理業務の具体的な内容から見て、適切妥当と思われる金額にて契約できるような何らかの方策を講じるべきである。	平成22年度の機器更新に併せて、5年間の保守管理経費を含めた全体経費を対象とする一般競争入札を行う。 平成20年度に、教育情報ネットワークの主要システムの改修を実施しオープンソース化を行った。 今年度、開発業者と保守管理契約を締結したものについては、ICT推進本部調達管理委員会の審査・承認を得るなど、適正な事務手続きを行った。	特段の問題はない。
	各学校の実情に応じて必要となる具体的な警備内容を精査し、必要な警備内容に応じた契約金額を厳密に検討し、交渉するなどして、合理的な警備業務の委託契約を締結すべきである。	学校の警備業務については、今年度、地域性や学校規模から抽出した6校において、モデル的に一般競争入札（長期継続契約）により業務を発注し、本格導入に向けた問題点の検討に着手した。	特段の問題はない。
	一者随意契約が経済合理性の追求という視点に欠ける調達方法であることは繰り返し述べてきたとおりである。一者随意契約の合理性について、一見もつともであるかのような理由があっても、入札や相見積もりがおよそ不可能であるという業務は基本的に存在しない。	契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。	特段の問題はない。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	これまで一者随意契約にて調達してきたすべての契約について、改めて何らかの形で価格競争を実施する方向を模索すべきである。		
相見積もりの例とその問題点	相見積もりの目的が経済合理性の追求にあるということを十分に意識し、例えばもっと多くの業者に見積依頼をすとか、積極的に見積依頼の業者を変更するなどの方針を取り、実のある価格競争を実施すべきである。	契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。	特段の問題はない。
	これらの契約の内容を細分化した本当の目的は、細分化することで予定価格を下げ、入札やその他手続を要するような対象の契約となることの回避と思われる、この取り扱いは不適切であるといわざるを得ない。今後は価格競争によって経済合理性を追求するという意識を持つべきである。	工事、委託業務等の内容や工期などを勘案し、一括発注の方が合理的と思われるものについては、一括して契約するよう各学校に周知した。	特段の問題はない。
	相見積もりという手続の目的が何であるかを十分に意識し、今後は価格競争によって経済合理性を追求するという明確な意図のもとに行われるべきである。	契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。	特段の問題はない。
一般競争入札参加者が少ない例とその問題点	形式的には入札が実施されているものの、入札参加者が極めて少ない例があり、その場合には、実質的な価格競争がなされたとはいがたい。入札を実施する場合には、その参加者数をできるだけ多く確保することを念頭に、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。	徳島県ホームページにより入札の実施について公告したところであるが、全庁的な問題であるため、問題を提起していきたい。	措置として十分であったといえるか、疑問がある。
	少なくとも県のホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか、検討すべきであろう。	県ホームページの「入札・調達・売却・契約」属性のページにおいて、より分かりやすく入札情報を閲覧することができるよう、各情報の掲載方法やタイトルの表示方法について改善した。	措置として十分であったといえるか、疑問がある。
指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点	指名競争入札を実施する場合には、そもそも指名者数が少ないと実質的な価格競争がなされない結果となってしまう。入札が価格競争によって経済合理性を追求する手段であるとの意識を明確に持ち、指名競争入札による場合には、できるだけ多くの指名者数を確保するべきである。	庁舎管理業務及び清掃管理業務について、指名競争入札における指名者数を、前年度の6者から8者に増やした。 契約事務の適正執行について、通知文書を送付するとともに、会議等において周知徹底を図った。	一定の評価はできるが、なお問題が残る。
授業料に関する指摘・意見	法的な効果や既存の規定の趣旨を十分検討せず、これらを見捨てた安易な運用がなされている傾向がある。 例えば、授業料の納付義務者について、法的な意味での義務の負担が不明確となっていることや、授業料の減免手続で既存の規定を没却するような手続が行われていること、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。 授業料は、歳入に関する事項であり、金銭債権の存否に関わる事項でもあるから、法的な意味や法的根拠などをきちんと検討した上で取り扱う必要がある。上	平成22年度から原則として公立高等学校の授業料は不徴収とされ、法規の改正による授業料の納付義務者の明確化に関する実益性は弱くなっている。授業料に関する保護者の法的な義務については、類似事例をもとに保証債務であるとの整理を行った。 また、授業料の減免手続に関しては、各年度の2回目以降の決定に当たっても減免審査委員会を開催することとしたとともに、未収金となっている授業料の不納欠損処分の手続きについては、該当する生徒の各月の未収授業料の処理を、時効が完成した年度毎に行うこととしたこ	適切な措置がなされていない。

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	<p>記取り扱いについては、それぞれ今一度根拠を伴う取り扱いであるか、確認する必要がある。</p> <p>事務分掌が必ずしも適切とはいいがたく、それ故に問題が生じているのではないかと思われる点が見受けられる。</p> <p>例えば、授業料の徴収手続・未収金の回収に対する対応、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。</p> <p>このような問題も意識して、適切な事務分掌を検討すべきである。</p>	<p>となど、授業料に関する手続きにおける不備がないよう適切に処理した。</p> <p>平成22年度組織改正において、「授業料に関する事務」を学校政策課に一元化した。</p>	<p>一定の評価はできるが、なお問題が残る。</p>
奨学金に関する指摘	<p>少なくともその返還状況を漏れなく把握できるよう、検索可能な管理をすべきであり、それによって適切な時効中断、延滞利息の処理を行うことは必要である。また、保証人に対する保証債務の履行請求をきちんと行うことも必要である。</p> <p>これらの処理等をきちんと行った上で、なお回収困難である場合には、適切な手続を経て不納欠損処分とすべきである。</p>	<p>奨学金の返還に関しては、「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき処理しているが、平成22年度において、効率的かつ適正な債権管理を行うため、徳島県奨学金システムを改修し、債権管理機能を強化した。</p> <p>また、時効、延滞利息及び不納欠損処分に関する考え方や対応等についてあらためて整理し、こうした内容を平成23年2月に改訂した「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に盛り込むなど、返還に関する手続きを整備して、時効中断、延滞利息等の処理をより適切に行うこととした。</p> <p>なお、こうしたマニュアルの改訂により、保証債務の履行請求についてもより適切に行うこととしたとともに、回収困難である場合で、所定の要件を満たす場合には不納欠損処分を行うこととした。</p>	<p>措置の内容に不適切な点が見られた。</p>
未利用財産に関する指摘・意見	<p>未利用財産については、速やかな処分を真剣に検討すべきである。</p> <p>特に、財産的価値が高いと思われる旧情報処理教育センター、未利用期間が著しく長期化している勝浦高等学校実習地、城西高等学校佐古山演習林、未利用数が多く、未利用期間も長期化している傾向にある校長公舎・職員公舎などは具体的な処分方針を改めて検討し直すべきである。また、旧山川少年自然の家については、少なくとも従前以上の真剣な検討を行うべきである。</p> <p>そして、具体的な処分方法について、従前の方法にとらわれることなく、あらゆる方法を検討すべきである。例えば、校長公舎・職員公舎については、入札と所管換以外の方法による処分の可能性も、具体的に検討すべきである。</p>	<p>校長公舎・職員公舎については、平成21年度末から平成22年度末までに所管換え3件と所属替え1件、先着順随意契約での売却2件及びY A H O O官公庁オークションでの売却1件の合計7件の財産を処分したところであり、応札者がなかった校長公舎等6件については、現在、県ホームページにて先着順随意契約での売り払いの申し込みを受け付けているところである。平成23年度においても、引き続き一般競争入札等を実施する予定であるが、処分方針について、平成18年12月に策定した「教職員公舎の再編整備基本方針」の見直しを行う予定としており、処分すべき未利用財産を再度仕分けするため、条件等について現在作業を進めているところである。</p> <p>その他未利用地の活用・処分については、公有財産活用推進会議や公有財産リフレッシュ会議において審議・検討し、年次計画により、引き続き、一般競争入札による売却を進めていく予定である。</p> <p>公有財産の売却については、売り払い方法や金額等について、地方自治法等の制約があるため、先着順での希望者への随意契約や、インターネットを使ったオ</p>	<p>一応の措置がなされたとはいえる。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
		ークション、不動産業者への媒介委託等、法律の範囲内での様々な手法を取り入れて実施しているところであり、今後も新たな売却方法を検討していく。	
	不動産等の維持管理費や廃棄に要する費用が大きくなる可能性のある財産について、県が一定の権利関係を結ぶ場合には、将来未利用となり処分しなければならなくなった場合の対応を十分に検討し、必要な合意を交わしておくべきである。	今後、不動産等について一定の権利関係を結ぶ際には、将来利用しなくなった場合のことを想定し、十分に検討を行ったうえ実施する。	特段の問題はない。
物品の寄附、管理	学校で使用されている物品について、使用者が一部に限られる、あるいは維持管理に費用を要する等の理由で寄附を受けず、その所有をあいまいにした状態で使用すべきではない。教育委員会は指針を示すなどして、適切な寄附受付及び寄附後の物品管理を行うよう各学校に指導すべきである。	寄附を受ける場合には、後年度においての維持補修費等財政的負担を伴うことが予想される場合は、財政面についても十分な検討を加え、その受理を決定するものとしており、「(県立学校への寄附に対する基本方針)昭和55.3.31付教総第295号)今後ともこの方針で対応するものとする。	一応の措置がなされたとはいえる。
エアコンの設置	エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。	県立高校の普通科教室棟へのエアコン設置については、限られた財源の中で、整備の優先順位や後年度の維持管理費用等を考慮すると、公費による整備は現状では困難な状況にある。こうしたことから、平成16年度に「県立学校の管理運営への民間活力の導入指針」を定め、エアコンの設置及び運営について民間活力の導入を図り、その経費を保護者等の負担で行っている。	適切な措置がなされていない。
自動販売機の設置、収入の扱い	自動販売機は県有の土地建物上に設置されるものである以上その収入は県に帰属すべきである。したがって、県が業者と直接契約し収入は県に帰属するように改め、学校運営に必要な経費については県費から支出するようにすべきである。	教育財産についても自動販売機設置に際して貸付が行えるよう「徳島県教育財産管理規則」の改正を行い、平成23年4月1日から施行した。 県立学校内の自動販売機設置については、一般競争入札により業者を選定し、貸付を行う方向で検討中である。	適切な措置がなされていない。
P T A会費その他学校関連会費の管理	学校関連会費は、現実にはすべての県立学校に共通して存在するものであり、その総額は相当な金額となる。このような状況、教育委員会が学校現場を具体的に理解する必要性やその他すでに述べた問題点に鑑みれば、教育委員会において一元的に学校関連会費の内容や状況を把握し、これを管理する取り扱い指針の作成を検討すべきである。 少なくとも、生徒及びその保護者に対して具体的な報告すらなされていないという現状は、直ちに改善する必要がある。	P T A会費等保護者からの徴収金については、「事務処理の透明性の確保」及び「保護者への説明責任」を柱に、統一的な取扱基準の策定のため、「県立学校事務改善検討ワーキンググループ」での議論を経て、平成24年3月に「県立学校における県費外会計事務取扱要領」の策定を行い、各県立学校に通知した。	一応の措置がなされたとはいえる。
学校再編	教職員は多忙であるといわれていることから、通常業務の分掌や繁閑に配慮したスケジュールなど、対象校の教職員に配慮しながら学校再編を進める必要がある。	従来から、職員の通常業務の分掌や繁閑に配慮したスケジュールに努めてきたところであるが、再編業務にかかわる教職員の一層の負担軽減の検討資料として活用するため、徳島科学技術高校の再編に携わった教職員に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめた。	措置として十分であったといえるか、疑問がある。
	学校統合等、再編に要する事務処理や	再編統合する際には、対象校の教職員	措置として十

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	費用は莫大である。今後も各学校の再編が予定されているところ、すでになされた再編についてはぜひとも実のある検証を実施し、そのノウハウも今後の再編手続に生かしていくべきである。	及び当課の職員で組織する開校準備委員会を設置して、具体的な作業スケジュールや課題などを定期的に協議検討した上で個々の作業を進めており、過去の再編におけるノウハウも構築できていると認識しているが、より効率的な再編手続に向けた検討資料として活用するため、徳島科学技術高校の再編業務に携わった教職員に対してアンケートを実施し、その結果を取りまとめた。	分であったといえるか、疑問がある。
施設の利用状況	今後は施設の有効利用という視点を持ち、利用状況をきちんと記録することはもちろん、具体的な利用の方法を再検討し、また一般への貸し出しをもっと広報するなどしてその利用を促進するべきだと思われる。	施設の有効利用という視点に立ち、一般貸出以外の施設について、利用状況を記録することはもとより、利用実績を踏まえ、教材研究、研修等の利用頻度を高めるなど、利用促進に努める。 一般貸出施設については、総合教育センターや県庁のホームページによる広報を強化するなど、利用の促進に努める。	一応の措置がなされたとはいえる。
相見積もりの手続	年度初めから締結されていることが必要な契約であれば、前年度から準備を進めることは避けられないし、現実に準備しているのであるから、書類上も正しい日付を記載すべきである。	平成22年4月1日に締結する契約については、平成22年3月下旬から見積依頼等契約締結に向けた準備を行い、書面上の日付も実際の処理日とした。	特段の問題はない。
(財)埋蔵文化財センターに関する指摘・意見	(財)埋文センターについては、多額の県費が支出されているという事情に鑑みても、指定管理業務での経費処理や委託業務での変更契約手続において、より客観的で合理性のある処理を行うべきである。	職員の人件費については、日報に記録された来館者への対応時間等から業務量を算出し、これをもとに給与の案分比率を決定するなど、合理性のある処理を行う。 事務用品等の経費執行については、従来も帳簿上明確に区分し購入しているが、なお一層厳正に管理する。 委託業務での変更契約手続については、契約変更のための見積依頼を行う際に、客観性がある変更理由や詳細な数値の提示を求める。	一応の措置がなされたとはいえる。

平成22年度監査テーマ：県税の賦課徴収事務について

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
個人県民税	<p>県は、真剣にヒアリングによる徴収率アップを図るため、市町村からのヒアリングにつき、さらに時間を拡大するなどして充実したヒアリングを実施すべきである。また、ヒアリング後には該当市町村にヒアリングの結果やヒアリングにおける改善事項等を通知しその内容を共有すると共に、市町村には業務の継続性の重要性を伝えた上で、職員の異動がある場合にはきちんと引継ぎするよう申し入れすべきである。そして、少なくとも数年一度は全市町村からのヒアリングを実施すべきである。</p>	<p>平成20年度から3年間で、全市町村に対しヒアリングを実施してきたところであり、平成23年度からは、滞納整理状況等のより綿密な分析を行った。また、ヒアリングにおける改善事項等を双方において共有するため実施市町村に通知した。</p> <p>引き続き、ヒアリングを実施し、徴収確保に向けた徴収強化が図られるよう助言する。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、地方公務員法第17条の県職員短期派遣の制度及び地方税法第48条による直接徴収制度の積極的な活用を働きかけることにより、市町村と連携して徴収事務の効率化を図るとともに徴収率の向上を目指すべきである。</p>	<p>県の税務職員の短期派遣及び地方税法第48条による直接徴収を行い、徴収率向上に努めている。</p> <p>また、市町村の税務職員の短期受入もを行い、徴収技術の取得を支援している。</p> <p>引き続き、市町村に制度の積極的な活用を働きかけ、徴収事務の効率化を図るとともに徴収率向上に努める。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、市町村に対してヒアリングを実施するなど、納税義務者の把握に対してもっと積極的で具体的な役割を果たすべきである。</p>	<p>「家屋敷等課税」を含めた個人住民税の納税義務者の概要等について、各市町村のホームページ等に掲載するなど、広く住民に周知を図るよう市町村税務担当課長会議等を通じて助言する。</p>	<p>一定の評価はできるが、なお問題が残る。</p>
	<p>県は、個人県民税の徴収率向上に効果のある特別徴収義務者の指定を増加させるべく、市町村に強く働きかけるとともに、自らもこれに積極的に協力すべきである。</p>	<p>特別徴収制度の普及・拡大については、平成20年度から県と市町村が連携し、特別徴収移行への取組を行っており、引き続き、市町村と連携し特別徴収の普及・拡大に努める。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>延滞金も県の有する債権である以上、県としても、市町村に対してヒアリングなどを実施することにより延滞金の徴収もれがないか確認し、市町村の延滞金徴収に積極的に関与する必要がある。</p>	<p>延滞金の徴収については、市町村へのヒアリング等を通じて助言する。</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	法人県民税・法人事業税	<p>県は、法人二税の申告書用紙の送付にあたって、送付先に十分注意をすべきであり、仮に税理士に直接送付する場合には当期の申告手続を当該税理士に依頼しているか否かを確実に確認しなければならない。</p>	<p>これまで、行政サービスとして、依頼のあった税理士等に対して申告書用紙の送付を行ってきたところである。</p> <p>しかし、関与している税理士が変更になった際に「変更届」の提出がなく、既に関与していない税理士に送達してしまう例があったことから、平成24年度において、原則、各法人宛に送付することを基本に、コスト面についての検討を行うこととした。</p> <p>このことについては、送付方法変更前に税理士等に対し、周知を行う。</p>
<p>県は、医療法人等の非課税部分について、直接当該法人等へ出向いて帳簿を確認したり、社会保険事務所等に存在するデータを確認したりするなどして、申告内容の妥当性を検証すべきである。</p>		<p>これまで、「医療法人等に係る所得金額の計算書」及び記載の手引きを作成し、申告者の制度に対する理解を深めるとともに当該計算書を提出させ、添付書類として「損益計算書」「損益計算書の収入金額から、本計算書への計上金額にいたる、集計表等の内訳書」等を提出させ、申告</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
		<p>内容の確認を行ってきたところである。</p> <p>さらに、平成23年度の県税事務執行者会議ワーキンググループにおいて「医療法人等及び医業個人等に対する調査要領」等を策定、平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。</p>	
	<p>県は、すべての分割法人について調査することが困難であるとしても、一定の税額以上の法人については関係都道府県と情報交換するなどして、定期的に従業員数を確認すべきであるし、必要に応じて直接当該法人への照会も実施すべきである。</p>	<p>本県に本店を置く法人については、一定の税額以上の法人等について、照会等を行い、従業員数等を確認することとした。</p> <p>なお、他県に本店を置く法人については、本店所在都道府県知事から、分割基準を記した「課税標準額等の通知」があるため、当該通知で確認している。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、公益法人等の減免申請について、独自の調査、確認をすべきであり、一度減免決定をしたとしても、以後定期的な確認等の手続をすべきである。</p>	<p>「以後定期的な確認等」については、外部監査人の平成22年度包括外部監査結果報告書にも記載があるとおり、平成22年度から毎年度申請とする取扱いに改めている。</p> <p>なお、減免の要件である収益事業の有無の確認については、総務省からの取扱通知において、「公益法人等については、収益事業以外の事業の所得に対しては、事業税が課されないのであるが、その認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること」とされているので、税務署において、収益事業の有無を確認する。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>公益法人、NPO法人等の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。</p>	<p>平成24年3月に通達改正を行い、減免申請の期限を、法人県民税の申告期限とすることとした。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>NPO法人の法人県民税の減免申請については、それまで申告していなかった者にこれを認めるべきではない。さらに、期限内申告をした者に減免を行う場合にも申請書提出以後の年度の減免にすべきであって遡及して減免を認めるべきではない。</p>	<p>平成24年3月に通達改正を行い、減免申請の期限を、法人県民税の申告期限とすることとした。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>法人県民税均等割の金額の検証については、県自ら貸借対照表を確認するなど、資本金等の額について具体的に調査確認することが必要である。</p>	<p>「資本金等の額」は、地方税法において「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいう」とされていることから、法人税申告書における「資本金等の額」と異なることは適当でないと考えている。</p> <p>本県においては、「資本金等の額」について、従来より、毎月の税務署調査の際に法人税申告書別表5(1)記載の資本金等の額を確認し、記載がない場合は法人税の添付書類である貸借対照表で確認を行ってきたところである。</p> <p>平成23年度からは、税務署調査の際に、貸借対照表を確認することとした。</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
		<p>なお、貸借対照表から、法人税申告書別表5(1)の記載内容に疑義がある場合については、所管税務署と協議し、適切に対処する。</p>	
	<p>県は、積極的に不動産取得税や自動車税の登録情報を活用して未申告法人の発見に努めるべきである。</p>	<p>登録情報を有効に活用し、未申告法人の発見に努める。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、休業届が提出されても実際に事業停止の事実がなければ納税義務は発生し、他方で休業届が提出されなくても、事業を停止し、事務所や事業所が存在しない場合には納税義務はないという、当然の原則を十分認識し、定期的に現状を調査したり、場合によっては事務所等の現場を訪れたりするなどして、課税漏れとなっていないかどうか確認するとともに、公平な課税も心がけるべきである。</p>	<p>休業届の提出があった法人については、従来より、営業用固定電話の使用が中止となっている事実の確認等を行っているところである。</p> <p>平成23年度からは、休業届の提出があった際に、事務所等の有無を確認することとした。</p> <p>なお、翌事業年度以降については、税務署調査によって、事業再開等の事実が把握できる。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、納税者の権利を奪うことのないよう更正を行った場合にはすべて通知をすべきである。</p>	<p>課税対象所得があり、法人事業税額が発生している場合には全て通知を行い、課税対象所得がなく、更正の前後において法人事業税額がともに発生しない場合は通知を行ってこなかったところである。</p> <p>平成23年度からは、納税者の異議申立の機会を奪うことがないように、県内に本店がある法人については、全て通知を行うこととした。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、電子申告上のデータをそのままの状態ですべてデータ処理できるシステムを導入すべきであるし、電子申告についてもっと広報し、利用の拡大に努めるべきである。</p>	<p>県税トータルシステム(税務電算処理システム)と電子申告のデータ連携については、費用対効果を踏まえた連携システムの構築を検討する。</p> <p>なお、電子申告の広報については、従来の広報に加え、平成23年度版「地方税のしおり」にエルタックス(電子申告)のPRを掲載するなど、電子申告の利用拡大に、より一層努めた。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
県民税利子割	<p>加算金も延滞金も、徴収が大原則であり、徴収困難な場合には適切な手続を経て不納欠損をしなければならぬという当然の前提を再認識し、厳密な処理を心掛けるべきである。</p>	<p>県民税利子割の加算金及び延滞金については、金融機関等のシステム上の問題等から、「正当な理由」及び「やむを得ない理由」があると認められる場合に、限定的に不徴収の取扱いを定めていたところである。</p> <p>近年、適用事例は殆どなく、金融機関等のシステム上の問題等が減少していることから、当該取扱いは平成22年度末で廃止した。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
県民税配当割	<p>県は納税手続をする株式会社等を把握しているのだから、実際に配当等された額と、配当等がなされずにみなし規定によって納税義務が発生している額を照会するなどして確認し、課税漏れ防止に努めるべきである。</p>	<p>所得税法第181条第2項による「みなし支払」があった場合には、所得税の源泉徴収と併せて県民税配当割も徴収されている。</p> <p>なお、納税手続をする株式会社等(特別徴収義務者)は全国に約4,700社あるが、その全てに「みなし規定によって納税義務が発生している額」等の照会を行うことは困難である。</p> <p>また、県内に本店を有する特別徴収義</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
		<p>務者に対象を絞って照会し、本県分の情報を得たとしても、それは特別徴収義務者にとっては、全国の一部の情報に過ぎず、突合可能な国税資料等が存在しないため、課税漏れ発見の端緒に繋げることは困難である。</p> <p>今後は、県民税配当割の適正な申告納入を目的とし、法人関係税の訪問調査を行う際等に、併せて、配当割の申告納入までの事務手続きについて確認を行い、課税漏れ防止に努める。</p>	
個人事業税	<p>県は、前年度課税対象者について、当年度に申告がない場合にはその具体的な理由について確認すべきである。さらに、県は事業別の個人事業税納付者数を把握しているところ、各事業者団体に照会して同団体に所属している個人事業者数との差を確認し、差があればさらに調査を行うなど課税対象者に漏れがないようにすべきである。</p>	<p>県が調査によって課税標準等を決定し、事業税を課税する個人について、前年度課税対象者が本年度に申告がない場合には、「法人成り」「廃業」などが考えられるため、適宜、事務所・事業所の確認を行うこととした。</p> <p>なお、県が自主決定する個人以外の者の個人事業税は、所得税の課税標準等を基準として課税することとされており、所得税資料については、平成23年1月から全てのデータを電子データで提供を受けていることから漏れはない。</p> <p>また、各事業者団体への照会は、個人事業税の業種が「物品販売業」「製造業」等、大分類になっており、多くの事業者団体がそれぞれの分類の一部であること及び当該団体への入会が事業者の任意であることから、実効性に乏しい。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、一定金額以上の雑所得について内容の照会を行うなど、一定の指針を作成して、課税のもれが生じないようにすべきである。</p>	<p>雑所得については、所得税の確定申告書第2表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄の、所得の種類、種目・所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等の内容を確認している。</p> <p>当該欄において、所得区分等が不明瞭な雑所得がある場合は、課税漏れが生じないように、照会等を行っている。</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>県は、医業等の非課税部分について、具体的な資料の添付を求めたり、社会保険事務所等関係機関に存在するデータとの整合性を確認したり、定期的に医院等へ出向いて調査したりするなど、客観的に調査確認等する方法を策定実施し、課税漏れ防止に取り組むべきである。</p>	<p>これまで、「医療法人等に係る所得金額の計算書」及び記載の手引きを用いて、申告者の制度に対する理解を深めるとともに、確定申告書に付表の添付がないなど、診療収入等の内訳が確認できない者に対しては照会を行い、「社会保険診療収入等の明細について(回答)」の返送を受け、申告内容の確認を行ってきたところである。</p> <p>さらに、平成23年度の県税事務執行者会議ワーキンググループにおいて「医療法人等及び医業個人等に対する調査要領」等を策定、平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。</p>	<p>必要な対応がなされていない。措置記載の内容が、実際の対応と一致していない。</p>
不動産取得税	<p>県は、申告義務については、不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、金融機関、司法書士などに対しても協力を依頼するなど積極的に周知を行うべきである。</p>	<p>不動産取得税の申告義務については、不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり、期限内に申告がなされな</p>	<p>一定の理解はできるが、問題が残る。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	<p>その上で、軽減措置の的確な取扱いを行い、さらには不申告に対する過料の適用を検討するなどし、期限内申告を徹底させるよう努めるべきである。</p>	<p>いことが多いことから、「地方税のしおり」を始め、各種パンフレットに記載し、周知を図っているところである。</p> <p>さらに、平成23年度から、(社)徳島県宅地建物取引業協会を通じて、不動産業者に対する周知を依頼するなど、期限内申告の周知に努めた。</p>	
	<p>「取得」の事実を把握できず課税漏れとなってしまう従前のケースの原因を検証し、これを踏まえて市町村と協議、連携して、以後課税漏れが発生しないような具体的な対策や把握の方法を検討すべきである。</p>	<p>「取得」の事実を把握できず課税漏れになった従前のケースに該当するものは、①登記を伴わない承継取得、②建築確認申請が不要な未登記家屋の把握漏れ等に限られている。</p> <p>①の登記を伴わない(契約又は口約束のみの)承継取得の厳密な把握は困難である。</p> <p>②の建築確認申請が不要な未登記家屋については、各市町村税務担当職員が鋭意巡回調査を実施するとともに、職員間の情報収集に努めるなど、その把握に全力を挙げている(市町村によれば航空写真も活用している)。</p> <p>なお、建築確認申請が不要な未登記家屋については、固定資産税も課税漏れとなる恐れがあることから、市町村において「全棟調査(各年度に重点実施地区を定め、地区内の全戸を訪れ、固定資産税課税台帳と突合する)」を行っており、その際に発見されたものが「時効分」として課税漏れとなる場合があった。</p> <p>当該課税漏れをなくすため、県が調査する際にも、固定資産税課税台帳と突合するなど、市町村との連携強化を図ることとした。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
県たばこ税	<p>県は、従前の合計本数の比較だけの調査にとどまるのではなく、個別具体的な調査を検討し、実施すべきである。</p>	<p>県たばこ税の適正な申告納付を目的とし、本県に本店を置く卸売販売業者等に対し、県たばこ税の申告納付までの事務手続きについて確認を行うこととした。</p>	<p>一定の評価はできるが、なお問題が残る。</p>
ゴルフ場利用税	<p>県は、ゴルフ場の調査にあたっては、売り上げや税務申告に関する書類を見るなどして、厳正な調査をすべきである。</p>	<p>ゴルフ場利用税は「売上げ」等に対して課されるものではなく、「課税対象となる利用人員」に対して課される税であり、一人当たりの支払料金は受けるサービスにより異なるため、「売上げ」等からの総利用人員等の把握は困難であるが、平成24年度以降において、ゴルフ場利用税の適正な申告納入を目的とした、新たな調査手法の研究を行うこととした。</p>	<p>措置の記載が不十分である。</p>
	<p>県は、ゴルフ場利用税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付基準(交付額)や、場合によってはそもそもこの交付金制度を維持するの可否について、再検討すべきである。</p>	<p>ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金は、殆どの都道府県で交付等されており、本県の交付率・交付額は全国の極めて下位に位置している。</p> <p>本県においては、当該交付金を昭和53年度から交付しているが、以後、軽減税率の創設、非課税措置の創設等、特別徴収義務者の事務負担は増えており、他方、交付率については、昭和53年度から「2/1,000」に据え置いているところである。</p>	<p>再検討が望まれる。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
		<p>なお、当該交付金の目的は「ゴルフ場利用税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期すること」にあり、昭和53年度から現在まで、適正な申告納入が行われているところである。</p> <p>さらに、より適正な「申告納入」に資するため、平成23年度において、現行規則における「納期限までに納入した額」を、「申告期限までに申告し、かつ、納入した額」に改め、期限後申告となった額を算定基礎から除くこととした。</p>	
自動車取得税・自動車税	<p>県は、自動車税の課税保留の手続の際には、上記総務部長通達が存在する以上その要件を厳格に守るべきである。</p>	<p>自動車税の課税保留の手続きについては、通達で要件とされている滞納者自宅の周辺などにおける当該自動車の綿密な所在調査を行っているところである。</p> <p>平成23年度以後も適切に行うとともに、当該調査内容を滞納処分票に記載し、課税保留の手続きの一層の適正化に努めている。</p>	<p>必要な対応がなされていない。措置記載の内容が、実際の対応と一致していない。</p>
	<p>県は、月4回程度の使用をもって条例及びそれに基づく施行規則の「専ら」の要件を満たしているとするが、この判断は合理的といえない。条例及びそれに基づく施行規則と運用の齟齬の解消に努めるべきである。</p>	<p>身体障害者等の減免制度は、身体障害者等が使用する自動車が当該身体障害者等の日常生活にとって不可欠の生活手段となっており、当該自動車について自動車取得税・自動車税を減免することにより、身体障害者等が身体障害又は精神障害を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるよう（身体障害者等の積極的な社会活動の一助となるよう）、税制上の配慮を加えているものである。</p> <p>継続して「月4回程度」確実に身体障害者等の方の利用があれば、減免の趣旨に沿っているものと判断する（証明書を発行できる機関が限られているという問題もある）。</p> <p>なお、全国状況を見ると、46都道府県が「月4回程度」以下の回数要件としており、うち、約20都府県では、用途制限又は回数要件を設けておらず、本県の取扱いは全国的に見て、厳しいものとなっている。</p> <p>「齟齬」の問題については、現行の証明書による要件確認の取扱いを改めるなど、抜本的な見直しも必要であるが、議論されている自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に「専ら」の要件も含め、身障減免制度全体の検討を行う。</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>県は、減免申請書に障害者手帳の原本を確認したことを記す欄を設けるなどして、確実に原本確認がなされるような手順に改めるべきである。</p>	<p>身体障害者等の減免申請については、従来より、減免申請書の記載内容を、受付を担当した職員が障害者手帳等の原本にて確認し、受付者欄に押印しており、原本確認ができないものについては、減免申請を受け付けない取扱いとしているところである。</p> <p>平成23年度からは、減免申請書に「原本確認済欄」を設け、受付した職員が押印することとした。</p>	<p>対応がとられているが、運用が不十分である。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	<p>毎年来庁は障害者本人に負担が大き いことは理解できるが、ある程度の年数 おきに来庁を依頼して直接使用状況等 を確認するなど、もっと正確な使用状況 の確認方法を検討すべきである。</p>	<p>本人運転については年に一度、4月に 往復はがきで現況確認を行っており、家 族運転については、毎年度4月1日から 納期限前7日まで申請を受け付けてい る。</p> <p>全国照会の結果、本人運転については、 殆どの都道府県で、1～3年に一度の割 合で往復はがき等にて現況確認を行っ ている。</p> <p>本県の取扱いについては、家族運転の 申請時期等を変更せず、本人運転につ いてのみ、何年かに一度来庁をお願いし ての確認となれば事務量が膨大なもの となるため、取扱いを見直す際には、申請 時期の通年度化や家族運転の申請を2年 に一度に変更するなどの見直しも必要 である。</p> <p>自動車関係税制の改正を踏まえ、その 際に確認方法も含め、身障減免制度全 体の検討を行う。</p>	<p>必要な対応が なされていない。</p>
	<p>電話確認の記録は、税の減免という重 要な手続に関わるものであることを十分 認識し、形式面、内容面共に厳密で客 観的な記録の作成を心掛けるべきである。</p>	<p>障害者の方本人が運転する場合の身 体障害者等の減免については、年に一 度、往復はがきにより現況確認を行 い、返送がない場合は、電話により、 現況確認を行っているところである。</p> <p>平成23年度からは、現況確認の補完 様式を改め、適切な記録作成に努め ている。</p>	<p>特段の問題は ない。</p>
	<p>自動車税について、一律に全部減免と するのではなく、一部減免の制度も取 り入れて、減免制度の弾力的な運営を 図ることを検討すべきである。</p>	<p>約半数の都道府県が、減免額等に上 限を設けているが、障害の程度によ り、大きめの車両を必要とする身体 障害者の方もいる。</p> <p>自動車関係税制の改正を踏まえ、その 際に一部減免も含め、身障減免制度 全体の検討を行う。</p>	<p>必要な対応が なされていない。</p>
	<p>社会福祉法人の自動車についても、使 用目的等減免の要件を満たしているか 定期的に確認するべきである。</p>	<p>社会福祉法人が所有する公益性が非 常に高い自動車に対する課税免除につ いては、「事業計画書」、直近3か月以 上の「運行日誌」等を提出させると ともに、現地に赴き、使用実態等の 確認を行ってきたところである。</p> <p>平成24年度以降は、過去課税免除分 についての確認を行うこととした。</p>	<p>特段の問題は ない。</p>
	<p>実際の課税は、道路運送車両法の規 定に基づいて登録されている住所を基 準に行われることから、県が直接課 税対象者に対し、登録変更を指導す ることは困難であるが、少なくとも 県は、住所変更を行い主たる定置場 所を移した場合には、車両の登録住 所を変更すべきことを広く伝え、 啓発すべきである。</p>	<p>自動車の登録変更については、自動 車税納税通知書送付の際に、住所の 異動があった場合は運輸支局等にお いて変更登録を行っていただくこと を記載したチラシを同封するととも に、徳島運輸支局、自動車税証紙取 扱協会の窓口にも、当該チラシを 掲示している。</p> <p>平成23年度以後も引き続きその 広報等に努める。</p>	<p>特段の問題は ない。</p>
	<p>県は、同一業者に対し委託料に加え て証紙代金収納計器取扱者としての 手数料を支払うにしてもその額は かなりの低額とすべきである。さら には、証紙や証紙代金収納計器を 使用しない方法やその他</p>	<p>自動車取得税等に係る委託業務は、 事務量が多い煩雑な自動車登録手 続きの一環であるとともに、国や 民間の各種手続きと一連かつ密接 に関わる業務であり、業務委託に 際し、自動車取得税等に関する</p>	<p>外部監査人の 指摘に対して何 ら措置を講じて いない。ただし、 理由を付して措</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	<p>入札による契約締結が可能な事務処理を具体的に検討し、早期に入札による契約締結への移行をすべきである。</p>	<p>る専門知識及び当該業務に適した施設・設備が求められることから、A協会以外にはなく、競争入札にはなじまない。</p> <p>また、自動車取得税等の証紙徴収は、委託する「申告書等の精査検算業務」と密接不可分であり、A協会を「証紙売りさばき人」及び「証紙代金収納計器取扱者」に指定することは、自動車登録手続きの迅速化及び県民の利便性の向上を図るうえで不可欠である。</p> <p>その結果、A協会に対し証紙代金収納計器取扱手数料を支払っているが、この手数料は自動車取得税等の税額に応じた証紙取扱額に県税条例施行規則で定める率を乗じて算出しており、この率については一般の県証紙売りさばき手数料の率の3分の1以下に設定されていること、また、他の都道府県と比較しても標準的な率であることから、手数料の算定は適切になされている。</p> <p>なお、自動車取得税等の徴収方法は、地方税法及びこれに基づく県税条例で「証紙や証紙代金収納計器によること」と定められ、さらに、総務省からは「みだりに現金徴収しない」旨の通知もなされており、本県の取扱いは法令や通知に沿ったものであり、証紙や証紙代金収納計器を使用しない方法を採用することはできない。</p> <p>自動車関係税制の改正を踏まえ、その際に証紙代金収納計器取扱手数料率の改定やその他入札による契約締結が可能な事務処理などについて検討を行う。</p>	<p>置を講じないことを公表している。</p>
	<p>自動車税納税通知書作成契約については、より多くの参入を得られるような工夫を行い、今後も継続的に入札等を導入すべきである。</p>	<p>自動車税納税通知書作成契約については、平成23年度以降も引き続き入札を実施する。</p> <p>なお、県ホームページにおいて、より分かりやすく入札情報を閲覧できるよう改善がなされており、より多くの参入を得るための工夫がなされている。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>県は、特に課税等高度な個人情報については、その管理を徹底するとの意識を持ち、委託契約に伴って外部に情報を交付する際には厳密な確認や対応が必要である。</p>	<p>自動車税納税通知書作成契約に伴う個人情報の取扱いについては、平成23年度の委託業務において、データ作業手順の報告(個人情報の消去作業を含む)、郵送時の立ち会い等を実施するなど、個人情報の保護・安全管理に努めた。</p> <p>なお、平成24年度以降も引き続き、個人情報について保護・安全管理を徹底する。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
<p>軽油引取税</p>	<p>軽油流通情報管理システムの運用には、毎年度約400万円弱の費用が発生している。県は、この費用を無駄にしないためにも存在するシステム上の情報を有効活用し、他県納税義務者の調査を実施すべきである。</p>	<p>平成22年度までは軽油流通情報管理システムの操作端末が徳島庁舎に1台のみの設置であったが、平成23年度からは各庁舎の軽油引取税担当者の端末で操作できることになったため、各庁舎の担当者に当該システムの機能等の情報提供を行い、各庁舎において、軽油の流通経路の検索や他県に提出された申告書情報</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	<p>県は、軽油引取税の納入促進のために不申告者等へのペナルティの導入を検討すべきであり、他方で交付金の交付基準（交付額）や、場合によってはそもそもこの制度を維持するのか否かについて、再検討すべきである。</p>	<p>の閲覧を行うなど、軽油流通情報管理システムを有効活用し、軽油引取税の課税の適正化に努めた。</p> <p>軽油引取税特別徴収義務者交付金等については、『軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付について（平成20.10.1自治府第76号各道府県総務部長東京都主税局長宛て自治税務局長通知）』において、「最近における売掛金の回収に係る諸経費等の状況にかんがみ、特別徴収義務者に対する交付金の実態を考慮しつつ、軽油引取税の納入額に乗ずる率を2.5パーセントを目途として定めることが適当であると考えるので、特段の配慮をされたく通知する」とされており、全47都道府県において交付等されているところである。</p> <p>同様の通知は昭和48年5月以後、過去4回出されているが、本県は過去12度の交付率の見直しを行い、常に国通知と同率以下の数値としており、現在は、国通知2.5パーセント、本県は納期限内納入分2.5パーセント、徴収猶予期限内納入分2.3パーセントとなっている。</p> <p>なお、当該交付金の目的は「軽油引取税の特別徴収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期する」ことにあり、昭和48年度から現在まで、適正な申告納入が行われているところである。</p> <p>さらに、より適正な「申告納入」に資するため、平成23年度において、現行規則における「納期限までに納入した額」を、「期限までに申告し、かつ納入した額」と改めるなど、期限後申告となった額を算定基礎から除くこととした。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>軽油引取税の免税等の手続はたぶんに形骸化しており、このような実情では課税漏れが発生するおそれがあることから、県は今一度その手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである。</p>	<p>軽油引取税免税証交付申請の際に、所要数量算定明細書（使用する機械の名称、燃料消費率、型式及び馬力数、稼働時間等から所要見込数量を算定する）を提出させ、審査を行い、初回申請時、添付の証明書類等で確認出来ない場合等については、現場にて確認を行っている。</p> <p>また、免税軽油の引取り等に係る報告書提出の際には、裏付け資料として、個別の機械別に稼働時間、使用燃料数量などを記載する受払簿の作成・添付をさせ、疑義があれば個別に聞取り調査等を行い、「用途外使用」等に対して課税を行ってきたところである。</p> <p>平成24年度税制改正において、当該課税免除制度が、一部を除き、3年間の期間延長される見込みとなったことから、報告書の形式や調査方法等を再確認し、免税軽油の「用途外使用」等の発見に努める。</p>	<p>必要な対応がなされていない。措置記載の内容が、実際の対応と一致していない。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	県は、提出される在庫量に関する報告書をきちんと確認し、不自然な点があればさらに具体的な調査をすべきである。	軽油引取税の在庫差量の課税については、『軽油引取税に係る在庫差量の取扱いについて(H5.2.18各都道府県税務主管課長宛て自治省税務局府県税課間税係長事務連絡)』により、全国一律の取扱いとして、気温による軽油の自然増減、計量誤差等を考慮した上で、年に一度、前年3月から当年2月までの各月の帳簿在庫数量と実在庫数量の差量を把握し、在庫差課税を行っているところである。 平成23年度からは、不自然な点があれば、その都度、調査を行い、原因特定(確認)に努めることとした。	特段の問題はない。
徴税手続	地区ごとに事務を分担する以上は定期的に全体的な会議を開いたり議論の内容を統一的に記録したりするなど、情報をきちんと管理する態勢や手続を整える必要がある。	徴税手続に係る進行管理については、定期的に分析会議を行い、課内の統一的な滞納整理方針を確認してきたところである。 平成23年度からは、分析会議で確認した滞納整理方針の要点を統一的な様式に的確に記載するなど、情報の共有化に努めている。	特段の問題はない。
	これらの事情に鑑みても、徴税手続について記録を作成し、管理することは極めて重要であって、県はこの重要性を十分に認識し、円滑な事務引継ぎ及び事後的に処理の是非が確認できるような記録の作成及びその管理を徹底すべきである。	徴税手続に係る記録の作成・管理については、通達により調査事項の記載方法を定め、要点を明瞭に記載することとしている。 平成23年度からは、より一層「明確・簡潔・正確」な記録の作成に努めており、記録管理を徹底し、情報の共有化を図ることとした。	特段の問題はない。
	県は、滞納処分の停止等については地方税法の趣旨を十分に理解して法に基づいた厳格な手続をすべきであり、即時欠損についても慎重な判断をするための統一的な基準を設けるべきである。	滞納処分の停止等については、徹底した財産調査等を行うとともに、即時欠損については適正に行ってきたところである。 平成23年度からは、即時欠損に係る明確な基準を定め、より適正な処理に努めている。	一定の評価はできるが、必要な対応がなされていない点がある。
	県は、このような延滞金の存在意義等に鑑み、これをきちんと徴収するべきとの意識を明確に持ち、法的に発生した延滞金についてはすべて把握し、かつその納付状況を集約すべきである。	法的に発生した延滞金は、「滞納繰越一覧表(延滞金)」や「未納延滞金整理状況報告書」等で把握していたが、さらに県税トータルシステム(税務電算処理システム)に改良を加え、より詳細に延滞金を把握することとした。 延滞金の納付状況については、毎月、各種帳票で管理している。	特段の問題はない。
	県は、厳格な納税義務者の把握を徹底すべきであり、間違っても納税義務者でない者に納税を求めることがないようにすべきである。	納税義務者の把握については、従来から適切な処理を行ってきたが、平成23年度以後も引き続き厳格な処理に努める。	特段の問題はない。
	県は、徴税吏員の行使しうる権限の大きさに鑑み、新任徴税吏員に対する手厚い研修を行い、必要な知識等を正しく習得するうえで十分な態勢を整えて、真の徴税吏員にふさわしい職員を養成すべきである。	徴税吏員の研修については、毎年度研修計画を定め、あらゆる機会を捉えて効率的に実施しており、新任税務職員も自ら研修の講師となるなど、職員全体のスキルアップを図っており、平成21年度の県税徴収率においては全国第5位の成果を挙げている。 平成23年度以後も、引き続き研修内	特段の問題はない。

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	<p>県は、税の賦課徴収に関する情報管理の重要性を十分に認識し、近年変更が実施されていない業務パスワードについては定期的に変更し、離席時にはパソコンの電源を落とすよう徹底し、さらに職員が使用するパソコンの各パスワードの定期的な変更やその他適切な設定がなされているか否かについて確認するなど、情報管理態勢を徹底すべきである。</p>	<p>容の充実に努める。</p> <p>県税トータルシステム（税務電算処理システム）における業務パスワードについては、平成23年5月に変更を完了し、今後も引き続き、定期的な変更を行う。</p> <p>また、離席時のパソコンの電源切断や職員ごとに管理されるパスワードの定期的な変更について、周知・徹底に努めた。</p>	<p>特段の問題はない。</p>

平成23年度監査テーマ：情報通信関連事業及び情報通信システムについて

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
ホームページ作成システム	<p>特定業者が既存システムの運用を現に担い、同システムのプログラムソースに熟知していることを理由として、一者随意契約の方式を採った以上、契約後に業務追加を理由とした契約金額の変更がなされることは好ましい事態とはいえない。</p>	<p>平成24年度における契約の仕様については、様々な角度から検討、十分な精査を実施したものである。</p> <p>また、委託契約においては、平成23年度に引き続き契約金額の削減を達成できている。</p> <p>なお、今後も、契約当時に予測可能な業務の追加による契約金額の増加が発生しないように努める。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>新システムは、フルオープンソースシステムとして開発され、入札に先立つ平成22年3月23日にプログラムソースについて公開されているものの、結果からすれば、広く入札に参加可能な状況を形成したとは評価できない。オープンソースで開発した目的（競争の実現によるコスト削減）を達成すべく、入札に先立って公開されたプログラムの内容が十分であったか、他社の参加を妨げたものは何であったのか、といった点について十分な検証を行い、今後の入札に生かしていくことが求められる。</p>	<p>平成24年度においても「オープンソース Joruri 公式サイト」や各種の説明会をはじめとする様々な機会を通じ「Joruri CMS」を広く周知しているところであり、その結果、県内外での利用実績も平成24年2月1日から平成24年4月27日までの間に57団体から70団体へと増加しているところである。</p> <p>今後もさらなる認知度の向上に努めるとともに、次回の入札時には入札公告期間を長めに設定するなどの工夫を図りたいと考えている。</p>	<p>一定の評価はできるが、なお問題が残る。</p>
人事管理システム	<p>本システムは、基本的には他の都道府県、市町村等との共同開発、共同利用等を検討する余地も存在すると考えられ、将来に向けた検討が必要である。</p>	<p>今後見込まれる本システムの再構築の際には、他の自治体との共同利用やオープンソース系システムによる構築を検討する。</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
	<p>運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。</p>	<p>本システムは、開発業者が著作権を有するソフトウェアが機能の大部分を担っているため、他の事業者がプログラムを修正することは不可能であることから、現行システムを利用する限りにおいては、開発業者との一者随意契約はやむを得ない。</p> <p>ただし、平成24年度の運用・保守契約においては、職員の自助努力によるQA・トラブル対応の回数の見直しや不要不急のカスタマイズ作業の見直し等に努めた結果、契約金額を平成23年度と比較して2割削減した。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>作業時間の積算根拠について、実績報告書から確認できる限りでいえば、積算内容と実績が大きく乖離している。必要な作業時間を精査し、委託金額の積算内容を根本的に見直す必要がある。</p>	<p>現状の実績報告書では、システムエンジニアが人事課等で作業した実績のみが報告されており、社内においてプログラムを変更するために要した日数が含まれていないため、作業時間の積算根拠と実績報告書が乖離していた。</p> <p>平成23年度契約の実績報告書から、システムエンジニアが運用保守委託契約に基づき実際に作業に要した日数の実績報告書を提出させるとともに、その実績を踏まえた検証を行い、平成24年度の契約では作業時間の積算根拠を見直した。</p>	<p>特段の問題はない。</p>
物品管理システム	<p>結果的に開発業者に委託せざるを得ない結論に至るとしても、それが真にやむ</p>	<p>物品等管理・車両管理・公有財産管理の三システムについて保守委託を契約し</p>	<p>現時点での問題はない。今後の</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	を得ない理由によるものか否かについて、システムの内容や開示公表できるプログラム情報等を考慮の上、具体的に検討がなされるべきである。また、全体の中の一部に緊急性の高い重要なシステムが含まれるような場合、直ちにシステム全体について厳重な運用・保守契約を締結するのではなく、その重要部分のみを切り離れた契約をすることを検討したり、重要部分については不具合による一時的な停止等に備えた代替措置を講じたりすることでの対処を検討すべきである。	ているが、システムの安定稼働を図るため、開発業者に保守業務を委託することとしたところである。 今後、システムを更新するにあたっては、プログラム情報の開示等も考慮しながら、最適な契約となるよう努めていく。	課題である。
	作業時間の積算根拠については、疑問がないとはいえず、また報告書面から確認できる限りでいえば、上記積算内容と実態とは、大きく乖離している。こうした事態を招いたのには、安易に一者随意契約の方式を採用していることに一要因があると考えられるが、その点を措くとしても、必要な作業時間を精査し、委託金額の積算内容を根本的に見直すことが求められるといえる。	作業報告書等から必要な作業時間の精査に努めて、平成25年度以降の業務委託内容の検討に活用する。	必要な対応がなされていない。措置記載の内容が、実際の対応と一致していない。
出退表示システム	既存システムの機能拡張によりシステム改修を行うことはコスト低減の手法として有用であるが、その際、既存システムの開発・導入業者以外にも門戸が開かれるよう工夫が図られるべきであり、競争が成立しない状況でシステム改修を行うことは可能な限り避けるべきである。	各種システムの開発や改修に際しては、その諸条件に鑑み、当該システムの改修及び運用を通じて最もコスト低減が図られるよう、手法や業者選定の在り方について十分検討した上で取り組む。	現時点での問題はない。今後の課題である。
	技術上の理由から開発・導入業者が限定されるときでも、システム上必要な機器については入札を行うことも検討するなど、可能な限りで調達に価格競争を取り入れるべきである。	システム上必要な機器の調達に際しては、その諸条件に鑑み、可能な限り入札を行うことも検討する。	現時点での問題はない。今後の課題である。
県税トータルシステム	他の都道府県、市町村等との共同開発、共同利用等を検討する余地も存在すると考えられ、将来に向けた検討が必要である。	各自治体において、既に税務電算処理システムが稼働しており、共同開発等の実現には、各自治体で稼働するシステムの更新時期が合致する必要があることなどから、自治体間の意思統一は非常に困難である。 次期システム開発時には、共同開発、共同利用等が可能な自治体の調査などについて検討する。	現時点での問題はない。今後の課題である。
	運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。	税務電算処理においては、毎年度、税制度改正に伴うシステム改修があるとともに、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応など、システムの安定稼働が、適正な税務事務や県民サービスの基本となることから、システム仕様を熟知する開発業者以外に運用・保守業務を委託することは困難である。 契約金額についても、平成24年度以降も引き続き、運用・保守業務の点検を行い、削減に努める。 また、次期システム開発時には、ベン	措置の記載に適切とはいえない部分がある。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
		ダーロックインの解消に向けたオープンなシステムの採用などについて研究する。	
	運用・保守契約について、業務の一部を再委託している点につき、再委託内容を詳細かつ個別に文書として把握し、特定の業者と随意契約を継続する理由が正当なものであるか、契約を分割することにより契約金額を減額できないか検討する必要がある。	平成24年度からは、再委託内容を詳細かつ個別に文書として提出させることとした。 県税トータルシステムは、全ての県税を扱う大規模な税務電算処理システムであり、安定稼働のためには、委託先のシステム対応能力が最優先され、再委託先にも、それに準ずる税知識等が要求される。 この再委託を含めた運用・保守体制は、システムの詳細仕様を熟知し、マネジメント能力を有する委託先を「運用管理責任者」とすることにより、安定稼働が図られていることから、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応などに支障を来す分割契約を採用することは困難である。 なお、当該再委託は国の再委託基準を踏襲しており、期待された契約金額の削減効果も実現している。	措置の記載に適切とはいえない部分がある。
徳島県電子申告審査システム	今後、国主導型のシステム導入が進められることがあるならば、今回のケースを参考に他の自治体と連携する等の手法により、契約金額の減額に取り組むべきである。	地方税の電子申告システムは、国主導型で進められ、他の自治体と連携することにより、システム改修費等の削減が図られたシステムである。 このシステムでは、全ての自治体の申告窓口を全国一箇所とする「受付システム」等は共同システムであるが、申告処理件数など、各自治体の実情に応じた「審査システム」は費用対効果の面から、提示された仕様に則した個別の構築となったものである。 電子申告の導入当時は、本県専用の「審査システム」を構築せざるを得なかったものの、平成22年度から、複数のベンダーが都道府県に対するASP型審査システムの提供を開始したことから、本県においてもASPサービスを導入し、契約金額の減額に努めているところである。	監査人の意見に対する直截な回答がなされていない。
	現状では本システムの利用率が高いとはいえない。意見聴取、周知の徹底等により、利用率の向上に努めるべきである。	平成24年度以降も引き続き、利用率向上に向け、各税務署主催の「電子申告・納税システム推進委員会」や関係団体である税理士会、青色申告会、法人会等への協力依頼を行うとともに、ホームページ、「地方税のしおり」及び法人県民税等の申告書送付時におけるPRチラシによる周知広報に努める。	特段の問題はない。
自動車二税課税システム	運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。	税務電算処理においては、毎年度、税制度改正に伴うシステム改修があるとともに、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応など、システムの安定稼働が、適正な税務事務や県民サービスの基本となることから、システム仕様を熟知する開発業者以外に運用・保守業務を委託する	一応の措置がなされたとはいえる。今後の課題である。

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
		<p>ことは困難である。</p> <p>契約金額についても、平成24年度以降も引き続き、運用・保守業務の点検を行い、削減に努める。</p> <p>また、次期システム開発時には、ベンダーロックインの解消に向けたオープンなシステムの採用などについて研究する。</p>	
	現状の委託業務内容を十分に把握し、担当課において処理可能な業務がある場合は、担当課において作業することにより委託金額の削減を図るべきである。	平成24年度以降、処理可能な業務について調査を行うこととした。	措置の記載に疑問がある。
給与システム	今後、オープンソース系システムの開発の動向を注視し、常に再開発の検討をすべきである。再開発に至るまでの間は、複数年契約も視野に入れるべきである。	当該システムは、平成22年度にハードウェアの更新を行ったところであり、現時点での再開発の可能性は低いが、今後ともオープンソース系システムの開発動向を注視するとともに、複数年契約も含めたコスト低減の方策を検討する。	現時点での問題はない。今後の課題である。
	再開発においては、給与の制度変更によって、できる限り委託費の増加に繋がらないようなシステムを検討すべきである。	再開発の際は、想定される給与制度変更にもできる限り柔軟に対応できるシステムの構築を目指す。	現時点での問題はない。今後の課題である。
電子決裁システム、文書管理システム	本システムは、一定の有効性を有するものと期待されるが、今後なお、業務コスト削減効果の達成状況につき、具体的に検証すべきである。	<p>電子決裁・文書管理システムは平成22年10月から運用を開始しており、そのシステム導入に伴う業務コストの削減効果を、運用開始次年度の平成23年度実績データを用いて検証を行った。</p> <p>具体的には、対象業務について、作業量を実績データからABC分析（活動基準原価計算）により測定し、システム導入前と後の合計作業量を比較することにより、効果の推定を行った。</p> <p>この結果、電子決裁・文書管理システムは、年間約6,300万円分、約7人分の業務コスト削減効果であった。</p>	特段の問題はない。
	本件は、先行するオープンソース系システムの活用、共通基盤上のシステム構築等によって、経費削減の効果を上げた事例であり、今後、他のシステムを導入する際にも、本件を参考にして積極的に同様の手法を検討すべきである。	他のシステムを導入する際には、先行するオープンソース系システムの活用や共通基盤上のシステム構築等の手法を採ることができないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。	現時点での問題はない。今後の課題である。
	今後の本システムの改修、新規機能の追加については、少なくとも、競争入札とした場合の具体的な開発・導入経費の試算による検証をした上で、一者随意契約によるか否かを検討すべきである。仮に、簡易公募型プロポーザル方式によるとしても、従前のプロポーザルの経緯等を検証し、少なくとも複数の業者の公募を得て、実質的なプロポーザルがなされるように、より一層、運営を工夫すべきである。	これまでの契約方式を見直し、平成24年度の改修については、競争入札を実施した。	特段の問題はない。
総務事務システム	本システムの導入によって所期の業務コスト削減効果を達成していると認められるので、今後とも、本システムを適切に運用することによって、更なる業務コ	期待に応えられるよう、引き続き適切な運用を行う。	現時点での問題はない。今後の課題である。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	<p>スト削減効果を達成することが期待される。</p> <p>本件は、先行するオープンソース系システムの活用等によって、経費削減、開発・導入期間の短縮等の効果を上げた事例であり、今後、他のシステムを導入する際にも、本件を参考にして積極的に同様の手法を検討すべきである。</p> <p>今後の本システムの改修、新規機能の追加については、少なくとも、競争入札、プロポーザル方式による随意契約とした場合の具体的な開発・導入経費の試算による検証をした上で、一者随意契約によるか否かを検討すべきである。</p>	<p>他のシステムを導入する際には、本システムと同様、先行するオープンソース系システムが活用できないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。</p> <p>平成24年度の改修については、システム開発業者に加え、運用保守業務の実績のある者等を含めた3者から見積りを取り、業者選定を行った。</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p> <p>特段の問題はない。</p>
県立文学書道館収蔵品管理システム	<p>本件は、オープンソース系システムへの切り替えが比較的成功的な事例と評価できるので、今後、他の既存のシステムを再構築する際にも、本件を参考にして積極的にオープンソース系システムへの切り替えを検討すべきである。</p>	<p>本県では、全庁的な業務・システム最適化を推進するとともに情報システムの調達に関する課題を解決し、情報システムの品質向上と効率的なICT投資を図ることを目的として、平成19年度に「徳島県情報システム調達指針」を策定している。</p> <p>この中で、情報システム調達に関する基本方針の一つとして、情報システムの調達に当たっては、原則として、特定事業者の独自技術に依存しないオープンな技術仕様（オープンソースソフトウェア等）を積極的に採用することを掲げ推進してきたことにより、本件事例のように様々なシステムでオープンソース化を実現してきたところである。</p> <p>今後も、全庁における情報システム調達事例の情報共有及び活用に努めるとともに、他の既存システムの再構築の際には、本件を参考にして、オープンソース系システムへの切り替えができないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
	<p>機器の調達についても、ハードにつき、ソフトと分割して一般競争入札の方式によったこと、調達の形態につき、複数年度にわたるリースによったことは、他の事例の参考とすべきである。</p>	<p>「徳島県情報システム調達指針」の中で、ライフサイクルの各段階に応じた遵守事項を定めており、これに基づき、本件事例のように一般競争入札の実施やハードの調達形態を複数年度にわたるリース契約にするなどの経費削減を実現してきたところである。</p> <p>今後も、全庁における情報システム調達事例の情報共有及び活用に努めるとともに、機器調達の際には、本件を参考にして、一般競争入札や複数年度にわたるリース契約などにより経費節減ができないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
大気汚染監視テレメータ・システム	<p>本システムは、法令に基づき導入され、基本的には、他の自治体等のものと共通しており、大部分は汎用性を有すると考えられることに鑑みて、担当課の主張にかかる国への要望を行うとともに、今後</p>	<p>これまでに、都道府県・政令指定都市大気環境・水環境主管課長会議（平成24年5月21日 環境省主催）において国による基本システムの作成及び配布について要望するとともに、「環境大気自動</p>	<p>必要な対応がなされていない。措置記載の内容の一部が、実際の対応と一致して</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	のシステムの更新に向けて、他自治体との共同開発、共同利用等について、その課題を整理した上で、積極的に検討していくべきである。	測定機のテレメーター取り合いの共通仕様に係る検討業務」(環境省委託業務)を行っている公益社団法人 日本環境技術協会からのシステムに関するアンケート調査においても要望を行った。 今後も、機会を捉えて国への要望を行う。 なお、他自治体との共同開発、共同利用等については、課題を整理する。	いない。
	本システムの運用・保守業務については、今後は、対象業務を真に必要なものものに絞った上で、具体的な業務内容に基づき適正額を算定した上で、業者と価額を交渉し、場合によっては複数年度契約の導入によって、単年度当たりの単価を下げるべきである。	平成24年度運用・保守契約は、これまでの臨時保守点検等実績を考慮し、あらためて対象業務を必要があるものに絞り、契約単価を下げた。 また、今後も、実績から対象業務の適正額を算定し、業者と価格交渉を行う。	特段の問題はない。
	また、運用・保守業務につき、今後、契約額を適正に算定するために、臨時保守点検、故障時の修補等についても、業者から検証可能な報告書を徴求すべきである。	臨時保守点検、故障時の修補等について、検証可能な詳細な業務内容を記した報告書を徴収することとした。	特段の問題はない。
介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム	本システムの運用・保守業務につき、他の都道府県と提携し、厚生労働省に対して現状の問題点を指摘して事態の改善を求める等の措置を講じつつ、今後、契約形態を一般競争入札に改めることを積極的に検討すべきである。	意見を受けて一般競争入札に改めることを積極的に検討していたところ、平成25年度から本システムの運用サーバはクラウド化(厚生労働省に設置したサーバによる一括集約システム)されることになり、これに伴って都道府県サーバも撤去されるため、運用・保守業務は終了予定である。	特段の問題はない。
	また、対象業務につき、真に必要なものに限るべく精査を行い、契約額の大幅な減額を図り、場合によっては複数年度契約の導入によって、単年度当たりの単価を下げるべきである。	意見を受けて一般競争入札に改めることを積極的に検討していたところ、平成25年度から本システムの運用サーバはクラウド化(厚生労働省に設置したサーバによる一括集約システム)されることになり、これに伴って都道府県サーバも撤去されるため、運用・保守業務は終了予定である。	
工事基礎情報管理システム	ベンダーロックインの解消に向けた検討が必要である。現行システムにおいてベンダーロックインの状況から逃れられないことが事実であるとしても、最大限の委託契約の減額に向けて努力する必要がある。	平成24年度の契約においては、業務の一部を担当職員で対応することとし、委託金額の削減に努めた。 なお、次期システムの開発においては、特定事業者の独自技術に依存しないオープンソースの採用など、ベンダーロックインの解消に向けた検討を行う。	現時点での問題はない。今後の課題である。
	運用・保守業務のうち、金額が固定化されている委託部分について、担当課内で作業が可能な業務を増やす、運用・保守の実績によっては委託業者と価格交渉するといった委託金額削減の更なる努力が必要である。	平成24年度の契約においては、委託業者と協議を重ね、担当課内で作業が可能な業務を抽出し、仕様変更の業務の一部について、担当職員で対応することにより、更なる委託金額の削減に努めた。	特段の問題はない。
電子入札システム	運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減	現在の電子入札システムの運用・保守契約は、平成21年度のシステム更新にあたり、SaaS型契約へ移行するとともに、地方自治法に基づく平成21年度～26年度の5年間の長期継続契約を締結しており、開発コストの単年度集中の軽減や	措置の内容に疑問がある。特に平成26年度の契約時の検討のあり方には疑問がある。

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	に努力すべきである。	契約金額の削減を図っている。 平成26年度の次期契約締結時には、契約金額の更なる削減が図れるよう、ソフトウェア利用料の検証等を行う。	
	SaaS型契約について、その内訳を把握できていないため、契約金額の妥当性の検証ができていない。このような状況を放置すると、今後の契約金額の交渉において著しく不利になる可能性もある。少なくとも各ソフトウェアの利用料等の内訳を早急に入手し、検討する必要がある。	現在の契約は、長期継続契約となっているが、次期契約締結に向け、ソフトウェアの利用料等の内訳を入手するとともに、委託業者と協議を重ね、その内容の妥当性について検証をする。	一応の措置がなされたとはいえる。
	他の市町村との共同利用等を促進すべきである。	平成24年度より新たに1市が本運用を開始し、7市で共同利用が行われている。今後とも、各市町村との共同利用の促進に努める。	特段の問題はない。
道路情報システム	運用・保守の委託にあたり、既存システムの内容把握に多大な時間とコストを要するかについても、開発・導入以外の業者の参入を広く認めた上で競争の中で検討判断されるべき事柄であり、当初から1社に絞り込んで交渉する手法によるのは適当でない。	指摘を受けた道路情報システムの保守・管理については、平成23年度に新システムの開発により、平成24年度からは従来のような業者による保守・管理の業務を必要としないシステムとした。	一応の措置がなされたとはいえる。
	仮に、技術的、費用的観点から、開発・導入業者に運用・保守を委託せざるを得ないのであれば、開発・導入時において、その後長期間に及ぶ運用・保守を当該業者に委託せざるを得ない事態をも視野に入れて、開発・導入契約の委託先業者の選定、契約条件の検討を行う必要があったといえる。	指摘を受けた道路情報システムの保守・管理については、平成23年度に新システムの開発により、平成24年度からは従来のような業者による保守・管理の業務を必要としないシステムとした。	
	導入後の長期間に渡る運用・保守を特定業者に委託せざるを得ないシステムの開発・導入にあたっては、その重大性に鑑み、対象となる業者が多数入札に参加し、競争原理が十分に実効性をもって働く状況を生み出す工夫が求められる。	指摘を受けた道路情報システムの保守・管理については、平成23年度に新システムの開発により、平成24年度からは従来のような業者による保守・管理の業務を必要としないシステムとした。	
土砂災害警戒システム	システムを開発した大手ベンダーによる囲い込みの回避に成功した好例であるが、指名基準の策定・公表、指名業者・落札結果の公表を行うなど、指名競争入札の透明性を可能な限り高める検討も行われるとなおよいと思われる。	徳島県入札情報サービスにおいて、入札参加者・落札者・落札金額等の入札結果を公表し、指名競争入札における透明性の向上に努めている。	特段の問題はない。
	およそ防災が関連する事業は一切の費用対効果の測定をすべきでないとはいえないのだから、可能な限り、費用対効果やシステムの有効性、更なる合理化の余地について検討が行われるべきである。	台風時等に气象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報」は、住民の避難行動に活用されている。今後、発表地域内において発生した土砂災害の捕捉率等を分析し、システムの有効性の検討に努める。また、費用対効果については、このようなソフト対策事業に対する分析手法が確立されていないため、今後、国の動向を見ながら研究を進める。	措置記載の内容の一部が、実際の対応と一致していない。
	再委託については、再委託する業務の内容と全体に占める金額割合等から、やむを得ない面があるが、再委託金額の全体に占める割合等の今後の推移については注視する必要がある。	再委託に関しては、業務の主たる部分の再委託は認めないこととするとともに、委任（下請負）承諾申請書及び再委託先との委託契約書により業務分担範囲を確認し、業務割合と業務における責任	一定の評価はできるが、なお問題が残る。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
		の所在を確認する。	
財務会計システム	新システム導入にあたっては、開発業者による縛りをなくし、価格競争を取り入れるとともに、運用・保守業務作業の簡素化・効率化、さらには、担当課においても処理可能な業務については、システムに習熟することにより作業を行う等、委託金額の削減を図るべきである。	新システムでは、オープンソースを活用し、ライセンス費用を削減するとともに、構築・導入したパッケージにおいても、仕様の公開とともに、使用权、複製権、翻案権を取得している。 平成25年1月からの業務運用にあたっては、担当職員による処理範囲を拡大し、委託金額の削減を図る。	一応の措置がなされたとはいえる。
県立中央病院電子カルテグリッドシステム	結果的に諸般の事情から当該開発関連業者に運用・保守を委託せざるを得ない場合も存すると思われるが、そのような場合こそ、契約内容や仕様の細部まで検証し、契約条件について緻密な交渉を重ねることが肝要である。	平成24年度の本システムの運営支援の契約に当たっては、作業内容を再確認し、その一覧を作成することにより仕様を検証した。	一応の措置がなされたとはいえる。
	徳島県の取組みの一つの成果として確立された審査システムを活用しない合理的理由はないから、病院局においても、調達管理委員会の審査を受けるか、あるいは同委員会ないし情報システム課等と協力して病院局独自の審査システムの改善を行うなど工夫をして、情報システムの調達に関する審査の充実を図るべきである。	汎用的な情報システムの調達については調達管理委員会の審査を受けるほか、病院局における審査の場において情報システム課の職員にオブザーバー参加を依頼するなど、情報システムの調達に関する審査の充実を図ることを目的とした徳島県病院局情報システム調達審査要領を平成24年10月に制定した。 同要領に基づき、 ①事務用パソコン購入(平成24年11月審査) ②徳島県病院局財務会計システム構築(平成24年11月審査) ③徳島県立3病院LAN運用保守(平成24年12月審査) の予算要求について調達管理委員会の審査を受けた。 なお、①、②については平成25年度の執行前にも同委員会の調達前審査を受けることになる。 また、海部病院における電子カルテシステムの新規機能追加に当たっても、情報システム課の職員が徳島県病院事業医療器械等購入審議会にオブザーバー参加し、審査を行った。	特段の問題はない。
県立三好病院総合医療情報システム(ソフトウェア等)保守業務委託	運用・保守について、開発業者に委託することが有利であるとの理由で一者随意契約の方式によりつつ、形式的には、開発業者と異なる業者に委託する場合には、契約上、当該業者が情報の利用及び著作権の行使等に関して開発業者と同様の責務を負うことを担保するための配慮、たとえば、契約書に特別の条項を設けるか、別途の差入書を徴求することなどが必要である。	平成24年度から開発業者と異なる業者に運用・保守業務を委託する場合には、差入書を徴求することにより当該業者が情報の利用や著作権の行使等に関して開発業者と同様の責務を負うことを担保した上で、契約の締結を行った。	特段の問題はない。
	いずれにせよ、開発後の運用・保守を当該開発業者に委託するのであれば、将来発生が見込まれる運用・保守のコストが一定範囲に収まることを契約上も担保することが望ましい。たとえば、開発・導入の契約を保守込みの契約内容とし、	今後導入するシステムにおいては、開発・導入と保守を一括で入札することによって費用低減等の効果が期待できるか否かを検討の上、最善であると認められる方法により調達を行う。	一応の措置がなされたとはいえる。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置	評 価
	<p>かつその契約期間も長期間とすることで運用・保守の費用を低減化するなどの方法等が考えられる。</p> <p>本システムの開発・導入において、入札参加者が実質1社にとどまった原因を分析するとともに、今後、入札、とりわけこのような大型の案件の入札を実施するに当たっては、広く多数の者が参加して実質的な競争が確保されるよう、入札の周知の方法等を工夫するよう努めることが求められる。病院の立地条件等から競争が成立しづらい構造が存在するのであれば、他の病院と一括発注できる状況（システムの共通化など）を整備するといった抜本的な対応が求められる。</p> <p>病院局においても、調達管理委員会の審査を受けるか、あるいは同委員会ないし情報システム課等と協力して病院局独自の審査システムの改善を行うなど工夫をして、情報システムの調達に関する審査の充実を図るべきである。</p>	<p>今後のシステム調達に際しては、他の病院との共同調達を実施するなど、競争性の確保に努める。</p> <p>汎用的な情報システムの調達については調達管理委員会の審査を受けるほか、病院局における審査の場において情報システム課の職員にオブザーバー参加を依頼するなど、情報システムの調達に関する審査の充実を図ることを目的とした徳島県病院局情報システム調達審査要領を平成24年10月に制定した。</p> <p>同要領に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務用パソコン購入(平成24年11月審査) ②徳島県病院局財務会計システム構築(平成24年11月審査) ③徳島県立3病院LAN運用保守(平成24年12月審査) <p>の予算要求について調達管理委員会の審査を受けた。</p> <p>なお、①、②については平成25年度の執行前にも同委員会の調達前審査を受けることになる。</p> <p>また、海部病院における電子カルテシステムの新規機能追加に当たっても、情報システム課の職員が徳島県病院事業医療器械等購入審議会にオブザーバー参加し、審査を行った。</p>	<p>特段の問題はない。</p> <p>特段の問題はない。</p>
徳島県教育情報ネットワーク	<p>所内における機器のリースについて、一般競争入札を行うことにより、契約金額を大きく減額したことについては評価できるが、入札業者が1社に留まったことについては、さらに調査、分析が必要である。</p>	<p>入札業者が1社に留まった経緯等について、調査等を行った。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、機器更新等の際には、一般競争入札のメリットが最大限発揮できるよう、今後とも適正な事務執行に努めたい。</p>	<p>一定の評価はできるが、なお問題が残る。</p>
文化の森全館情報、各館業務システム	<p>施設管理に関するシステムについては、他の類似するシステムも存在すると考えられ、運用・保守契約について、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことが適正な対応であるとはいえない。契約方式を変更することができないか、検討する必要がある。</p>	<p>意見のあった業務システムは、情報提供のプロセスが非常に複雑であること、またシステム構築完了後も仕様変更の必要性が生じればシステム全体の構成を洗い直す必要があり開発と運用は密接な関係にあること、不具合発生時には迅速な対応が求められることから、運用保守契約は開発業者と随意契約をしている。</p> <p>次回システム更改時には、運用保守の内容や契約方法について他の類似するシ</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
		システムも参考にし、幅広く検討する。	
	常駐SEの契約金額について、他のシステムにおける契約事例等を参考にすることで、減額を検討すべきである。	常駐SEの契約金額については、「積算資料」の単価を基に積算し、ICT推進本部調達管理委員会の審査・承認を得るなど、適正な事務執行を行っている。平成23年度においては、作業工数の見直しを行うなど、費用の縮減に努めた。 今後も他のシステムにおける契約を参考にし、常駐SEの契約金額の縮減に努める。	特段の問題はない。
	後方支援、運用支援といった内容の契約について、その必要性、一本化による契約金額の減額について検討すべきである。	それぞれ業務の内容が異なっているため別契約としている。 契約の一本化、契約金額の減額に向け、業務内容の整理を検討していく。	特段の問題はない。
	機器の更新に関して、一般競争入札を行っても、現状、業務を委託している業者しか入札業者がなかった要因について、調査、分析を行い、他の業者が参入できるシステムの構築を検討すべきである。	平成23年度において、システム更改に際して委託業者以外の業者が参入しやすいよう入札仕様書等を作成した。しかしながら、高度なシステム連携処理や各館固有の仕様の反映が必要であること、費用を縮減するため、既存のシステムをベースとした仕様となったことから、結果として業務を委託している業者しか参加しなかったものである。次回システム更改の際には、他システムも参考にし、多くの業者が参加できるように入札仕様の内容を検討する。	現時点での問題はない。今後の課題である。
日本語ワードプロセッサ等ソフトウェア	本システムの購入を調達管理委員会による各種審査手続の対象外と解釈、運用している点は誤りである。担当課においては、情報関連機器の調達に関係する関連内規を正確に理解した上で、これを遵守することが求められる。	徳島県ICT推進本部調達管理委員会運営要領に基づき、予算要求額が100万円以上のソフトウェアを調達する場合は、調達管理委員会の審査を受けることとした。	特段の問題はない。
	警察庁の大ロライセンスによる調達も重要な手段と位置付けつつも、それのみによるのではなく、徳島県の定める審査手続を履践し、その過程でオープンソースソフトウェアの導入についても、十分検討を重ねるべきである。	オープンソースソフトウェアを導入する場合における、捜査情報の流失・漏洩等、セキュリティ上の具体的かつ現実的な危険性についての検討を重ねることとした。	特段の問題はない。
警察情報管理システム	本件サーバ装置等も情報関連機器であることに争いはないから、調達管理委員会の審査対象外と解することはできない。担当課においては、情報関連機器の調達に関係する関連内規を正確に理解した上で、これを遵守することが求められる。	徳島県ICT推進本部調達管理委員会運営要領に基づき、予算要求額が100万円以上のサーバ装置等を調達する場合は、調達管理委員会の審査を受けることとした。	特段の問題はない。
総論(1)	(1) 一者随意契約、ベンダーロックインについて 一部のシステムにつき、オープンソース化を実現している点で一定の評価ができるが、それ以外のシステムについても、オープンソース化を実現したシステムの事例を参考にし、以下の観点に基づき、今後とも積極的にオープンソース化に取り組んでいくなど、一者随意契約、ベンダーロックインの状況を解消するための不断の努力を重ねるべきである。	「徳島県情報システム調達指針」の中で、情報システム調達に関する基本方針として、情報システムの調達に当たっては、原則として、特定事業者の独自技術に依存しないオープンな技術仕様(オープンソースソフトウェア等)を積極的に採用すること等を掲げ推進してきたことにより、様々なシステムでオープンソース化を実現するとともに、保守運用経費の大幅な削減を達成してきたところである。	講じた措置の記載の仕方が適切とはいえない。

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	<p>ア 他業者に対する発注の可否についての精査 当該システムの開発業者以外に運用・保守を発注することができないかどうかについて、プログラムを含めた当該システムの具体的内容や著作権等の権利の帰属に関する契約条件の内容を個々具体的に精査すべきである。その際、システム開発時の契約上開示し得るプログラム情報等をできる限り広範に開示して競争入札等を実施し、その結果により判定することがより望ましい（市場による判断）。</p> <p>イ 特定業者との更なる交渉、契約条件の見直し 上記アの精査を経た上で、なお競争契約を行うことができないとの結論に至った場合には、契約条件が当該業者にとって有利に偏りがちになるというベンダーロックインの危険性を十分に認識した上で、契約条件や仕様の細部まで精査して、緻密な交渉を行うべきである。</p> <p>ウ 競争が実現できる状態の確保 競争が成立する状態を実現するために、次の方法を検討すべきである。 (ア) ベンダーロックインされないシステムの構築 ハードウェアについては汎用性のある部品等で構成し、ソフトウェアについてもオープンソース系のものを活用することで、特定の開発業者によって囲い込まれないシステムを構築して、ベンダーロックインを回避する方法によることができないかどうかを十分に検討すべきである。 (イ) 導入後の運用・保守を契約条件とする競争入札の実施 開発業者以外の業者に運用・保守を委託することができない例外的な場合に当たるといわざるを得ない場合には、次善の策として、将来の運用・保守業務も当初の開発・導入時の契約条件に組み込み、運用・保守の委託も競争に晒すことで、弊害を一定程度緩和すべきである。</p> <p>エ 既にベンダーロックインされているシステムへの対処 契約条件について、更なる交渉の余地がないかどうかを検討すべきである。 同時に、仮にオープンソース系の新システムに移行した場合や運用・保守込みの新システムに移行した場合に発生する開発・導入コストを試算し、現行システムを継続した場合と比較して顕著に有利になる見込みが立てば、システムの切替えを検討すべきである。</p>	<p>今後もオープンソース系システムの導入に積極的に取り組むとともに、一者随意契約、ベンダーロックインの状況を解消するため、調達管理委員会での個別システムの調達審査等において、</p> <p>ア 他業者に対する発注の可否についての精査 イ 特定業者との更なる交渉、契約条件の見直し ウ 競争が実現できる状態の確保 エ 既にベンダーロックインされているシステムへの対処</p> <p>などの観点から審査を行うほか、これまで経験して得られた知識やノウハウを蓄積・活用することにより、継続的なICTガバナンスの確保に努める。</p>	
総論(2)	(2) 入札における実質的な競争の機会の確保について 競争入札を実施したにもかかわらず、	競争入札の実施にあたっては、透明性、公平性及び競争性の観点から、システム所管課はもとより、一定額を超える調達	講じた措置の記載の仕方が適切とはいいがた

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
	<p>参加者・応札者が1, 2社に留まり、広く競争の機会が確保されたかどうかの判定が困難な事例については、広く多数の者が参加するのに支障となる事情がなかったかどうか、すなわち、①プログラムの公開は十分に実施できていたか、②旧システムの内容等を引きずり、これに過度に拘束されるような開発・導入の委託内容で入札を実施していないか、③新規参入の意欲を有する者が安心して入札に参加できる情報の公開がなされていたか、④新規参入が行いやすい業務内容とするために委託する契約が適切に統合され、または、切り分けられて入札に付されたか、⑤それらを十分に検討して入札に適する準備が整った段階で入札を実行したか、といった諸々の点を検証し、今後の入札において、実質的な競争の機会を確保するように努めるべきである。</p>	<p>については、調達管理委員会での審査も行い、適正に行ってきたところである。</p> <p>このため、結果的に参加者・応札者が少数に留まったとしてもやむを得ないものと考えているが、今後はなお、調達管理委員会において個別システムにおける入札結果についても情報を集約・共有し調達審査や指導に活かしていくことにより、入札における実質的な競争機会の確保に努める。</p>	<p>い。</p>
<p>総論(3)</p>	<p>(3) 調達管理委員会における更なる審査機能の拡充と活用場面の拡大について</p> <p>ア 現在、審査が実施されていない部局における審査システムの活用</p> <p>地方公営企業や病院事業における情報システムについても、今後は、調達管理委員会において、真に「事業固有の専門性の高い情報システム」に該当するか否かを審査の上、個別システム毎に審査の対象とするか否かを精査すべきである。</p> <p>また、「事業固有の専門性の高い情報システム」についても、調達管理委員会の審査の対象としたり、調達管理委員会、情報システム課の支援、協力を得て、その審査の手法を盛り込むことによって、実質的に調達管理委員会におけるのと同様の審査の水準を確保したりすることによって、審査等のより一層の充実・改善を図るべきである。</p> <p>イ 審査対象契約の拡大</p> <p>審査対象につき、効率性、経済性という観点から一定の基準を設けること自体はやむを得ないとしても、例外的に審査を要する特別の事情が認められるときは、審査の対象とするなど、運営の改善を工夫するべきである。</p> <p>ウ 検討過程の可視化による事後的な検証可能性の確保</p> <p>事案の内容に応じて、特に検討過程に関する審査記録を充実させるなど、検討過程を目に見える形で記録して(可視化)、事後的に審査の是非を検証できるようにするべきである。</p>	<p>調達管理委員会における審査機能の拡充と活用場面の拡大について、</p> <p>ア これまで、地方公営企業や病院事業のシステム調達においては、管理者の責任の下、設置の目的たる事業固有の専門性の高い情報システムの開発・更新等について、審査の対象外としてきたところである。</p> <p>平成24年度からは、個別システム毎に調達管理委員会の審査対象とするか否かを、各地方公営企業等管理者の意見を踏まえ精査し、汎用的な情報関連機器の調達については調達管理委員会の審査対象とした。</p> <p>また、調達管理委員会の審査対象としない事業固有の専門性の高い情報システムの調達については、各地方公営企業等管理者が独自に実施する審査会において調達管理委員会と同様の審査水準が確保されるよう、平成24年度から徳島県病院事業医療器械等購入審議会に情報システム課職員がオブザーバー参加するなど、調達管理委員会や情報システム課が支援・協力を行うこととした。</p> <p>イ 審査対象契約の拡充については、既に平成23年度から運用保守契約のうち審査対象となる契約について、契約金額を500万円から300万円に引き下げ、審査対象を拡充したことにより、全ての情報システムにおける運用保守経費の9割以上をカバーしているところである。</p> <p>平成25年度に実施する審査からは、さらに審査対象を拡大し、契約金額が300万円未満の運用保守契約であっても、調達管理委員会において特に必要と認められる場合(例えば、契約金額が100万円を超える委託契約のうち、具体</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置	評価
		<p>的な検証が行われず連続3年以上同一業者と随意契約が繰り返されている場合等)は、審査の対象とする。</p> <p>ウ 検討過程の可視化による事後的な検証可能性の確保については、これまでの調達審査により得られた知識やノウハウを蓄積・活用し、今後の調達審査に反映させるという観点からも非常に有効であることから、平成24年度からは、審査前段階における検討過程についても審査記録として整理し、事後的な検証を可能とした。</p>	

平成24年度監査テーマ：観光及びこれに関連する事業について

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
とくしま ロケーション・ブ ランド発信事業	本事業の必要性は認められるが、本事業の観光戦略における位置付けについて再検討するとともに、その効果を最大限に発揮するために、他の事業との提携についても検討すべきである。(意見)	本事業は、ロケ隊の本県への宿泊などの「直接的効果」や映像に取り上げられることによるイメージの向上などによる「観光集客効果」などの役割を観光振興分野において担っている。 また、メディアを活用した本県の魅力発信をより効果的なものとするため、平成24年度から農林水産部のメディア戦略推進チームに参画するなど、他部局との連携を図っている。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		本事業は、ロケ隊の本県への宿泊などの「直接的効果」や映像に取り上げられることによるイメージの向上などによる「観光集客効果」などの役割を観光振興分野において担っている。 また、メディアを活用した本県の魅力発信をより効果的なものとするため、さらに、平成26年度には全庁部局横断的に国内外への本県の魅力発信に取り組む「対外発信戦略統括本部」へ参画するなど、他部局との連携を図っている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
	仮に、事業の性質上、委託者の能力等が重要な考慮要素になるとしても、たとえば、プロポーザル方式によって受託者を選定するなど、できる限り多様な事業者の参加を求めて本事業を活性化すべきである。(意見)	ロケーションサービスを運営するにあたっては、短期的でなく、長期的な形で「徳島県の顔」としての窓口を設置することが映像制作会社との継続的な関係を醸成し、「ワンストップサービス」で情報発信するために重要である。また、特定非営利活動法人ジャパンフィルムコミッションの認定要件の一つに非営利公的機関であることが記載されていることから、徳島県観光協会を委託先として選定している。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		徳島県観光協会が継続的な窓口として積極的に取り組みを重ねてきたことにより、全国ネットの番組制作会社との関係を築くことができ、PR効果が高い大手民放キー局の大型チャリティー番組企画を本県に誘致するなどの成果が出ている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
今後は、単に報告書を受けるだけではなく、事業の内容についても、十分なチェック、見直しを行うように努めるべきである。(意見)	平成25年度以降、ロケ、ロケハンなどに可能な限り同行し、制作会社やエキストラ等からアンケートや意見聴取を行い、事業のチェック等を実施する。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。	
	ロケ、ロケハンなどには可能な限り同行するとともに、制作会社やエキストラ等から意見聴取を実施し、平成25年度には、ロケハンから撮影まで、効率的に計画を立てられるようロケ地写真の情報収集・整理を行い、徳島県ロケーションサービスホームページの写真ライブラリーに、グーグルマップを活用した地図情報	特段の問題はない。	

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
		報を追加掲載するなど意見を事業内容に反映し改善を図っている。(観光政策課) 【平成 27 年 3 月末時点】	
	本事業の参加者には、ロケ撮影を行う撮影関係者、エキストラその他の形でロケ撮影をサポートする県民・県内事業者が存在する。今後の事業展開の参考にするためにも、アンケートその他の手段によって、これらの参加者から積極的に意見を聴取する仕組みを構築すべきである。(意見)	より良い情報発信、ロケーション支援ができるよう、平成 25 年度以降、ロケ、ロケハンなどに可能な限り同行し、制作会社やエキストラ等からアンケートや意見聴取を行う。(観光政策課)【平成 25 年 8 月末時点】	特段の問題はない。
		ロケ、ロケハンなどには可能な限り同行するとともに、制作会社やエキストラ等から意見聴取を行っており、意見聴取での要望などについて関係部局へも情報提供し、時期ごとのおすすめロケ地一覧について、徳島県の絶景からご当地グルメまで 1 年を通して旬の時期が一目でわかる徳島県のロケナビカレンダーが作成されるなどの効果がでている。(観光政策課)【平成 27 年 3 月末時点】	特段の問題はない。
	単にロケの件数のみならず、ロケの内容、影響等をも考慮した上で、本事業の実績を検証する必要がある。また、本事業によって、どの程度の経済効果が見込まれるのか、それが投じた費用に見合うものであるか、仮に、見合うものといえない場合、今後の事業展開はいかにあるべきか等、費用対効果の測定とこれに基づく事業の見直しを定期的実施すべきである。(意見)	本事業の実績は、映画であれば「入場者数」「ロケ隊の宿泊者数」などで効果を測定することは可能であるが、例えば「テレビコマーシャル」などの映像作品では、必ずしも効果を数値化できない面がある。 また、映画などは、撮影から公開まで、最低でも半年以上の期間があり、ロケ支援を行った時期と、効果が測定できる時期にズレが生じる場合が多い。 このため、効果を予測し、ロケ支援に優先順位を付けるにしても、予測できない反響も考えられることから、依頼のあるロケに関しては出来る限り支援を行うことが、長期的には有益であると考えている。なお、映画等の公開後の反響等も事業展開していく上での参考とする。(観光政策課)【平成 25 年 8 月末時点】	特段の問題はない。
		小規模予算の映画であっても、完成後海外の映画祭などで受賞し高い評価を得たり、当初予定していた公開規模が拡大されるなど、ロケ支援実施段階においては、予測できなかった大きな反響・効果が生じている事例も生まれてきている。 今後とも、作品の大小に関わらず、可能な限り支援の実施を行っていく。(観光政策課)【平成 27 年 3 月末時点】	特段の問題はない。
徳島県物産観光交流プラザ運営事業	本事業には、支出金額に見合った事業報告がなされているといえるか疑問があるため、今後は、事業内容について、課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した、より詳細な報告を事業完了報告書にも記載させるべきである。(意見)	これまでも事業推進にあたって適宜、詳細な報告がなされていたが、委託契約の事業完了報告書に添付できていないものもあったため、指摘を受け、各月の売上額や購入客数や販売状況についての分析結果を添付するなど、平成 24 年度の事業実績報告についての充実を図った。(観光政策課)【平成 25 年 8 月末時点】	必要な対応が十分なされていない。
		プラザに導入している POS システムに基づき、月ごとの商品部門別の売上や	必要な対応が十分なされていない

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		過去の部門別売上推移などを比較・分析するとともに、出展業者へフィードバックすることにより、ユーザーのニーズを踏まえた商品開発や販売戦略を実施し、県産品の販売促進、販路拡大に繋げている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	ない。
	委託先を介し、あるいは、委託先から適切な情報提供を受けた上で、徳島県自らが、ユーザーの購買動向に関する情報やニーズを収集し、これを分析して広く活用する仕組みを導入すべきである。(意見)	委託先からの情報提供については、県が推進する「とくしま県産品振興戦略」の中の市場調査に関するデータとして活用し、今後の県産品振興施策を推進するにあたって具体的に活かしていくとともに、広く県民にも周知を図るため、平成25年5月には物産協会ホームページにて、平成24年度の売上動向等を掲載するなど、積極的に公開をしていくこととした。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	必要な対応が十分なされていない。
		委託先からの情報提供については、県が推進する「とくしま県産品振興戦略」の中の市場調査に関するデータとして活用し、今後の県産品振興施策を推進するにあたって具体的に活かしていくとともに、広く県民にも周知を図るため、平成25年度から、ホームページや書面で前年度の売上動向等を公開している。こうした情報を活用し、閲覧した業者による商品開発や、物産展やイベントへの売れ筋商品の出展など、ユーザーのニーズを踏まえた販売戦略に繋がっている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	必要な対応が十分なされていない。
	本事業については、運営の公平性を確保しつつ、展示商品の販促及びPR活動を積極的に展開するという観点から、委託先の選定ないし委託先との契約内容等を見直し、さらなる改善について検討を行うべきである。(指摘)	徳島県物産協会は食品や工芸品など幅広い分野の県産品関係事業者が加盟し、現在も会員数は増加している。平成25年4月に公益社団法人に移行し、販売所として直接商品販売を行うほか、マーケティングや商品開発、県外バイヤーへの商談会など、県産品振興のための取り組みを地道に推進している県内唯一の公的団体である。今後は運営の公平性をより確保するため、会員以外の商品の展示販売についても幅広く募集を行い、さらに積極的に対応するとともに、契約内容については必要性、費用対効果などを十分に考慮し、公正性を確保する。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	必要な対応がなされていない。
		平成25年度以降、運営の公平性をより確保するため、市町村や商工関係団体への出展者募集依頼や、年4回発行の「協会だより」での募集を行うなど、会員以外の商品についても、幅広く募集を行うとともに、「お試し展示販売コーナー」をはじめとしたプラザでの企画展で幅広い商品販売を展開し、販売方法に関するアドバイスやユーザーからの声のフィードバック、販売方法に関するアドバイス等を行っている。契約内容については必要性、費用対効果などを十分に考慮し、公	必要な対応がなされていない。

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>正性を確保しつつ、今後はより大きな費用対効果が得られるよう内容を充実していく。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	
<p>新鮮とくしまブランド戦略対策事業</p>	<p>できる限り他の事業と連携し、一目で徳島県が認定した徳島県産品と分かるような統一的な認定表示(とくしまブランドの統一化)を検討すべきである。(意見)</p>	<p>農林水産物については、「すだちくん」をあしらった「農林水産物統一ロゴマーク」により、県内外の消費者、流通業者等に一目で「徳島県産」と認識できる表示を実施している。</p> <p>また、平成25年7月には、本四高速全国共通料金導入に向けた徳島県のPRのための新しい「キャッチコピー」と、「すだちくん」をモチーフにした新ロゴマークを作成した。</p> <p>今後、新キャッチコピー「おどる宝島!とくしま」を合い言葉に、新ロゴマークを、本県の魅力を全国に力強く発信する旗印として全庁的にあらゆる場面で活用する。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
		<p>農林水産物については、「すだちくん」をあしらった「農林水産物統一ロゴマーク」により、県内外の消費者、流通業者等に一目で「徳島県産」と認識できる表示を実施している。</p> <p>また、平成27年夏頃を目途に、現在「選りすぐりの県産品」として商工労働部で認定している加工品の「特選阿波の逸品」と、農林水産部で登録している一次産品の「とくしま特選ブランド」について、両部が連携して新たな特選ブランドとして統一し、優れた県産品として一体的に情報発信する。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
	<p>名称やキャッチフレーズについて、一般の消費者、県民等に分かりやすいある程度統一的な用語を使うなどして、より分かりやすい個別事業のPRを検討すべきである。(意見)</p>	<p>大消費地における情報発信拠点店舗として登録した「とくしまブランド協力店」等その名称については、県産農林水産物の消費拡大、認知度の向上に協力をいただく目的で、量販店やレストランから著名人、民間企業者、消費者、学生まで各分野に渡ってお願いしているため、それぞれ特徴的な呼称となっている。</p> <p>今後は、できる限り一般消費者、県民に分かりやすい呼称となるよう、見直しや整理を行いながら更なるPRに努める。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
		<p>平成27年夏頃を目途に、現在「選りすぐりの県産品」として認定・登録している加工品の「特選阿波の逸品」と一次産品の「とくしま特選ブランド」を統合した新たな特選ブランドを構築することとしており、統一的な名称により分かりやすい県産品のPRを行う。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
<p>今後とも、「新鮮 なっ!とくしま」号を効果的に活用することにより、「とくし</p>	<p>今後においても、「新鮮 なっ!とくしま号」を活用し、物産・観光・文化等と</p>	<p>特段の問題はない。</p>	

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
	まブランド」のPR活動に貢献することが期待される。(意見)	「とくしまブランド」を一体的にPRし、「徳島まるごと」の情報発信を一層図る。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】	
		平成26年度は、量販店の店頭やイベント会場等に加え、徳島ヴォルティスのJ1昇格の機会を捉え、ホーム・アウェイ問わず可能な限り試合会場へ出動し、県産農林水産物の試食等PRを実施した。また、併せて阿波おどりの披露や物産販売等の観光物産PRを行って徳島の魅力をまるごと発信するなどにより、「新鮮 なっ! とくしま」号を効果的に活用したPRを実施した。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
	「飛び出す」ブランド産地育成事業にかかる補助金の交付につき、より具体的な報告を求めて補助金が効果的に支出されているかを検証し、かつ、毎年、的確な審査を行い、場合により新規性のある事業に集中的に補助金を交付するなど、メリハリのついた運営が求められる。(意見)	当該事業の実績については、具体的な取組みや成果の報告を求めるなど、これまで以上に、事業の効果検証を行い、メリハリのある事業実施に努める。また、補助金の交付にあたっては、ご意見を踏まえ、平成25年度の重点課題に取り組むため「野菜増産に向けた生産モデルの作成」をはじめ、新規性のある事業を盛り込んだ予算編成に努めた。(もうかるブランド推進課、経営推進課)【平成25年8月末時点】	一定の評価はできるが、なお問題は残る。
		補助金の効果的な執行のため、事業実績について各地区から中間報告を求め、その実績を他の地区に情報提供するなどにより、年度後半の事業効果を高めた。また、平成26年度の予算執行にあたっては、平成25年度末の実績と残された課題を求め、効果的な予算執行に努めた。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】	一定の評価はできるが、なお問題は残る。
	「とくしまブランド戦略会議」につき、具体的な数値目標の達成状況等にかかる各数値の意味、重要性、位置付け等を整理し、年1回の会議に留まらずに適宜、委員の意見を聴取し、「産地戦略会議」とも提携し、意見を交換しながら、より積極的な形で事業の実施状況を精査することが望まれる。(意見)	「とくしまブランド戦略会議」委員からの意見聴取のみならず、同戦略会議に「企画委員会」を設置し、年2回、具体的取組や数値目標の達成状況等を議論している。「とくしまブランド戦略会議・企画委員会」には、「産地戦略会議」の委員にも参画いただき、「産地戦略会議」との連携を図っている。今後においても、各数値目標、達成状況については、わかりやすい説明に努めるとともに、委員への事前の情報提供、運営方法の改善など、効率的な意見聴取や実施状況の精査に努める。また、「産地戦略会議」での意見がより一層、「とくしまブランド戦略会議」の議論に反映されるよう、連携を密にした運営を図っている。(もうかるブランド推進課、経営推進課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		「とくしまブランド戦略会議」での委員からの意見聴取のみならず、同会議に「企画委員会」を設置、平成26年度は8月に開催し、具体的取組や数値目標の	特段の問題はない。

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>達成状況等について議論した。</p> <p>各数値目標や達成状況については、わかりやすい説明に努めることはもとより、委員への事前の情報提供や運営方法の改善などにより、効率的な意見聴取や実施状況の精査が図られた。</p> <p>また、「産地戦略会議」委員に「企画委員会」へ参画いただくことで連携を図るとともに、「産地戦略会議」での意見がより一層「とくしまブランド戦略会議」の議論に反映されるよう、連携を密にした運営により、「とくしまブランド戦略会議」における議論の充実を図った。(もうかるブランド推進課，経営推進課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>「産地戦略会議」につき、「とくしまブランド戦略会議」とも提携し、意見を交換しながら、より活発な検討・検証、意見交換がなされるように工夫すべきである。(意見)</p>	<p>産地には、県，市町村，生産者団体等と共同で県内11ブロック毎に、「産地戦略会議」を設置し、品目毎に具体的な振興方策を定める「産地改造計画」を策定し、その実施を支援している。</p> <p>「とくしまブランド戦略会議」委員からの意見聴取のみならず、同戦略会議に「企画委員会」を設置し、年2回、具体的取組や数値目標の達成状況等を議論している。「とくしまブランド戦略会議・企画委員会」には、「産地戦略会議」の委員にも参画いただき、「産地戦略会議」との連携を図っている。</p> <p>また、「産地戦略会議」の構成員である県の担当者が、活発に意見交換することで、「産地戦略会議」での意見が、より一層「とくしまブランド戦略会議」の議論に反映されるよう、連携を密にした運営を図っている。(もうかるブランド推進課，経営推進課)【平成25年8月末時点】</p> <p>産地には、県，市町村，生産者団体等と共同で県内11ブロック毎に、「産地戦略会議」を設置し、品目毎に具体的な振興方策を定める「産地改造計画」を策定し、その実施を支援している。</p> <p>「とくしまブランド戦略会議」委員からの意見聴取のみならず、同戦略会議に「企画委員会」を設置、平成26年度は8月に開催し、具体的取組や数値目標の達成状況等を議論した。同企画委員会には、「産地戦略会議」の委員にも参画いただき、「産地戦略会議」との連携を図っている。</p> <p>また、「産地戦略会議」の構成員である県の担当者が、活発に意見交換することで、「産地戦略会議」での意見が、より一層「とくしまブランド戦略会議」の議論に反映されるよう、連携を密にした運営を図っている。(もうかるブランド推進課，経営推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p> <p>特段の問題はない。</p>
	<p>「新鮮 なっ! とくしま」号につき、報告書の作成，アンケート調査等が実施さ</p>	<p>イベント会場における消費者の反応やニーズを記録し、「新鮮 なっ! とくしま</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
	<p>れ、それを踏まえた改善が図られるなど、一定のチェック、報告体制が確立し、実効性を上げているものと評価できるので、今後、より良い運営を目指すとともに、他の事業にもそのノウハウを活かすべきである。(意見)</p>	<p>号」イベントの改善や農林水産物の販売促進活動に反映させるなど、より良い運営に努める。</p> <p>また、当該事業の実施で得たノウハウについては、全庁的な共有を行い、他の事業にも活かせるよう努める。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p> <p>イベント会場における消費者の反応やニーズを記録し、「新鮮 なっ! とくしま」号イベントの改善や農林水産物の販売促進活動に反映させるなど、より良い運営に努めた。</p> <p>また、当該事業の実施で得たノウハウについては、にぎわいづくり課や観光政策課など、PR等イベントを実施する庁内組織で共有することにより、県実施事業の質の向上と円滑な運営に活かした。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>「美味いよ! とくしまブランド店」につき、未だ知名度が高いとまではいえないので、効果的な広告宣伝の方法などを工夫する必要がある。(意見)</p>	<p>今後は、平成25年3月に策定した「農林水産物メディア戦略」に基づき、県ホームページ「新鮮 なっ! とくしま通信」での紹介のみならず、マスコミ、SNS等を活用した大都市圏への積極的な情報発信を行う。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>県ホームページ「おどる宝島 なっ! とくしま」での紹介のみならず、マスコミ、SNS等を活用した大都市圏への積極的な情報発信を行うとともに、店内に小型デジタルサイネージを設置し、産地PR動画をはじめ、本県の観光や文化も併せて発信するなど店舗の魅力づくりにも協力している。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>「ブランド応援隊」活用事業につき、「すだちくん」は、その広告宣伝効果は大きいと思われるが、経済効果等を勘案し、より一層積極的に、県産農林水産物の広告宣伝に活用すべきである。「とくしまブランド特使」、「なっ! とくしまソムリエ」についても、一定の活用がなされているものの、より一層の活用が期待される。(意見)</p>	<p>「すだちくん」については、平成25年4月からスタートしたデザイン使用の無料化や着ぐるみ貸出のみならず、動きやすい着ぐるみの開発、テーマソングとダンスの作成など新たなプロモーションを推進しており、「すだちくん」をモチーフにした新ロゴマークも活用し、県産農林水産物をはじめとする徳島県のPRを積極的に展開している。</p> <p>また、「とくしまブランド特使」「なっ! とくしまソムリエ」についても、人気TV番組に出演いただいたり、東京・大阪など大都市圏における商談会はもとより、消費地における各種PRイベントへの積極的な協力をこれまで以上に依頼する。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>「すだちくん」については、徳島の優れた食材や阿波おどり、J1徳島ヴォルティスとの組み合わせにより、「とくしま」の魅力为全国に発信した。</p> <p>また、「とくしまブランド特使」、「な</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
	<p>「新鮮 なっ!とくしま大使」,「とくしまブランド・クチコミ応援隊」は,未だ十分な活用ができておらず,より積極的な活用が期待される。(意見)</p>	<p>「新鮮 なっ!とくしま大使」についても,TV出演等により県産農林水産物のPRをしていただくとともに,東京,大阪での「まるごと商談会をはじめ,消費地における各種PRイベントへの積極的な出演や協力をいただいている。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p> <p>「新鮮 なっ!とくしま大使」は,県内外のイベントはもとより,その人脈を活かして販路拡大に協力いただいている。「とくしまブランド・クチコミ応援隊」には,ブログ等で県産農林水産物の魅力を発信していただいている。今後も,一層,県からメルマガで県産農林水産物の旬の情報を提供するなどして,ブランド応援隊として積極的に活躍いただけるよう努める。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p> <p>「新鮮 なっ!とくしま大使」は,県内外のイベントはもとより,その人脈を活かして県産農林水産物の販路拡大につながるPRを行っていただいた。「とくしまブランド・クチコミ応援隊」には,県からメルマガを通じ県産農林水産物の旬の情報を提供するなどにより,ブランド応援隊として積極的に活躍いただけるよう促し,ブログ等で県産農林水産物の魅力を発信していただいた。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえる。</p> <p>一応の措置がなされたといえる。</p>
	<p>ブランド品目,ブランド育成品目,地域育成品目,とくしま特選ブランドにつき,消費者から直接,意見を聴取し,かつ,市場関係者に対する継続的なアンケート等の実施も検討すべきである。(意見)</p>	<p>消費者の意見については,「新鮮 なっ!とくしま」号による「徳島フェア」の開催を通じ,「ブランド品目」等に対する意見を聴取している。また,県ホームページ「新鮮 なっ!とくしま通信」上で,年4回程度実施している「プレゼントキャンペーン」において,県産品に関するアンケート調査も実施している。</p> <p>さらに,市場関係者の意見については,東京,大阪両本部において,卸売会社との意見交換を通じ,日常的に直接聴取している。</p> <p>今後も引き続き,消費者,市場関係者の意見を,より一層継続的に聴取する。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえる。</p>
		<p>消費者の意見については,「新鮮 なっ!とくしま」号による「徳島フェア」の開催を通じ,「ブランド品目」等に対する意見を聴取した。</p> <p>また,県ホームページ「新鮮 なっ!とくしま通信」上で「プレゼントキャンペーン」として県産品に関するアンケート調査を実施しており,平成26年度は3回実施,にんじん,すだち,鳴門わかめについての消費者データを得た。</p> <p>さらに,市場関係者の意見については,</p>	<p>一応の措置がなされたといえる。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
	<p>本事業は、相当の実績を上げているが、実績を活かして、具体的な成果にどのように結びつけていくかにつき、これまで以上に検討すべきである。(意見)</p>	<p>東京、大阪両本部において、卸売会社との意見交換を通じ、日常的に直接聴取を行い、販売活動等に活用した。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p> <p>「とくしまブランド戦略会議」において、「生産者」、「流通業者」、「消費者」等の代表委員から幅広い意見や評価をいただき、戦略目標である「もうかる農林水産業の実現」につながるよう、さらなる検討を行う。(もうかるブランド推進課)【平成25年8月末時点】</p> <p>「とくしまブランド戦略会議」において、「生産者」、「流通業者」、「消費者」等の代表委員から幅広い意見や評価をいただき、戦略目標である「もうかる農林水産業の実現」につながるよう検討を行っている。</p> <p>また、現戦略は、平成26年度、最終年度を迎えていることから、次期戦略において、世界に通じる日本のトップブランドとして確固たる地位の確立を図るための新たな取組みを展開する。(もうかるブランド推進課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p> <p>特段の問題はない。</p>
<p>みんないっしょに外国人観光客事業</p>	<p>効果測定が困難な事業については、当該事業を実施した理由や戦略上の位置付けが明確にされる必要があり、今後は、それらについてより慎重な検討がなされるべきである。(意見)</p>	<p>今後とも、各種事業の着手にあたっては、目的や戦略上の位置付け、期待される効果等を検討し、外国人観光誘客の推進を図っていく。(国際戦略課)【平成25年8月末時点】</p> <p>最近の円安傾向やLCC路線の充実に加え、本県が国に政策提言を行ってきた東南アジア諸国のビザ緩和、消費税免税制度の拡充が実現するなど、訪日観光に対する追い風が吹く中、訪日観光への関心分野や旅行形態、目的は、国や地域により異なるため、多言語パンフレットやDVD、フェイスブックを活用した情報発信、民間事業者と連携した海外プロモーションなど、様々なコンテンツや手法を組み合わせ、国、地域の特性に合わせた効果的な事業実施に努めている。</p> <p>こうした官民を挙げた取組が功を奏し、本県を訪れる外国人観光客は増加しており、今後とも、各種事業の着手にあたっては、目的や戦略上の位置付け、期待される効果等を検討し、外国人観光誘客の推進を図っていく。(国際戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p> <p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
	<p>本事業の成果物については、日中関係悪化によるイベントの中止等マイナス要因はあるものの、現在の状況下でなお活用の余地がないか、検討されることが望ましい。(意見)</p>	<p>本事業で実施した中国でのTV番組の作成において、中国全土での本放送、再放送のみならず成果品としてDVDを作成している。</p> <p>平成24年度は尖閣諸島問題に端を発する日中関係の悪化により、当初、この成果品の活用を予定していたイベントが中止になるという状況であったが、今後、日中情勢を注視しつつ、観光PRを行う場合は各種の観光動画ツールを比較考慮</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>した上、場面に応じて活用を図っていく。 (国際戦略課)【平成25年8月末時点】</p> <p>本事業で実施した中国でのTV番組の作成において、中国全土での本放送、再放送のみならず成果品としてDVDを作成している。</p> <p>このDVDは、海外での様々なイベントで、他の観光動画ツール等と組み合わせながら活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年5月 citysuper での四国フェア (中国・上海市) ・平成25年6月 高島屋での日本フェア (中国・上海市) ・平成25年8月 上海新国際博覧中心での日本精品展 (中国・上海市) ・平成27年3月 サクラ祭り (中国・無錫市) <p>(国際戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>複数の候補者の中から競争的手法により委託先を選定することが望ましく、仮に、本事業のような内容でも担い手が一人しか存在しないのであれば、そのこと自体が由々しき事態である。よって、かかる事態を早急に解消すべく、事業の担い手の育成等、事態解消に向けた方策について検討し着手すべきである。(意見)</p>	<p>本事業は、平成23年度に四国運輸局、四国ツーリズム創造機構、四国4県の観光協会等が連携し、四国4県の魅力を紹介するTV番組を作成し、中国全土に放映したものである。</p> <p>本事業は、上記のように四国の各県の観光協会等が連携して実施する事業であったこと、さらに、(財)徳島県観光協会は、これまで、海外からの旅行会社、メディアの招へい及びアテンド、海外誘客活動など豊富な実績を有していることから地方自治法及び地方自治法施行令に定める随意契約を行ったものである。</p> <p>(財)徳島県観光協会は、本県の観光宣伝紹介、国内外からの観光客の誘致促進等を目的に設立された財団法人(平成25年4月から一般財団法人に移行)であり、県が最大の出資者となっていることから、県が当協会と同様の事業者を育成することは困難であるが、今後、民間から主体的に本県全体の観光宣伝、観光誘客活動等を実施する事業者が現れることについては、本県の観光振興に資するものである。(国際戦略課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>
		<p>本事業は、平成23年度に四国運輸局、四国ツーリズム創造機構、四国4県の観光協会等が連携し、四国4県の魅力を紹介するTV番組を作成し、中国全土に放映したものである。</p> <p>本事業は、上記のように四国の各県の観光協会等が連携して実施する事業であったこと、さらに、(財)徳島県観光協会は、これまで、海外からの旅行会社、メディアの招へい及びアテンド、海外誘客活動など豊富な実績を有していることから地方自治法及び地方自治法施行令に定める随意契約を行ったものである。</p> <p>(財)徳島県観光協会は、本県の観光宣</p>	<p>現時点での問題はない。今後の課題である。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>伝紹介、国内外からの観光客の誘致促進等を目的に設立された財団法人(平成25年4月から一般財団法人に移行)であり、県が最大の出資者となっていることから、県が当協会と同様の事業者を育成することは困難であるが、この事業に限らず、委託事業の内容によっては、旅行会社や印刷会社、インターネット関係事業者、翻訳会社など、様々な事業者に委託を行っている。(国際戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	
<p>徳島阿波おどり空港国際線就航促進事業</p>	<p>定期チャーター便等を利用した国際観光の推進に当たっては、特定地域、路線に偏重せず、むしろ、複数の地域に目を向けた多面的な事業を展開すべきであり、かかる観点から、必要に応じて戦略や基本方針の立て直し(変更)にも着手すべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から東アジアのみならず東南アジアをも重点地域とする新たな「とくしまグローバル戦略」を展開しており、エアポートセールスをはじめ、各国・地域の旅行需要に応じた外国人観光誘客の取組みを進めている。</p> <p>その成果のひとつとして、平成25年7月17日から8月30日まで計12往復の香港からの国際チャーター便の誘致に成功したところである。(国際戦略課、交通戦略課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
		<p>平成25年度から東アジアのみならず東南アジアをも重点地域とする新たな「とくしまグローバル戦略」を展開しており、エアポートセールスをはじめ、各国・地域の旅行需要に応じた外国人観光誘客の取組みを進めている。</p> <p>その成果のひとつとして、平成25年7月17日から8月30日まで計12往復の香港からの国際チャーター便の誘致に成功したところである。</p> <p>また、徳島阿波おどり空港は、平成26年3月から東京便が1日12往復と充実していることから、羽田空港から入国した外国人観光客の誘致について、国内線(羽田-徳島)のアクセスを活用したPRにも取り組んでいる。(国際戦略課、交通戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>今後、新たな路線や定期便、ツアーを誘致するにあたり補助を行う場合には、より良い補助制度とするために、補助金交付の基準が明確かつ合理的なものとなるようにすべきである。(指摘)</p>	<p>平成24年4月1日施行の現行の要領においては、チャーター便の搭乗及び県内での宿泊を証明する書類を添えた実績報告書の提出を受け、審査した上で助成金の額を確定し、交付することとしており、基準を明確かつ合理的なものとしている。</p> <p>こうした手続きにより、平成25年7月17日から8月30日までの香港からの国際チャーター便についても助成金の交付を行うこととしている。(交通戦略課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>平成24年4月1日施行の現行の要領においては、チャーター便の搭乗及び県内での宿泊を証明する書類を添えた実績報告書の提出を受け、審査した上で助成金の額を確定し、交付することとしており、基準を明確かつ合理的なものとして</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>いる。</p> <p>こうした手続きにより、平成25年7月17日から8月30日までの香港からの国際チャーター便についても助成金の交付を行った。(交通戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	
阿波おどり活性化支援事業	<p>ユーザーから多様な情報提供を受ける徳島県として、独自にユーザーのクレームやニーズを収集し、これを分析して活用する仕組み・体制を構築すべきである。</p> <p>具体的には、たとえば、主催者側に書面等を用いた明確な方法で改善要望を行い、主催者側からは各要望についていかなる措置を採ったかという措置結果について報告を受け、その後、当該クレームが減少したか否かについて事後のフォローを行う、といった方法をとることが要請される。(指摘)</p>	<p>県に寄せられたユーザーからのニーズ等については、これまで、散発的に主催者側へ伝えていたところであるが、平成25年度からは、主催者側に対し、書面等を用いて改善要望を行うとともに、いかなる措置を採ったか報告を受け、事後のフォローを行うこととする。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	必要な対応がなされていない。
		<p>県に寄せられたユーザーからのニーズ等については、これまで、散発的に主催者側へ伝えていたところであるが、平成25年度からは、主催者側に対し、情報提供とともに改善要望を行い、いかなる措置を採ったか報告を受け、課題の共有及び事後のフォローを行っており、観光客からの「おどり広場」でのアナウンスが聞きづらいとの要望に対して、音響設備を改善するなどの対応が講じられている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	必要な対応がなされていない。
	<p>観光誘客促進の観点から極めて重要な役割を担うイベントを維持し、さらに発展させていくため、細部も含めて課題を積極的に発見する仕組みを設け、さらなる改善について検討を行うべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度から阿波おどり終了後に開催される阿波おどり実行委員会において、課題の情報共有を図り、改善等について検討を行うこととする。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	必要な対応がなされていない。講じた措置には誤解を与えるような記載は控えるべきである。
		<p>平成25年度から阿波おどり終了後に開催される阿波おどり実行委員会において、課題の情報共有を図り、改善等について検討を行っている。例えば、演舞場での踊りが終わる前に、演舞場外の提灯が一部消えてしまうことがあったため、全体の雰囲気作りとして、提灯の消灯をあわせるなどの改善を図っている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	必要な対応がなされていない。講じた措置には誤解を与えるような記載は控えるべきである。
春の阿波おどり支援事業	<p>県内の宿泊施設のキャパシティが脆弱であるというハード面の欠陥により、イベント同士の連携による相乗効果を減殺し、観光客数の飛躍的増加を阻んでいることは由々しき問題であり、イベント実施における集客増の努力が最大限報われるように、宿泊施設のキャパシティ増加といったハード面の改善についても引続き検討課題とされたい。また、上記課題が解消されるまでの間も、イベント同士の連携の相乗効果を減殺することがないように、連携の範囲や方法について適切な調整を行うべきである。(意見)</p>	<p>イベント同士の連携による相乗効果を減殺することがないように、スケジュール調整やイベントの周知の連携を可能な範囲内で実施しているところであるが、更なる改善の余地がないか、平成26年度以降も検討・調整を行っていく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	現時点での課題はない。今後の課題である。
		<p>イベント同士の連携による相乗効果を減殺することがないように、スケジュール調整やイベントの周知の連携を可能な範囲内で実施しているところであるが、更なる改善の余地がないか、平成26年度以降も検討・調整を行っていく。</p> <p>【参考：近年の徳島駅周辺宿泊施設の開業状況】</p> <p>・H17 東横イン徳島駅眉山口 (208室)</p>	現時点での課題はない。今後の課題である。

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<ul style="list-style-type: none"> ・H18 ホテルサンルート徳島（177室） ・H20 東横イン徳島駅前（139室） ・H27.10 予定 ダイワロイネットホテル徳島（仮称）（200室程度） （観光政策課）【平成27年3月末時点】	
	<p>本事業には、実績報告書において支出金額に見合った事業報告がなされていないという問題がある。したがって、今後は、イベントのさらなる改善改良を図るため、事業内容についてより詳細な報告を受けて、補助金のあり方についても検証を行うべきである。（指摘）</p>	<p>イベントのさらなる改善改良を図るため、平成25年度以降、実績報告書において詳細な報告を受け、補助金のあり方について検証を行う。（観光政策課）【平成25年8月末時点】</p>	特段の問題はない。
		<p>イベントのさらなる改善改良を図るため、平成25年度以降、実績報告書において詳細な報告を受け、次年度以降への課題や補助金のあり方、支出の必要性について、毎年検証を行っており、旅行商品造成の観点から平成26年度から栈敷席の復活と旅行会社向け予約席の確保、平成27年度は集中的かつ効果的な集客を図るため、平日を含む3日間の開催から土日の2日間の開催に変更するなどの改善を図っている。（観光政策課）【平成27年3月末時点】</p>	特段の問題はない。
	<p>今後は、支出（各支出項目の金額）の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、検討過程の記録化について検討すべきである。（指摘）</p>	<p>支出の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、平成25年度以降、検討過程の記録化を行う。（観光政策課）【平成25年8月末時点】</p>	必要な対応がなされていない。
		<p>支出の合理性について、客観的な検証が可能となるよう、平成25年度以降、検討過程の記録化を行っている。（観光政策課）【平成27年3月末時点】</p>	必要な対応がなされていない。
<p>「マチ★アソビ」関連事業（「マチ★アソビ」支援事業、海外発信事業、デジタルコンテンツPR事業）</p>	<p>「マチ★アソビ」支援事業は、基本的に徳島県の観光政策に大きく寄与するものと評価できるものの、今後も、「アニメと言えば徳島」というイメージを保ちつつ、「マチ★アソビ」を中核とする観光振興を行うためには、関係者の支援・努力、人的結合等により頼らない永続的な仕組みの構築が求められる。（意見）</p>	<p>「マチ★アソビ」の開催については、県として主催であるアニメまつり実行委員会の事務局として運営に携わるとともに、NPO法人マチ★アソビなどと連携し、組織化された事業を実施している。（観光政策課）【平成25年8月末時点】</p>	現在は問題はないが、今後も問題意識を継続することが必要。
		<p>「マチ★アソビ」の開催については、県として主催であるアニメまつり実行委員会の事務局として運営に携わるとともに、NPO法人マチ★アソビ、県、関係機関が連携の上、組織化された事業を実施することにより、毎回来場者数を増加させている。（観光政策課）【平成27年3月末時点】</p>	現在は問題はないが、今後も問題意識を継続することが必要。
	<p>「マチ★アソビ」のイベントの開催地は、ほとんどが徳島市中心部に集中し、徳島市外であるのはごく一部に留まるので、徳島市外におけるイベントをより増やしていくことが期待される。（意見）</p>	<p>平成24年10月に開催されたマチ★アソビVol.9においては、松茂町の「徳島阿波おどり空港」での空港ジャックを行うなど、一部徳島市外でもイベントを開催している。</p> <p>今後も徳島市外でのイベントの開催について、関係機関と協議するとともに、実行委員会で検討し、徳島市外でのイベントを実施する。（観光政策課）【平成25年8月末時点】</p>	現在は問題はないが、今後も問題意識を継続することが必要。
		<p>平成24年以降の「秋のマチ★アソビ」においては、松茂町の「徳島阿波おどり</p>	現在は問題はないが、今後も問

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>空港」でのアニメ作品空港ジャックを行うなど、一部徳島市外でもイベントを開催している。</p> <p>今後も徳島市外でのイベントの開催について、関係機関と協議するとともに、実行委員会で検討し、徳島市外でのイベントを実施する。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>題意識を継続することが必要。</p>
	<p>「マチ★アソビ」のイベント内容は、現在ないし最近のアニメに関わるものが中心であるので、今後、より幅広い客層にアピールするべく取り組んでいくことが望まれる。(意見)</p>	<p>平成24年10月に開催された「マチ★アソビ」vol.9では、「宇宙戦艦ヤマトの巨大模型」の展示など宇宙戦艦ヤマト世代の集客に努めている。</p> <p>また、平成25年3月に開催された「ぷち★アソビ」では、「ヤッターマン」など懐かしのアニメの上映も行った。</p> <p>今後も、「マチ★アソビ」が対象とする10代20代などの若年層だけでなく、家族連れや昔懐かしのアニメファンに喜んでいただくようなイベントを企画する。(観光政策課・にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>現在は問題はないが、今後も問題意識を継続することが必要。</p>
		<p>平成24年10月に開催された「マチ★アソビ」vol.9では、「宇宙戦艦ヤマトの巨大模型」の展示など宇宙戦艦ヤマト世代の集客に努めている。</p> <p>また、平成25年3月に開催された「ぷち★アソビ」では、「ヤッターマン」など懐かしのアニメの上映も行った。</p> <p>平成26年3月に開催した「ぷち★アソビ」では、家族連れを対象とした「はなかつぱ」の上映やショーを行うとともに、平成26年5月、10月開催の「マチ★アソビ」では、お遍路をテーマにしたアニメを打ち出すなど、幅広い客層にアピールすることに取り組んだ結果、3割の方がイベント初参加、30代、40代、50代の方の参加も全体の25.4%を占めるなど、取組の効果が現れた。(観光政策課・にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>現在は問題はないが、今後も問題意識を継続することが必要。</p>
	<p>来場者にせっきく徳島に足を運んでもらいながら、徳島県産品の売り込みがうまくできていないという面も否定できないので、アニメ関連のグッズ等以外の県産品の販売が促進できるようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成24年10月に開催された「マチ★アソビ」vol.9において、県内の製菓会社など7社が包装紙等に人気アニメのキャラクターを採用した菓子や飲料を販売した。</p> <p>また、平成25年5月に開催された「マチ★アソビ」vol.10においても県内の有名製菓の詰め合わせを人気アニメキャラクターの包装とする「コラボスイーツ」の販売を行った。</p> <p>引き続き、県内の企業が生産する商品の販売促進のため、アニメキャラクターを使用した商品開発等の支援を行う。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>平成24年以降「マチ★アソビ」の開催にあわせて、県内の製菓会社などが包装紙等に人気アニメのキャラクターを採</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>用した「コラボスイーツ」などの販売を行っている。また徳島県の伝統工芸「藍染め」作品とアニメのコラボしたランチョンマットの販売など、本県の特徴を活かしたグッズ販売を行っている。</p> <p>引き続き、県内の企業が生産する商品の販売促進のため、アニメキャラクターを使用した商品開発等の支援を行う。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>県外からの来場者が多いにもかかわらず、宿泊者が少ないので、来場者に少しでも徳島県内で宿泊してもらえるようにするべく、運営面でもより一層の工夫が望まれる。(意見)</p>	<p>アンケート調査によれば、宿泊予定者の割合は「マチ★アソビ」vol.6(H23.5)～vol.8(H24.5)～vol.9(H24.10)にかけて23.6%～24.1%～30.0%と微増している。</p> <p>平成25年度以降も、県内での宿泊が増えるよう、イベント終了後も、ufotableCINEMAでの映画上映を行うなど、来場者に長く滞在いただき、宿泊していただけるようにイベント内容を工夫する。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p> <p>アンケート調査によれば、宿泊予定者の割合は平成24年の約30%から平成26年には約45%と増加している。</p> <p>今後も、県内での宿泊が増えるよう、インターネット予約を行っていない宿泊施設の情報も「マチ★アソビ」ホームページでの情報発信を行うとともに、イベント終了後も、ufotableCINEMAでの映画上映を行うなど、来場者に長く滞在いただき、宿泊していただけるようにイベント内容を工夫する。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>現在、一定の成果が出ているが、今後の検討課題である。</p> <p>現在、一定の成果が出ているが、今後の検討課題である。</p>
	<p>来場者に対するアンケート調査を実施し、分析して報告書にまとめている点は、ユーザーの意見を聴取する体制を作り、事業の改善に活かしていこうとする姿勢として、基本的に評価できる。今後、報告書等を活用して、よりよい運営に努めることが期待される。(意見)</p>	<p>「マチ★アソビ」の開催時に毎回参加者にアンケート調査を実施し、例えば安全面での会場レイアウト変更など、いただいたご意見を運営時の参考としている。</p> <p>引き続き、アンケート調査の結果を分析・活用してより良い運営を行う。(観光政策課・にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p> <p>「マチ★アソビ」の開催時に毎回参加者にアンケート調査を実施し、安全面での会場レイアウト変更など、いただいたご意見を運営時の参考としている。</p> <p>さらに、アンケートの結果を活用し、お土産としての「コラボスイーツ」の開発や、大手旅行予約サイトなどでは掲載されていない宿泊施設情報の紹介など、よりユーザーの要望に応えられるような運営となるよう改善を図っている。(観光政策課・にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p> <p>特段の問題はない。</p>
	<p>「マチ★アソビ」海外”発進”事業は、アニメというサブカルチャーを通じた国際交流、観光振興として一定の成果を上</p>	<p>本県の強みであるアニメをはじめとする体験型観光や世界に通用する自然、文化、食の魅力を海外でのプロモーション</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
	<p>げていると評価できる。今後、適宜、アニメ以外の徳島県の情報をも発信し、海外に「マチ★アソビ」ファン、引いては、徳島県のファンを更に育成し、これらの人材を活用した更なる国際交流、観光振興を図っていくことが期待される。(意見)</p>	<p>において直接アピールするとともに、フェイスブック等のSNSなど、様々なツールを活用して情報発信している。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p> <p>本県の強みであるアニメをはじめとする体験型観光や世界に通用する自然、文化、食の魅力を海外でのプロモーションにおいて直接アピールするとともに、フェイスブック等のSNSなど、様々なツールを活用して情報発信するとともに、秋の「マチ★アソビ」に中国のコスプレイヤーを招待し、マチ★アソビを通じた国際交流を行っている。また、招待するコスプレイヤーを選定するための中国で行われるコスプレ審査会の際には、観光PRブースを設置し、海外における観光誘客プロモーションも実施している。(観光政策課・にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
とくしまマラソン支援事業	<p>今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)</p>	<p>平成25年4月21日に開催された「とくしまマラソン2013」においては、「はなはるフェスタ」「LEDアートフェスティバル」と同時期に開催し、マラソンの受付の際にこれらのパンフレットを参加者に配布するなど、同時期に開催されるイベントと効果的に連携し、観光客のさらなる誘致に努めた。</p> <p>平成25年以降も、引き続き同時期に開催されるイベントとの効果的な連携を図り、「徳島県観光振興基本計画」の基本方針である「阿波とくしまらしいにぎわいの創出」に努めていくことにより、基本計画の戦略目標である「観光入込客数」、「宿泊者数」の目標達成に資するよう努める。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p> <p>平成25年4月21日に開催された「とくしまマラソン2013」においては、「はな・はるフェスタ」「LEDアートフェスティバル」と同時期に開催し、マラソンの受付の際にこれらのパンフレットを参加者に配布するなど、同時期に開催されるイベントと効果的に連携し、観光客のさらなる誘致に努めた。</p> <p>平成26年4月20日に開催した「とくしまマラソン2014」において、同時期開催の「はな・はるフェスタ」と連携すると共に、関係各団体の協力を得て県内の様々な情報を大会ガイドに掲載するなど本県の魅力発信を行った結果、県外からの参加者が約4割を占め、宿泊者数の増加が図られた。</p> <p>平成27年3月22日に開催した「とくしまマラソン2015」においても、フルマラソンでは中四国初の国際大会として実施し、国内外から過去最高の10,628名が出走するなど、さらなる誘客</p>	<p>特段の問題はない。</p> <p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>の促進に努めている。</p> <p>今後も平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」において、「阿波とくしまらしいにぎわいの創出」の項目中、「イベントの開催などによる集客」と明記し、イベントの活用による「観光入込客数」、「宿泊者数」の目標達成に繋げる。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>各イベントと県全体でのスポーツイベントによる「にぎわいづくり」という最終目標とを繋ぐ中間戦略を策定し、各イベントを束ねることにより相乗効果を狙う戦略が必要である。(意見)</p>	<p>インターネットなどを利用して、県内各地で開催されているマラソンやハーフマラソンなどの様々なランニングイベントと連携した情報発信を行うなど、各イベントと効果的に連携することによる相乗効果が発揮されるよう、関係機関と協議しながら進めていく。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>現時点での問題は無い。今後の課題である。</p>
		<p>とくしまマラソンのホームページ上で他スポーツイベントの紹介を行うなど県内で開催されているスポーツイベントとの連携を図った。また、県内ランナーの意見や要望を取り入れながら「県全体でのスポーツイベントによるにぎわいづくり」の中核イベントとなるよう、「とくしまマラソン♥サポートランナーズ協議会」の設立協力を行い、協議会に参加するなかで相乗効果を高められるよう取り組んでいる。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>現時点での問題は無い。今後の課題である。</p>
	<p>参加者に過度の負担が生じないように、イベントを行う前に、その実施要領について、担当課内で検討するだけではなく、他のスポーツイベントを実施している担当課、あるいは、参加予定者等から幅広く意見を聴取するといった方策を制度化する必要がある。(指摘)</p>	<p>平成23年3月20日に開催予定であった(東日本大震災により延期)「とくしまマラソン2011」以降は、参加予定者からの意見などを踏まえて当選者の決定以降に参加料を支払うように変更しており、参加者に過度の負担が生じないように努めている。</p> <p>また、平成24年度以降は、フィニッシュ地点でのアンケート調査やインターネットでのアンケート調査により参加者から幅広く意見を聴取し、「とくしまマラソン実行委員会」の企画委員会等において関係者と協議した上で、運営方法等にこれらの意見を反映させるよう改善した。今後も不断の見直しを行い、よりよいイベントとして構築していく。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>平成23年3月20日に開催予定であった(東日本大震災により延期)「とくしまマラソン2011」以降は、参加予定者からの意見などを踏まえて当選者の決定以降に参加料を支払うように変更しており、参加者に過度の負担が生じないように努めている。</p> <p>また、平成24年度以降は、フィニッシュ地点でのアンケート調査やインターネットでのアンケート調査により参加者から幅広く意見を聴取し、「とくしまマラ</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>ソン実行委員会」の企画委員会等において関係者と協議した上で、運営方法等にこれらの意見を反映させるよう改善した。</p> <p>さらに、参加者の意見を運営に反映し、イベントの「楽しさ」、「競技性」、「安全性」をさらに高められるよう、平成26年10月、県内ランニングクラブやランナーを中心に組織する団体「とくしまマラソン♥サポートランナーズ協議会」の設立に協力し、積極的に協議会に参加することで幅広く意見を聴取する制度を取り入れた。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>風雨、気温等の大会当日のコンディションについて、医師等と協議を行い、大会を実行するか否かについて、事前に基準を策定しておくべきである。(指摘)</p>	<p>従来より、とくしまマラソンの運営マニュアルで気象条件等により中止の判断を行う場合の決定方法を定めていたが、平成24年度、新たに「とくしまマラソン実施本部」に「医療スタッフ協議会」を設置し、医療関係者の医学的見地からの意見を聞くようマニュアルを改正している。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>「とくしまマラソン2013」以降も、「とくしまマラソン実施本部」の適正な運用に努めており、2014大会、2015大会においても大きな事故等なく開催できた。今後も引き続き、大会の安全な開催に努めていく。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>意見聴取の方法、対象者、時期、及び意見を反映する方法、情報を共有する方法等について、検討を行う必要がある。(意見)</p>	<p>平成25年4月21日に開催された「とくしまマラソン2013」においては、幅広い意見を反映させるために、フィニッシュ地点でのアンケート調査やインターネットでのアンケート調査により参加者から幅広く意見を聴取するとともに、動員者や医療スタッフ、ボランティアなどへのアンケートを実施した上で、これらの意見を「とくしまマラソン実行委員会」の企画委員会等で報告し、情報を共有するとともに、運営方法等の改善にこれらの意見を反映させるよう改善した。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>平成26年4月20日に開催された「とくしまマラソン2014」においては、いただいた意見を基に、トイレの利用、スタート整列などランナーのマナーアップ大作戦を実施するとともに、年代別の賞を設けるなど魅力アップを図った。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
<p>2011 自転車王国とくしまライド in NA</p>	<p>今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)</p>	<p>平成24年4月17日、サイクルイベントの主催団体や有識者による自転車利用促進協議会を立ち上げ、既存のサイクルイベントの現状と課題、魅力アップの方策等を検討するとともに、ブランド</p>	<p>—————</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
RUTO		<p>化・パッケージ化を行い、県内外へのPRを実施した。</p> <p>平成25年度以降、県内サイクリングコースの充実を図るとともに、サイクルイベントの魅力アップを支援するなど、「自転車王国とくしま」のブランドを強化し、県内外に発信していくこととした。(県民スポーツ課)【平成25年8月末時点】</p>	
		<p>自転車王国とくしまライドinNARUTOは、平成24年度は鳴門市主催で実施したが、費用対効果やボランティア不足等の課題が生じたため、次年度以降の継続開催を断念した。</p> <p>「自転車王国とくしまライドinNARUTO」については、平成25年度及び平成26年度は開催していないが、引き続き「自転車王国とくしま」の取り組みをさらに充実していくために、平成26年6月には、自転車利用促進協議会において、「自転車でつながる人・まち」づくりプロジェクトを今後推進することが承認された。</p> <p>平成27年度以降は、本プロジェクトにおいて、サイクルスポーツを通じた新しい魅力を創り出すとともに、県内のサイクルスポーツイベントの充実と継続的な開催を通じて、「徳島県スポーツ推進計画(※)」を効果的かつ円滑に推進し、併せて県民のスポーツ実施率の向上や健康増進、観光・文化の推進、環境対策などに繋がる方策等を検討し、サイクルスポーツ先進県を目指すこととした。</p> <p>(※)徳島県スポーツ推進計画</p> <p>県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみスポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる「スポーツ王国とくしまづくり」の実現を目指して平成25年3月に制定された。計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間。</p> <p>(県民スポーツ課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>各イベントと県全体でのスポーツイベントによる「にぎわいづくり」という最終目標とを繋ぐ中間戦略を策定し、各イベントを束ねることにより相乗効果を狙う戦略が必要である。(意見)</p>	<p>様々なイベントと連携することによる相乗効果が発揮されるよう、関係機関と協議し進めていくこととし、平成25年度には、剣山国定公園が平成26年3月に指定50周年を迎えることを契機に抽選により地元特産品などが当たる「自転車王国とくしまスタンプラリー」を実施することとした。(県民スポーツ課)【平成25年8月末時点】</p> <p>平成25年度に実施した「自転車王国とくしまスタンプラリー」を『「剣山国定公園」指定50周年記念ぐるっと剣山!交流促進事業』及び『室戸阿南海岸国定公園指定50周年記念事業』の一環として</p>	

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
		<p>継続して実施した。</p> <p>また、「四国の右下ロードライド2014」や農村舞台公演と連携した「ミニガイドツーリング」を開催した。(県民スポーツ課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>実行委員会に医療関係者を入れ、救護所等の問題を含め、意見を運営に反映させるべきであり、イベント当日は医師を待機させるべきである。(意見)</p>	<p>当イベントの開催にあたっては、以下の安全対策を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不測の事態に備えた消防、警察、病院による緊急医療体制の構築を図った。 2. コースの安全確認を事前及び当日に複数回行った。 3. 立哨スタッフへの安全対策の周知を行った。 4. 当日、参加者には交通ルールの遵守や安全走行の徹底を図った。 5. スタート時の運営として、1分間隔で10名ずつのスタートとするなど、安全走行を促した。 <p>2012大会は鳴門市が中心となって平成24年11月に開催されたが、実行委員会に徳島県も参画し、2011大会スタッフも引き続き運営に協力した結果、交通事故の報告はなかった。</p> <p>今後、県主催の大規模なイベントを実施する際は、安全対策に万全を期すよう関係機関と十分連携を図っていく。(県民スポーツ課)【平成25年8月末時点】</p>	
		<p>平成26年度からは、徳島県トレーナー協会と連携して、「自転車王国とくしま」の4つのライドイベントで参加者のコンディショニングケアを行っている。</p> <p>今後、県主催の大規模なイベントを実施する際は、安全対策に万全を期すとともに参加者が安心できるよう関係機関と十分連携を図っていく。(県民スポーツ課)【平成27年3月末時点】</p>	
四国の右下ロードライド2011	<p>今後、県南部に留まらず、県全体におけるスポーツイベントとのリンクも検討が必要である。(意見)</p>	<p>平成25年5月から県内で開催される4つの自転車イベントと連携し、「ぐるっと剣山！自転車王国とくしまスタンプラリー」を実施することで、県内他地域イベントとリンクを図っている。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>県内で開催される4つの自転車イベントと連携し、平成25年度は「ぐるっと剣山！自転車王国とくしまスタンプラリー」、平成26年度は「自転車王国とくしまライドラリー」を実施することで、県内他地域イベントとリンクを図っている。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)</p>	<p>地域の魅力をより一層伝えることができるよう、給水ポイントやゴール会場において地域特産品を提供するなど、観光イベントとしてのブラッシュアップに努めた結果、申込者が増加した。今後とも継続してイベントのブラッシュアップに</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
		<p>努めるとともに、県内の他のサイクルイベントと連携し、「自転車王国とくしま」としてのブランド価値を確立することで、さらなる観光客誘致につなげていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成 25 年 8 月末時点】</p>	
		<p>地域の魅力をより一層伝えることができるよう、給水ポイントやゴール会場において地域特産品を提供するなど、観光イベントとしてのブラッシュアップに努めた。さらに平成 26 年度は、誰もが走りやすいショートコースを新設した結果、申込者数とともに県外者数が増加した。今後とも継続してイベントのブラッシュアップに努めるとともに、県内の他のサイクルイベントと連携し、「自転車王国とくしま」としてのブランド価値を確立することで、さらなる観光客誘致につなげていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成 27 年 3 月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
スポーツ王国立国事業	<p>本事業とスポーツイベント、宿泊体験等の事業との関連付けを行うことについて、積極的な検討を望みたい。(意見)</p>	<p>他のスポーツイベント等との連携方法等について、関係各課や市町村等と協議する。(にぎわいづくり課)【平成 25 年 8 月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>県が行う観光PRやコンベンションによる大会誘致と連携すると共に、他のスポーツイベント等のPRを本事業と同時に行うことで、それぞれの事業の魅力アップを行っている。(にぎわいづくり課)【平成 27 年 3 月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>現行の契約方式を再検討し、少なくとも、他の団体からのプロポーザルを受ける方式とし、業務内容の固定化を避ける努力をすべきである。(意見)</p>	<p>プロポーザル方式の導入等について検討するとともに、関係機関の意見を踏まえ、業務内容の固定化を避けるよう努める。(にぎわいづくり課)【平成 25 年 8 月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
		<p>プロポーザル方式の導入も含め、業務内容の固定化を避け、本事業を効果的に実施する手法について、施設関係者等関係機関の意見を踏まえて検討した結果、これまでの企業や大学のサークルに加え、新たに大学の体育会や社会人クラブの強豪チームも対象に加えたスポーツ合宿の誘致を行うことで、業務内容の固定化を避けた。(にぎわいづくり課)【平成 27 年 3 月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>誘致成功件数に応じて委託金額が変動する部分を設けた契約内容とすることを検討すべきである。(意見)</p>	<p>誘致件数に応じた委託内容など、モチベーションが上がるような方策の導入を図る。(にぎわいづくり課)【平成 25 年 8 月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
		<p>新たに、大学の体育会や社会人クラブの強豪チームのスポーツ合宿を誘致することにより、スポーツツーリズムに係る新たなビジネスモデルをうみ出すチャンス設けることで、モチベーションの向上に努めている。(にぎわいづくり課)【平成 27 年 3 月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
徳島県立産業観光交流センター	修繕費について、集客目標等と連動した中長期的な修繕計画を策定し、基本的には当該計画に基づいて修繕を実行させていくという考え方が必要である。(意見)	指定管理者との連絡会議等での協議を踏まえ、平成16年度に策定した中長期保全計画に基づいた中長期的な修繕計画を立て、適正に執行するよう指導している。 また、平成24年度以降は、毎月県と指定管理者の間で打ち合わせ会議を開催し、修繕計画による修繕の実施状況や新たな修繕箇所の有無の確認等について情報交換を行っている。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		毎月県と指定管理者の間で打ち合わせ会議を開催し、修繕計画による修繕の実施状況や新たな修繕箇所の有無の確認等について情報交換を行っている。 また、平成26年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、より長期的視点で修繕を行うこととする。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
	経営管理等の観点から、修繕費と備品購入費とを区分すべきである。(意見)	1件20万円以下の備品更新については修繕費で実施する旨を規定した基本協定書に基づき処理している。 なお、備品を更新した場合は、指定管理者から県への月報において修繕費と区分して報告させており、その内容について確認している。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	現時点での問題ない。今後の課題である。
		1件20万円以下の備品更新については修繕費で実施する旨を規定した基本協定書に基づき処理している。 なお、備品を更新した場合は、指定管理者から県への月報において修繕費と区分して報告させており、その内容について確認するとともに、それぞれの実績や推移などの把握を行っている。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	現時点での問題ない。今後の課題である。
	現状の報奨金の基準が、有効に指定管理者のモチベーションに作用しているとはいえず、見直しが必要である。(意見)	報奨金の基準額については、指定管理者の更新の際に過去のデータを分析した上で見直しを行っており、平成28年度からの新たな指定管理者の募集の際に、現状の報償金の基準を見直すこととする。 (にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
平成28年度からの新たな指定管理者の募集の際には、現状の報償金の基準について、経済状況や過去の指標となる数値を分析した上で見直すことにより、指定管理者のモチベーションの向上に努めたい。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】		特段の問題はない。	
平成23年度からの指定管理者の募集において、応募が1社しかなかったことは、観光戦略の観点においては消極的に評価せざるをえず、指定管理者における募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。(意見)	平成23年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が7団体、現地説明会の参加は5団体であった。 指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上へ	必要な対応がなされていない。	

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>の募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、さらなる情報提供に努める。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	
		<p>平成23年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が7団体、現地説明会の参加は5団体であった。</p> <p>次回指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の延長などを行うとともに、「県HPトップページ」を活用するなど、募集案内の周知に努める。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
<p>徳島県立あすたむらんど</p>	<p>今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)</p>	<p>当施設の「徳島県観光振興基本計画」における位置づけは、『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されており、この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、また、指定管理者において自主的なイベント(自主事業)を行うよう指示している。</p> <p>また、指定管理者が自主事業を行うにあたっては、事前に県へ事業案を提出させ、当事業が施設の設置目的や観光誘客方針と合致するかを審査した上で、県が事前承認を行っている。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
		<p>平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」における位置づけは、『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。</p> <p>この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、指定管理者において自主的なイベント(自主事業)を行うよう指示し、「徳島県観光振興基本計画」の最終目標に合致したイベントの実施により、交流人口の増加、観光客数の目標値の達成に繋げている。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>本施設のように指定管理者制度を採っている施設においても、県の観光戦略上の位置づけを明確化した上で、運営上も、県の観光戦略において果たすべき役割という観点が必要である。(意見)</p>	<p>「徳島県観光振興基本計画」において、イベントの充実や『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の推進を掲げており、引き続き、戦略的な観光誘客に取り組む。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
		平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」において、『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目中、「イベントの開催などによる集客」と明記し、本施設などの交流拠点を活用したイベントの充実を図ることで、交流人口の増加、観光客数の目標値の達成に繋げている。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	必要な対応がなされていない。
	平成23年度からの指定管理者の募集において、応募が1社しかなかったことは、観光戦略の観点においては消極的に評価せざるをえず、指定管理者選定における募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。(意見)	平成23年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が4団体、現地説明会の参加は2団体であった。 指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、さらなる情報提供に努める。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	必要な対応がなされていない。
		平成23年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が4団体、現地説明会の参加は2団体であった。 次回指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の延長などを行うとともに、「県HPトップページ」を活用するなど、募集案内の周知に努める。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	必要な対応がなされていない。
	指定管理者がより積極的な集客に努力するような報奨金制度を検討すべきである。(意見)	報奨金制度自体は一定のモチベーション維持に機能していると考えるが、今後、更なるモチベーション確保策について導入を図る。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	一応の措置がなされたといえる。
		報奨金制度自体は一定のモチベーション維持に機能していると考えている。平成26年度末には、四国のみならず全国からも集客が見込める魅力のあるイベントを県が委託するなど、指定管理者の更なるモチベーションの確保に努めた。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	一応の措置がなされたといえる。
	修繕費について、集客目標等と連動した、中長期的な修繕計画を策定し、基本的には当該計画に基づいて修繕を実行させていくという考え方が必要である。(意見)	現在、所管施設全体の要修繕箇所の把握に努めており、指定管理者との連絡会議等での協議等を踏まえ、より長期的視点での修繕計画を策定する。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		平成26年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、より長期的視点で修繕を行うこととする。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
徳島県立渦の道及	今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げる	当施設の「徳島県観光振興基本計画」における位置づけは、『阿波とくしま』	必要な対応がなされていない。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
び徳島県立大鳴門橋架橋記念館	のかという方針の明確化が必要である。(意見)	らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されており、この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、また、指定管理者において自主的なイベント（自主事業）を行うよう指示している。 また、指定管理者が自主事業を行うにあたっては、事前に県へ事業案を提出させ、当事業が施設の設置目的や観光誘客方針と合致するかを審査した上で、県が事前承認を行っている。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	
		平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」における位置づけは、『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 この規定に基づき、指定管理者の募集の際には、「管理運営業務要求水準書」において、実施すべきイベントについての内容を提示し、指定管理者において自主的なイベント（自主事業）を行うよう指示し、「徳島県観光振興基本計画」の最終目標に合致したイベントの実施により、交流人口の増加、観光客数の目標値の達成に繋げている。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	必要な対応がなされていない。
	本施設のように指定管理者制度を採っている施設においても、県の観光戦略上の位置づけを明確化した上で、運営上も、県の観光戦略において果たすべき役割という観点が必要である。(意見)	「徳島県観光振興基本計画」において、情報発信拠点として充実していくこととされており、現在、指定管理者において、鳴門地域の観光施設への誘客促進のため、周辺観光施設と連携して、共通チケットの販売等を実施している。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】	必要な対応がなされていない。
	平成24年度からの指定管理者の募集において、応募が1社しかなかったことは、観光戦略の観点においては消極的に評価せざるをえず、指定管理者における募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。(意見)	平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第2期）」において、情報発信拠点として充実していくこととされており、現在、指定管理者において、県内各地の観光情報を積極的に提供するとともに、鳴門地域への誘客促進のため、周辺観光施設と連携して、共通チケットの販売等を実施している。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】	必要な対応がなされていない。
	平成24年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が2団体、現地説明会の参加は2団体であった。 指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他	必要な対応がなされていない。	

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>県における取り組みの調査などを行い、さらなる情報提供に努める。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p> <p>平成24年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が2団体、現地説明会の参加は2団体であった。</p> <p>指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行うとともに、平成26年度から新たに「県HPトップページでの案内サイトを開設」するなど、募集案内の周知に努めた結果、平成26年度は募集要項の交付が3団体に増加した。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>指定管理者がより積極的な集客に努力するような報奨金制度を検討すべきである。(意見)</p>	<p>当施設は、収入が管理料を上回っているため、収入のうち一定額の県への納付金以外は指定管理者の収入となり、さらに一定額を超える収入超過があった場合は超過額の1/2は指定管理者の収入となるという、ある意味報奨金制度と同様の効果を有する納付金制度としており、一定のモチベーション維持に機能していると考えるが、今後、更なるモチベーション確保策の導入を図る。(にぎわいづくり課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえる。</p>
		<p>当施設は、収入が管理料を上回っているため、収入のうち一定額の県への納付金以外は指定管理者の収入となり、さらに一定額を超える収入超過があった場合は超過額の1/2は指定管理者の収入となるなど、報奨金制度と同様の効果を有する納付金制度として、一定のモチベーション維持に機能している。</p> <p>平成27年度からは、さらに集客に努力するよう、基本協定書に入場者数の基準を設け、具体的な数値目標を設定することで積極的に集客に努力するよう制度とした。(にぎわいづくり課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえる。</p>
<p>徳島県立 神山森林 公園</p>	<p>今後、観光施設として本施設が果たすべき戦略的役割を検討し、それに応じた計画案、報告体制を検討すべきである。(意見)</p>	<p>観光施設として当施設が果たすべき戦略的役割については、新たに「徳島県観光振興基本計画」に位置付けるとともに、平成26年度に導入予定の本四高速全国共通料金制度等による来県者の増加に対応した集客力向上を図るため、京阪神方面への積極的なPRを行う。</p> <p>あわせて、当施設への来園者の状況等について、施設管理者、当課および観光部局が情報を共有する報告体制を整備する。(林業戦略課)【平成25年8月末時点】</p> <p>平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」においても、広大な園内を活用した「自然体験活動等</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p> <p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
		<p>を通じた環境学習の推進」をする施設として位置付けている。</p> <p>また、徳島市中心部からも近距離であることなども含めて県内外にチラシなどで積極的なPRを続けている。</p> <p>あわせて、来園者情報について、施設管理者から毎月報告を受けており、この情報を関係部局へ提供するなど、情報を共有する体制を整備している。(林業戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	である。
	<p>今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)</p>	<p>当施設の更なる魅力向上を図るため、平成25年7月に当施設の遊具の改良及び点検を実施した。</p> <p>また、京阪神向けに、当施設の持つ魅力を周知するため、新たに県外客も視野に入れたパンフレットを作成するとともに、従来は配布していなかった県内の観光施設や京阪神の高速道路のSA・PA等に配布し、県の観光客誘致にも繋げる。(林業戦略課)【平成25年8月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		<p>徳島市中心部から近距離に位置する広大な園内の200種、10万本を超える植栽樹木などを活用し、「保健休養の場」のみならず「森林・林業への理解度の向上」に資することを戦略目標に、県内外から幅広く誘客を進めている。</p> <p>そのため、京阪神のSA・PA等に新たに作成したパンフレットを配置するとともに、平成26年8月からネーミングライツ制度の協力企業の県外店舗にもパンフレットを配置した。(林業戦略課)【平成27年3月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
徳島県鳴門ウチノ海総合公園	<p>今後、観光施設としての利用、積極的なPR、県の観光戦略上での位置付けを検討した上で、指定管理者に委託すべきである。(意見)</p>	<p>「徳島県観光振興基本計画」において当公園の観光戦略上の位置付けを行い、次期指定管理者の募集要項等で計画に基づいた取り組みを求めていく。(都市計画課)【平成25年8月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		<p>平成25年度に実施した「徳島県観光振興基本計画」における位置付けに引き続き、平成27年3月策定の「徳島県観光振興基本計画(第2期)」においても当公園の観光戦略上の位置付けを行った。</p> <p>また、平成26年度に実施した次期指定管理者の募集において要項等の中で基本計画に基づいた取り組みを求めた。(都市計画課)【平成27年3月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
	<p>今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)</p>	<p>「徳島県観光振興基本計画」において当公園の観光戦略上の位置付けを行い、公園の景観の維持、向上及びPRに取り組み観光誘致に繋げる。(都市計画課)【平成25年8月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		<p>魅力あるイベントの実施や園内清掃及び植栽管理の徹底等により、景観の維持向上を図り、公園利用者の増加に繋げるよう、指定管理者を指導した。</p> <p>さらに、観光客誘致に繋がるよう公園</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>の情報を発信するため、公式ウェブサイトの機能アップやイベント開催情報の発信強化等の新たな取り組みが指定管理者により平成27年度から実施される。(都市計画課)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>指定管理者からの報告について、観光戦略上の観点からの記載を求めるべきである。(意見)</p>	<p>「徳島県観光振興基本計画」において当公園の観光戦略上の位置付けを行い、観光戦略上の観点からの記載を求めている。(都市計画課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
		<p>年度末に指定管理者から提出される事業報告書において、魅力ある観光地づくりの観点から、園内清掃及び植栽管理の徹底並びに多彩なイベントの実施等に関する記載が行われた。(都市計画課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
	<p>平成24年度における指定管理者の選定において、他の応募が1社もなかったということは、今後、本施設を観光目的で積極的に活用すべきであるとの観点においては、消極的に評価せざるをえず、募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。(意見)</p>	<p>平成24年度からの指定管理者の選定における応募は1団体のみであるが、募集要項の交付が5団体、現地説明会の参加は4団体であった。</p> <p>指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道機関への資料提供、応募期間の「1カ月程度」から「2カ月程度」への延長などを行ってきたが、今後は、より多くの広報媒体の活用や他県における取り組みの調査などを行い、更なる情報提供に努める。(都市計画課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
		<p>平成26年度に実施した指定管理者の募集にあたっては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道機関への資料提供などを行った。</p> <p>結果として3団体から募集関係書類の交付要請があったが、応募は1団体のみであった。</p> <p>今後とも応募者数の増加を図るため、指定管理者制度を所管している部局とも連携しながら、更なる情報提供の手法について引き続き調査検討に努める。(都市計画課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>必要な対応がなされていない。</p>
	<p>観光施設としてのより多くの利用を促進するため、他の指定管理施設で行われている報奨金制度等を参考に、何らかの基準を設け、指定管理者のモチベーションを上げる手法を検討すべきである。(意見)</p>	<p>当公園は有料施設はなく、気軽に楽しんでいただくことを目的に設置しているため、報奨金制度等の導入はなじまないと考えている。今後とも利用者の拡大や満足度の向上を図るため、県外へのPRや利用者アンケートの充実を努める。(都市計画課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>当公園には有料施設がないため、報奨金制度等の導入は直接にはなじまない。</p> <p>しかしながら指定管理者は、利用者の満足度向上及び地域に愛される公園を目指し、施設のPR活動、利用者アンケート及び地域住民と連携した自主事業等を実施することにより、利用促進に努めている。(都市計画課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
徳島県月見が丘海浜公園	今後、観光施設としての利用、積極的なPR、県の観光戦略上での位置付けを検討した上で、指定管理者に委託すべきである。(意見)	【点】 「徳島県観光振興基本計画」において当公園の観光戦略上の位置付けを行い、次期指定管理者の募集要項等で計画に基づいた取り組みを求めていく。(都市計画課)【平成25年8月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		平成25年度に実施した「徳島県観光振興基本計画」における位置付けに引き続き、平成27年3月策定の「徳島県観光振興基本計画(第2期)」においても当公園の観光戦略上の位置付けを行った。 平成27年度に予定している次期指定管理者の募集時には計画に基づいた積極的な取り組みを求めていく。(都市計画課)【平成27年3月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
	今後、より具体的に、どのような戦略で、県の観光客誘致の最終目標に繋げるのかという方針の明確化が必要である。(意見)	「徳島県観光振興基本計画」において当公園の観光戦略上の位置付けを行い、公園の景観を活かした体験型施設として観光誘致に繋げる。(都市計画課)【平成25年8月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		公園の景観及び体験型施設としての特色を活かした観光客誘致が図られるよう、園内清掃及び植栽管理の徹底並びに多彩なイベントの実施等について、指定管理者を指導した。(都市計画課)【平成27年3月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
	指定管理者からの報告について、観光戦略上の観点からの記載を求めべきである。(意見)	「徳島県観光振興基本計画」において当公園の観光戦略上の位置付けを行い、観光戦略上の観点からの記載を求めていく。(都市計画課)【平成25年8月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		年度末に指定管理者から提出される事業報告書において、公園の景観を活かした体験型施設として観光誘致に繋げるための、民間の旅行サイトを通じた施設の情報発信や利用促進に繋がる多彩なイベントの実施等に関する記載が行われた。(都市計画課)【平成27年3月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
	観光施設としてのより多くの利用を促進するため、他の指定管理施設で行われている報奨金制度等を参考に、何らかの基準を設け、指定管理者のモチベーションを上げる手法を検討すべきである。(意見)	当公園の有料施設の運営については、使用料が指定管理者の収入となる利用料金制度を採用しており、現状においてもモチベーションの向上に繋がっているものと考えているが、より一層の利用者の増加が図れるよう、宿泊状況等を分析した上で指定管理者と協議を行う。(都市計画課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		当公園においては、宿泊施設の使用料が指定管理者の収入となる利用料金制度を採用しており、現状においてもモチベーションの向上に繋がっているものと考えている。 これまでも繁忙期における開園日の増加等の提案が行われてきたが、平成26年度は新たに施設のマスコットキャラクターの設定及び関連イベントの実施等、指定管理者からの積極的な利用促進策が図られた。(都市計画課)【平成27年3月	特段の問題はない。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
南部圏域にかか る観光振興 事業全般	情報誌「四国の右下↑(みぎあがり)」につき、ホームページ、メールマガジンなどで部分的に復活させ、記事を掲載するなどして、同冊子の編集、発行で蓄積したノウハウを活かし、継続的に情報を発信することが期待される。(意見)	<p>末時点】</p> <p>情報誌で使用した表紙の題字「四国の右下↑みぎあがり」は南部総合県民局の観光PRのためのロゴマークとして活用している。</p> <p>また、南部総合県民局管内の観光案内のためのホームページである「徳島県南部観光サイト四国の右下↑みぎあがり」に情報誌の内容を掲載し、引き続き情報発信に努めている。</p> <p>さらに、情報誌の作成の際に取材した資料等を活用するとともに、この事業により得られたノウハウを活かし、魅力的なパンフレットづくりを行っている。(南部総合県民局経営企画部)【平成25年8月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		<p>情報誌で使用した表紙の題字「四国の右下↑みぎあがり」は南部総合県民局の観光PRのためのロゴマークとして活用している。</p> <p>また、南部総合県民局管内の観光案内のためのホームページである「徳島県南部観光サイト四国の右下↑みぎあがり」に情報誌の内容を掲載し、引き続き情報発信に努めている。</p> <p>さらに、平成26年6月の「るるぶ四国東南部」の発行や『室戸阿南海岸国定公園』指定50周年記念四国の右下イベントガイド」においても、情報誌の作成の際に取材した資料等を活用するとともに、この事業により得られたノウハウを活かし、魅力的なパンフレットづくりを行った。(南部総合県民局経営企画部、南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】</p>	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
	南阿波井、南阿波鍋につき、各種旅行を組み合わせたツアー商品の開発や、県外でのイベント(たとえば、「新鮮 なっ! とくしま」号が参加するイベント)でのさらなるPR等を積極的に図るべきである。(意見)	平成24年12月に開催した食博覧会において南阿波井・南阿波鍋を味わっていただくツアーを実施した。引き続き平成25年11月開催予定の食博覧会においても実施する予定である。また、平成25年5月に大阪で開催された「食博覧会大阪」会場において、「新鮮 なっ! とくしま」号と連携し、南阿波井のPR販売を行った。今後とも、機会あるごとに積極的にPRを図っていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		ツアー商品の開発については、平成24年12月に開催した「食博覧会」において南阿波井・南阿波鍋を味わっていただくツアーを実施した。さらに平成25年11月開催の「第3回食博覧会」では井・鍋に加えスイーツを開発し、平成26年1月には関西メディア・旅行会社等関係者を招き、『四国の右下』体験会を実施した。平成26年11月の「全国井サミット」と同時開催した「第4回食博覧会」においても、「南阿波井」「南阿	特段の問題はない。

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>波スイーツ」等の「南阿波グルメ」と観光スポットを組み合わせたツアーを実施した。</p> <p>また、県外イベントでのPRについては、平成25年5月に大阪で開催された「食博覧会大阪」会場において、「新鮮なっ!とくしま」号と連携し、「南阿波井」のPR販売を行った。</p> <p>さらに、平成25年10月に、福島市で開催された「全国井サミット in ふくしま2013」、平成27年3月、首都圏の百貨店での「四国の物産展」において「南阿波井」のPRを行った。今後とも機会あるごとに積極的にPRを図っていく。</p> <p>(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】</p>	
	<p>「南阿波アウトドア道場」につき、費用対効果を測定するとともに、観光客の生の意見を集め、更によりよい内容にすべく努めることが期待される。(意見)</p>	<p>「南阿波アウトドア道場」を各イベント会場や観光案内所で配布、広報した結果、掲載している各種イベントやツアーの利用者増につながった。また、平成24年度に開催されたアウトドアイベントのうち4会場において、参加者の生の意見を確認し、平成25年度実施事業において、開催時期の見直しや、イベント告知方法の見直しを行うことで、より参加者に喜ばれるイベントに改善した。今後ともこの事業で得られたノウハウを活用し、魅力ある広報を行っていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>「南阿波アウトドア道場」を各イベント会場や観光案内所で配布、広報した結果、掲載している各種イベントやツアーの利用者増につながった。また、平成24年度に開催されたアウトドアイベントのうち4会場において、参加者の生の意見を確認し、平成25年度実施事業において、開催時期の見直しや、イベント告知方法の見直しを行うことで、より参加者に喜ばれるイベントに改善した。引き続き、26年度実施イベントにおいても、参加者の生の意見を確認し、コースの見直しや地域特産品の提供等よりよい内容に見直しを図った。今後ともこれらの事業で得られたノウハウを活用し、魅力ある広報を行っていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
	<p>「だれも知らない四国の右下」につき、有名観光スポットがない地方であっても、取り上げ方次第で様々な魅力を発信し、観光スポットを開発できることを示す好例であるので、南部圏域に留まらず、県内の他の地域でも、このノウハウを活かして、同様の観光スポットの発掘等の取り組みが期待される。(意見)</p>	<p>引き続き新たなスポットを発掘した結果、平成24年度末で150箇所のスポットを見つけることができた。今後ともさらに魅力ある観光スポットの発掘を行うとともに、それらを貴重な観光資源として、有効に活用していきたい。また、この事業により得られたノウハウを他機関等と共有し、新たな観光スポットの発掘に役立てていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
		<p>引き続き新たなスポットを発掘した結</p>	<p>一応の措置が</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>果、平成24年度末で150箇所のスポットを見つけることができた。今後ともさらに魅力ある観光スポットの発掘を行うとともに、それらを貴重な観光資源として、平成26年度にはメディアを有効に活用し、CATVでの放送やホームページへの掲載を行った。また、この事業により得られたノウハウを他機関等と共有し、新たな観光スポットの発掘に役立てていく。(南部総合県民局産業交流部) 【平成27年3月末時点】</p>	<p>なされたといえるが、今後の課題である。</p>
	<p>「四国の右下」PR活動は、徳島県における観光政策全体における位置付け、他の観光振興事業（他の圏域におけるものを含む）との情報交換・提携等が十分であるとまではいいがたい面がある。「四国の右下」の独自性を活かしつつも、徳島県全体の観光振興の一環として共通のキャッチフレーズ、イメージキャラクター等の活用を図ったり、本事業で得られたノウハウ等の成果を他の観光振興事業に反映させたりすることを検討すべきである。(意見)</p>	<p>「四国の右下」PR活動については、地域の独自性を強調しつつ、徳島県全体の観光振興策の一環としての共通キャラクター「すだちくん」等と連携した情報発信をホームページ等で行うことにより、徳島県南部としての地域情報を発信することに努めている。今後とも他の観光振興事業と連携をとりながら、より一体的な観光情報の発信を行っていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
		<p>「四国の右下」PR活動については、地域の独自性を強調しつつ、徳島県全体の観光振興策の一環としての共通キャラクター「すだちくん」等と連携した情報発信をホームページ等で行うことにより、徳島県南部としての地域情報を発信することに努めている。さらに、西部圏域と連携し平成26年度は剣山国定公園指定50周年事業「ぐるっと剣山交流促進事業」の実施や、平成25、26年度の9月、3月には、「あるでよ徳島」において物産展を開催しPRに務めた。今後とも他の観光振興事業と連携を図りながら、より一体的な観光情報の発信を行っていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
<p>体験型観光推進事業、体験型観光連携推進事業</p>	<p>体験型観光ないしコンベンションを推進しないし誘致する事業など、内容が類似する事業につき、相互に提携し、情報を交換して、相乗効果を上げるように努めるべきである。(意見)</p>	<p>県観光協会や西部地域受入団体等の関係機関と連携し、「全国ほんもの体験フォーラム」を開催することで、全国に向けた効果的な魅力発信を行った。この開催により得られたノウハウを活かし、今後とも連携や情報交換により、より一層効果が上がるよう努める。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
		<p>県観光協会や西部地域受入団体等の関係機関と連携し、「全国ほんもの体験フォーラム」を開催することで、全国に向けた効果的な魅力発信を行った。この開催により得られたノウハウを活かし、魅力的な体験プログラムの開発やインストラクターやガイドの育成に取り組んだ。平成27年2月には「南阿波よくばり体験10周年記念講演会」を開催することで、体験型観光の今後の展開について検討の機会を持った。さらに県観光協会等、関</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		係する機関との情報交換により、より一層効果が上がるよう取り組みを進めていく。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】	
	「全国ほんもの体験フォーラム」の誘致は、大規模な体験型観光ないしコンベンションの事例として評価しうるものであり、今後も同様の誘致の取り組みが期待される。(意見)	平成25年3月に「全国ほんもの体験フォーラム」を開催した。今回の誘致、開催により得られた効果や問題点を検証しながら、今後とも引き続き、体験型観光を推進していく。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		平成25年3月に「全国ほんもの体験フォーラム」を開催した。今回の誘致、開催により、主催者としても豊かな自然や食文化など県南の魅力を再認識するとともに、全国に向け効果的な魅力発信ができ交流人口の拡大につながった。今後とも魅力的な体験プログラムの開発や、拡大する民泊ニーズに対応できるよう、引き続き、体験型観光を推進していく。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
	本事業では、体験型観光の推進のためにパンフレット・ポスター等を作成しているが、総じて工夫されており、一定の広報効果を上げているものと評価できるので、そのノウハウを他の事業にも活かしていくべきである。(意見)	平成25年3月に発行したパンフレット「四国の右下みぎあがり book」において、この事業により得たノウハウを活かした広報を行った。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		平成25年3月、平成26年3月に発行したパンフレット「四国の右下みぎあがり book」や、「室戸阿南海岸国定公園指定50周年記念四国の右下イベントガイド」において、この事業により得たノウハウを活かした広報を行った。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
	本事業は、相当の実績を上げているものと評価できるが、南阿波よくばり体験の利用料金が平成26年度から増額される予定であるので、料金の改定にもかかわらず、より一層、利用者を増やせるように、更に魅力的なプログラムの開発、円滑な運営等に取り組むべきである。(意見)	魅力的なプログラムの開発、円滑な運営について、他実施団体の状況確認や利用者の意見を聞きながら、より利用者に喜ばれる体験を提供できるよう、引き続き検討する。(南部総合県民局産業交流部)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		魅力的なプログラムの開発、円滑な運営について、他実施団体の状況確認や利用者の意見を聞くとともに、平成27年2月には「南阿波よくばり体験10周年記念講演会&総合研修会」を開催し、魅力的な体験プログラムの開発や民泊料理として南阿波グルメとして開発した「南阿波鍋」の講習会等を実施し、より利用者に喜ばれる体験を提供できるよう取り組んだ。(南部総合県民局産業交流部)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
総論(1) 観光関連事業の実施状況の評価につ	戦略目標、個別目標について、一応の数値目標を立てていることは、基本的には評価できるが、両目標における達成状況の乖離の原因について、十分に検討する必要がある。	戦略目標の達成に効果的に繋がるものとするため、今後は、各取り組みの進捗状況に応じて、個別目標の内容の修正や、新たな個別目標の設定など、不断の見直しを行い、戦略目標と個別目標との着実	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
いて	個別目標が概ね順調に推移していることが戦略目標の達成状況に十分に反映されていないとすれば、戦略目標と個別目標との連携について、再考する必要がある。(意見)	な連携を図っていく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】 平成27年3月策定の「観光振興基本計画(第2期)」においても、本県の観光振興を図るため、戦略目標を設定、3つの核となる重点施策を掲げるとともに、具体的な個別目標を設定し、施策展開を図ることとしている。なお、策定後についても、不断の見直しを行い、戦略目標と個別目標との着実な連携を図っていく。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
総論(2) 統括的な機能の強化について	ア 戦略目標達成へのコントロールについて 一定の困難が伴うとしても、各イベント、各施設等において、できる限り具体的な数値目標を明確化し、その積み上げにより目標達成に至るまでの道筋を描くべきである。 仮に、その目標値に到達しなかった場合には、個別具体的に検証してその原因を明確にすることによって、どのイベント、どの施設等にいかなる問題があるかを把握し、積上計算を含め、再度、全体的な方策を練り直すという過程を繰り返すべきである。(意見)	各イベントや各観光施設においては、目標集客者数、目標年間来館者数などの数値目標を設定しており、この数値目標の達成に向けて実施計画、年次計画を策定のうえ、事業展開を図っているところである。 今後は、こうした数値目標の達成状況を踏まえ、各イベントや各観光施設ごとに、県内での観光周遊や宿泊に繋がっているか等について定期的に効果検証を行った上で、個別の目標値について必要な見直しを行い、戦略目標の達成を目指していく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	必要な対応がなされていない。
		各イベントや各観光施設においては、目標集客者数、目標年間来館者数などの数値目標を設定しており、この数値目標の達成に向けて実施計画、年次計画を策定のうえ、事業展開を図っているところである。 「観光振興基本計画(第2期)」においても、同様に、数値目標の達成状況を踏まえ、毎年度、成果を検証の上、PDCAサイクルにより、必要な見直しを行い、戦略目標の達成を目指していく。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	必要な対応がなされていない。
	イ 相乗効果、ノウハウの一元化・共有化について 各事業等を全庁的に把握し、各担当課の枠を超えて、横断的に各事業等を束ねる可能性を探り、ブランド化や、相乗効果を狙う機能を強化すべきである。 また、各事業を担当課内で終結させるのではなく、関連する事業を行っている各課が計画段階から共同で協議を行い、まず、「誰に」「何を」「どのように」提供する事業なのかという事業の要素を明確化し、過去に各担当課が蓄積したノウハウを活かせないか、事業の要素を付け加えることにより事業の拡張性を図れないか、各担当課との事業の相乗効果を狙うことはできないか、といった検討を重ねることによって、ノウハウを共有・蓄積させるべきである。(意見)	県産品の振興においては、例えば平成25年4月26日から5月6日の間に開催された「13食博覧会・大阪」において観光国際局や農林水産部などの連携による取り組みを行うなど、部局間の連携を図り、一体的な情報発信によるブランド化や相乗効果を狙った取り組みを始めており、各事業担当課で実施するイベント等についても、計画段階での連携を強化し、より一層の相乗効果の発揮や、ノウハウの共有を図っていく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。
		観光や物産に関するPRイベントのほか、各事業担当課が実施する様々なイベント等においても、計画段階から、政策創造部や農林水産部、県土整備部など部局間の連携を図り、相乗効果の発揮や、ノウハウの共有を図っている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。

項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	評 価
	<p>ウ 他の自治体、観光事業者、観光関係団体との連携、協力について</p> <p>各担当課が個別に連携等の可能性を探るのではなく、たとえば、観光政策課において、市町村、観光事業者、観光関係団体等の有するイベント・施設等の情報を一元的に管理し、連携についてのノウハウを一元的に蓄積し、さらに、情報交換、批判、検討等を行うに当たっても窓口を一つにすることにより、より効果的、効率的に問題点の解決への道筋を描くべきである。(意見)</p>	<p>市町村、観光事業者等が実施するイベントや観光施設の催事等については、徳島県観光情報サイト「阿波ナビ」により、情報の一元化を行っている。平成25年3月には同サイトをリニューアルしており、随時、最新の観光情報をより多くサイト利用者に提供できるよう、例えば、トップ画面の「新着情報」に連携して、県内の市町村等のイベントや観光情報を一元的にかつ最新の状態で利用できるようにしたほか、各市町村や各市町の観光協会がイベント等の記事を同サイトに直接、編集、新規作成を行えることなどにより、市町村等との更なる連携や情報交換の緊密化を図っており、更なる活気とにぎわいを創出していく。(観光政策課) 【平成25年8月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
		<p>平成25年にリニューアルした徳島県観光情報サイト「阿波ナビ」の本格活用により、市町村、観光事業者等が実施するイベントや観光施設の催事等の情報の一元化を図っており、利用者に対し最新の観光情報等を提供している。市町村や各市町の観光協会自らが編集権限を持つため、リアルタイムで最新情報が提供できることから、それらの情報を活用し季節に応じた特集を組むなど、関係者間の情報共有や連携も図っている。(観光政策課) 【平成27年3月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
総論(3)	<p>すだちくんを始めとするマスコットキャラクター、「近いよ！徳島」などを始めとするキャッチフレーズ等につき、徳島県の観光政策における貴重な資源として位置付けた上で、これらを組み合わせ総合的に活用することで、統一的な観光イメージ戦略を推進していくべきである。(意見)</p>	<p>これまでも観光誘客イベントや誘客キャンペーンをはじめ様々な誘客活動において、すだちくんを積極的に活用してきている。平成25年7月公表の本四高速への全国共通料金制度の導入を契機とした本県の魅力を全国発信していく「おどる宝島！とくしま・PRロゴマーク」でも、すだちくんを本県のイメージキャラクターとしており、このPRロゴマークの観光誘客活動での積極的な活用を図ることにより、観光イメージ戦略に繋げる。(観光政策課) 【平成25年8月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
		<p>これまでの誘客活動においても、すだちくんを積極的に活用している。また、平成25年7月公表の本四高速への全国共通料金制度の導入を契機とした本県の魅力を全国発信していく「おどる宝島！とくしま・PRロゴマーク」でも、すだちくんをイメージキャラクターとして活用し、観光イメージ戦略に繋げてきた。</p> <p>さらに、平成26年9月以降は、様々な機会を捉え、本県の共通コンセプト「vs東京」を活用し、自然・文化・食など徳島ならではの優れた資源を発信、徳島の知名度の向上、ブランドイメージの定着化を図っている。(観光政策課) 【平成27年3月末時点】</p>	<p>特段の問題はない。</p>
総論(4)	<p>ア 支出の内容やその適否等の審査につ</p>	<p>県が負担金等を支出するイベントにお</p>	<p>※各該当箇所の</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
実行委員会が主催する大型イベントについて	<p>いて</p> <p>徳島県が負担金交付等の方法により支援する以上は、実行委員会の収支等について各経費支出の必要性や収入の中身も含めて審査するのは当然であり、例外を設けることなく、全てのイベントについて十分な審査がなされるべきである。(指摘)</p>	<p>いては、県も実行委員会の委員として会議の場で収支状況の詳細な報告を受けて審査を行っているところであるが、負担金等の交付段階での書類審査を徹底する観点から、実績報告書においても平成25年度以降は詳細なものの提出を求めていく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>包括外部監査人評価参照(阿波おどり活性化支援事業、春の阿波おどり支援事業)。</p>
		<p>県が負担金等を支出するイベントにおいては、県も実行委員会の委員として会議の場で収支状況の詳細な報告を受けて審査を行っているところであるが、負担金等の交付段階での書類審査を徹底する観点から、平成25年度以降、詳細な実績報告書の提出を求めている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(阿波おどり活性化支援事業、春の阿波おどり支援事業)。</p>
	<p>イ イベント内容の改善を図る仕組みについて</p> <p>実行委員会が主催するイベントであるから、実行委員会が運営の中心的役割を担うのは当然であるが、県としても、負担金を交付する以上は、イベントの内容や運営方法についても積極的に意見を述べるべきである。</p> <p>また、イベントに関して県に届いた意見や寄せられるクレーム等について、担当課が集約した上で、多く寄せられる意見はないか、毎年継続して寄せられるクレームはないかといった分析・検討を行うことが要請される。</p> <p>さらに、かかる分析・検討を行った上で、主催者側に書面等を用いた明確な方法で改善要望を行い、主催者側からは各要望についていかなる措置を採ったかという措置結果について書面等で報告を受け、その後、当該クレームが減少したか否かをチェックしていくという、事後のフォローを行うといった仕組み、体制を作ることが要請される。(指摘)</p>	<p>実行委員会の場においては、これまでもイベント内容や運営方法について積極的に意見を述べているが、県に寄せられる意見等についても分析・検討を行い、イベントの充実・改善見直しに繋げていくよう実行委員会に働きかける。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(阿波おどり活性化支援事業)。</p>
<p>ウ 実行委員会のメンバーについて</p> <p>実行委員会のメンバーに、参加者の目線に立った意見を述べることができる者など、一部新しい人材を得て、より多方面からの意見を取り入れることも検討すべきである。(意見)</p>	<p>実行委員会の場においては、これまでもイベント内容や運営方法について積極的に意見を述べているが、県に寄せられる意見等についても分析・検討を行い、イベントの充実・改善見直しに繋げていくよう実行委員会に働きかけている。</p> <p>また、イベントの関係機関に対して寄せられる意見についても、会議の場に持ち寄り、改善策を協議の上、次回イベントに反映させている。</p> <p>例えば、「とくしまマラソン」では、会場やインターネット上で実施したアンケート調査に寄せられた意見を参考に、関係者と協議を行い、ランナーのトイレ利用やスタート整列等のマナーアップの取り組みや、年代別賞の創設等、運営方法の改善を行った。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(阿波おどり活性化支援事業)。</p>	
		<p>平成25年度以降、各種イベントにおいて、参加者アンケートを徹底するなど、より多くの参加者の意見を収集し、参加者の目線をより意識したイベント運営を図っていくよう実行委員会に働きかける。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p>	<p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(阿波おどり活性化支援事業)。</p>
		<p>平成25年度以降、各種イベントにおいて、参加者アンケートを徹底するなど、より多くの参加者の意見を収集し、参加者の目線をより意識したイベント運営を図っていくよう実行委員会に働きかけている。</p> <p>例えば、「とくしまマラソン」では、会場やインターネット上でのアンケート調査で幅広く意見を聴取し、「とくしまマラソン実行委員会」の企画委員会等の協議</p>	<p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(阿波おどり活性化支援事業)。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		<p>を経て、運営方法等に反映させるよう改善しており、加えて、平成26年10月には、県内ランニングクラブやランナーを中心とした「とくしまマラソン♥サポートランナーズ協議会」の設立に協力し、積極的に協議会に参加するなど、多方面からの意見を取り入れている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	
<p>総論(5) スポーツイベントについて</p>	<p>ア 観光戦略上の位置づけについて 今後、各イベントを束ねること等により、相乗効果を狙うといった戦略が必要であり、そのような戦略を策定した上で、徳島県観光振興基本計画における最終的な戦略目標との繋がりを検討すべきである。(意見)</p>	<p>県内各地でマラソン大会やサイクルレースなどのスポーツイベントが開催されており、こうしたイベントと県が実施するスポーツイベントや各種アウトドアスポーツ拠点の情報を一体的に発信することを通じて、アウトドアスポーツの楽園である徳島の魅力を効果的に発信し、観光誘客の拡大を図る。</p> <p>また、こうしたイベントを核とした施策においては、観光入込客数や宿泊者数といった戦略目標の達成に繋がる有効な施策となっているか、との観点での中間進捗管理や効果検証を行った上で、施策内容について必要な見直しを行い、戦略目標の達成を目指していく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p> <p>平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」において、「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目中、「スポーツによるにぎわいづくり」と明記し、スポーツ文化の振興やにぎわいの創出を図ることで、交流人口の増加、宿泊者数、観光客数の目標値の達成に繋げる。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p> <p>一応の措置がなされたといえるが、今後の課題である。</p>
	<p>イ 安全性、円滑な運営について イベントによっては、参加者への安全性の配慮が十分でないものがあり、今後、計画段階から医師等の意見を反映させ、イベント開催の条件等について事前の基準を策定する必要がある。また、この安全性の基準については、各スポーツイベントを行う担当課において、共通認識とし、各イベントにおいて活用していくべきである。</p> <p>さらに、イベントを行う際には、事前準備として、担当課の枠を超えて幅広く意見聴取を行う等の方法により、万全の態勢を整えておく必要がある。(指摘)</p>	<p>例えば「とくしまマラソン」では、運営マニュアルにおいて、従来より、気象条件等により中止の判断を行う場合の決定方法を定めているほか、平成24年度からは、新たに「とくしまマラソン実施本部」に「医療スタッフ協議会」を設置し、医療関係者の医学的見地からの意見を聞くよう定めるなど、イベント当日の天候等、開催の可否が問われるような場合に備えて安全性の観点からの判断基準を策定しており、イベントの実施時においても警察、消防、医療機関と連携した安全確保体制を構築している。こうした基準の情報共有を図っていくことにより、各イベントの安全性の更なる向上に繋げていく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p> <p>例えば「とくしまマラソン」では、運営マニュアルにおいて、従来より、気象条件等により中止の判断を行う場合の決定方法を定めているほか、平成24年度からは、新たに「とくしまマラソン実施本部」に「医療スタッフ協議会」を設置し、医療関係者の医学的見地からの意見</p>	<p>特段の問題はない。</p> <p>特段の問題はない。</p>

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
		を聞くよう定めるなど、イベント当日の天候等、開催の可否が問われるような場合に備えて安全性の観点からの判断基準を策定しており、イベントの実施時においても警察、消防、医療機関と連携した安全確保体制を構築している。こうした基準の情報共有を各イベント担当課で行うことにより、イベントの安全性の更なる向上に繋げている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	
	ウ 意見聴取、反映について イベントの意見聴取において判明した問題点は、引き継ぎを行った上で改善状況をモニターすべきであり、また、他のスポーツイベントを所管する担当課とも情報を共有すべきである。(意見)	例えば「とくしまマラソン」では、参加者や動員者、医療スタッフ、ボランティアなどからアンケートで聴取した意見を「とくしまマラソン実行委員会」の企画委員会等で報告し、情報を共有するとともに、運営方法等の改善にこれらの意見を反映させており、平成25年度以降は、こうした取組みを踏まえ、イベント開催後に問題点の抽出や解決方法の検討を行うとともに、類似イベントの担当課間で問題点等の情報を共有することを通じて、各イベントの改善と更なる魅力向上を図る。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	特段の問題はない。
		例えば「とくしまマラソン」では、参加者や動員者、医療スタッフ、ボランティアなどからアンケートで聴取した意見を「とくしまマラソン実行委員会」の企画委員会等で報告し、情報を共有するとともに、運営方法等の改善にこれらの意見を反映させており、平成25年度以降、こうした取組みを踏まえ、イベント開催後に関係者を交え問題点の抽出や解決方法の検討を行っている。これら検討の結果について、南部総合県民局が開催するアウトドアイベントでのおもてなしの改善に繋げるなど、イベントの改善と更なる魅力向上を図っている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	特段の問題はない。
総論(6) 観光施設について	ア 観光戦略上の位置づけについて 各施設における観光戦略上の位置づけを明確にし、その上で指定管理者が行うべき取り組み、報告体制等を検討し、ひいては、徳島県観光振興基本計画における最終的な戦略目標との繋がりを検討すべきである。(意見)	県営施設については、それぞれの目的を持って設置、運営されているが、施設によっては、本来の目的に加えて、観光施設としての一面もあるところであり、こうした施設については、観光振興基本計画における位置づけを明確にし、観光誘客への積極的な活用を図る。(観光政策課)【平成25年8月末時点】	※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(徳島県立あすたむらんど、徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館)。
		平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」において、『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出の項目中、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明記し、にぎわいの創出を図ることで、宿泊者数、観光客数の目標値の達成に繋げる。(観光政策課)【平成27年3月末時点】	※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(徳島県立あすたむらんど、徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館)。
	イ 指定管理者のモチベーションについて	本県では、施設の性質や社会情勢の変化を踏まえつつ、指定管理者のモチベー	特段の問題はない(一応の措置

項目	指摘及び意見	講じた措置等	評価
	<p>報奨金等の指定管理者のモチベーションを上げる方策が行われていない施設、報奨金等の制度を設けているが、報償金の基準が現状の収支等と乖離しており、指定管理者のモチベーションに有効に作用しているとは思えない施設も見受けられるので、他の施設を参考にするなどして、指定管理者のモチベーションを上げるために適切な対策を講じるべきである。(意見)</p>	<p>シヨンの維持に努めており、指定管理者の更なるモチベーション向上に繋げていく手法については、先進事例の把握と研究に努めながら、不断の見直しを加えて、その確立を図る。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p> <p>本県では、施設の性質や社会情勢の変化を踏まえつつ、指定管理者のモチベーションの維持に努めており、指定管理者の更なるモチベーション向上に繋げていく手法については、先進事例の把握と研究に努めながら、不断の見直しを加えて、その確立を図っている。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>がなされたといえる)。</p> <p>特段の問題はない(一応の措置がなされたといえる)。</p>
<p>ウ 指定管理者の選定について</p> <p>指定管理者の選定において、十分な応募が得られるように、募集期間、情報提供等を再度検討する必要がある。(意見)</p>		<p>応募者の拡大や利便性の向上を図るため、情報提供の方法について改善を図ってきたところであり、競争性、公平性は確保されているものと考えている。引き続き、十分な応募が得られるよう、多様な広報媒体の活用を図り、より分かりやすく情報提供するなど創意工夫を行っていく。(観光政策課)【平成25年8月末時点】</p> <p>指定管理者の選定においては、応募者の拡大を図るため、県ホームページ上への募集要項の掲載や報道関係への資料提供、応募期間の「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」への延長などを行うとともに、平成26年度から新たに「県HPトップページでの案内サイトを開設」するなど、募集案内の周知に努めた。その結果、例えば「渦の道」・「大鳴門橋架橋記念館」では、募集要項の配付団体が増加するなどの効果があった。今後についても、引き続き応募者の拡大に向けた工夫を行っていく。(観光政策課)【平成27年3月末時点】</p>	<p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(徳島県立産業観光交流センター、徳島県立あすたむらんど、徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館、徳島県鳴門ウチノ海総合公園)。</p> <p>※各該当箇所の包括外部監査人評価参照(徳島県立産業観光交流センター、徳島県立あすたむらんど、徳島県立渦の道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館、徳島県鳴門ウチノ海総合公園)。</p>